

八幡浜市地域防災計画

(風水害等対策編)

令和8年1月
八幡浜市防災会議

目 次

| | |
|--|----|
| 第1編 総論 | 1 |
| 第1章 計画の方針 | 1 |
| 第1節 計画の目的 | 1 |
| 第2節 計画の性格 | 1 |
| 第3節 計画の構成 | 1 |
| 第4節 基本方針 | 2 |
| 第5節 計画の修正 | 2 |
| 第6節 他の法律との関係 | 3 |
| 第7節 計画の習熟 | 3 |
| 第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 | 4 |
| 第1節 八幡浜市 | 4 |
| 第2節 愛媛県 | 5 |
| 第3節 八幡浜地区施設事務組合消防本部 | 5 |
| 第4節 八幡浜警察署 | 5 |
| 第5節 指定地方行政機関 | 6 |
| 第6節 自衛隊（陸上自衛隊中部方面特科隊、海上自衛隊呉地方総監部、 航空自衛隊西部航空方面隊） | 7 |
| 第7節 指定公共機関 | 8 |
| 第8節 指定地方公共機関 | 9 |
| 第9節 その他公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者 | 10 |
| 第10節 住民・自主防災組織・事業者 | 10 |
| 第3章 八幡浜市の現状 | 12 |
| 第1節 自然的条件 | 12 |
| 第2節 社会的条件 | 13 |
| 第2編 災害予防対策 | 15 |
| 第1章 気象予警報等の伝達 | 15 |
| 第1節 定義 | 15 |
| 第2節 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達系統 | 17 |
| 第3節 気象情報の種類・発表基準及び伝達系統 | 20 |
| 第4節 土砂災害警戒情報の発表及び伝達 | 21 |
| 第5節 洪水予報、水防警報及び水位到達情報の発表・伝達 | 21 |
| 第6節 火災気象通報及び火災警報の発表・伝達 | 21 |
| 第7節 伝達体制 | 21 |
| 第8節 非常時の伝達体制 | 22 |
| 第2章 防災思想・知識の普及 | 23 |
| 第1節 市の活動 | 23 |
| 第2節 関係機関の活動 | 26 |
| 第3節 普及の際の留意点 | 27 |
| 第3章 自主防災組織の活動 | 28 |
| 第1節 住民の果たすべき役割 | 28 |
| 第2節 自主防災組織の育成強化 | 29 |

| | | |
|------|--------------------|----|
| 第3節 | 自主防災組織の果たすべき役割 | 31 |
| 第4節 | 自主防災組織と消防団等との連携 | 33 |
| 第5節 | 事業所等における自主防災活動 | 34 |
| 第6節 | 地域における自主防災活動の推進 | 35 |
| 第4章 | 事業者の防災対策 | 36 |
| 第1節 | 事業者の果たすべき役割 | 36 |
| 第2節 | 市の活動 | 37 |
| 第5章 | 業務継続計画 | 38 |
| 第1節 | 業務継続計画の策定 | 38 |
| 第2節 | 基本的方針 | 38 |
| 第3節 | 計画策定の考え方 | 38 |
| 第6章 | ボランティア活動の環境整備 | 39 |
| 第1節 | ボランティアの登録・育成 | 39 |
| 第2節 | ボランティアに期待される役割 | 40 |
| 第3節 | ボランティア団体等との連携 | 40 |
| 第4節 | ボランティア受入体制等の整備 | 40 |
| 第5節 | 専門ボランティアの活動への支援等 | 40 |
| 第7章 | 防災訓練の実施 | 41 |
| 第1節 | 防災訓練の実施責務又は協力 | 41 |
| 第2節 | 防災訓練の種別 | 41 |
| 第3節 | 各種訓練への協力 | 42 |
| 第8章 | 火災予防対策 | 43 |
| 第1節 | 防火思想の普及 | 43 |
| 第2節 | 都市の防災構造の強化 | 43 |
| 第3節 | 建築物の耐震化及び不燃化 | 43 |
| 第4節 | 火災予防対策 | 43 |
| 第5節 | 危険物施設等の防火対策 | 44 |
| 第6節 | 消防力拡充強化 | 45 |
| 第7節 | 消防水利の整備 | 45 |
| 第8節 | 消火活動における自主防災組織との連携 | 46 |
| 第9章 | 林野火災予防対策 | 47 |
| 第1節 | 林野の状況 | 47 |
| 第2節 | 林野火災予防思想の普及、啓発 | 47 |
| 第3節 | 林野火災防止対策 | 47 |
| 第10章 | 水害予防対策 | 49 |
| 第1節 | 危険箇所の把握 | 49 |
| 第2節 | 水防対策 | 49 |
| 第11章 | 台風災害予防対策 | 51 |
| 第1節 | 火災予防 | 51 |
| 第2節 | 小型船舶の事前避難 | 51 |
| 第3節 | 家屋その他建築物の倒壊防止と緊急対策 | 51 |
| 第4節 | 避難の指示 | 51 |
| 第5節 | 豪雨にともなう浸水被害の防止 | 51 |
| 第6節 | 高潮にともなう浸水被害の防止 | 51 |

| | | |
|--------|----------------------------------|----|
| 第 12 章 | 地盤災害予防対策 | 53 |
| 第 1 節 | 土砂災害警戒区域の指定促進等 | 53 |
| 第 2 節 | 土砂災害対策 | 53 |
| 第 3 節 | 市の活動 | 55 |
| 第 13 章 | 避難体制の整備 | 56 |
| 第 1 節 | 指定緊急避難場所及び指定避難所等の指定 | 56 |
| 第 2 節 | 避難路の指定 | 58 |
| 第 3 節 | 住民等への周知のための措置 | 58 |
| 第 4 節 | 指定避難所等の設備及び資機材の配備 | 59 |
| 第 5 節 | 避難計画 | 59 |
| 第 6 節 | 防災上重要な施設管理者の留意事項 | 61 |
| 第 7 節 | 八幡浜市避難所運営マニュアルの策定 | 61 |
| 第 8 節 | 洪水予報河川等への具体的な避難指示等の発令基準の策定 | 61 |
| 第 14 章 | 緊急物資確保対策 | 62 |
| 第 1 節 | 食料及び生活必需品等の確保 | 62 |
| 第 2 節 | 飲料水の確保 | 63 |
| 第 3 節 | 物資供給体制の整備 | 64 |
| 第 15 章 | 医療救護体制の整備 | 65 |
| 第 1 節 | 災害医療コーディネータの設置 | 65 |
| 第 2 節 | 初期医療体制の整備 | 65 |
| 第 3 節 | 後方医療体制の整備 | 66 |
| 第 4 節 | 医療品等の確保体制の整備 | 67 |
| 第 5 節 | 災害情報の収集、連絡体制の整備 | 67 |
| 第 6 節 | 災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施 | 67 |
| 第 7 節 | 難病患者等の状況把握 | 67 |
| 第 8 節 | 災害救助法の適用による医療救護基準 | 68 |
| 第 9 節 | 災害救助法の適用による助産の基準 | 68 |
| 第 10 節 | 住民及び自主防災組織が実施すべき事項 | 68 |
| 第 16 章 | 防疫・保健衛生活動体制の確保 | 69 |
| 第 1 節 | 防疫・衛生活動 | 69 |
| 第 2 節 | し尿処理、ごみ処理及び災害廃棄物の処理体制の確保 | 69 |
| 第 3 節 | 保健衛生活動 | 70 |
| 第 17 章 | 要配慮者の支援対策 | 71 |
| 第 1 節 | 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等 | 71 |
| 第 2 節 | 社会福祉施設等における対策 | 73 |
| 第 18 章 | 広域応援体制の整備 | 75 |
| 第 1 節 | 全県的な消防相互応援体制の整備 | 75 |
| 第 2 節 | 消防防災ヘリコプターの活用 | 75 |
| 第 3 節 | 全県的な防災相互応援体制の整備 | 76 |
| 第 4 節 | 他県との広域的な応援体制の整備 | 77 |
| 第 5 節 | 受援計画の策定・運用 | 77 |
| 第 19 章 | 情報通信システムの整備 | 78 |
| 第 1 節 | 情報収集・連絡体制の整備 | 78 |
| 第 2 節 | 通信施設の整備 | 79 |
| 第 3 節 | 防災情報システムの拡充整備 | 79 |

| | | |
|------|----------------------|----|
| 第4節 | 各種情報システムデータのバックアップ保管 | 79 |
| 第20章 | ライフライン災害予防対策 | 80 |
| 第1節 | 水道施設 | 80 |
| 第2節 | 下水道施設 | 80 |
| 第3節 | 電力施設 | 81 |
| 第4節 | 電信電話施設 | 81 |
| 第5節 | ガス施設（プロパンガス） | 83 |
| 第21章 | 公共土木施設等災害予防対策 | 84 |
| 第1節 | 道路施設 | 84 |
| 第2節 | 河川管理施設 | 85 |
| 第3節 | 海岸保全施設 | 85 |
| 第4節 | 治山等施設 | 85 |
| 第5節 | 港湾・漁港施設災害予防対策 | 85 |
| 第6節 | 砂防等施設 | 85 |
| 第7節 | 農地・農林業施設災害予防対策 | 86 |
| 第8節 | 公共建築物 | 86 |
| 第9節 | コンピュータの安全対策 | 86 |
| 第22章 | 危険物施設等災害予防対策 | 87 |
| 第1節 | 予防査察等の強化 | 87 |
| 第2節 | 予防教育の徹底 | 87 |
| 第3節 | 防災訓練の実施 | 87 |
| 第23章 | 海上災害予防対策 | 88 |
| 第1節 | 市、県等関係機関の活動 | 88 |
| 第2節 | 排出油等防除協議会の活動 | 88 |
| 第24章 | 航空災害予防対策 | 89 |
| 第1節 | 防災体制の整備 | 89 |
| 第2節 | 防災訓練の実施 | 89 |
| 第25章 | 資機材等の点検整備 | 90 |
| 第1節 | 点検整備を要する資機材 | 90 |
| 第2節 | 実施機関 | 90 |
| 第3節 | 実施時期 | 90 |
| 第4節 | 点検整備実施内容 | 90 |
| 第5節 | 留意事項 | 91 |
| 第26章 | 孤立地区対策 | 92 |
| 第1節 | 孤立地区への対策 | 92 |
| 第2節 | 孤立の未然防止対策 | 92 |
| 第27章 | 災害復旧・復興への備え | 94 |
| 第1節 | 平常時からの備え | 94 |
| 第2節 | 複合災害への備え | 94 |
| 第3節 | 災害廃棄物の発生への対応 | 94 |
| 第4節 | 各種データの整備保全 | 95 |
| 第5節 | 罹災証明書交付体制の整備 | 95 |
| 第6節 | 復興事前準備の実施 | 95 |
| 第7節 | 復興対策の研究 | 95 |

| | |
|----------------------------|-----|
| 第3編 災害応急対策..... | 96 |
| 第1章 応急措置の概要..... | 96 |
| 第1節 市のとるべき措置..... | 96 |
| 第2節 県のとるべき措置..... | 97 |
| 第3節 住民のとるべき措置..... | 97 |
| 第4節 関係機関のとるべき措置..... | 97 |
| 第2章 活動体制..... | 99 |
| 第1節 八幡浜市災害対策本部..... | 99 |
| 第2節 動員計画..... | 110 |
| 第3章 通信連絡活動..... | 113 |
| 第1節 通信伝達手段..... | 113 |
| 第2節 孤立地域との通信連絡..... | 115 |
| 第3節 通信施設の確保..... | 115 |
| 第4章 情報活動..... | 116 |
| 第1節 情報活動の強化..... | 116 |
| 第2節 処理すべき情報の種類..... | 118 |
| 第3節 情報の収集..... | 118 |
| 第4節 情報の伝達..... | 123 |
| 第5節 県への被害報告..... | 124 |
| 第5章 広報活動..... | 129 |
| 第1節 広報内容..... | 129 |
| 第2節 広報活動の方法..... | 129 |
| 第3節 広報実施方法..... | 130 |
| 第4節 県に対する広報の要請..... | 130 |
| 第5節 住民が必要な情報を入手する方法..... | 130 |
| 第6節 災害の記録..... | 131 |
| 第7節 広聴活動..... | 131 |
| 第8節 安否情報の提供..... | 131 |
| 第6章 災害救助法の適用..... | 132 |
| 第1節 災害救助の実施機関..... | 132 |
| 第2節 災害救助法の適用基準..... | 133 |
| 第3節 災害救助法の適用手続..... | 134 |
| 第4節 救助項目及び実施期間..... | 135 |
| 第5節 災害救助法による救助の基準..... | 135 |
| 第7章 避難活動..... | 136 |
| 第1節 高齢者等避難、避難指示等の発令基準..... | 136 |
| 第2節 警戒区域の設定..... | 143 |
| 第3節 避難の方法..... | 145 |
| 第4節 指定避難所等の開設..... | 148 |
| 第5節 指定避難所等の運営..... | 149 |
| 第6節 要配慮者等の避難..... | 151 |
| 第7節 帰宅困難者対策..... | 153 |
| 第8節 学校における災害応急対策..... | 153 |
| 第9節 広域避難..... | 153 |

| | | |
|--------|---------------------|-----|
| 第 8 章 | 緊急輸送活動 | 154 |
| 第 1 節 | 実施体制 | 154 |
| 第 2 節 | 緊急輸送道路の確保 | 154 |
| 第 3 節 | 緊急輸送体制の確立 | 154 |
| 第 4 節 | 緊急輸送の実施 | 155 |
| 第 5 節 | 災害救助法による実施基準 | 156 |
| 第 9 章 | 交通応急対策 | 157 |
| 第 1 節 | 実施機関 | 157 |
| 第 2 節 | 災害発生時の自動車運転手のとるべき措置 | 157 |
| 第 3 節 | 道路の交通規制 | 157 |
| 第 4 節 | 道路交通確保の措置 | 159 |
| 第 5 節 | 緊急通行車両 | 160 |
| 第 6 節 | 鉄道確保の措置 | 160 |
| 第 7 節 | 海上交通の確保 | 160 |
| 第 10 章 | 地区の孤立対策 | 161 |
| 第 11 章 | 消防活動 | 162 |
| 第 1 節 | 消火活動の基本方針 | 162 |
| 第 2 節 | 消防機関の組織 | 163 |
| 第 3 節 | 消防機関の活動 | 165 |
| 第 4 節 | 警察官との相互協力 | 167 |
| 第 5 節 | 消防活動の応援要請 | 167 |
| 第 6 節 | 事業所の活動 | 168 |
| 第 7 節 | 住民及び自主防災組織の活動 | 169 |
| 第 12 章 | 水防活動 | 170 |
| 第 1 節 | 水防計画の目的 | 170 |
| 第 2 節 | 水防組織 | 170 |
| 第 3 節 | 水防倉庫及び資機材の整備 | 171 |
| 第 4 節 | 水防活動 | 171 |
| 第 5 節 | 水防活動の内容 | 171 |
| 第 6 節 | 監視及び警戒 | 171 |
| 第 7 節 | 水防活動の応援要請 | 172 |
| 第 8 節 | 大規模氾濫に関する減災対策協議会 | 172 |
| 第 13 章 | 人命救助活動 | 173 |
| 第 1 節 | 実施体制 | 173 |
| 第 2 節 | 救出活動 | 173 |
| 第 3 節 | 救急活動 | 174 |
| 第 4 節 | 関係機関への応援要請等 | 174 |
| 第 5 節 | 自主防災組織の活動 | 175 |
| 第 6 節 | 事業所の活動 | 176 |
| 第 7 節 | 災害救助法による実施基準 | 176 |
| 第 14 章 | 食料供給活動 | 177 |
| 第 1 節 | 実施体制 | 177 |
| 第 2 節 | 食料供給の対象者 | 177 |
| 第 3 節 | 食料供給の実施 | 177 |
| 第 4 節 | 炊き出しの実施 | 178 |

| | | |
|--------|---------------------|-----|
| 第 5 節 | 住民及び自主防災組織等の活動 | 180 |
| 第 6 節 | 災害救助法による実施基準 | 180 |
| 第 15 章 | 生活必需品等物資供給活動 | 181 |
| 第 1 節 | 実施体制 | 181 |
| 第 2 節 | 物資供給の対象者 | 181 |
| 第 3 節 | 物資供給の実施 | 181 |
| 第 4 節 | 住民及び自主防災組織等の活動 | 182 |
| 第 5 節 | 災害救助法による実施基準 | 182 |
| 第 16 章 | 飲料水の確保・供給 | 183 |
| 第 1 節 | 実施体制 | 183 |
| 第 2 節 | 飲料水の確保 | 183 |
| 第 3 節 | 応急給水の実施 | 184 |
| 第 4 節 | 住民及び自主防災組織等の活動 | 185 |
| 第 5 節 | 災害救助法による実施基準 | 185 |
| 第 17 章 | 燃料の確保 | 186 |
| 第 1 節 | 市の活動 | 186 |
| 第 2 節 | 県の活動 | 186 |
| 第 3 節 | 住民及び自主防災組織の活動 | 186 |
| 第 18 章 | 医療救護活動 | 187 |
| 第 1 節 | 実施体制 | 187 |
| 第 2 節 | 医療救護の対象者 | 187 |
| 第 3 節 | 医療救護班の編成 | 187 |
| 第 4 節 | 救護所の設置 | 188 |
| 第 5 節 | 傷病者の搬送 | 190 |
| 第 6 節 | 災害拠点病院コーディネータの活動 | 191 |
| 第 7 節 | 八幡浜市災害医療コーディネータの活動 | 191 |
| 第 8 節 | 愛媛県医師会等の活動 | 191 |
| 第 9 節 | 日本赤十字社愛媛県支部の活動 | 192 |
| 第 10 節 | 住民及び自主防災組織等の活動 | 192 |
| 第 11 節 | 災害救助法による実施基準 | 192 |
| 第 19 章 | 行方不明者の捜索、死体の収容・埋葬活動 | 193 |
| 第 1 節 | 実施体制 | 193 |
| 第 2 節 | 応急対策活動 | 193 |
| 第 3 節 | 行方不明者及び死体の捜索 | 193 |
| 第 4 節 | 死体の措置 | 194 |
| 第 5 節 | 死体の収容、安置 | 194 |
| 第 6 節 | 死体の埋、火葬 | 195 |
| 第 7 節 | 県への応援要請 | 195 |
| 第 8 節 | 災害救助法による実施基準 | 195 |
| 第 9 節 | 記録等 | 195 |
| 第 20 章 | 防疫・保健衛生活動 | 196 |
| 第 1 節 | 実施体制 | 196 |
| 第 2 節 | 応急対策活動 | 196 |
| 第 3 節 | 防疫・衛生活動の実施 | 196 |
| 第 4 節 | 健康相談等 | 198 |
| 第 5 節 | 住民の活動 | 198 |

| | | |
|--------|------------------------------------|-----|
| 第 6 節 | 保健衛生活動 | 199 |
| 第 21 章 | 清掃活動 | 200 |
| 第 1 節 | 実施体制 | 200 |
| 第 2 節 | し尿の収集と処理 | 200 |
| 第 3 節 | 生活系ごみの処理 | 201 |
| 第 4 節 | へい死獣の処理方法 | 202 |
| 第 5 節 | 災害廃棄物の処理 | 202 |
| 第 22 章 | 障害物除去活動 | 203 |
| 第 1 節 | 道路等の障害物の除去 | 203 |
| 第 2 節 | 河川の障害物の除去 | 203 |
| 第 3 節 | 港湾・漁港における障害物の除去 | 203 |
| 第 4 節 | 住宅の障害物の除去 | 203 |
| 第 5 節 | 障害物の保管等の場所 | 204 |
| 第 6 節 | 災害救助法による実施基準 | 204 |
| 第 23 章 | 動物管理活動 | 205 |
| 第 1 節 | 活動内容 | 205 |
| 第 2 節 | 死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び家きんの処理 | 205 |
| 第 24 章 | 労働力確保対策 | 206 |
| 第 1 節 | 労働力の確保 | 206 |
| 第 2 節 | 労働者の雇用 | 206 |
| 第 3 節 | 労働者等に対する従事命令等 | 207 |
| 第 4 節 | 災害救助法による実施基準 | 209 |
| 第 25 章 | 応急住宅対策 | 210 |
| 第 1 節 | 実施体制 | 210 |
| 第 2 節 | 応急的な住宅の確保 | 210 |
| 第 3 節 | 応急仮設住宅の建設 | 210 |
| 第 4 節 | 応急住宅の運営管理 | 211 |
| 第 5 節 | 住宅の応急修理 | 211 |
| 第 6 節 | 建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請 | 212 |
| 第 7 節 | 住宅等に流入した土石等障害物の除去 | 213 |
| 第 8 節 | 建築相談窓口の設置 | 213 |
| 第 9 節 | 災害救助法による実施基準 | 213 |
| 第 26 章 | 要配慮者に対する支援活動 | 214 |
| 第 1 節 | 避難行動要支援者の避難誘導 | 214 |
| 第 2 節 | 指定避難所等への移送 | 214 |
| 第 3 節 | 応急仮設住宅への優先的入居 | 214 |
| 第 4 節 | 在宅者への支援 | 214 |
| 第 5 節 | 応援依頼 | 214 |
| 第 27 章 | ボランティア活動対策 | 215 |
| 第 1 節 | ボランティア支援体制 | 215 |
| 第 2 節 | ボランティアの活動内容 | 216 |
| 第 3 節 | 県災害ボランティア支援本部との連携 | 216 |
| 第 28 章 | 広域応援活動 | 217 |
| 第 1 節 | 県に対する応援要請 | 217 |
| 第 2 節 | 他の市町長等に対する応援要請 | 218 |

| | | |
|--------|-----------------------|-----|
| 第 3 節 | 消防機関への応援要請 | 219 |
| 第 29 章 | 自衛隊災害派遣要請 | 220 |
| 第 1 節 | 災害派遣要請事項 | 220 |
| 第 2 節 | 災害派遣要請の手続 | 220 |
| 第 3 節 | 自衛隊の救助活動の内容 | 222 |
| 第 4 節 | 自衛隊の自主派遣 | 222 |
| 第 5 節 | 災害派遣部隊の受入体制 | 223 |
| 第 6 節 | 災害派遣部隊の撤収要請 | 223 |
| 第 7 節 | 経費の負担区分 | 223 |
| 第 30 章 | 海上保安庁の支援 | 224 |
| 第 31 章 | ライフライン災害応急対策 | 225 |
| 第 1 節 | 水道施設 | 225 |
| 第 2 節 | 下水道施設 | 226 |
| 第 3 節 | 電力施設 | 226 |
| 第 4 節 | 電信電話施設 | 228 |
| 第 5 節 | ガス施設（プロパンガス） | 230 |
| 第 6 節 | 廃棄物処理施設 | 230 |
| 第 32 章 | 郵政事業の運営維持 | 231 |
| 第 1 節 | 郵便物の送達の確保 | 231 |
| 第 2 節 | 郵便局の窓口業務の維持 | 231 |
| 第 33 章 | 公共土木施設等の確保対策 | 232 |
| 第 1 節 | 道路施設 | 232 |
| 第 2 節 | 河川管理施設 | 232 |
| 第 3 節 | 海岸保全施設 | 232 |
| 第 4 節 | 港湾施設 | 232 |
| 第 5 節 | 漁港施設 | 233 |
| 第 6 節 | 農地・農林業施設 | 233 |
| 第 7 節 | 情報システム | 233 |
| 第 34 章 | 危険物施設等の安全確保 | 234 |
| 第 1 節 | 火薬類の保安対策 | 234 |
| 第 2 節 | 高圧ガスの保安対策 | 234 |
| 第 3 節 | 石油類の保安対策 | 234 |
| 第 4 節 | 毒物劇物の保安 | 235 |
| 第 35 章 | 海上災害応急活動 | 236 |
| 第 1 節 | 実施責任機関 | 236 |
| 第 2 節 | 関係機関相互の通報連絡 | 236 |
| 第 3 節 | 応急対策活動 | 238 |
| 第 4 節 | 災害救援ボランティアの受入対策 | 241 |
| 第 36 章 | 雪災害防止活動 | 242 |
| 第 1 節 | 道路の除雪対策 | 242 |
| 第 2 節 | 学校教育機関の対応 | 242 |
| 第 37 章 | 大規模火災応急活動 | 243 |
| 第 1 節 | 大規模火災への対応 | 243 |
| 第 2 節 | 応援の要請 | 243 |

| | | |
|------------|------------------|------------|
| 第3節 | 人的被害に対する対応 | 243 |
| 第4節 | 避難誘導、被害状況の把握 | 243 |
| 第38章 | 応急教育活動 | 244 |
| 第1節 | 実施体制 | 244 |
| 第2節 | 応急計画の作成 | 244 |
| 第3節 | 応急措置 | 244 |
| 第4節 | 応急教育の実施 | 245 |
| 第5節 | 学用品等の調達及び支給 | 246 |
| 第6節 | 文化財の保護 | 247 |
| 第39章 | 災害警備対策 | 248 |
| 第1節 | 市の活動 | 248 |
| 第4編 | 災害復旧・復興対策 | 249 |
| 第1章 | 公共施設等復旧対策 | 249 |
| 第1節 | 実施主体 | 249 |
| 第2節 | 災害復旧事業対策の種類 | 249 |
| 第3節 | 災害廃棄物の処理 | 250 |
| 第4節 | 激甚災害の指定 | 251 |
| 第5節 | 緊急災害査定促進 | 251 |
| 第6節 | 海上災害復旧・復興対策 | 251 |
| 第2章 | 復興計画 | 252 |
| 第1節 | 復興計画の作成 | 252 |
| 第2節 | 防災まちづくりを目指した復興 | 253 |
| 第3節 | 復興財源の確保 | 254 |
| 第3章 | 災害復旧資金 | 255 |
| 第1節 | 中小企業を対象とした支援 | 255 |
| 第2節 | 農林漁業者を対象とした支援 | 255 |
| 第4章 | 被災者等の支援計画 | 256 |
| 第1節 | 要配慮者の支援 | 256 |
| 第2節 | 義援金等の受付及び配分 | 256 |
| 第3節 | 被災者に対する資金の貸付等 | 257 |
| 第4節 | 被災者の経済的再建支援 | 261 |
| 第5節 | 被災者の生活確保 | 261 |
| 第6節 | 生活再建支援策等の広報 | 262 |
| 第7節 | 地域経済の復興と発展のための支援 | 263 |

第1編 総論

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、八幡浜市の地域にかかる災害対策について定め、これを推進することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

- 1 この計画は、市域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関が処理する事務又は業務を包含する総合的かつ基本的な計画であり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行うものである。
- 2 この計画は、市及び防災関係機関の防災に関する責任を明確にするとともに、各機関の事務又は業務を有機的に統合する計画である。
- 3 この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、知事が実施する災害救助事務のうち、同法第13条に基づき市長に委任された場合の計画又は知事が実施する救助事務を補助する場合の計画及び同法適用前の救助に関する計画並びに水防法（昭和24年法律第193号）に基づき市が定める水防計画等防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

第3節 計画の構成

1 八幡浜市地域防災計画の構成

八幡浜市地域防災計画は、風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対策編、原子力災害対策編及び資料編で構成する。本編は、そのうちの風水害等対策編である。

2 風水害等対策編の構成

風水害等対策編は、次の4編で構成する。

(1) 第1編 総論

この計画の主旨、防災関係機関の業務など計画の基本となる事項を示す。

(2) 第2編 災害予防対策

平常時の教育、訓練、施設の災害予防対策、住民生活の確保方策などの予防対策を示す。

(3) 第3編 災害応急対策

災害が発生した場合の応急対策を示す。

(4) 第4編 災害復旧・復興対策

災害発生後の復旧、復興対策を示す。

第4節 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済への影響を最小限にとどめるものとする。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず災害対策の改善を図ることが必要である。

また、防災対策は、住民が自らの安全は自ら守る「自助」を実践した上で、地域において互いに助け合う「共助」に努めるとともに、市及び県がこれを補完しつつ「公助」を行うことを基本とし、住民、自主防災組織、事業者、市及び県がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に防災活動を実施していくことが重要である。

特にいつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による防災対策の充実はもとより、住民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠である。

本計画は、こうした考え方にに基づき、愛媛県防災対策基本条例（平成18年12月19日条例第58号）とも整合を図りながら、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「住民運動」を展開し、これら多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するため、時期に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等との連携を図る。

さらに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、公共機関及び地方公共団体は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認められるときは防災会議において修正する。したがって、防災関係機関は自己の所掌する事項について検討し、速やかに計画修正案を防災会議に提出する。

第 6 節 他の法律との関係

この計画は、災害に対する諸対策の総合化を図るものであり、水防法、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、災害救助法、その他の法令に特別の定めがあるものについては、当該法令等の定めるところにより、その事務を処理するものとする。

第 7 節 計画の習熟

市及び防災関係機関は、この計画の遂行に当たって、それぞれの責務が十分に果たせるよう、平素から自ら又は他の機関と協力して調査研究を行い、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

八幡浜市の地域に係る防災に関し、市及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

第1節 八幡浜市

- 1 市地域防災計画（風水害等対策編）の作成
- 2 防災に関する組織の整備
- 3 防災思想・知識の普及
- 4 自主防災組織の育成その他住民の災害対策の促進
- 5 防災訓練の実施
- 6 防災のための施設等の整備
- 7 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- 8 被災者の救出、救護等の措置
- 9 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策の促進
- 10 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保措置の発令及び指定避難所等の開設
- 11 消防、水防その他の応急措置
- 12 被災児童生徒等の応急教育の実施
- 13 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- 14 災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- 15 災害時における市有施設及び設備の点検・整備
- 16 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- 17 緊急輸送の確保
- 18 災害復旧の実施
- 19 災害対策に関する隣接市町等間の相互応援協力
- 20 その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置

第2節 愛媛県

- 1 県地域防災計画（風水害等対策編）の作成
- 2 防災に関する組織の整備
- 3 防災思想・知識の普及
- 4 自主防災組織の育成指導その他県民の災害対策の促進
- 5 防災訓練の実施
- 6 防災のための装備・施設等の整備
- 7 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- 8 被災者の救出、救護等の措置
- 9 避難行動要支援者の避難支援対策の促進
- 10 避難指示又は緊急安全確保の指示に関する事項
- 11 水防その他の応急措置
- 12 被災児童生徒等の応急教育の実施
- 13 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- 14 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- 15 災害時における県有施設及び設備の点検・整備
- 16 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- 17 緊急輸送の確保
- 18 災害復旧の実施
- 19 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の災害応急対策の連絡調整
- 20 その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置

第3節 八幡浜地区施設事務組合消防本部

- 1 救急、消防防災活動に関すること
- 2 住民の避難、誘導等に関すること

第4節 八幡浜警察署

- 1 警察機関及び防災関係機関等との連携に関すること
- 2 警察機関及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること
- 3 警察通信の確保及び統制に関すること
- 4 警報の伝達に関すること
- 5 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に関すること
- 6 緊急交通路の確保に関すること

第5節 指定地方行政機関

1 第六管区海上保安本部（松山海上保安部・宇和島海上保安部）

- (1) 防災訓練に関する事
- (2) 防災思想の普及及び高揚に関する事
- (3) 調査研究に関する事
- (4) 警報等の伝達に関する事
- (5) 情報の収集に関する事
- (6) 海難救助等に関する事
- (7) 緊急輸送に関する事
- (8) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事
- (9) 流出油等の防除に関する事
- (10) 海上交通安全の確保に関する事
- (11) 警戒区域の設定に関する事
- (12) 治安の維持に関する事
- (13) 危険物の保安措置に関する事
- (14) 広報に関する事
- (15) 海洋環境の汚染防止に関する事

2 中国四国農政局

- (1) 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関する事
- (2) 自ら管理又は運営する施設・設備の保全に関する事
- (3) 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関する事
- (4) 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関する事
- (5) 防災に関する情報の収集及び報告に関する事
- (6) 災害時の食料の供給に関する事
- (7) 災害時の食料の緊急引渡措置に関する事

3 大阪管区気象台（松山地方気象台）

- (1) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う事
- (2) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める事
- (3) 異常な自然現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が発見者又は行政機関から通報されたとき、適切な措置を講じる事

4 四国地方整備局（大洲河川国道事務所、松山港湾・空港整備事務所）

管轄する河川、道路等についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。

- (1) 災害予防
 - ア 所管施設の耐震性の確保
 - イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進
 - ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
- (2) 応急・復旧
 - ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - イ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
 - ウ 所管施設の緊急点検の実施
 - エ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
 - オ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣
- (3) 所掌に係る災害復旧事業に関すること
- (4) 緊急輸送を確保するために必要な港湾、海岸保全施設等の整備の計画的実施に関すること
- (5) 緊急輸送用岸壁、港湾、海岸保全施設等の整備の指導に関すること
- (6) 流出油防除等海上災害に対する応急措置に関すること

5 四国運輸局（愛媛運輸支局）

- (1) 陸上輸送に関すること
 - ア 輸送機関その他関係機関との連絡調整に関すること
 - イ 自動車運送事業者、鉄軌道事業者に対する輸送のあっせんに関すること
- (2) 海上輸送に関すること
 - ア 非常時に使用しうる船舶運航事業者の船舶数及び輸送能力の把握並びに緊急海上輸送体制の確立に関すること
 - イ 旅客航路事業者の行う地震災害応急対策の実施指導に関すること

第6節 自衛隊（陸上自衛隊中部方面特科隊、海上自衛隊呉地方総監部、航空自衛隊西部航空方面隊）

- 1 被害状況の把握に関すること
- 2 避難の援助及び遭難者等の捜索救助に関すること
- 3 水防活動、消防活動、道路及び水路等の啓開に関すること
- 4 応急医療、救護及び防疫に関すること
- 5 通信支援、人員及び物資の緊急輸送に関すること
- 6 炊飯・給水及び宿泊支援等に関すること
- 7 危険物の保安及び除去に関すること

第7節 指定公共機関

- 1 西日本電信電話株式会社（四国支店）、株式会社NTTドコモ（四国支社）、
エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社
 - （1）災害時における公衆通信の確保及び通信疎通状況等の広報に関する事
 - （2）電気通信施設の整備に関する事
 - （3）警報の伝達及び非常緊急電話に関する事
 - （4）復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく人員等の手配に関する事
- 2 日本赤十字社（愛媛県支部）
 - （1）応援救護班の派遣又は派遣準備に関する事
 - （2）被災者に対する救援物資の配付に関する事
 - （3）血液製剤の確保及び供給のための措置に関する事
 - （4）赤十字奉仕団に対する救急法の講習等の指導に関する事
- 3 四国電力送配電株式会社（宇和島支社八幡浜事業所）
 - （1）電力施設等の保全に関する事
 - （2）電力供給の確保に関する事
 - （3）被害施設の応急対策及び復旧用資機材の確保に関する事
 - （4）電力施設の災害予防措置及び広報の実施に関する事
- 4 四国旅客鉄道株式会社（八幡浜駅）
 - （1）鉄道施設等の保全に関する事
 - （2）災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関する事
 - （3）災害時における旅客の安全確保に関する事
 - （4）災害発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事
- 5 日本通運株式会社（松山支店西予営業所）、福山通運株式会社（四国福山通
運株式会社大洲営業所）、佐川急便株式会社（大洲店）、ヤマト運輸株式会
社（愛媛主管支店）
災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関する事
- 6 日本放送協会（松山放送局）
 - （1）防災知識の普及に関する事
 - （2）災害応急対策等の周知徹底に関する事
 - （3）災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関する事
 - （4）社会福祉事業団体義援金品の募集、配分に関する事
- 7 日本郵便株式会社（四国支社）
 - （1）郵便業務の運営の確保に関する事
 - （2）郵便局の窓口業務の維持に関する事
- 8 KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社
重要な通信を確保するために必要な措置に関する事

- 9 株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート
- (1) 防災関係機関の要請に基づく災害対策用物資の調達に関する事
 - (2) 災害対策用物資の供給に関する事

第8節 指定地方公共機関

1 伊予鉄南予バス株式会社

- (1) 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関する事
- (2) 災害時における旅客の安全確保に関する事
- (3) バスの運行状況、乗客の避難状況等の広報に関する事

2 一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会

救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関する事

3 一般社団法人愛媛県歯科医師会

- (1) 検案時の協力に関する事
- (2) 救護所、救護病院等における医療活動に関する事

4 南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、一般財団法人八西CATV、株式会社愛媛新聞社

- (1) 防災に関するキャンペーン番組等防災知識の普及に関する事
- (2) 災害に関する情報の正確、迅速な提供に関する事
- (3) 災害応急対策等の周知徹底に関する事
- (4) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関する事
- (5) 報道機関の施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備に関する事

5 四国ガス株式会社

- (1) ガス施設等の保全に関する事
- (2) ガス供給の確保に関する事
- (3) 被害施設の応急対策及び復旧に関する事

6 一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社（愛媛県旅客船協会）

- (1) 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業者からの緊急輸送車両等の確保に関する事
- (2) 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関する事

7 社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会

- (1) 災害ボランティア活動体制の整備に関する事
- (2) 被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関する事

第9節 その他公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

1 八幡浜市土地改良区

土地改良施設の整備及び保全に関すること

2 西宇和農業協同組合、八幡浜漁業協同組合、八西森林組合

- (1) 共同利用施設等の保全に関すること
- (2) 被災組合員の援護に関すること
- (3) 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること

3 八幡浜商工会議所、保内町商工会

- (1) 被災商工業者の援護に関すること
- (2) 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること

4 八幡浜市社会福祉協議会

- (1) 災害ボランティア活動体制の整備に関すること
- (2) 被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること
- (3) 災害ボランティア本部の立上げに関すること

5 一般社団法人八幡浜医師会

医療救護活動の実施の協力に関すること

6 危険物施設管理者、プロパンガス取扱機関

- (1) 危険物施設等の保全に関すること
- (2) プロパンガス等の供給の確保に関すること

7 社会福祉施設管理者

- (1) 施設入所者や利用者の安全確保に関すること
- (2) 福祉施設職員等の応援体制に関すること

8 愛媛県警備業協会

災害時の道路交差点での交通整理支援に関すること

第10節 住民・自主防災組織・事業者

1 住民

- (1) 自助の実践に関すること
- (2) 地域における自主防災組織等の防災活動への参加に関すること
- (3) 食料、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄に関すること

2 自主防災組織

- (1) 災害及び防災に関する知識の普及啓発に関すること
- (2) 地域における安全点検、防災訓練その他の災害応急対策の実施に関すること
- (3) 避難、救助、初期消火その他の災害応急対策の実施に関すること
- (4) 市又は県が実施する防災対策への協力に関すること

3 事業者

- (1) 来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保に関する事
- (2) 災害時において事業を継続することができる体制の整備に関する事
- (3) 地域における自主防災組織等の防災活動への協力に関する事
- (4) 災害応急対策の実施に関する事
- (5) 市又は県が実施する防災対策への協力に関する事

第3章 八幡浜市の現状

第1節 自然的条件

1 地形及び地質

本市は、面積 132.65k m²で、愛媛県の西南部に位置し、細長い三崎半島の根幹にあり、宇和海に面した西の玄関口で、四国と九州を結ぶ交通上の要地である。

周囲は北部の出石山地、東部の鞍掛山山地、南部の飯之山山地などに囲まれている。これらの山頂部は比較的平坦であるが、山腹や山麓は 15 度以上の急傾斜面が多い。

湾頭低地は溺れ谷が山地から削り取られた土砂で埋没されたもので、かつて現在より海面が低く、その後の隆起によって現在に至ったものである。現在の集落の上部は、埋立てにより人工造成されたものである。海岸の地形は、リアス式海岸を形成している。

本市の地質体は、佐田岬半島沖を東西に走る「中央構造線」の南側、いわゆる西南日本外帯にあり、南は、三瓶町北部を東西に走る「黒瀬川構造帯」で境されている。北から「三波（さんば）川帯」・「御荷鉾（みかぶ）帯」・「秩父帯」が、ほぼ中央構造線に並行して分布している。

2 気象

八幡浜市の気象は非常に温暖で、年間を通じて晴天の日が多く、海洋性気候の影響を受けているが、伊予灘側と宇和海側では、多少の気温差があり、特に冬季においては、伊予灘側は北西の季節風が強く吹き、しける時が多い。

気温は年平均気温 16.7 度で、生産活動には適当な気温である。一番気温の高い時期は 7 月の下旬から 8 月の中旬にかけてである。消防署の観測では平成 6 年 7 月に 38.6 度が記録されている。一方、一番寒い時期は 1 月で、1 月から 2 月にかけて寒気流が襲来することが多い。1902 年以降では昭和 3 年 1 月 14 日に零下 7.0 度が記録されている。

雨量は年間平均降水量 1,607.6 mm で、市街地は周辺の山間部に比べやや少ない。降雨期間は梅雨期と台風期に集中している。一日の最大降水量は、昭和 51 年以降の統計によると、平成 16 年 8 月 30 日に 191mm、また 1 時間最大降水量は、平成 25 年 9 月 4 日に 57.5mm を記録している。

風は、海洋性気候の影響を受けて、朝と夜に海風・陸風の現象がみられる。特に八幡浜湾の秋季から冬季にかけて、夜明け前、陸風（地元では「あらせ」と呼んでいる。）が強く吹く。

雪は少ないが、冬季、大陸からの寒気流が関門海峡を吹き抜けると本市一帯に積雪を見ることがある。

《資料編：1－2 八幡浜市の平均気温一覧表》

《資料編：1－3 八幡浜市の平均降水量一覧表》

3 災害記録

本市における主な気象災害及び火災は、資料編のとおりである。

《資料編：1－4 八幡浜市における主な災害》

第2節 社会的条件

1 人口・世帯

八幡浜市人口は、平成22年に38,370人（旧八幡浜市と旧保内町の合計）であったが、過去10カ年に約6千人減少し、令和2年には31,987人となっている。

また、世帯数は令和2年現在14,413世帯で、過去10カ年で1,076世帯減少している。

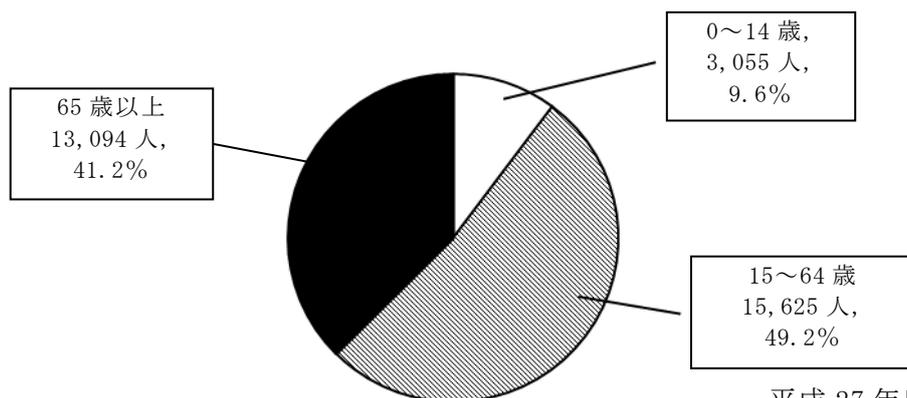
こうした状況から、1世帯当たり人員も過去10カ年で0.26人/世帯減少し、令和2年現在一世帯当たりの人員は2.22人/世帯となっている。

三世帯人口の構成比は、年少人口割合（0～14歳）が9.6%、高齢化率が41.2%と、要配慮者の対象となる年齢層の住民が4割を超えている。

| | 総人口 | 世帯数 | 1世帯当たり人員 | 人口の増減数 |
|-------|---------|----------|----------|----------|
| 平成22年 | 38,370人 | 15,489世帯 | 2.48人/世帯 | — |
| 平成27年 | 34,951人 | 14,995世帯 | 2.33人/世帯 | △ 3,419人 |
| 令和2年 | 31,987人 | 14,413世帯 | 2.22人/世帯 | △ 2,964人 |

国勢調査

八幡浜市の三世帯人口の構成
（旧八幡浜市と旧保内町の合計）



平成27年度国勢調査

※ 区分に分類されない不詳が213人あり、人口の合計は31,987人となる。

2 産業

本市は、宇和海に面し、さらに佐田岬半島をはさんで瀬戸内海にも近いことから、漁業が古くから発達し、水産物市場を有することから、多種類の魚貝類の取引がなされる。

八幡浜港はトロール漁業の基地となっていることなどから、かまぼこ、じゃこ天等の鮮魚加工、「日の丸」、「真穴」、「川上」、「蜜る」などのブランド品種を誇る温州みかんの産地でもあることから果実缶詰等の食品加工業者が立地している。

また、明治時代には製糸業が興り、「四国のマンチェスター」とも称された時期があったが、時代の流れとともに閉鎖され、かつては商業都市として商業は隆盛を誇ったが、人口の減少とともに、低迷が続いている。

さらに、隣接する伊方町に四国電力の伊方原子力発電所が立地し、保内地域には四国電力の協力事業者職員が入居する集合住宅も設置されるなど、エネルギー産業関連の事業者が立地している。

3 交通・情報基盤

本市は、国道 378 号、国道 197 号が主要幹線道路として整備されているほか、主要地方道八幡浜宇和線、主要地方道八幡浜三瓶線、主要地方道長浜保内線が、また、県道大洲保内線、県道八幡浜保内線、県道双岩停車場和泉線により骨格道路が形成されている。平成 25 年 3 月には、地域高規格道路大洲・八幡浜自動車道のうち、名坂道路（保内 I C～八幡浜 I C）が供用を開始した。また、J R 予讃線が市内を縦断し、八幡浜駅の他、千丈駅、双岩駅が設置されている。

さらに、平成 12 年 5 月に「特定地域振興重要港湾」の指定を受けた八幡浜港のほか、11 の漁港が整備されている。八幡浜港に併存する八幡浜漁港及び魚市場は、西日本有数の魚種の多い水揚げを誇っており、八幡浜港と併せて、港湾・漁港の集約的整備による、賑わいあふれる交流空間の創出、交流人口の増加、経済活動の活性化の促進等を目標とした「八幡浜港（港湾・漁港ビジョン）」が策定され、旧水産市場地先等水面埋立地に、高度衛生管理型荷捌所（新魚市場）、道の駅・みなとオアシス「八幡浜みなと」が平成 25 年に完成している。

八幡浜市内の港湾

| 港名 | 港則法 | 港湾法 | 港湾管理者 | 所在地 |
|------|-----|------|-------|------|
| 八幡浜港 | 適用港 | 地方港湾 | 八幡浜市 | 八幡浜市 |

八幡浜市内の漁港

| 漁港名 | 種類 | 所在地 | 漁業協同組合 |
|--------|---------|--------------|--------|
| 磯崎 | 第 1 種漁港 | 八幡浜市保内町磯崎 | 八幡浜 |
| 喜木津 | 第 1 種漁港 | 八幡浜市保内町喜木津 | 八幡浜 |
| 西町 | 第 1 種漁港 | 八幡浜市保内町川之石西町 | 八幡浜 |
| 川之石 | 第 1 種漁港 | 八幡浜市保内町川之石 | 八幡浜 |
| 舌田 | 第 1 種漁港 | 八幡浜市舌間 | 八幡浜 |
| 川名津 | 第 1 種漁港 | 八幡浜市川上町 | 八幡浜 |
| 大釜 | 第 1 種漁港 | 八幡浜市真網代 | 八幡浜 |
| 真網代 | 第 1 種漁港 | 八幡浜市真網代 | 八幡浜 |
| 穴井 | 第 1 種漁港 | 八幡浜市穴井 | 八幡浜 |
| 大島(真穴) | 第 1 種漁港 | 八幡浜市大島（粟小島） | 八幡浜 |
| 八幡浜 | 第 3 種漁港 | 八幡浜市向灘 | 八幡浜 |

第2編 災害予防対策

災害予防対策は、災害の発生を未然に防止するため、防災に関する施設の整備、点検及び防災に関する物資・資材の備蓄整備や防災訓練等とともに、住民の防災意識の高揚が重要であり、本編については、災害の予防活動及び対策について定める。

第1章 気象予警報等の伝達

気象、地象、水象、火災に関する予報・警報及び情報の発表基準並びに伝達は、本計画の定めるところとする。

なお、地震・津波に関する情報の発表、伝達は、地震災害対策編及び津波災害対策編の定めるところによる。

第1節 定義

1 特別警報

特別警報とは、大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報をいう。

2 警報

警報とは、大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報をいう。

3 注意報

注意報とは、大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報をいう。

4 早期注意情報

早期注意情報とは、5日先までの警報級の現象の可能性を〔高〕、〔中〕の2段階で発表するものをいう。

5 気象情報

気象情報とは、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表するものをいう。

6 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、県と松山地方気象台から共同で発表するものをいう。

7 洪水予報

洪水予報とは、水防法第 10 条第 2 項及び第 11 条第 1 項の規定に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事が気象庁長官と共同してその状況を周知させるため水位又は流量等の現況及び予想を示して行う発表をいう。

8 水防警報

水防警報とは、水防法第 16 条の規定に基づき、国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川、湖沼又は海岸において、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、国土交通大臣又は知事が、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

9 水位到達情報

水位到達情報とは、水防法第 13 条の規定に基づき、洪水予報河川以外で国土交通大臣又は知事が洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したことを国土交通大臣又は知事が発表する水位の情報をいう。

10 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法第 22 条に基づき、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに松山地方気象台長が知事に対して通報し、県を通じて市や消防本部に伝達されるものをいう。

11 火災警報（林野火災警報を含む）

火災警報とは、消防法第 22 条第 3 項の規定に基づき、市長が知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、市長が組合長に報告し、必要に応じて組合長が発令するものをいう。

12 5 段階の警戒レベル及び警戒レベル相当情報

（1）警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて住民等がとるべき行動と当該行動を住民等に促す情報とを関連付けるものをいう。

（2）警戒レベル相当情報

警戒レベル相当情報とは、警戒レベルに対応して、住民等が行動をとる際の判断に参考となる情報をいう。

第2節 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達系統

1 種類及び発表基準

松山地方気象台が八幡浜市に発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準は、資料編「松山地方気象台が発表する警報・注意報の種類及び発表基準」及び「松山地方気象台が発表する気象等に関する特別警報の発表基準」のとおりである。

《資料編：2-2 松山地方気象台が発表する八幡浜市の警報・注意報の種類及び発表基準》

《資料編：2-3 松山地方気象台が発表する気象等に関する特別警報の発表基準》

2 伝達系統

特別警報・警報・注意報の伝達系統は、別表第1及び第2のとおりである。

3 細分区域等

災害が起こると予想される地域を技術的に特定することができ、それが防災上必要と考えられる場合には、警報・注意報を市町単位で発表する。警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮した地域でも発表する。

この場合、区域名は、警報・注意報のタイトルの前に付して表示する。

東予 東予東部 ～ 四国中央市、新居浜市、西条市の地域

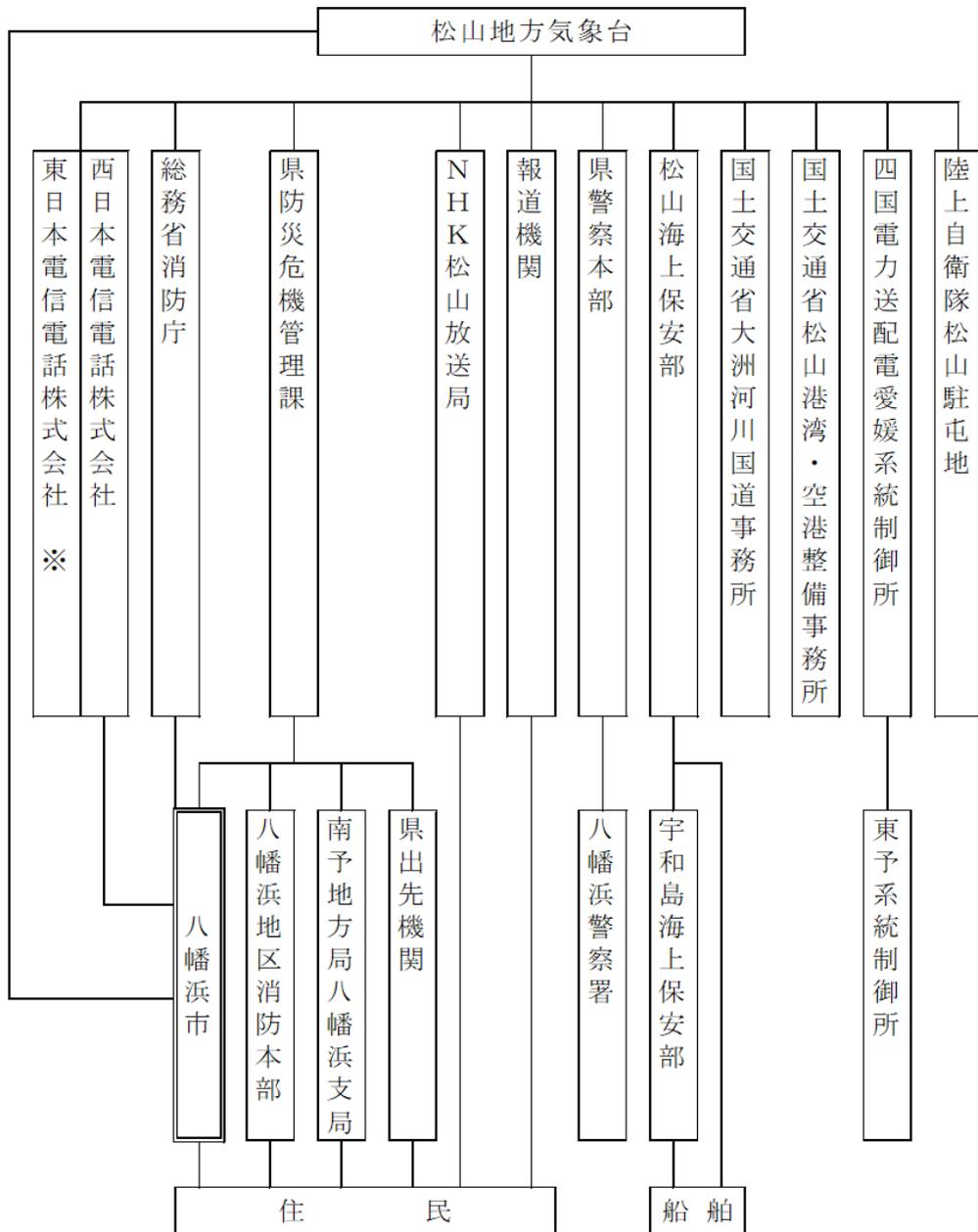
東予西部 ～ 今治市、上島町の地域

中予 ～ 松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町の地域

南予 南予北部 ～ 大洲市、八幡浜市、西予市、内子町、伊方町の地域

南予南部 ～ 宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町の地域

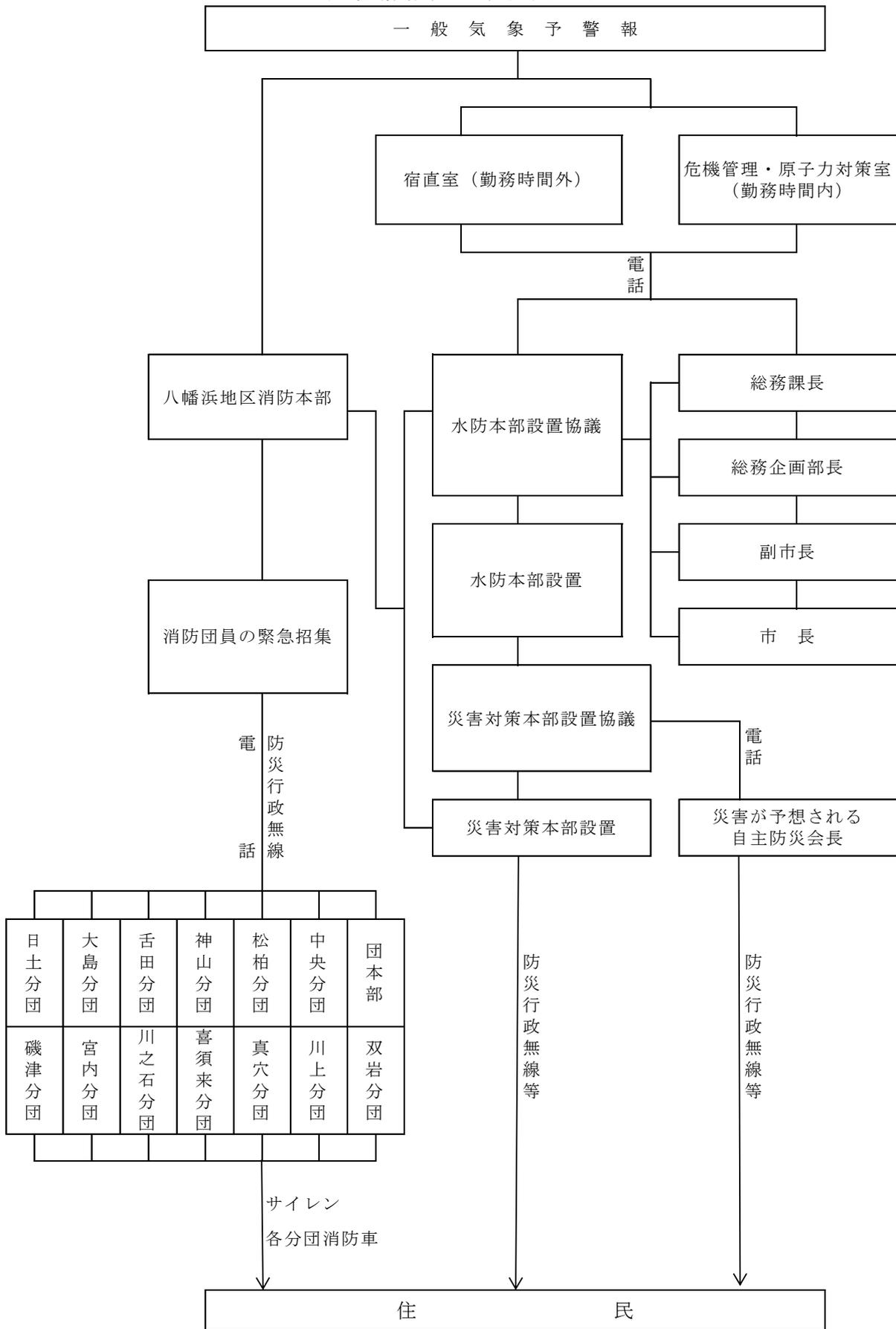
気象情報の伝達系統図



※印は警報のみ。

別表第2

災害情報伝達系統及び手段



第3節 気象情報の種類・発表基準及び伝達系統

1 気象情報の種類

- (1) 気象情報は、対象とする地域によって次の種類に分けられる。
- ア 全国を対象として気象庁が発表する「全般気象情報」
 - イ 四国地方を対象として高松地方気象台が発表する「地方気象情報」
 - ウ 愛媛県を対象として松山地方気象台が発表する「府県気象情報」
- (2) 気象情報は、目的によって次の種類に分けられる。
- ア 特別警報、警報、注意報に先立って注意を喚起するためのもの。
 - イ 特別警報、警報、注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意点を解説するもの。
 - ウ 記録的な短時間の大雨を観測したとき、また、線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想されたときに、より一層の警戒を呼びかけるもの。
 - エ 少雨、長雨、低温など平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に影響の大きな天候について注意を喚起又は解説するためのもの。
- (3) 気象情報の対象となる現象別の種類

台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、潮位に関する情報、黄砂に関する情報、※1 記録的短時間大雨情報、※2 竜巻注意情報、※3 顕著な大雨に関する情報などがある。

※1 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（1時間降水量が100mm以上）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表する。

※2 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として発表する。この情報の有効期限は、発表から1時間である。

※3 顕著な大雨に関する情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って発表する。

2 伝達系統

気象情報の伝達経路は、特別警報・警報・注意報の伝達系統に準じる。

第4節 土砂災害警戒情報の発表及び伝達

土砂災害警戒情報の発表は、次の基準に達したとき県と松山地方気象台が協議して行い、関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため、必要な措置を講じる。その伝達系統は、特別警報・警報・注意報の伝達系統に準ずる。

1 発表基準

大雨警報（土砂災害）発表中において、降雨の実況と重ね概ね2時間先までの気象庁の降雨予測を合わせた指標が基準に達したとき、市町ごとに発表する。

2 解除基準

降雨の実況に基づく指標が基準を下回り、かつ降雨予測を合わせた指標が短時間で再び超過しないと予想されるとき、市町ごとに解除する。

第5節 洪水予報、水防警報及び水位到達情報の発表・伝達

洪水予報、水防警報並びに水位到達情報の発表及び伝達系統は、別に定める「八幡浜市水防計画」によるものとする。

第6節 火災気象通報及び火災警報の発表（発令）・伝達

1 火災気象通報

火災気象通報は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」が発表又は発表される見込みのとき。ただし、基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

2 火災警報

火災警報を発令したとき、又は解除したときは、住民及び関係機関に周知徹底を図るとともに、県（消防防災安全課）に連絡する。伝達は、第3編第4章「情報活動」及び第5章「広報活動」による。

第7節 伝達体制

松山地方気象台、県等から災害に関する予警報等の伝達を受けたとき、又は市自ら知ったときは、直ちに住民及び関係機関へ周知徹底する。また、特別警報が発表された際には、迅速かつ確実な伝達がなされるよう、特に留意する。

市及び県は、さまざまな環境下にある住民等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機含む。）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、Lアラート、インターネット（ホームページ等）、登録制メール、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

伝達系統及び手段については、第3編第4章「情報活動」及び第5章「広報活動」による。

第 8 節 非常時の伝達体制

- 1 県から市への通常の伝達系統が途絶した場合は、愛媛県非常通信協議会に加盟する各機関の協力を得て、市の最寄りの無線局等を通じ非常無線通信により伝達するなど、伝達系統の確保に努める。
- 2 住民等への通常の伝達機関が途絶した場合における伝達系統及び伝達手段については、第 3 編第 4 章「情報活動」及び第 5 章「広報活動」による。

第2章 防災思想・知識の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、指定緊急避難場所や指定避難所等で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、市、県及び関係機関は、住民等に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。

市、県及び防災関係機関は、職員に対し防災知識の周知を図り、相互の密接な連絡体制の確保に努めるとともに、気候変動の影響も踏まえつつ、住民に対し、災害予防又は災害応急措置等防災に関する知識の普及・啓発に努める。

第1節 市の活動

1 市職員に対する教育

市長は、市職員が的確かつ円滑な防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会や専門家の知見の活用等を通じ教育を行う。

- (1) 気象災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特性
- (3) 八幡浜市地域防災計画と市の防災対策に関する知識
- (4) 警戒レベル等の内容及び発令された場合に住民等がとるべき行動に関する知識
- (5) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (7) 家庭及び地域における防災対策
- (8) 自主防災組織の育成強化対策
- (9) その他防災対策における必要な事項

なお、上記（5）及び（6）については、毎年度、各部局等において、所属職員に対し、十分周知する。

また、各部局等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

さらに、専門的知識を有する防災担当職員の育成に努める。

2 教職員及び児童生徒等に対する教育

教育委員会は、市職員に準じて教職員への教育を指導するとともに、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が風水害等に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定めたマニュアルを策定する。

- (1) 関連する教科、特別活動等において、児童生徒等の発達の段階を考慮しながら学校行事等教育活動全体を通じて、風水害等に関する基礎知識を習得させるとともに、風水害等発生時の対策（指定緊急避難場所・避難経路・避難方法の確認等）の周知徹底を図る。
- (2) 住んでいる地域の特徴や過去の風水害等について継続的な防災教育に努める。
- (3) 中学校等の生徒を対象に、応急手当等の実践的スキル習得の指導を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。
- (4) 学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、自然災害と防災に関する理解向上に努める。
- (5) 水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

3 住民に対する防災知識の普及

市は、災害時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県及び関係機関と協力し、住民に対し、住民自らが生命、身体及び財産を守り、併せて地域の被害を最小限にとどめるために必要な防災知識の普及・啓発を図る。

その際には、要配慮者への対応や、被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。

また、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべきこと等について周知徹底に努める。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

- (ア) 気象災害に関する基礎知識
- (イ) 警戒レベル等が発令された場合にとるべき行動に関する知識
- (ウ) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (エ) 防災関係機関等の防災対策に関する知識
- (オ) 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- (カ) 高潮危険予想地域、山・崖崩れ危険予想地域等に関する知識
- (キ) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路その他避難対策に関する知識

- (ク) 住宅の補強、火災予防、非常持出品の準備等、家庭における防災対策に関する知識
- (ケ) 応急手当等看護に関する知識
- (コ) 避難生活に関する知識
- (サ) 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識
- (シ) コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- (ス) 早期自主避難の重要性に関する知識
- (セ) 防災士の活動等に関する知識
- (ソ) 災害時の家庭内の連絡体制の確保

イ 啓発の方法

- (ア) テレビ、ラジオ及び新聞の活用
- (イ) 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- (ウ) 映画、ビデオ教材の利用
- (エ) 講演会、講習会の実施
- (オ) インターネット（ホームページ）の活用
- (カ) 防災訓練の実施
- (キ) 各種ハザードマップ等の利用

(2) 社会教育を通じての啓発

市及び教育委員会は、公民館、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

ア 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

また、文化財を災害から守り、後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等の諸活動を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

(3) 各種団体を通じての啓発

市は、各種団体に対し、研修会、講演会、ビデオ教材の貸し出し等を通じて防災知識の普及に努め、各団体構成員の防災知識の普及を促進させる。

(4) 「えひめ防災の日」及び「えひめ防災週間」における啓発

市は、県が定めた「えひめ防災の日（12月21日）」を含む「えひめ防災週間（12月17日～12月23日までの一週間）」において、県等が主催する防災事業等への参加促進に努める。

第2節 関係機関の活動

- 1 指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、各所属職員に対し、所掌する事務又は業務に関する防災対策について教育を行うとともに、利用者等が実施すべき事項等について普及・啓発を行う。
- 2 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者は、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

第3節 普及の際の留意点

1 防災マップの活用

浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ等の作成を行い、住民等に配布する。

防災マップについては、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布することだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。また、防災マップが安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。

また、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

なお、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとることへの理解促進に努める。

広域避難が必要な地域においては、その実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を周知する。

2 災害教訓の伝承

市及び県は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市及び県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

3 防災地理情報の整備等

市及び県は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、気象防災アドバイザー等の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

4 防災と福祉の連携等

市及び県は、防災担当部局と福祉担当部局等が連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者に対し、適切な避難行動等に関する理解の促進を図る。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

第3章 自主防災組織の活動

住民の自主的な防災活動は、住民が団結し、組織的に行動することがより効果的であり、地域における防災対策上、自主防災組織の活動が極めて重要である。

このため、市及び県は、自主防災組織の育成強化に努め、住民による自発的な防災活動を促進する。

第1節 住民の果たすべき役割

住民は、災害から自らを守る「自助」とともに、お互いに助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び災害時において、おおむね次のような防災対策を行う。

1 平常時の実施事項

- (1) 防災に関する知識の習得に努める。
- (2) 警戒レベル等の内容及び発令された場合にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- (3) 地域の危険箇所や指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法を確認する。
- (4) 分散避難の観点から、安全な親戚や友人の家など、様々な避難先の検討を事前に行っておく。
- (5) 土砂災害や洪水、高潮等地域の危険箇所の理解に努める。
- (6) 家屋の補強を行う。
- (7) 家具の固定等落下倒壊危険物の対策を講じる。
- (8) 飲料水、食料、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー、日用品や医薬品等生活必需品を備蓄するとともに、避難の際にすぐに持ち出せる非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備をしておく(飲料水、食料については最低7日分、うち3日分は非常用持出し)。また、動物飼養者にあつては飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼養について準備をしておく。
- (9) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (10) 隣近所と災害時の協力について話し合う。
- (11) 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- (12) ラジオ等の情報収集の手段を確保する。
- (13) 消火器その他の必要な資機材を備えるよう努める。
- (14) 避難行動要支援者は、市、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者及びボランティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

2 災害時の実施事項

- (1) まず我が身の安全を図る。
- (2) 適時、適切な早めの避難を実施するとともに、近隣住民への呼び掛けを行う。
- (3) 地域における相互扶助による被災者の救出活動を行う。
- (4) がけ崩れ、地すべり、土石流、浸水、高潮等に注意する。

- (5) 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護に努める。
- (6) 自力による生活手段の確保を行う。
- (7) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (8) 秩序を守り、衛生に注意する。
- (9) 自動車、電話の利用を自粛する。
- (10) 指定避難所等では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、指定避難所等が円滑に運営するよう努める。

第2節 自主防災組織の育成強化

住民の自主的な防災活動は、住民が団結し組織的に行動することがより効果的であり、市及び県は、住民が連携した自主防災組織の活動を促進し、要配慮者への支援や女性の参画促進にも配慮しながら、その育成強化を図る。

また、市及び県は、自主防災組織の役割及び活動のほか、指導方針等を明らかにするとともに、各種の助成事業等を活用して、必要な資機材等の充実を図る。

1 住民の防災組織の高揚

住民に対する防災意識の普及及び自主防災組織の育成強化を図るため、パンフレット等資料の作成、講演会の開催について、積極的に取り組むものとする。

2 組織の編成単位

自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされることから、原則、地区公民館を単位とする。

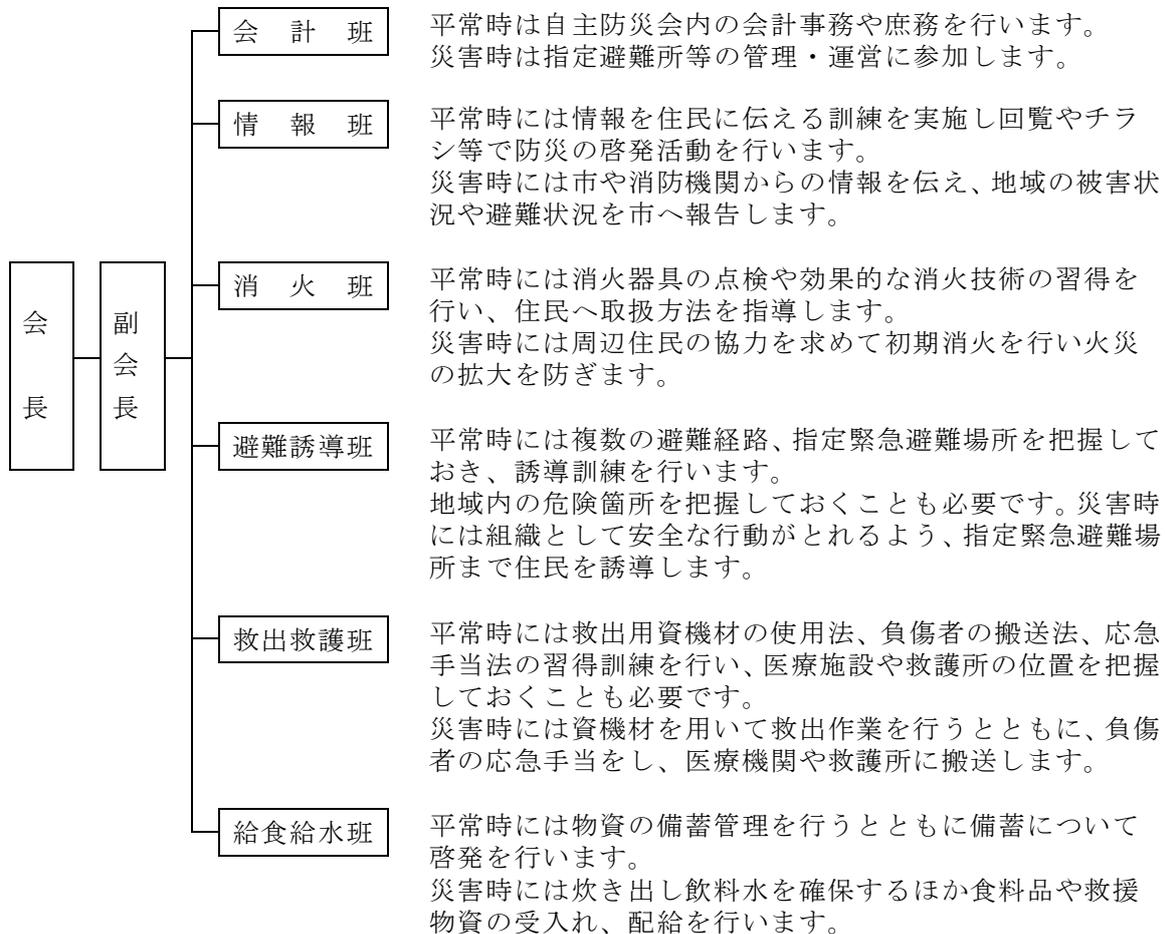
本市では、市内全域17地区において98の自主防災組織が結成されている。また、自主防災組織と市、消防署、消防団などの関係機関との連携を図り、地域に密着した防災対策の推進や防災体制の確立を図るため、八幡浜市自主防災会連絡協議会が設立されている。

3 組織の編成

自主防災組織の編成については、各地域の実態を踏まえ、自主的に組織されるものであるが、例示すると、次のとおりである。

地区の自主防災組織図

主 な 活 動



4 組織活動の促進

市及び県は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実化を促進する。

市及び県は、自主防災組織が行う防災活動が効果的に実施されるよう、防災リーダー（自主防災組織が行う防災活動において指導者的役割を担う者）の育成に努める。

《資料編：2-39 自主防災組織一覧》

《資料編：2-40 八幡浜市自主防災会連絡協議会規約》

《資料編：2-41 八幡浜市自主防災会運営費補助金交付要綱》

第3節 自主防災組織の果たすべき役割

自主防災組織は、市と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、平常時及び災害発生時において次の活動を行う。

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備えと災害時の的確な行動が重要であるため、防災講座、講習会、研究会、映写会、その他集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

また、要配慮者や女性を含む住民の参加による定期的な防災訓練の実施などにより、防災意識の普及に努める。

主な啓発事項：① 平常時における防災対策

主な啓発事項：② 災害時の心得

主な啓発事項：③ 自主防災組織が活動すべき内容

主な啓発事項：④ 自主防災組織の構成員の役割等

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、人々が適切な措置をとることができるようにするため、日頃から地域の特性を加味した訓練を繰り返し実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、防災士、学校や市と有機的な連携を図る。

ア 情報の収集・伝達訓練

防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等をこれら機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 出火防止及び初期消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため、消防用機器を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ 救出・救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 炊き出し訓練

災害時の炊き出し、給水活動が的確に行えるよう実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の備蓄、整備及び点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急措置を講じることができるようにするためには、活動に必要な資機材を組織としてあらかじめ用意しておくことが望ましく、また、これら資機材は日頃から点検して、非常時に直ちに使用できるようにする。

(5) 自主防災マップの作成

自主防災組織は、市が作成する防災マップ等をもとに身近に内在する危険や、指定避難所等災害時に必要となる施設等を表す地図を作成し、掲示し、あるいは各戸に配布することにより、住民一人ひとりの防災意識の高揚と災害時の避難行動の的確化を図る。

(6) 自主防災組織の防災計画書の作成

地域を守るために必要な対策や自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。

(7) 自主防災組織の台帳等作成

自主防災組織は、的確な防災活動に必要な組織の人員構成や活動体制、資機材等装備の現況、災害時の避難行動等を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳等を作成しておく。

なお、作成に当たっては、個人情報取扱いに十分留意する。

ア 世帯台帳（基礎となる個票）

イ 避難行動要支援者名簿（個別計画を含む。）

ウ 人材台帳

(8) 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

(9) 避難行動要支援者の支援体制の整備

自主防災組織は、市及び関係機関等と連携しながら、避難行動要支援者の避難等の支援を円滑に行うため、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するよう努める。

2 災害時の活動

(1) 情報の収集、伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

ア 防災関係機関との連絡先

イ 防災関係機関との連絡手段

ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、指定緊急避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱、流言飛語の防止に当たる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を使い、隣近所が相互に協力して初期消火に努めるようにする。

(3) 救出、救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、救出用資機材を利用して速やかに救出活動を実施する。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。

このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認しておくものとする。

(4) 避難の実施

市長、警察官等から避難指示等が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に指定緊急避難場所に誘導する。

避難の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

(ア) 市街地 …………… 火災、落下物、危険物

(イ) 山間部、起伏の多いところ …… がけ崩れ、地すべり、土石流

(ウ) 河川、海岸地域 …………… 決壊、浸水、高潮、土石流

避難誘導に当たっては、危険防止のため、避難路は1ルートだけでなく複数の道路をあらかじめ検討しておく。

イ 住民が避難するときは、必要なもののみ携帯するよう注意する。

ウ 避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

(5) 給食、救援物資の配付及び協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても、それぞれが保持する食料等の配付を行うほか、市が実施する給水、救援物資の配付活動に協力する。

第4節 自主防災組織と消防団等との連携

消防団は、地域住民により構成される消防機関であることから、自主防災組織の訓練に参加し、避難誘導や資機材の取扱いの指導を行う。また、消防団、警察、自衛隊のOBや防災士などに自主防災組織活動への積極的な支援を求めるなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図る。

第5節 事業所等における自主防災活動

1 自主防災活動

市内に立地する事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。

特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐうえで重要である。

このため、事業所等においては、自衛の消防組織等を編成するとともに、市や関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全の確保に積極的に努める。

事業所等における自主防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれ事業所等の実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集、伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品、医薬品など災害時に必要な物資の確保

2 浸水想定区域内の活動

河川氾濫による浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のため、水防法第15条の規定により次に掲げる事業者等は、以下の活動を行う。

- (1) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成するとともに、この計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した計画及び自衛水防組織等の構成員について市長に報告するとともに、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。
- (2) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成するとともに、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、訓練の結果を市へ報告する。
- (3) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成及び当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した当該計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

≪資料編：2-24 千丈川・喜木川浸水想定区域内にある要配慮者利用施設一覧表≫

第6節 地域における自主防災活動の推進

1 地区防災計画

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市に提案する。

市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるように提案を受けた市は、必要があると認めるときは市地域防災計画に当該地区防災計画を定める。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

2 地域防災力の充実強化に関する計画

市は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるほか、市地域防災計画において、当該地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

第4章 事業者の防災対策

災害による被害を軽減するためには、企業などの事業者が、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保をはじめ、災害時において事業を継続することができる体制を整備するとともに、地域の防災活動に協力することが重要である。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、国及び地方公共団体が実施する事業者との協定締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。県は、事業者が行う防災対策への支援に努める。

第1節 事業者の果たすべき役割

事業者は、災害から身を守る「自助」とともにお互いを助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び災害時において、おおむね次のような防災措置を行う。

1 平常時の実施事項

- (1) 災害時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び災害時に重要事業を継続するための計画（以下「事業継続計画」という。）の作成に努める。
- (2) 防災訓練及び研修等の実施に努める。
- (3) 事業継続計画に基づき、災害時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努める。
- (4) 所有、占有又は管理する建築物及び工作物等の耐震化・耐浪化、耐火性の確保に努める。
- (5) 災害時に交通網が途絶した際などに、来所者、従業員等が一定期間事業所内に留まることができるようにするため、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努める。
- (6) 所有、占有又は管理する施設の指定緊急避難場所としての提供に努める。
- (7) 地域の防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に参加するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努める。
- (8) 事業所及び従業員の消防団への加入及び消防団員としての円滑な活動について協力するよう努める。
- (9) 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努める。
- (10) 予想災害に対する復旧計画の策定に努める。
- (11) 事業継続計画や復旧計画等の点検、見直しに努める。
- (12) 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して計画の策定に努める。
- (13) 危険物等関係施設を保有する事業者においては、当該施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

2 災害時の実施事項

- (1) 来所者、従業員等の安全の確保に努める。特に、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める
- (2) 地域住民、自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行い、地域住民の安全を確保するよう努める。
- (3) 帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。
- (4) 要配慮者に配慮した情報提供、避難誘導に努める。
- (5) 事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるほか、自らの社会的責任を自覚して、市、県等が行う復旧及び復興対策へ積極的に協力するとともに、地域経済の復興に貢献するよう努める。

第2節 市の活動

1 防災意識の啓発

市は、県の協力のもと、事業者への災害及び防災に関する知識の普及に努める。

また、市は、事業継続計画作成支援等の高度なニーズ等にも的確に応えられるよう、環境整備に取り組む。

2 防災情報の提供

市は、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、事業者に提供する。

第5章 業務継続計画

大規模な災害の発生時においては直ちに参集できる職員は制限されるとともに、停電や断水等によって業務執行環境は著しく制約され、平常時の業務執行環境とは大きな隔たりが生ずると考えられる。しかし、市は、基礎的自治体として災害時においても中断することのできない業務をできる限り継続し、様々な分野で住民の生活を支える必要がある。

このようなことから、市は、施設の復旧や指定避難所運営等の応急・復旧業務のみならず、住民の生活を支えるサービス・業務を早期に復旧するため、業務継続計画を策定するよう努める。

第1節 業務継続計画の策定

市は、国が示すガイドラインに基づき、災害発生時においても必要な業務に支障をきたすことのないよう、業務継続計画を策定する。

業務継続計画は、被災等の非常時に継続すべき業務を特定し、これら非常時優先業務が速やかに実施できるよう、短期的取り組み及び中期的取り組みを定める。

第2節 基本の方針

市は、大規模災害が発生した場合においても各部の必要最低限の住民サービスを維持するため、あらかじめ想定しうる事態に対応した業務継続計画を策定し、住民生活に直結する行政サービスの確保に努める。

被災時の非常時優先業務は、災害予防業務、災害応急対策業務、災害復旧・復興業務であるが、非常時優先業務を速やかに実施するためには平常時からの準備が重要であり、市においては業務継続計画を災害対策の一部として位置づける。

第3節 計画策定の考え方

市は、業務継続計画の整備に当たり、以下の事項を考慮して策定に当たる。

- 1 各種の資源を非常時優先業務に優先的に配分
- 2 人、物、情報、移動手段及びライフライン等、利用できる資源に制約がある状況下において、非常時優先業務を特定
- 3 非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分
- 4 手続きの簡素化
- 5 指揮命令システムの明確化
- 6 業務立ち上げ時間の短縮
- 7 災害発生直後の業務レベルの向上

第6章 ボランティア活動の環境整備

大規模な災害の発生時には、消火、救助、救急等の災害応急活動から、被災者の生活の維持、再建等の復旧活動に至るまで、個人やボランティア組織等による支援、協力が大きな役割を果たす。このため、大規模な災害の発生時におけるボランティア活動が効果的に生かせるよう、平常時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織など、幅広いボランティアの体制整備に努める。

市は、指定避難所等における災害救援ボランティアの活動拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等についても配慮する。

第1節 ボランティアの登録・育成

住民のボランティア活動への関心は広く定着してきており、特に大規模な災害が発生した場合、被災者の救援活動を希望する多くのボランティアからの申し出が予想される。

このため、市及び関係機関は、このボランティアが被災者のニーズにこたえて円滑に活動できるよう、ボランティアやNPOの自主性・主体性を尊重しつつ、平常時から環境づくりを行い、次のような活動を行う。

- 1 広報紙等を通じ、住民のボランティアに関する意識啓発や知識の普及に努める。
- 2 災害が発生した場合に、被災地及び指定避難所等において救援活動を行うボランティアを登録、把握しておく。併せて、そのボランティア登録者について、個人、グループの別、手話通訳、介護福祉士等の専門技能の有無、あるいは希望する活動内容等について、調査する。
- 3 日本赤十字社、社会福祉協議会等関係機関と協力し、平素より防災ボランティアを養成・登録するとともに、被災者の自立支援活動がスムーズに実施できるよう環境の整備に努める。
- 4 災害に備えた指定避難所等を指定する際に、災害救助ボランティアの活動拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について配慮する。
- 5 ボランティア活動が組織的に行うことができるよう、その中核となるボランティアリーダーや災害発生時にボランティアのあっせん等を行うボランティアコーディネーターの養成・登録を行う。その際、女性の参画促進に努める。
- 6 ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア団体、NPO及び中間支援組織（ボランティア団体、NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）相互間の連絡体制等ネットワーク化を図る。
- 7 ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図り、加入促進に努める。

第2節 ボランティアに期待される役割

ボランティアに期待される活動内容は、主として次のとおりとする。

- 1 被害情報、安否情報、生活情報の収集・伝達
- 2 救援物資の仕分け及び配付
- 3 指定避難所等の運営支援
- 4 要配慮者の介護及び看護補助
- 5 外国人、帰宅困難者、旅行者等土地不案内者への支援
- 6 保健医療活動
- 7 消火、救助、救護活動
- 8 炊き出し、清掃、その他災害救助活動
- 9 通訳等の外国人支援活動
- 10 ボランティアのコーディネート

第3節 ボランティア団体等との連携

市は、日本赤十字社、社会福祉協議会やボランティア団体等との連携を考慮した上で、地域における的確なボランティア活動の展開を図るため、ボランティア活動者の育成、ボランティアの組織化、ボランティアリーダーの養成、情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催、災害時の具体的マニュアルの策定等により、効率的なボランティア活動体制づくりに努める。

第4節 ボランティア受入体制等の整備

組織化されていないボランティアや地域外からのボランティアが、自主防災組織等と連携しながら円滑に支援活動できるためには、受入窓口の設置など受入側の体制整備が重要である。このため、ボランティアコーディネーターやリーダーの養成、情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催、防災訓練の実施、災害時の具体的な活動指針を示した「災害救援ボランティア活動マニュアル」の作成を検討し、円滑な支援活動ができる体制づくりを推進する。

第5節 専門ボランティアの活動への支援等

市は、医療、救護など専門知識や特殊な技術を有するボランティアの活動を支援するための方策の検討等を行い、活動体制の整備に努める。

第7章 防災訓練の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、災害応急対策について、職員の安全確保を図りつつ、迅速かつ適切に実施できるよう職員の知識・技能の向上と住民に対する防災意識の高揚を図るため、総合的かつ効果的な訓練を実施する。その際、自衛隊、海上保安部など国の機関の協力を得るとともに、水防協力団体、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施する。

また、沿岸地域や中山間地域における孤立地区の発生を想定するなど、地域の実情も考慮しながら、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

なお、訓練後に評価を行い、必要に応じて改善を行い、次回からの訓練に反映させる。

第1節 防災訓練の実施責務又は協力

- 1 災害予防責任者は、単独又は他の災害予防責任者と共同して、必要な防災訓練を行う。
- 2 災害予防責任者の機関に属する職員、従業員及び使用人は、防災計画に定めるところにより、防災訓練に参加する。
- 3 住民その他関係ある団体は、災害予防責任者が行う防災訓練に協力する。

第2節 防災訓練の種別

市及び各防災機関が実施する訓練は、次のとおりである。

| 種別 | 時期 | 参加対象 | 訓練内容 |
|---------|------|--------------------------------|-------------------------------|
| 総合防災訓練 | 随時 | 関係防災機関 住民 | 風水害、火災、南海トラフ地震等大規模災害を想定した総合訓練 |
| 水防訓練 | 随時 | 市職員 消防本部消防署 消防団 | 各種水防工法の実施訓練 |
| 消防訓練 | 随時 | 市職員 消防本部消防署 消防団 及び関係者 | 重要防火対象物・重要文化財を対象とした火災訓練 |
| 消防団教養研修 | 毎年4月 | 消防団初任者及び幹部 | ポンプ運用や基本教養訓練 |
| 避難訓練 | 定期的に | 園児・児童生徒 | 保育所、幼稚園、小・中学校、高校生徒を対象とした避難訓練 |
| 救助訓練 | 随時 | 消防本部消防署 | 救助法 |

第 3 節 各種訓練への協力

市は、国、県、他の市町等が実施する訓練に対し、要請により参加し、関係機関との連携強化に努める。

第 8 章 火災予防対策

火災の発生を未然に予防し、又は火災による被害の拡大を防止するため、防火思想の普及啓発に努め、防火対象物等に対する予防措置を講じるとともに、消防力の強化を図り、住民の生命、財産を保護し、火災による被害を軽減する。

第 1 節 防火思想の普及

生活様式の変化に伴い、火気の使用が激増しており、防火思想の高揚が急務となっている。このため、消防職員及び消防団員に対する防火教育を徹底するとともに、春秋 2 回の火災予防運動を中心に各種団体の協力を求め、警火心の喚起と防火思想の普及啓発に努める。

第 2 節 都市の防災構造の強化

1 市街地の整備

本市の市街地の中には、低層かつ木造の家屋が密集し、道路の狭隘な地域も多い。そこで、面的な都市基盤の整備と併せ、防災上安全な市街地の形成に努める。

2 防災空間の整備

幹線道路、都市公園、緑地等は、災害時の指定緊急避難場所や応急仮設住宅の建設用地など防災活動拠点として重要なスペースであり、また、火災の延焼防止を図るための重要な役割を果たすものである。

このため、災害に強いまちづくりの一環として防災空間の整備に努める。

第 3 節 建築物の耐震化及び不燃化

建築物の安全性を高めるため、建築基準法による防災構造上の検査、指導を強化するとともに、大規模建築物、特殊建築物の安全化の措置を図り、耐震不燃化の促進に努める。

第 4 節 火災予防対策

1 防火管理体制の整備

消防本部は、大規模店舗、ホテル、病院、工場、事業所等多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するとともに、講習会、研修会等を通じて防火管理の徹底を図る。

2 火災予防査察

消防長又は消防署長は、消防法第 4 条及び第 4 条の 2 の規定に基づき、防火対象物の予防査察を定期的実施し、火災危険箇所の改善を指導する。

一般家庭に対しては、ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火防止、住宅用消火器、住宅用防災機器の設置について指導を行う。

また、高齢者の一人暮らし、寝たきり高齢者の家庭については、出火防止及び避難管理についてきめ細やかな指導を行う。

3 火災警報

(1) 火災警報発令基準の設定

消防法第 22 条第 2 項の規定により、知事から火災気象通報を受けたとき又は地域的气象状況が火災の予防上危険である場合は、市長が組合長に報告する。報告を受けた組合長は、次の基準により、火災警報を発令することができる。なお、火災気象通報は、「愛媛県と松山地方気象台との火災気象通報に関する実施要領（令和元年 9 月 25 日）」により実施される。

「乾燥注意報」及び「強風注意報」が発表又は発表される見込みのとき。ただし、基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

(2) 警報解除

上記の気象状況でなくなったときは、解除する。

(3) 火災警報発令時の火の使用制限

八幡浜地区施設事務組合火災予防条例により、次のとおり制限する。

ア 山林、原野等において、火入れをしないこと

イ 煙火を消費しないこと

ウ 屋外で火遊び又はたき火をしないこと

エ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと

オ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて組合長が指定した区域内において喫煙をしないこと

カ 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること

第 5 節 危険物施設等の防火対策

1 危険物製造所等の防火対策

消防本部は、消防法別表に定める危険物を貯蔵・取扱いを行う給油取扱所等の施設に対して、消防法並びに危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則に基づき、次に掲げる事項を実施させる。

(1) 位置、構造、設備（消火、警報）等を基準に適合させること。

(2) 危険物保安監督者の選任及び届出

(3) 予防規程の作成、提出

(4) 取扱い、運搬、管理等について、基準どおり励行させること。

(5) 自衛消防隊を組織し、予防規程に基づく消防訓練をさせること。

2 少量危険物、指定可燃物の防火体制

八幡浜地区施設事務組合火災予防条例に基づき、技術上の基準に適合させる。

3 圧縮アセチレンガス等の防火対策

火災予防又は消火活動に重大な支障を生じるおそれのある圧縮アセチレンガス等の物質を貯蔵し、又は取扱う者にあらかじめ届出させる。

第6節 消防力拡充強化

大規模火災等が発生した場合には、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限に軽減するため、次により、消防計画の整備及び消防力の強化に努める。

1 総合的な消防計画の策定

消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づき、より具体性のある消防計画を次のとおり策定するものとする。

（1）警防計画

災害時において、消防本部及び消防団が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準を定める。

（2）火災警防計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防団員の非常招集、出動基準、警戒体制等について定める。

（3）危険区域の火災防御計画

木造建築物や老朽構造物等の密集地域、消防水利の未整備等火災が発生すれば拡大が予想される区域における火災防御計画について定める。

2 消防力の強化

消防施設、装備及び人員の確保に努め、消防力の整備指針を充足させるとともに、消防の機動化、高度化を行い、有事即応体制の確立を図る。

（1）消防資機材等の整備

ア 消防本部においては、消防ポンプ自動車、はしご付自動車等日常火災に対する資機材を整備するとともに、救助工作車、高規格救急自動車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

イ 消防団においては、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車を中心に整備する。

（2）消防団の育成

ア 消防団員の確保に努めるとともに、活性化対策を積極的に推進する。

イ 災害活動能力をさらに向上させるため、実戦的な訓練を実施する。

ウ 消防団の活用により、地域住民への防災指導を推進する。

第7節 消防水利の整備

大規模火災等が発生した場合には、水道施設の被害や水圧の低下等により、消火栓の使用が困難になり、また、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化及び自然水利等の確保を図る。

1 防火水槽の耐震化及び自然水利等の確保

耐震構造の防火水槽の整備を推進するとともに、河川やプールなどの自然水利等の確保をより一層推進する。

2 耐震性貯水槽の整備促進

火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を推進する。

3 家庭及び事業所の貯溜水の活用

家庭における風呂水、ビルの貯溜水の活用等について啓発・指導する。

《資料編：2－5 消防保有車両一覧表》

《資料編：2－6 消防保有機械器具一覧表》

《資料編：2－7 消防団保有車両一覧表》

《資料編：2－8 貯水槽容量別一覧表》

《資料編：2－9 消火栓一覧表》

《資料編：2－10 八幡浜市プール一覧表》

第8節 消火活動における自主防災組織との連携

火災に対処して、通報、初期消火の必要性、緊急自動車の優先通行等の主旨を普及啓発し、消火活動について、消防機関と自主防災組織との連携を図る。

第9章 林野火災予防対策

林野火災の発生を未然に防止するために、林野に対する愛護精神の高揚、予防思想の普及に努めるとともに、林野巡視の強化、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進し、健全な森林の保全を図る。

第1節 林野の状況

令和2年12月31日現在

| 全面積 | 林野面積 | 林野率 | 人工林面積 | 人工林率 | 最近10年間 (H23～R2) | |
|----------|---------|-------|---------|-------|--------------------|------|
| | | | | | 焼失面積 | 出火件数 |
| 13,265ha | 7,025ha | 53.0% | 4,543ha | 64.7% | 12.1a | 6件 |

※ 人工林率＝林野面積に対する人工林面積

第2節 林野火災予防思想の普及、啓発

住民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及、啓発に努める。特に、林野火災の危険性の高い地域には、注意心を喚起する標識等により、住民の注意を喚起するとともに、喫煙所、吸殻入れを設置する。

また、林野火災の多発する時期には、横断幕、立看板、広報、ポスター等有効な手段を通じて住民に強く防火思想の普及、啓発を図る。

第3節 林野火災防止対策

1 林野巡視

林野火災の未然防止及び早期発見を図るため、林野火災の多発時期には、巡視を強化するとともに、指導啓発を併せて行う。

2 森林施業計画等による予防施設の整備

森林施業計画の樹立に当たっては、地域の実態に即した防火施設（防火線、防火樹帯、防火道、防火用水）の整備を加味した施業方法を取り入れ、被害の防止を図る。

3 林道網の整備

林道は、合理的な林業運営を図る重要な基盤施設であるとともに、林野火災の初期消火作業が十分発揮でき、また、防火線としての役割も加味した林道網の整備を図る。

4 防火用水の整備

各種事業の工作物と自然水を防火用として活用できるよう整備を図る。

5 予防機材等の整備

林野火災の発生危険性が高い地域に、予防機材、初期消火機材等の配備を図る。

6 林野所有（管理）者に対する指導

市は、林野所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等林野火災防止に努めるよう指導するものとし、火入れに際しては、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づいて実施し、消防機関及び隣地所有者との連絡を十分にとり、安全を期するよう指導する。

林野所有（管理）者は、次のような予防対策の実施を推進する。

- (1) 防火帯としての役割を加味した林道網の整備
- (2) 防火帯防火樹帯の設置及び造成地への防火樹の導入
- (3) 自然水利の活用等による防火用水の確保及び防火用工作物の整備
- (4) 事業地の防火措置の明確化
- (5) 森林法、八幡浜市火入れに関する条例及び八幡浜地区施設事務組合火災予防条例等の遵守
- (6) 消防機関等との連絡方法の確立
- (7) 火災多発期（12 月～3 月）における見巡りの強化

7 空中消火体制の整備

大規模林野火災発生時において、本市のみで対応できないときは、消防相互応援協定及び愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定に基づき、応援を要請する。

《資料編：3－3 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定》

第 10 章 水害予防対策

洪水、高潮等による水害を防止するため、危険箇所の把握に努めるとともに、河川管理の強化及び水防体制の整備等を推進する。

第 1 節 危険箇所の把握

水害を未然に防止し、被害を最小限にとどめるため、河川、海岸等の実態を調査・把握し、災害防止対策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を推進する。

なお、水防区域の指定は、「八幡浜市水防計画」によるものとする。

第 2 節 水防対策

1 浸水想定区域

本市は、千丈川及び喜木川による浸水想定区域の指定を受けているため、市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、水防法第 15 条の規定に基づき、浸水想定区域内に次に掲げる施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を市地域防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

- (1) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。）
- (2) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）
- (3) 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもので、その所有者又は管理者から申出があった施設をいう。）

さらに、洪水予報河川等に指定されていない中小河川についても、河川管理者等から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

また、浸水想定区域の指定を受けた市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

その他、市長は要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、必要な指示を行う。

《資料編：2-22 指定緊急避難場所一覧表》

《資料編：2-23 指定一般避難所、指定福祉避難所一覧表》

《資料編：2-24 千丈川・喜木川浸水区域内にある要配慮者利用施設一覧表》

2 河川改修事業

河川、水路等の改修に当たっては、水系、水路ごとに総点検を実施し、抜本的改修を促進するとともに、緊急を要する箇所については、災害時を考慮して優先して実施するものとする。

《資料編：2-11 水防危険箇所一覧表》

3 水防資器材の点検整備

水防活動が必要とされる場合は、あらかじめ水防倉庫の格納資器材の点検を行い、出水状況に応じて、水防作業に便利な位置に配置する。

4 避難準備措置の確立

河川の出水状況により、溢水または破堤によって直接被害を受けるおそれのある地域の居住者に対し、立ち退きの準備を指示する。

なお、避難措置については、第3編第7章「避難活動」による。

5 農業用排水路工作物の点検

農業用排水路工作物の管理者は、当該施設の点検と所要の予防対策を行う。

第 11 章 台風災害予防対策

台風に対する災害予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機応変の対応をとるものとし、その対策については、次のとおりとする。

第 1 節 火災予防

本編第 8 章「火災予防対策」及び第 9 章「林野火災予防対策」により行う。

第 2 節 小型船舶の事前避難

- 1 船舶の所有者等に対して、台風情報等により、あらかじめ危険が察知されるときは、遭難防止のために出航を見合わせる等の措置を徹底させる。
- 2 漁業協同組合は、出漁中の事故防止のために、警報発表時における出漁中止、出漁漁船の帰港等について、自主避難体制を確立し、無線通信による警告、標識による警報等所要の対策をとる。

第 3 節 家屋その他建築物の倒壊防止と緊急対策

家屋その他建築物の管理者に、次の事項の徹底を図る。

- 1 戸、窓、壁等には、筋かい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行うこと。
- 2 倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱（つかえ柱）を取り付け、ロープ張り、大きな筋かいの打ちつけ等を行うこと。
- 3 煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強すること。
- 4 電灯引き込み線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに最寄の送配電カンパニー八幡浜事業所に連絡すること。

第 4 節 避難の指示

前節各号の措置によっても、被害の防止が困難な急迫事態に際しては、当該家屋等の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示し、別に定める指定避難所等に収容する。

第 5 節 豪雨にともなう浸水被害の防止

前章水害予防対策により行う。

第 6 節 高潮にともなう浸水被害の防止

1 海岸保全施設の整備促進

台風による高潮及び波浪による災害を防止し、又は災害が発生した場合に被害の拡大を防ぐため、被害が生じるおそれのある地域を重点として、海岸保全施設の整備促進に努める。

2 被害状況の調査、報告

海岸堤防等の決壊を防ぎ、風浪等による被害を未然に防止するため、台風時及び台風通過後において、施設の被災状況を調査し、県等関係機関に報告する。

3 高潮ハザードマップの整備の推進

高潮被害を軽減するため、高潮ハザードマップを整備するとともに、警戒・避難を中心とする防災体制の強化を図る。

第 12 章 地盤災害予防対策

地すべり、山崩れ、がけ崩れ等による土砂災害を未然に防止するため、危険箇所の調査及び把握を行うとともに、災害防止のための対策を推進する。

第 1 節 土砂災害警戒区域の指定促進等

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）の規定に基づき、知事は急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべりが発生した場合に住民等に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するため、警戒体制を特に整備すべき土地の区域を土砂災害（特別）警戒区域として指定することができる。本市の状況は、資料編のとおりである。

土砂災害特別警戒区域において、知事は、住宅等の新規立地の抑制、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等を通じて安全な土地利用の誘導に努める。

市は、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他土砂災害警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制を整備するとともに、区域住民に対し、総合防災マップ、広報紙、パンフレットの配付、説明会の開催、現場への標識等の設置により、周知徹底を図るものとする。特に主として要配慮者が利用する施設については、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報伝達を行うものとする。

《資料編：2-12 土砂災害（特別）警戒区域一覧表》

第 2 節 土砂災害対策

1 急傾斜地崩壊対策

急傾斜地崩壊危険箇所は、急傾斜地の崩壊により、相当数の居住者等に危害が生じる可能性のある地域を、県が調査し選定したものである。市は、家屋が密集し危険度の高い箇所については、地元の協力を得たうえで、県に危険区域の指定を要請する。

急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適當な場合には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により、県は市と協議のうえ、急傾斜地崩壊防止工事を施工する。このため、市は、危険度の高い箇所から工事を実施していくよう積極的に県に要請するものとする。本市の状況は、資料編のとおりである。

《資料編：2-13 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表 建設関係》

2 地すべり対策

ひとたび地すべりが発生すると、多くの人家、農耕地、公共施設などに被害を与える直接被害にとどまらず、降雨等により重大な二次災害の発生が予想されるため、地すべり防止区域のうち、滑動が著しい地区の防止対策を重点的に推進するなど、災害防止に必要な地すべり防止等の諸施策を実施する。

地すべり防止区域については、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条の規定により指定される。本市の状況は、資料編のとおりである。

《資料編：2-14 地すべり危険箇所一覧表 建設関係》

3 土石流対策

土石流危険渓流とは、土石流の危険性があり、1戸以上の人家（人家が0戸でも、官公署・学校・病院・駅・旅館・発電所等のある場所を含む）に被害を生ずるおそれのある渓流で、渓流勾配3度以上の渓流をいう。

土石流危険渓流については、砂防堰堤工、流路工などの防止対策を重点的に推進し、土石流等による災害の防止を図るものとする。本市の状況は、資料編のとおりである。

《資料編：2-15 土石流危険渓流箇所一覧表 建設関係》

4 農地保全及び治山対策

風水害等の異常な自然災害に際し、崩壊の危険のある農地、農業用施設の保全を図る。

また、林地の保全に係る治山施設の整備を図ることによって、流域の保全及び土砂崩壊等による災害の防止を推進する。

《資料編：2-16 崩壊土砂流出危険地区一覧表 農林関係 林》

《資料編：2-17 山腹崩壊危険地区一覧表 農林関係 林》

《資料編：2-18 地すべり発生危険地区一覧表 農林関係 林》

《資料編：2-19 地すべり指定地区一覧表 農林関係 耕》

《資料編：2-20 地すべり等崩壊危険地一覧表 農林関係 耕》

5 予防対策の指導

危険が予想される区域内の土地及び施設の所有者、管理者又は占有者に対しては、維持管理の徹底と保安対策を講じるよう行政指導を行う。

6 崩壊防止工事の実施

個人の財産は個人が守ることが原則であり、このため、防災工事を施工することも本来、個人の責任であるが、特別の条件下のものは国庫補助等により、崩壊防止工事が実施できるので、関係団体等との連携を密にし、実施の促進を図る。

第3節 市の活動

土砂災害警戒区域の指定を受けた市は、市地域防災計画において警戒区域毎に以下の情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を推進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができる。

なお、要配慮者利用施設を新たに市地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上に努める。

- (ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表・伝達に関する事項
- (イ) 避難施設その他の指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (ウ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場所における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- (オ) 救助に関する事項
- (カ) 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- (キ) 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。
- (ク) 市長は、地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布等により住民に周知する。

《資料編：2-25 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧表》

第 13 章 避難体制の整備

第 1 節 指定緊急避難場所及び指定避難所等の指定

市は、住民の生命・身体の安全を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所等について、必要十分な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、地域防災計画に定めるとともに、指定避難所施設の管理者や自主防災組織等と指定避難所等の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。

また、市はこれらの指定緊急避難場所、指定避難所等及びその周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図る。

なお、要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な指定避難所等の確保に努めるとともに、プライバシーの確保、被災時の男女のニーズの違いにも配慮するほか、動物の同行避難が可能な指定避難所等の設置を検討する。

市は、新型コロナウイルス感染症を含む様々な感染症の自宅療養者等が指定避難所等に避難する可能性を考慮し、平常時から県や保健所、関係部局との連携に努める。

1 指定緊急避難場所

災害から一時的、緊急的に避難する場所で、指定の基準は、おおむね次のとおりである。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

- (1) 災害時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものであること。
- (2) 被災が想定されない安全区域内に立地していること。
- (3) 安全区域外に立地する場合は、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有するものであること。
- (4) 要避難地区すべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配慮すること。
なお、指定緊急避難場所の必要面積は、避難者 1 名につき 0.5 m²以上を目安とする。
- (5) 地区分けをする場合は、町内会、自治会等の単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

《資料編：2-22 指定緊急避難場所一覧表》

2 指定避難所

避難者等を必要な期間滞在させるための施設で、指定の基準は、おおむね次のとおりである。なお、学校を指定避難所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、指定避難所等としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所等となる施設の利用方法等について事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

また、市は、指定管理施設を指定避難所等として指定する場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所等の運営について役割分担等を定めるよう努める。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から関係部局と連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

- (1) 避難者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は1名につき2㎡以上を目安とし、感染予防や良好な避難所生活に必要な面積の確保に努めること。
- (2) 速やかに避難者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造又は施設を有すること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。
- (4) 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。
- (5) なるべく被災地に近く、かつ避難者等を集団的に収容できること。

3 福祉避難所

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、指定福祉避難所を指定するよう努める。また、要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した指定福祉避難所とし、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、指定福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。さらに、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

指定福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、物理的障壁の除去（バリアフリー化）された老人福祉センター等の施設とし、その所在や避難方法を要配慮者を含む地域住民に対し周知するとともに、福祉関係者の十分な理解を図る。

また、あらかじめ指定した福祉避難所のみでは量的に不足する場合は、厚生労働省と協議の上、社会福祉施設等や公的宿泊施設等に福祉避難所を設置することとする。

なお、福祉避難所の設置に当たっては、以下の点に留意することとする。

- (1) 福祉避難所には、相談等に当たる介助員等を配置し、日常生活上の支援を行う。
- (2) 福祉避難所において相談等に当たる職員は、避難者の生活状況等を把握し、他法により提供される介護を行う者（ホームヘルパー）の派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮する。

(3) 常時の介護や治療が必要となった者については、速やかに特別養護老人ホーム等への入所や病院等への入院手続きをとることができるように、あらかじめ関係機関と連絡調整を図る。

(4) 福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅(シルバーハウジング)への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、早期退所が図られるように努める。

《資料編：2-23 指定一般避難所、指定福祉避難所一覧表》

第2節 避難路の指定

市は、指定緊急避難場所の指定に併せ、市街地の状況等に応じて次の基準により避難路を選定し、必要な整備を行う。なお、河川周辺や沿岸地域等危険が予想される地域については、浸水等を考慮して避難路の選定・整備を図る。また、外国人、旅行者等に対しても、標識板の設置等によりこれらの周知に努める。

- 1 避難路は、緊急車両の通行等を考慮し、必要な幅員を有するものとする。
- 2 避難路は、相互に交差しないものとする。
- 3 避難路には、火災、爆発等の危険の大きな工場等がないよう配慮する。
- 4 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- 5 避難路については、複数の道路を選定する等、周辺地域の状況を勘案して行う。

第3節 住民等への周知のための措置

市は、住民等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること等について日頃から住民等への周知徹底に努める。

さらに、災害時に指定避難所等の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやSNS等の多様な手段の整備に努める。

第4節 指定避難所等の設備及び資機材の配備

市は、要配慮者及び被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点や子供にも配慮のうえ、指定避難所等に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき速やかに配備できるよう準備しておく。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

- 1 衛星携帯電話・無線LAN、NTT西日本事前設置の特設公衆電話等の通信機材・設備
- 2 放送設備
- 3 照明設備（非常用発電機を含む。）
- 4 テレビ、ラジオ等の災害情報の入手機器
- 5 炊き出しに必要な機材及び燃料
- 6 給水用機材
- 7 救護施設及び医療資機材
- 8 物資の集積所
- 9 仮設の小屋又はテント
- 10 携帯トイレ、仮設トイレ又はマンホールトイレ
- 11 防疫用資機材
- 12 清掃用資機材
- 13 工具類
- 14 非常電源
- 15 日用品
- 16 備蓄食料及び飲料水
- 17 その他粉ミルクや紙おむつ、生理用品、マスク、消毒液、屋内型避難用テント等の感染症対策備品

第5節 避難計画

1 市の避難計画

市の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の協力も得ながら避難体制の確立を図る。また、計画作成に当たっては、洪水、土砂災害等の災害事象の特性を踏まえるものとする。

- (1) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令する客観的な基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所、指定避難所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 指定緊急避難場所、指定避難所等への経路及び誘導方法
- (4) 指定避難所等開設にともなう被災者救援措置に関する事項
 - ア 給水措置
 - イ 給食措置
 - ウ 毛布、寝具等の支給
 - エ 衣料、生活必需品の支給
 - オ 負傷者に対する応急救護

- (5) 指定避難所等の管理に関する事項
 - ア 避難生活中の秩序保持
 - イ 避難者に対する災害情報の伝達
 - ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - エ 避難者に対する相談業務
- (6) 災害時における広報
 - ア 広報車による周知
 - イ 避難誘導員による現地広報
 - ウ 住民組織を通ずる広報
- (7) 夜間及び休日、荒天時等あらゆる条件下における避難誘導體制の整備
- (8) 地階を有する施設の円滑かつ迅速な避難体制

2 避難指示等の判断・伝達マニュアルの策定

国の「避難情報に関するガイドライン」に基づき、的確に避難指示等を行うため、次の事項に留意して「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

なお、作成に当たっては、洪水、土砂災害等の災害事象の特性を踏まえるとともに、住民へ災害時にとるべき避難行動についての周知徹底を図る。

- (1) 対象とする災害及び地域
 - 洪水、土砂災害等の災害事象ごとに、住民が避難行動をとる必要がある地域を特定
- (2) 避難対象区域
 - 災害事象や地域ごとに、避難が必要な区域を特定
- (3) 避難指示等の客観的な判断基準
 - ア 住民が指定避難所等への避難を完了するまでの時間を考慮して設定
 - イ 避難すべき区域ごとに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の客観的発令基準を策定
 - ウ 国又は県に避難指示等について必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を決定
- (4) 避難指示等の伝達方法
 - ア 災害ごとの避難指示等の伝達文を明確にし、とるべき行動が分かるように設定
 - イ 可能な限り多様な伝達方法、伝達先を設定
 - ウ 時々刻々と変化する情報を居住者・施設管理者等に対して繰り返し分かりやすい言葉で伝達すること
- (5) その他留意すべき災害特性
 - ア 想定される災害の特性（危険性）の周知
 - イ 災害時の状況等に応じ、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避等の「緊急安全確保」をとる必要があることを、平時から周知しておく必要があること
 - ウ 同じ避難指示の対象区域の中でも、それぞれの居住者等がとるべき避難行動が異なること

第6節 防災上重要な施設管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより、避難の万全を図るものとする。

- 1 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、指定緊急避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示の伝達方法等のほか、児童生徒等の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の指定緊急避難場所、指定避難所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。
- 2 学校及び教育行政機関においては、義務教育及び高等学校等の児童生徒等を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関は、指定緊急避難場所の選定や収容施設の確保、並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。
- 3 病院等においては、患者を他の医療機関等の安全な場所へ集団的に避難させる場合に備え、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

第7節 八幡浜市避難所運営マニュアルの策定

市は、指定避難所等における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる指定避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮し、マニュアルを策定する。

また、円滑な避難所運営体制の構築を図るため、住民も参画して感染症対策等も踏まえた実行性の高い避難所ごとの運営マニュアルの策定に取り組むとともに、良好な生活環境の確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

なお、動物同行避難が可能な指定避難所等については、指定避難所等における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。

第8節 洪水予報河川等への具体的な避難指示等の発令基準の策定

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

それら以外の河川等についても、氾濫により住民や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定する。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

第 14 章 緊急物資確保対策

災害が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、平素から、食料、生活必需品、医薬品等の備蓄に努める。また、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進するとともに、それらの物資を各指定避難所等に確実に届けるための物資供給体制の整備を図る。備蓄を行うに当たって、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

また、孤立が想定される地区における備蓄を促進する。

輸送に関し、市、県は、災害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、空港等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する広域物資輸送拠点（物資拠点）、市が開設する地域内輸送拠点（物資集積場所）を経て、各指定避難所等に緊急に必要な食料及び生活必需品（以下「緊急物資」という。）を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るほか、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

物資の調達・供給活動に関し、被災者の生活の維持のため必要な生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するように努める。

市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

第 1 節 食料及び生活必需品等の確保

1 備蓄物資の整備

災害発生時の被災者に対し、食料及び生活必需品等を円滑に供給するため、次のとおり備蓄を行う。

(1) 備蓄場所

備蓄倉庫の場所は、次のとおりである。

| 施設名称 | 所在地 | 電話番号 |
|---------------|-------------|---------|
| 八幡浜庁舎 5階 備蓄倉庫 | 北浜 1-1-1 | 22-3111 |
| 保内庁舎 3階 備蓄倉庫 | 保内町宮内 1-260 | 22-3111 |
| 八幡浜防災倉庫 | 松柏丙 805 | なし |

(2) 備蓄品目

備蓄物資の種類、数量は、資料編のとおりである。

備蓄中の物資については、保存期間の年数により、随時入れ替えを行い、あるいは適宜点検を実施して、品質管理及び機能維持に努める。

《資料編：2-28 緊急援護備蓄物資一覧表》

2 流通在庫等による緊急調達体制の整備

市の備蓄と併せ、流通在庫等による物資調達を行うため、関係業者との協定締結等を促進し、災害時の物資確保に努める。

《資料編：3-1 協定等一覧》

3 食料、生活必需品の確保

市備蓄物資、流通在庫の確保以外に県の緊急援護物資、近隣市町への応援要請についての協定の締結を促進する。

- (1) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の備蓄
- (2) 孤立が想定される地区における備蓄の推進
- (3) 市内における緊急物資流通在庫調査の実施
- (4) 市内における緊急物資調達及び配分計画の策定
- (5) 流通在庫がなく確保が困難な物資の備蓄の推進
- (6) 大量調達が可能な小売業者等との災害時応援協定の締結促進
- (7) 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討
- (8) 住民が行う家庭内備蓄等の推進
- (9) 給食計画の策定

4 住民への周知

市は、被災後、7日間程度の最低生活を確保できるよう緊急物資の備蓄を行うとともに、3日間程度の非常食を含む非常持出品を準備しておくよう、広報、リーフレット等を通じて周知、啓発に努める。

第2節 飲料水の確保

災害時における飲料水は、被災者の生命維持を図る上で極めて重要であるため、迅速に飲料水を確保し、配給できる給水体制を整備する。

1 飲料水の備蓄

災害発生時の被災者に対する飲料水を確保するため、備蓄を行う。

備蓄倉庫の場所は、次のとおりである。

| 施設名称 | 所在地 | 電話番号 |
|---------------|------------|---------|
| 八幡浜庁舎 5階 備蓄倉庫 | 北浜1-1-1 | 22-3111 |
| 保内庁舎 3階 備蓄倉庫 | 保内町宮内1-260 | 22-3111 |
| 八幡浜防災倉庫 | 松柏丙805 | なし |

また、飲料水の備蓄数量は、資料編のとおりである。

備蓄中の飲料水については、保存期間の年数により、随時入れ替えを行い、あるいは適宜点検整備を実施して、品質管理及び機能維持に努める。

《資料編：2-28 緊急援護備蓄物資一覧表》

《資料編：3-1 協定等一覧》

2 給水体制の整備

(1) 給水目標

被災者に対する給水量は、災害発生後3日間程度は生命維持に必要な水量として、1人1日3ℓ程度とし、4日目以降は水道施設の復旧状況に応じて必要水量を確保していくものとする。

(2) 給水用資機材の整備

給水活動が円滑に行えるよう、給水タンク等給水用資機材の整備・充実を図る。

(3) 民間との協力体制の整備

八幡浜市指定給水装置工事事業者等と災害時の協力体制を確立し、災害時給水に対応する。

《資料編：3-17 災害時における水道の応急活動に関する協定書（八幡浜市管工事協同組合）》

3 各家庭での飲料水の確保

各家庭においては、災害に備え、次のように飲料水、生活水の確保に努めるものとする。

(1) 家族数にあわせて、1人1日3ℓを基準とし、7日分を目標とする（うち3日分程度を非常持出用として準備）。

(2) 貯水には、水道水等衛生的な水を用いる。

(3) 貯水に用いる容器は、衛生的で安全性が高く、地震動により水漏れ、破損しないものとする。

4 自主防災組織等の活動

(1) 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。

(2) 災害時に利用が予定される井戸、泉、河川、貯水槽の水は、水質検査を実施して、市の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。

(3) 応急給水に必要なとされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム等の資機材を整備する。

第3節 物資供給体制の整備

市は、災害が発生した場合に各指定避難所等に確実に緊急物資を届けるため、平常時から緊急物資の供給体制の整備について次の措置を行う。

特に地域内輸送拠点(物資集積場所)から指定避難所等に至る輸送（ラストワンマイル）について、市及び県は、物流事業者、自衛隊などの国の機関等と連携して行う必要がある。

(1) 地域内輸送拠点（物資集積場所）の選定、点検及び運営管理方法と運搬方法等の検討

(2) 指定避難所等までの緊急物資の輸送手段の確保

(3) 被災者に物資を確実にかつ迅速に届けるための物資に関する情報収集、要請、調達、輸送体制の整備

(4) 緊急通行車両等への優先的な燃料供給体制の整備

(5) 公用車及び輸送協定等を締結した民間事業者等の車両に対する緊急通行車両の事前届出制度の積極的な活用の推進

第 15 章 医療救護体制の整備

大規模災害発生時には、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力により、必要な医療救護体制を整備するとともに、医療救護活動の実施に当たっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。

第 1 節 災害医療コーディネータの設置

県は、被災地で必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう、市や関係機関と連携し、指定避難所等における医療ニーズや医療機関の被災状況、患者受入れ状況等の情報収集、分析及び伝達と、それを踏まえた各種調整及び要請等を行う災害医療コーディネータを以下のとおり設置している。

| 区 分 | 二次医療圏等 | 病院区分 | 病 院 名 |
|-------------------|--------|--------|-----------|
| 災害拠点病院 コーディネータ | 八幡浜・大洲 | 災害拠点病院 | 市立八幡浜総合病院 |

また、市は、大規模災害によって人的被害が発生した場合において、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供することによって人的被害の軽減を図るため、八幡浜市災害医療コーディネータを設置している。

第 2 節 初期医療体制の整備

災害発生後の電話や道路交通等の混雑、不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、災害医療コーディネータ、県及び関係機関と連携し、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方針等について、あらかじめ検討を行い、初期医療体制を確立する。被災地の市だけでは対応が困難な場合は、隣接市町、県、国その他の関係機関の応援を得て行う。

1 救護班の編成

災害時には、医療機関等の協力により、医療救護班を迅速に編成できるよう、救護体制を整備する。救護班の編成は、おおむね医師 1～2 名、保健師・看護師 4～5 名、事務職員（自動車運転手を含む。） 1～2 名とする。なお、薬剤師、助産師等の必要な技術要員を加えることができるほか、救護班の編成主体は別に定めることができる。ただし、愛媛県歯科医師会会員による救護班にあつては、おおむね歯科医師 1 名、歯科衛生士又は歯科技工士 1 名、事務職員 1 名とする。

また、それぞれの救護班は、あらかじめ救護に必要な医薬品、衛生材料を整備し、招集連絡方法を定めておく。

2 救護所の指定、整備

救護所の設置箇所をあらかじめ定め、住民に周知徹底を図るとともに、医療救護用の資機材を備蓄する。

3 家庭看護の普及

応急手当等の家庭看護の普及を図る。

4 自主防災組織の救護体制

自主防災組織等による軽微な負傷者に対する応急救護体制の整備に努める。

第3節 後方医療体制の整備

救護所等に配置された救護班の医療で対処できない重症者及び中等症者については、医師会の協力を得て、市立八幡浜総合病院及び市内の病院に収容する。また、重症者の搬送方法についても必要な整備を図る。

1 災害（基幹）拠点病院

県は、災害時における広域的な地域医療の拠点として、災害拠点病院を二次医療圏ごとに原則1箇所指定している。

さらに、県は、県全体の医療救護の調整を行い、災害時医療を実施するための基幹となる病院として、災害基幹拠点病院を県内に1箇所指定している。

- (1) 災害（基幹）拠点病院は、災害時における広域的な地域医療の拠点として、災害に耐えられる機能や構造を有し、救護所等から搬送された入院治療を要する傷病者を受け入れるとともに、救護班の派遣や地域の医療機関へ応急用資器材等の貸出しを行う機能を有するものとする。
- (2) 災害（基幹）拠点病院は、災害発生直後に必要な救急用医薬品、衛生材料及び救護班が携行する医療機材、トリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の設定）・タッグ等の整備に努め、災害時における救護班の編成及び傷病者の受入れが速やかに行えるよう、医療要員の非常参集体制を構築する。
- (3) 災害（基幹）拠点病院は、災害医療コーディネータが行う圏域内の医療救護の調整・実施に必要な機能や体制の充実に努める。

| 区 分 | 二次医療圏等 | 病 院 名 |
|----------|--------|-----------|
| 災害基幹拠点病院 | 全 県 | 県立中央病院 |
| 災害拠点病院 | 八幡浜・大洲 | 市立八幡浜総合病院 |

2 三次救急医療施設

- (1) 三次救急医療施設は、重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能を災害時においても確保するため、施設のライフライン維持機能の強化を図り、医療品等医療資機材の備蓄に努める。
- (2) 災害時に多発する外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の重篤救急患者に対する診療機能の充実に努める。

3 災害拠点精神科病院

県は、災害時における広域的な精神科医療の拠点として、災害拠点精神科病院を県における精神科医療の提供体制の実態などを考慮し、少なくとも1箇所以上指定しなければならないため、松山記念病院を愛媛県の災害拠点精神科病院に指定している。

- (1) 災害拠点精神科病院は、災害に耐えうる機能・構造を有し、災害派遣医療チーム（DMAT）と協力して被災した精神科病院等から患者搬送し、精神疾患を有する患者を受け入れるとともに、災害派遣精神医療チーム（DAPT）の派遣機能を有するものとする。
- (2) 災害拠点精神科病院は、災害時においても、医療保護入院、措置入院等の精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に基づく精神科医療を行うための診療機能を有し、災害時における精神医療に関して中心的な役割を担う。
- (3) 災害拠点精神科病院は、災害時においても、精神疾患を有する患者の受入れや、一時的避難所としての機能を有する

| 区 分 | 二次医療圏等 | 病 院 名 |
|-----------|--------|--------|
| 災害拠点精神科病院 | 全 県 | 松山記念病院 |

第 4 節 医療品等の確保体制の整備

初期医療活動に必要な医療品及び医療資機材について、医療機関等の関係機関と連携、協力し、医療品等の必要物資の確保及び備蓄に努める。

第 5 節 災害情報の収集、連絡体制の整備

医療機関の被害状況や医療機関に來ている負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した愛媛県広域災害・救急医療情報システム（えひめ救急医療ネット）を活用するなど情報通信手段の多重化を図る。

第 6 節 災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施

- 1 市及び県は、一般住民に対する救急蘇生法などの家庭看護、トリアージの意義やメンタルヘルスなどの災害時における医療救護、献血者登録等に関する普及啓発に努めるとともに、医療及び行政関係者に対する災害医療に関する研修・訓練の実施・参加を推進する。
- 2 災害（基幹）拠点病院は、地域の医療機関等と連携し、定期的な訓練の実施に努める。

第 7 節 難病患者等の状況把握

平常時の保健医療活動を通じて、難病患者、精神疾患等の慢性疾患患者、人工呼吸器や人工透析等の在宅医療を受けている患者の状況と医療を提供できる機関に関する情報の把握に努める。

第 8 節 災害救助法の適用による医療救護基準

1 医療救護基準

災害救助法を適用した場合の医療は、災害のため、医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の途を失ったときに応急的な医療を施すものであって、原則として救護班によって実施する。

ただし、急迫した事情や、やむを得ない場合においては、病院又は診療所において医療を行うことができる。

2 医療の範囲

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

3 医療費

医療のため支出する費用は、救護班による場合は、使用した薬剤又は治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、一般病院、診療所において治療を受けたときは、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

4 医療期間

医療を実施しうる期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。

第 9 節 災害救助法の適用による助産の基準

1 助産の基準及び期間

災害発生の前後 7 日以内の分娩者で、災害発生のため助産の途を失った者に対して行うもので、実施しうる期間は、分娩した日から 7 日以内とする。

2 助産の範囲

- (1) 分娩の介助
- (2) 分娩前及び分娩後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

3 助産の費用

助産のため支出する費用は、救護班による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の 2 割引以内の額とする。

第 10 節 住民及び自主防災組織が実施すべき事項

住民及び自主防災組織は、医療救護を受けるまでの応急手当の技術の習得、軽度の傷病に対応できる医薬品等の準備に努める。住民は、献血者登録に協力する。

第 16 章 防疫・保健衛生活動体制の確保

災害の発生に伴う防疫、保健衛生等の活動等を迅速・的確に行うための体制を確保する。

第 1 節 防疫・衛生活動

災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫、衛生等の活動等を迅速・的確に行うための体制を確保するものとする。

- 1 災害発生時において、迅速に防疫活動ができるよう防疫担当班を組織する。
- 2 防疫実施計画を作成する。
- 3 防疫用薬品の調達計画を作成する。
- 4 住民が行う防疫及び保健活動について指導する。

第 2 節 し尿処理、ごみ処理及び災害廃棄物の処理体制の確保

1 市が実施すべき事項

- (1) 仮設トイレの資機材の備蓄及び調達体制の整備に努める。
- (2) 市は、マンホールトイレシステムを整備し、緊急時の対応に備える。
- (3) し尿の応急処理計画を定めるとともに、八幡浜地区施設事務組合においては、し尿の搬送、処理体制を確保する。
- (4) 災害時に大量の発生が予想されるごみ等の一時集積場所について、候補地等を検討し、必要な準備を行う。
- (5) 廃棄物の応急処理計画を定めるとともに、清掃のための資材について準備する。
- (6) 災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備及び仮置場の確保に努める。

2 住民が実施すべき事項

- (1) ごみ・し尿の自家処理に必要な器具の準備を行う。
- (2) 災害発生時には、指定避難所等における仮設トイレなどを利用する。

3 自主防災組織が実施すべき事項

- (1) 資機材の点検を行い、必要に応じ仮設トイレの設置場所を設定する。
- (2) 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を選定するとともに、ごみ処理資材の準備をする。

第3節 保健衛生活動

災害の発生に伴う被災者の健康保持のために必要な保健衛生活動を行うための体制を迅速に整備する。

1 情報収集体制の整備

災害時の保健衛生活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うための体制整備に努める。

2 保健衛生活動に関する体制整備

発災後迅速に保健師等による保健衛生活動が行えるよう体制を整備する。また、必要に応じ、保健師等の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時保健衛生活動マニュアルの整備、研修、訓練の実施等体制整備に努める。

第 17 章 要配慮者の支援対策

市及び社会福祉施設等管理者は、外国人（旅行者含む）も含めた要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有や情報伝達体制を整備するとともに、防災担当部局と福祉担当部局等が連携して、個別避難計画の作成、避難誘導體制の整備、適切な避難行動に関する理解の促進、避難訓練の実施に努める。

また、市は、計画等の策定に当たっては、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な指定避難所等の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女、国籍等のニーズの違い等に配慮する。

第 1 節 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

市は、平常時より、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

また、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、個別避難計画を作成する。個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

（1）避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、次の要件に該当する者とする。

- ア 介護保険における要介護認定を受けており、要介護 3～5 の者
- イ 身体障がい者手帳の交付を受けており、障がいの程度が 1 級または 2 級の者ただし、心臓機能障がい又は腎臓機能障がいのみで該当する場合を除く
- ウ 療育手帳の交付を受けており、障がいの程度が A 判定の者
- エ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けており、障がいの程度が 1 級の者
- オ 前各号に準じる状態にあり、災害時の支援が必要と認められる者

（2）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の記載事項

避難行動要支援者名簿には、次の事項を記載し、または記録する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする理由
- キ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

- ア 市は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、市が保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を内部で使用することができる。
- イ 市は、避難行動要支援者名簿の作成に必要があると認めるときは、知事その他の関係者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(4) 名簿の更新

避難行動要支援者名簿は年1回更新し、関係者間で共有する。

(5) 避難支援等関係者への名簿情報の提供

- ア 避難行動要支援者名簿に登録されている者で、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、次に掲げる避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供する。ただし、福祉施設その他の自宅以外に居住する者にかかる名簿情報は除くものとする。

(ア) 消防機関

(イ) 民生委員・児童委員

(ウ) 社会福祉協議会

(エ) 自主防災組織

(オ) その他避難支援等の実施に携わる関係者等

- イ 名簿情報を提供するときは、名簿情報を受ける者に対して、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するとともに、施錠可能な場所に保管し、必要以上に複製しないよう指導するなど、名簿情報の漏えい防止のために必要な措置を求める。
- ウ 名簿情報の提供を受けた者、若しくはその避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由なく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 災害発生時における避難行動要支援者名簿の活用

(1) 避難のための情報伝達

防災行政無線や広報車、緊急速報メール等、複数の手段を組み合わせるとともに、障がいのある区分等に配慮し、多様な手段を用いて情報伝達を行う。

(2) 安否確認の実施

避難行動要支援者名簿を有効に活用して、避難行動要支援者の安否を確認する。

(3) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又は避難支援等関係者家族等の生命及び身体の安全が確保されていることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとする。

(4) 指定緊急避難場所以降の避難行動要支援者への対応

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所等へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

3 緊急連絡体制の整備

地域住民、自主防災組織及び関係機関等と連携して避難行動要支援者ごとに避難支援者を定めるなど、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランを作成する。

4 避難体制の確立

- (1) 市は、避難支援等に携わる関係者として消防機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難支援等の実施に携わる関係者等に対し、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。
- (2) 市は、地区防災計画が作成される場合において、個別避難計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。
- (3) 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。
- (4) 指定避難所や避難路の指定に当たっては、地域の特性を踏まえるとともに、要配慮者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦及び乳幼児、病弱者等避難生活に特別の配慮を要する者のための福祉避難所の設置を進めるほか、言語、生活習慣、防災意識等の異なる外国人への対策を講じるなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分配慮する。

5 防災教育・訓練の実施

要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

第2節 社会福祉施設等における対策

1 組織体制の整備

社会福祉施設等管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、動員計画や緊急連絡体制の確立に努める。また、同管理者は、市や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

2 緊急連絡体制の整備

市の協力を得て、災害に備え、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備、強化に努める。

3 防災教育、訓練の充実

市の協力を得て、災害時において施設利用者等が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

4 社会福祉施設の防災機能整備

社会福祉施設等の利用者の大半については、ねたきり高齢者、障がい者及び傷病者等のいわゆる「避難行動要支援者」であることから、スプリンクラー、非常通報装置等の整備に努めるとともに、施設のバリアフリー化を図る。

5 物資等の備蓄

災害時に施設利用者等が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。

6 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第 18 章 広域応援体制の整備

市及び防災関係機関は、大規模災害が発生した場合、円滑な広域応援活動が行えるよう各関係機関とあらかじめ相互応援協定及び広域一時滞在に関する協定を締結し、広域的な応援体制を確立しておくものとする。

相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、市は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

第 1 節 全県的な消防相互応援体制の整備

県内の全市町長及び消防機関の長は、災害発生時における消防相互応援体制を確立し、災害の鎮圧と被害の軽減を図るために、「愛媛県消防広域相互応援協定」を締結している。協定の具体的な運用については、「愛媛県消防広域相互応援実施計画」及び「愛媛県水防計画」の定めるところによる。

また、県内の消防力だけでは対応が困難となり、もしくは困難となることが予想され、「消防組織法」第 44 条に定める緊急消防援助隊の応援を受ける場合については、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき、県の受援計画を定めている。

消防以外の分野について、他の市町に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ全県的な防災広域相互応援協定を締結するよう努める。

「愛媛県消防広域相互応援協定」及びその他協定は、資料編のとおりである。

- 《資料編：3-2 愛媛県消防広域相互応援協定書》
- 《資料編：3-4 南予地区広域消防相互応援協定書》
- 《資料編：3-5 大洲・西予市・八幡浜地区消防相互応援協定書》
- 《資料編：3-6 夜昼隧道内の災害活動に関する覚書》
- 《資料編：3-7 笠置トンネル内の災害活動に関する覚書》
- 《資料編：3-8 愛媛県緊急消防援助隊受援計画》

第 2 節 消防防災ヘリコプターの活用

市は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、次のような消防防災活動に消防防災ヘリコプターを活用する。

1 災害予防対策活動

- (1) 災害危険箇所等の調査
- (2) 各種防災訓練への参加
- (3) 住民への災害予防の広報

2 災害予防対策活動

- (1) 被災状況の把握
- (2) 被災地への救援物資、消防用資機材の輸送及び要員の搬送
- (3) 化学プラント、高速道路等の損壊状況の把握
- (4) 原子力災害時における空気モニタリング
- (5) 住民への災害情報の伝達

3 救急救助活動

- (1) 被災した負傷者の救急搬送
- (2) 被災地への医療班、医療資機材の搬送
- (3) 道路、港湾施設等の損壊により孤立した被災者の救助
- (4) 中高層建築物にとり残された被災者の救助

《資料編：3-3 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定》

第3節 全県的な防災相互応援体制の整備

市長は、消防以外の分野について、他の市町に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ全県的な防災広域相互応援協定を締結するよう努めるとともに、具体的な運用を定めたマニュアルを整備する。

県と市が締結している協定等は、次のとおりである。

なお、平成31年2月に県・市町連携により構築された人的な相互応援体制（県内市町間のカウンターパート方式）について更なる関係性を構築することにより実効性の確保に努める。

| 協定名 | 応援の種類 | 応援要請の手続 |
|---|---|---|
| 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定 ※平成28年2月17日締結 | (1) 食料、飲料水その他の生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供 (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供 | 応援を要請しようとする被災市町は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。 (1) 災害の状況 (2) 応援を求める事項（物資・資機材については数量等、人的応援については職種、人数等） |
| 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定に基づく運用マニュアル ※平成28年8月2日策定 | (3) 救護活動に必要な車両等の適用 (4) 応急復旧等に必要な職員の派遣 (5) 被災者を一時収容するための施設の提供 (6) 被災市町に代行して情報の発信 (7) 前各号に定めるもののほか、被災市町から特に要請のあった事項 | (3) 応援を求める機関及び場所 (4) その他必要な事項 |

第4節 他県との広域的な応援体制の整備

県は、四国、中四国、関西広域連合及び全都道府県の各知事とあらかじめ大規模災害時の広域応援に関する協定を締結するとともに具体的な応援・受援計画の整備に努める。

第5節 受援計画の策定・運用

市は、愛媛県が大規模災害が発生した場合に、自衛隊・消防・警察などの救助機関等や食料・飲料水・生活必需品等の物資を円滑に被災地や被災者へ届けるため、選定した広域防災拠点を中心として、支援受入の基本的な体制や手順等について定めた受援計画（「愛媛県広域防災活動要領」。以下「県計画」という。）と連携した受援計画を策定し、訓練等を通じて実効性を高めるとともに、防災を取り巻く状況及び知見の変化、自治体及び関係機関の防災体制の変更等に応じ、柔軟に見直しを行うよう努める。

また、市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、県及び市町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

《資料編：3-3 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定》

第 19 章 情報通信システムの整備

市、県及び防災関係機関は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、平常時から災害の発生に備え、情報収集・連絡体制の整備を図るとともに、情報通信システムの高度化及び多重化を図るほか、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動状況等を迅速かつ正確に分析・整備・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

また、災害時において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平素から他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討しておくとともに、愛媛県非常通信協議会との連携に努める。

第 1 節 情報収集・連絡体制の整備

市、県及び防災関係機関は、大規模災害時において迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平素から情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努める。その際、夜間休日等の勤務時間外においても対応できるように配慮する。

- 1 防災行政無線をはじめ多様な通信手段の整備を図るとともに、その運用管理に努める。
- 2 被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員確保体制の整備に努める。
- 3 アマチュア無線の活用体制の整備に努める。
- 4 孤立地区対策として、防災行政無線による連絡体制のほか、衛星携帯電話や臨時ヘリポートの整備に努める。
- 5 愛媛県非常通信協議会と連携し、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。
- 6 NTTの災害時優先電話等の配備について確認するとともに、その取扱い、運用方法等の習熟に努める。
- 7 被災者等への情報伝達手段として、公衆無線 LAN 環境や携帯電話による、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努めるものとする。
- 8 災害時に有効な衛星携帯電話等移動通信系の整備を図る。
- 9 電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

《資料編：2-29 八幡浜市防災行政用無線局運用管理規程》

《資料編：2-30 無線通信施設一覧表（市関係）》

《資料編：2-31 消防関係無線通信施設一覧表》

《資料編：2-32 愛媛県防災通信システム（地上系・衛星系）回線構成図》

《資料編：2-33 災害時優先電話一覧表》

《資料編：2-34 衛星携帯電話設置場所一覧表》

《資料編：2-35 無線通信施設一覧表（その他の機関）》

第 2 節 通信施設の整備

通信施設管理者は、防災上重要な通信施設、設備等については、次により点検、整備等を行い、災害応急対策の円滑な実施を確保する。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線（戸別受信機も含む）の整備を図るとともに、公衆無線 LAN 環境や携帯電話を含め、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努める。なお、通信施設の設置の際には、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備等の保守点検の実施や的確な操作の徹底を図る。

- 1 通信施設（予備電源、非常用電源設備を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講じる。
- 2 充電式携帯無線については、完全充電を行うとともに、予備電池を確保するなど、適正な維持管理に努める。
- 3 非常用電源設備を整備するとともに、高潮や浸水が予想される地域にある施設は、通信機及び発動発電機の高所への移設設置等必要な措置を講じる。
- 4 中継局には定期的に保守要員を派遣し、点検を行い、必要に応じて待機させる体制を整える。

第 3 節 防災情報システムの拡充整備

大規模災害の発生に備え、防災対策上特に重要な役割を担う情報収集・連絡体制及び初動体制を確保するため、通信のデジタル化と相互接続により、地上無線回線、衛星回線、有線回線など多様な通信回線をシームレスで利用できる防災通信システムを構築するとともに、消防防災ヘリコプターテレビ伝送システム、固定カメラ等による被災地映像や四国地方整備局からの映像情報の収集などにより、迅速かつ的確な応急対策活動が実施できるよう、防災情報システムの拡充整備に努める。

第 4 節 各種情報システムデータのバックアップ保管

市は、各種情報システムについて、風水害等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要なデータの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

第 20 章 ライフライン災害予防対策

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、水道、下水道、電気、ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等ライフラインにおける災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、ライフラインの事業者等の関係者は、必要な災害予防措置を講じる。

また、ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資器材の備蓄等を実施する。

第 1 節 水道施設

市は、災害によって被災する箇所が生じても、それによって給水システム全体の機能が麻痺することのないよう水道施設及び基幹管路の耐震性強化（停電対策を含む。）を図るとともに、被災した場合であっても、その早急に復旧が可能な体制の整備を図るものとする。

- 1 応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成する。
- 2 災害時の住民への広報体制及び情報伝達手段を整備する。
- 3 水道施設の広域化を推進し、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進を図る。
- 4 他の市町や事業者等と災害援助協定を締結するなど、相互協力体制を整備する。
- 5 応急給水及び応急復旧に必要な資器材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

第 2 節 下水道施設

下水道管理者は、安全で安心なまちづくりのため、市街地において、浸水防除を図り、雨水の排除のほか貯留・浸透などの流水抑制策も含めた下水道雨水対策施設の整備を図るとともに、浸水するおそれのある地域については、浸水被害の軽減を図るため関係機関等への情報提供に努める。

また、豪雨の発生が予想される場合には、ポンプ場等の適切な操作を行うとともに、ポンプ場等の適切な操作を行うためのマニュアルの作成、人材の育成を行う。

1 代替性の確保

下水道管理者は、下水道施設が損傷を受け、下水処理が不能となる場合を想定し、その早急な復旧や代替性の確保が可能となるよう処理系統を多様化するとともに、計画的な下水道施設の整備に努める。

2 雨水貯留・浸透

下水道管理者は、市街地における雨水の流出量を抑制する雨水浸透・貯留事業の整備を促進し、浸水防除に努める。

第3節 電力施設

電気事業者は、災害を未然に防ぐため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、施設の新設・改良の際には、設計・施工に留意する。

1 電力施設の災害予防措置

各設備とも、施設の新設・改良の際には、「建築基準法」及び「電気設備の技術基準」等により各種災害対策を考慮するとともに、過去に発生した災害及びこれに伴う被害の実情等を加味するなど、設計・施工に留意する。

2 災害復旧用設備

電力施設の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じて応急復旧用資機材等を整備する。

3 電気事故の防止

(1) 巡視・点検・調査等

電気設備を法令に定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るため、電気工作物の巡視・点検並びに調査を行い、感電事故の防止、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

(2) 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故や電気災害を未然に防止するため、住民に対し必要な広報活動を行う。

4 要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれのある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象・地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

5 復旧資機材の確保

(1) 災害に備え、平常時から復旧用資機材、工具、消耗品等の確保に努める。

(2) 災害対策用資機材は、常にその数を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

第4節 電信電話施設

西日本電信電話株式会社は、災害時においても可能な限り電気通信を維持し、重要通信を疎通させるよう平常時から設備自体を強固にし、信頼性の高い通信設備を構築するとともに、防災対策の推進と防災体制の確立を図る。

1 防災体制の確立

(1) 防災対策組織の編成

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、非常事態の情勢に応じた体制で対処するとともに、非常態勢に対応する災害対策組織をあらかじめ編成しておき、情勢に応じた体制の運用を行う。また、災害対策本部等に必要の要員については、非常招集伝達の経路、交通機関の運行状況等を勘案し、短時間に可能な限り必要要員を確保する。

(2) 防災に関する社外機関との協調

応急対策活動が効果的に講じられるよう、国、県及び市並びにその他社外防災関係機関と密接な連携を保ち、相互協力に努める。

(3) ライフライン事業者との協調

電力、燃料、水道等のライフライン事業者と協調し、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

2 防災に関する教育及び総合防災訓練への参加

災害の発生又は発生のおそれがある場合において、社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行するため、社内において、防災に関する教育及び訓練を実施するとともに、市及び県等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参加、協力を行う。

3 電気通信設備等に関する防災対策

(1) 電気通信設備等の高信頼化

ア 豪雨、洪水、高潮、津波等のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐水構造化を行う。

イ 暴風又は豪雪のおそれのある地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。

ウ 火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

ア 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。

イ 通信ケーブルの地中化を推進する。

ウ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

4 重要通信の確保

災害に備え、重要通信に関するデータベースを整備するとともに、常時疎通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

また、災害時には、設備の状況を監視しつつ、トラフィックコントロール（通信制限）を行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

5 災害対策用機器及び車両の配備

(1) 通信の全面途絶地域、指定緊急避難場所等との通信を確保するため、衛星通信無線車、災害対策用無線機、移動無線車等を配備する。

(2) 所内通信設備が被災した場合、重要通信を確保するため、代替交換装置として、非常用交換装置を広域配備する。

(3) 災害時の長時間停電に対して、通信用電源を確保するため、主要局に移動電源車を配備する。

(4) 所外通信設備が被災した場合、応急用措置として、各種応急ケーブル及び特殊車両等を配備する。

第5節 ガス施設（プロパンガス）

ガス事業者及び販売者は、災害予防のため、ガス施設・器具等について、災害に配慮した整備を行うとともに、日常から定期点検等の実施、応急資機材の整備、防災訓練の実施等により、災害予防対策を推進する。

1 応急資機材の整備

- (1) 緊急時に必要な資機材の在庫管理を常に行い、調達を必要とする資機材は、速やかに確保できる体制とする。
- (2) 復旧が長期化した場合に備え、代替熱源等の確保の手段について、あらかじめ調査する。

2 連絡体制及び動員体制の確保

緊急時における従業員の連絡体制を確保するとともに、風水害等による大規模なガス設備被害が発生したことを覚知した場合は、全員、事業所に出動する。

3 保安教育及び防災訓練の実施

ガス施設・設備又はガス供給上の事故による二次被害の防止を目的として、緊急事故対策及び風水害などの緊急措置について保安教育を行うとともに、防災訓練を実施する。

4 ガス利用家庭設備整備

- (1) ガス事故防止のため、ガス漏れ警報器、各種安全装置付き機器の普及を図る。
- (2) 利用者に対し、災害時にはガス栓を閉めることと、ガス器具の使用禁止について周知を図る。

5 ガス施設の災害予防措置

- (1) ガス施設は、定期点検及び自主保安検査の実施により、常に技術基準に適合させた状態を維持する。
- (2) ガス施設の安全対策を図るとともに、緊急操作設備を充実強化する。
- (3) ガス導管の地区分割を図るため、災害対策バルブを設置する。

第6節 廃棄物処理施設

1 廃棄物処理施設の補修体制の整備

市は、被災して一時停止した一般廃棄物処理施設等を修復・復旧するための点検手引きをあらかじめ作成する。

さらに、ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場等の廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、修復・復旧に必要な資機材等の備蓄に努める。

2 施設整備時の留意点

廃棄物焼却施設は、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第 21 章 公共土木施設等災害予防対策

道路、港湾施設、農林業施設等の公共土木施設等は、住民の日常生活及び社会生活、経済活動上欠くことのできないものであり、また、災害発生後の復旧活動の根幹となる施設である。このため、それぞれの施設の目的に応じた整備促進に努めるとともに、応急復旧対策用人員及び資機材の確保と運用に係る体制の整備を図る。

第 1 節 道路施設

道路施設は、単に人、物の輸送を分担する交通機能のみならず、災害時には、避難、救援、消防活動などに重要な役割を果たすほか、ライフラインの確保や火災の延焼を防止するなど、多様な機能を有している。

災害時におけるこれらの機能を確保するため、道路・橋りょう等道路施設の整備、補修を推進する。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

1 防災点検等の実施

道路管理者は、防災点検を定期的実施し、防災対策等の必要な箇所の把握に努めるとともに、通常のパトロール等においても、目視等による点検を実施する。

2 施設の改修・整備

道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所及び未改良区間について、緊急度の高い路線及び箇所から順次、防災対策や改良整備を実施するものとする。

(1) 道路

斜面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状・破壊等の被害が予想される危険箇所について、補強対策を実施する。

(2) 橋りょう

落橋、変状等の被害が予想される道路橋、横断歩道橋、側道橋等について、補強対策を実施する。

(3) トンネル

覆工コンクリートや付帯施設の落下、変状等の被害が予想されるトンネルについて、補強対策を実施する。

《資料編：2-26 災害時において危険が予想される道路一覧表》

3 道路の冠水事故防止対策の実施

道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

4 道路通行規制等の実施

道路管理者は、異常気象等により道路の通行が危険であると想定される場合の道路通行規制に関する基準を定め、必要に応じて通行規制等の措置を行う。

5 道路施設の長寿命化対策

道路管理者は、道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

第2節 河川管理施設

河川管理者は、災害を防止し、又は災害が発生した場合に被害の拡大を防ぐため、河川改修等治水事業を実施し、河川管理施設の整備促進を図るとともに、既存施設の防災点検を行い、緊急度の高い箇所から防災対策を実施する。

〈資料編：2-11 水防危険箇所一覧表〉

第3節 海岸保全施設

海岸管理者は、老朽化した施設や堤防の嵩上げ等、暴風、高潮による被害が生じるおそれのある地域において、海岸保全施設の整備を図るとともに、既存施設の防災点検を行い、緊急度の高い箇所から防災対策を実施する。

第4節 治山等施設

林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設（以下「治山等施設」という。）の管理者は、施設の巡回を行い、施設が設置された森林の所有者の情報連絡等により、施設等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

第5節 港湾・漁港施設災害予防対策

1 港湾施設

八幡浜港は、特定地域振興重要港湾として、災害発生時における避難、救助、緊急物資及び復旧資材の運送に利用されるなどの役割を果たす重要な施設である。

また、暴風、高潮等による災害を防止するうえで大きな役割を果たしている。

このため、暴風、高潮等による災害を防止し、又は災害が発生した場合に被害の拡大を防ぐため、計画的に港湾施設の整備を図るとともに、既存施設の防災点検を行い、緊急性の高い箇所から防災対策を実施する。

2 漁港施設

漁港において、暴風、高潮等による災害を防止し、又は災害が発生した場合に被害の拡大を防ぐため、計画的に漁港施設の整備を図るとともに、既存施設の防災点検を行い、緊急性の高い箇所から防災対策を実施する。

第6節 砂防等施設

砂防等施設における被害は、山腹斜面等の崩壊が中心となるため、砂防等施設の管理者は、施設の防災機能を高め、土砂災害危険箇所の解消を図るべく砂防等施設の整備促進を図るとともに、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備する。また、既存施設の防災点検を行い、緊急性の高い箇所から防災対策を実施する。

第7節 農地・農林業施設災害予防対策

1 農地

集中豪雨等による被害の発生を未然に防止するため、危険予想箇所の把握に努めるとともに、農業農村整備事業等により、基盤整備を行う。

2 農林業施設

集中豪雨等による被害の発生を未然に防止するため、防災パトロール等を通じて危険箇所の把握に努めるとともに、農業農村整備事業等により基盤整備及び農地防災施設の整備を行う。林道については、危険箇所の改良、整備事業等を実施する。

3 ため池

農業用施設及び公共施設の災害を未然に防止するため、老朽化が著しく緊急に整備を要するため池について、農業農村整備事業等により、整備を行う。

《資料編：2-21 ため池一覧表》

第8節 公共建築物

庁舎、病院、学校、公民館、社会福祉施設等のうち、特に災害時に情報伝達、避難誘導及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物の防災機能の向上を図り、倒壊防止に努めるとともに、自家発電設備等の整備により、停電時でも利用可能なものとするよう努める。

第9節 コンピュータの安全対策

市は、自ら保有するコンピュータシステムについて、各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、コンピュータを扱う企業に対し、安全対策の実施についての啓発に努める。

第 22 章 危険物施設等災害予防対策

火薬類、高圧ガス、石油類等の危険物による災害を防止するため、次の対策を実施し、防災機能の強化を推進するものとする。

第 1 節 予防査察等の強化

消防本部は、火薬類、高圧ガス、石油類等の製造所、取扱所、貯蔵所等の施設並びに消費場所に対し、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律並びに消防法等の規定に基づく保安検査、立入検査を実施し、基準適合状況を確認するとともに、併せて危険予防の指導を行い、自主保安体制の確立を図る。

第 2 節 予防教育の徹底

- 1 消防本部は、危険物の製造所、取扱所、貯蔵所等及び消費場所の保安係員、保安監督者及び取扱者に対し、保安講習等による教育を実施する。
- 2 消防本部は、関係事業者に対し、必要に応じて保安教育計画を作成させ、これに基づく従事者への教育を徹底させることなどを指導する。

第 3 節 防災訓練の実施

災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、関係機関、関係保安団体及び事業所等による合同防災訓練を実施する。

第 23 章 海上災害予防対策

海上における災害を予防するため、市、県等関係機関は、災害予防活動について、次の予防措置を実施する。

第 1 節 市、県等関係機関の活動

市、県、警察、消防機関及び海上保安部等関係機関は、互いに連携を図りながら、次に掲げる災害予防活動を実施する。

1 関係機関の協力体制の確立

日頃から情報交換を密にするとともに、海上災害を想定した防災訓練の実施及び参加等を通じて、機関相互の緊密な協力体制の確立に努める。

2 訓練の実施

単独又は合同で防災に関する訓練を積極的に実施し、防災能力の維持・向上に努める。

3 防災思想の普及及び高揚

単独又は合同で防災に関する広報、教育等を積極的に実施し、関係者や住民に対する防災思想の普及・高揚に努める。

4 資機材等の整備

各機関は、海上災害発生時に迅速に対応できるよう、応急対策活動に必要な船舶、車両、通信機器、流出油防除資機材等の整備に努める。

5 調査研究

防災に関する資料の収集及び調査研究を定常的に行うとともに、調査研究成果について関係機関へ情報提供を行い、情報の共有化を推進する。

第 2 節 排出油等防除協議会の活動

宇和海地区大量排出油等防除協議会及び松山地区排出油等防除協議会は、宇和島海上保安部又は松山海上保安部の指導のもと、次に掲げる災害予防活動を実施する。

1 関係機関の協力体制の確立

日頃から情報交換を密にするとともに、海上災害を想定した防災訓練の実施及び参加等を通じて、機関相互の緊密な協力体制の確立に努める。

《資料編：2-36 宇和海地区大量排出油等防除協議会会則》

《資料編：2-37 宇和海地区大量排出油等防除協議会会員名簿》

2 流出油防除資機材及び通信機器等の整備

各機関は、オイルフェンス、吸着剤、油処理剤等の流出油防除資機材及び防災無線の整備促進に努める。

《資料編：2-38 宇和海地区大量排出油等防除協議会資機材保有状況》

3 訓練の実施

大規模な海上流出災害を想定した訓練を積極的に実施し、防災能力の維持・向上に努める。

第 24 章 航空災害予防対策

市域に航空機が墜落する等の航空機による災害に備え、市は、県、国、関係機関と連携し、被害の軽減を図るため、必要な予防対策を実施する。

第 1 節 防災体制の整備

航空機事故が発生した場合、又は発生することが予想される場合の関係機関の役割分担について明確にし、円滑な救助及び消火、救難、救急医療活動に努める。

第 2 節 防災訓練の実施

航空機事故を想定した防災訓練を検討し、実施計画を作成する。

第 25 章 資機材等の点検整備

市及び防災関係機関の災害予防責任者は、自己が保有する災害応急措置に必要な資機材及び施設等について、災害時にその機能を有効使用できるよう、常時点検整備を行う。

第 1 節 点検整備を要する資機材

- 1 水防用備蓄資機材
- 2 食料及び飲料水
- 3 救助用衣料生活必需品
- 4 救助用医薬品及び医療器具
- 5 防疫用薬剤及び用具
- 6 警備用装備資機材
- 7 通信資機材
- 8 災害対策用資機材
- 9 油災害対策用資機材
- 10 給水用資機材
- 11 消防用資機材
- 12 水道、下水道施設の復旧に必要な資機材
- 13 その他電気、ガス、交通施設等の復旧に必要な資機材

第 2 節 実施機関

資機材を保有する各機関とする。

第 3 節 実施時期

各機関の点検責任者は、それぞれ点検計画を作成し、点検整備を実施する。

第 4 節 点検整備実施内容

点検整備は、次のことに留意して実施する。

1 資機材

- (1) 規格ごとの数量の確認、不良品の取替
- (2) 薬剤等については、効果の測定
- (3) その他必要な事項

2 機械類

- (1) 故障、不良箇所の有無の点検整備、不良部品の取替
- (2) 機能試験の実施
- (3) その他必要な事項

第 5 節 留意事項

- 1 実施結果は、記録しておく。
- 2 資機材等に故障等の不良箇所が発見された場合は、直ちに修理等の措置を講じる。
- 3 数量に不足が生じている場合は、補充などの措置を講じる。

第 26 章 孤立地区対策

大規模な災害による道路や通信の途絶等により孤立するおそれのある離島や山間地区の集落については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置等、孤立の未然防止を図るとともに、万が一孤立した場合には、被災状況の早期把握、住民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。そのため、本市及び県、防災関係機関等が一体となった取組を推進することにより、地域住民の安全確保を図ることを定める。

第 1 節 孤立地区への対策

1 災害時に孤立のおそれのある地区の把握

本市は、道路状況や通信手段の確保の状況から災害時に孤立が予想される地区について、事前の把握に努める。

(1) 道路状況

- ア 地区につながる道路において迂回路がない。
- イ 地区につながる道路において冠水、落石、崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。
- ウ 地区につながる道路において一部のトンネルや橋りょう等について耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- エ 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。

(2) 通信手段

- ア 空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
- イ 一般加入電話等有線通信以外の多様な通信手段が確保されていない。

2 離島対策

大島地区においては、台風等の気象災害時には常に孤立化の危険性があるため、孤立対策を図る。

第 2 節 孤立の未然防止対策

孤立を未然に防止するため、市及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取り組み、対応を推進する。

また、孤立対策に必要な施策を適切に進めるため、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。市及び関係機関は、以下の事項等に留意して対策を図る。

1 市

- (1) 孤立のおそれのある地区においては、地区の代表者（区長、班長、消防団員等）を災害情報連絡員として任命する等、災害発生時における防災情報提供体制の整備を検討する。また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。
- (2) 集落内に学校や駐在所等の公共的機関、四国電力、N T T 西日本等の防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。
- (3) アマチュア無線等を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。

- (4) 市は、孤立のおそれのある集落の災害情報連絡員に通信機器を配備しておく等、連絡手段の多様化を検討する。
- (5) 孤立のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保する。
- (6) 孤立のおそれのある地区においては、愛媛県自主防災マニュアルなどを参考に、自主防災活動計画を作成し、災害時における自主防災対策を示し、地区住民及び関係機関の周知徹底を図る。
- (7) 臨時ヘリポートの整備等による孤立時における緊急救出手段を確保する。
- (8) 孤立地域に対する集団避難の指示等を検討する。
- (9) 孤立が想定される地区における食料等の備蓄を促進する。

2 電気通信事業者

孤立のおそれのある集落において、一般加入電話を災害優先電話として指定するとともに、孤立化防止のための衛星固定電話及び衛星携帯電話の配置等について配慮する。

3 本市及び道路管理者

孤立のおそれのある集落については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。

第 27 章 災害復旧・復興への備え

第 1 節 平常時からの備え

市及び県は、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

市及び県は、燃料、発電機、建築機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

市及び県は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。

第 2 節 複合災害への備え

市、県及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

市、県及び防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

市、県及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第 3 節 災害廃棄物の発生への対応

市及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制及び関係機関・民間業者との協力体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努める。

また、市及び県は、県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合に備え、市、県又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の体制の整備に努める。

第4節 各種データの整備保全

市及び県は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備する。

各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの保存並びにバックアップ体制の整備）

市及び県は、各種情報システムについて、風水害等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第5節 罹災証明書交付体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第6節 復興事前準備の実施

市及び県は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を推進する。

第7節 復興対策の研究

関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行う。

第3編 災害応急対策

台風等による大規模な風水害等の災害が発生した場合、家屋の倒壊、床上・床下浸水、火災、がけ崩れの発生、道路・橋りょうの損壊にとどまらず、人命の損傷など多くの被害に遭うこととなり、さらに、生活関連施設の機能停止等による被害も予想される。このような被害の拡大を防止し、又は軽減するため、市及び関係機関は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、災害発生の防御又は応急復旧対策に関する計画を樹立し、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期する。

第1章 応急措置の概要

市、県、住民及び関係機関が行うべき応急対策は、次のとおりとする。

第1節 市のとるべき措置

- 1 災害発生又は災害発生のおそれがある場合の県に対する報告
- 2 気象に関する予警報の周知徹底
- 3 災害調査、被害状況その他の情報の収集及び県に対する報告並びに必要な事項の住民への通報、周知
- 4 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令、及び被災住民の収容並びに指示等の県に対する報告
- 5 消防団に対する出動命令又は警察署、海上保安部に対する出動要請
- 6 警戒区域の設定と避難措置
- 7 指定避難所等の設置・運営
- 8 自衛隊の派遣、緊急援護備蓄物資の供給等県に対する要請
(必要に応じて、その旨及び当該地域に係る災害の状況を自衛隊に通知)
- 9 救援物資の配付
- 10 被災者収容施設の供与
- 11 応急文教対策の実施
- 12 被災箇所の応急復旧
- 13 水難救助法による遭難船舶の救護
- 14 適切な管理のなされていない空家等に対する緊急の安全確保措置の実施
- 15 その他応急対策の実施

第2節 県のとるべき措置

- 1 市及び関係機関に対する防災上必要な措置の指示又は要請
- 2 市及び関係機関からの災害発生等の報告受理
- 3 被害状況の把握及び情報の収集
- 4 関係機関への被害状況の通知
- 5 関係機関との応急対策の協議・調整
- 6 放送機関への緊急放送要請
- 7 自衛隊の災害派遣要請
- 8 医師会、日赤への救護班の派遣要請
- 9 緊急援護備蓄物資の供給
- 10 救援物資の調達、輸送
- 11 応急仮設住宅の建設
- 12 医療、助産、防疫、保健衛生、清掃等の措置の実施
- 13 応急文教対策の実施
- 14 被災地の警備、交通の確保及び規制
- 15 人心安定のための広報
- 16 被災地の応急復旧
- 17 その他応急対策の実施

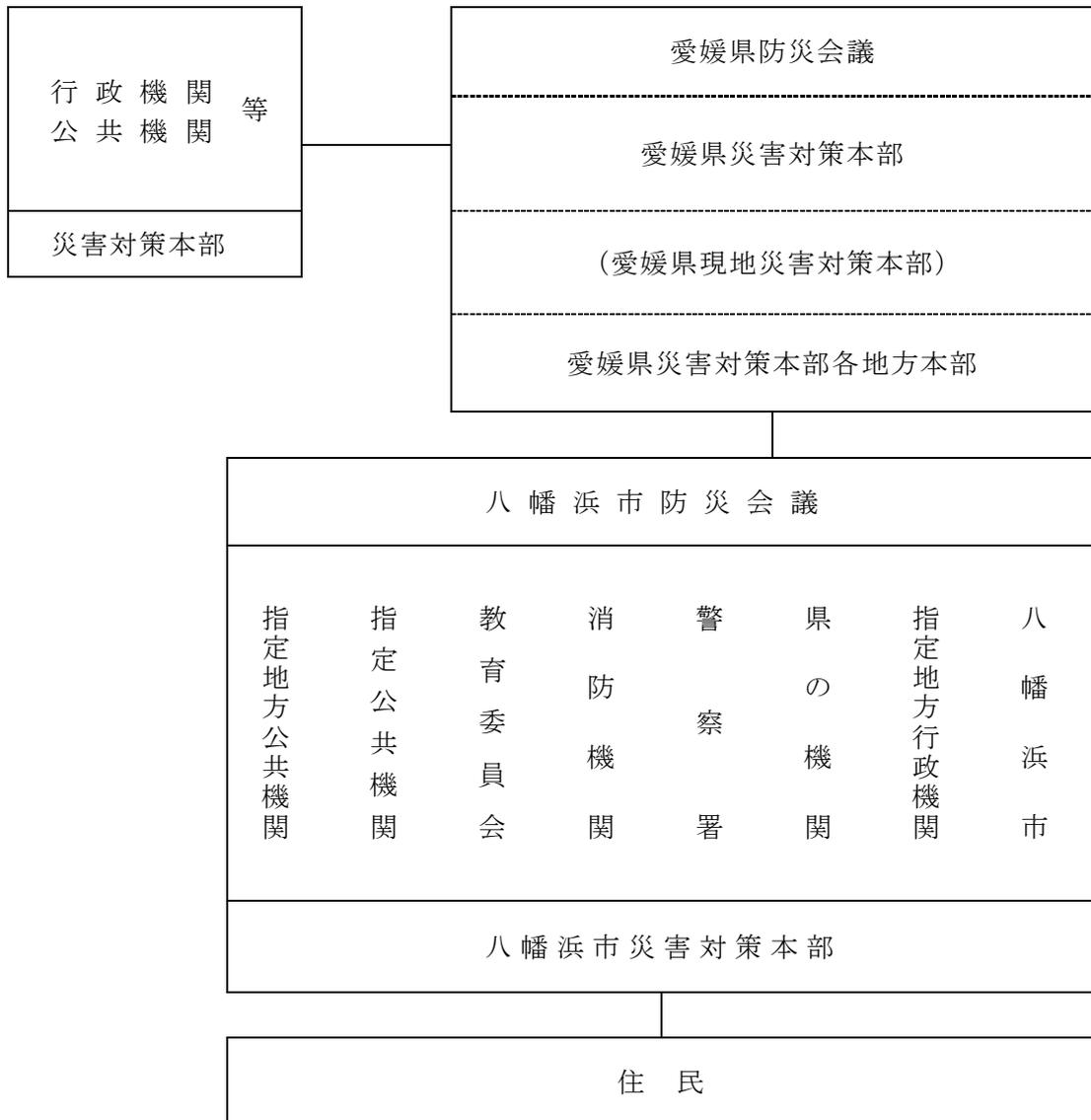
第3節 住民のとるべき措置

- 1 災害発生又は災害発生のおそれがあることを発見した場合の市、消防署、警察署又は海上保安部に対する通報
- 2 地域の相互扶助に基づく初期消火、炊き出し等の応急措置
- 3 救援隊の救助作業に対する協力
- 4 安全地域への避難（要配慮者への配慮）

第4節 関係機関のとるべき措置

- 1 災害情報の県、市等に対する通報
- 2 救援隊の派遣、救助、資機材配付等の県に対する要請
- 3 県、市の要請に基づく救援の実施
- 4 応急復旧作業の実施

応急対策組織図



第2章 活動体制

市域に災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合に、市、県及び防災関係機関は、速やかにそれぞれの災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、関係各機関と緊密な連携を図りつつ、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど、災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

第1節 八幡浜市災害対策本部

市長は、市域に災害が発生したとき又は発生するおそれが生じた場合において、災害対策本部を設置し、職員を動員して対処するものとし、その対策を総合的かつ迅速に行うため必要と認めるときは、災害対策基本法及び八幡浜市災害対策本部条例並びに八幡浜市災害対策本部運営要領に定めるところにより、直ちに市災害対策本部を設置する。

なお、勤務時間外に大規模災害が発生し、交通機関の途絶等により災害対策本部の正常な運営が直ちにできない場合は、あらかじめ市長が指名する臨時災害対策本部要員等による初動体制によって、被害状況等の把握等を行うとともに、災害応急対策を実施する。このため、あらかじめ災害規模や勤務時間外等に対応する職員の参集基準を明確にしておく。

1 市災害対策本部が所掌する主な事務

- (1) 災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- (2) 災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成
- (3) 災害予防及び災害応急対策の実施又は住民の混乱防止に必要な広報
- (4) 消防、水防その他の応急措置
- (5) 被災者の救助、救護、その他の保護
- (6) 施設及び設備の応急復旧
- (7) 防疫その他の保健衛生
- (8) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令
- (9) 緊急輸送の実施
- (10) 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
- (11) 県災害対策本部（県災害警戒本部）への報告及び必要な要請
- (12) 県災害対策本部（県災害警戒本部）との災害応急対策の連携
- (13) 防災関係機関に対する、資料・情報の提供等の協力要請
- (14) 自主防災組織との連携及び指導
- (15) ボランティア等への支援

2 消防、水防機関が特に重点的に実施する事項

- (1) 消防本部及び消防署
 - ア 被害状況等の情報の収集と伝達
 - イ 消火活動、水防活動及び救急・救助活動
 - ウ 地域住民等への避難指示等の伝達
 - エ 火災予防の広報

- (2) 消防団、水防団
 - ア 被害状況等の情報の収集と伝達
 - イ 消火活動、水防活動及び救助活動
 - ウ 指定緊急避難場所の安全確保及び避難路の確保
 - エ 地域住民等の指定緊急避難場所への誘導
 - オ 危険区域からの避難の確認
 - カ 自主防災組織との連携、指導、支援

3 災害対策本部の設置及び廃止

本部は、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがある場合において、本部長が必要と認めたとき設置する。

(1) 設置基準

- ア 市域に気象業務法第13条第1項に基づく警報（波浪及び大雪警報を除く）が発表されたとき。
- イ 災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるとき。
- ウ その他の状況により、本部長が必要と認めたとき。

(2) 職務代理者

市長が事故等により不在の場合、本部長の職務代理者の順序は、次のとおりとする。

- ア 副市長（副本部長）
- イ 総務企画部長（災害対策本部事務局長）

(3) 廃止基準

- ア 災害の危険が解消したと認められるとき。
- イ 災害応急対策がおおむね終了したと認められるとき。

(4) 設置の通知等

ア 設置の通知等

本部を設置したときは、直ちにその旨を別表第2の区分により、通知及び公表する。

イ 廃止の通知等

本部を廃止したときは、設置したときに準じて行う。

(5) 設置の場所

本部は、災害の程度により、本部室を八幡浜庁舎庁議室又は本部長の指定する場所に置く。市災害対策本部の代替施設は保内庁舎又は保健福祉総合センターとする。

本部室には、「八幡浜市災害対策本部」の標示をする。

4 災害対策本部の組織及び運営

(1) 本部の組織及び事務分掌

- ア 本部は、本部長の総括の下に、副本部長に副市長及び教育長、災害対策本部事務局長に総務企画部長を充て、部及び班を置き、それぞれの関係部長又は課長をその長に充てる。
- イ 本部の組織及び事務分掌は、別表第1及び別表第3のとおりとする。

(2) 本部会議

本部会議は、災害対策本部の活動に関する基本方針や、重要かつ緊急の防災措置に関する協議を行うため、本部長が必要の都度招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は関係部長との協議をもってこれに代えることができる。

ア 本部会議の構成

本部長、副本部長、災害対策本部事務局長、各（部・課・局・所・室）長、消防長、消防団長

イ 協議事項

- (ア) 災害応急対策に関すること。
- (イ) 動員体制配備に関すること。
- (ウ) 各部間等の調整事項に関すること。
- (エ) 高齢者等避難・避難指示、緊急安全確保の発令及び警戒区域の設定に関すること。
- (オ) 防災関係機関への応援要請に関すること。
- (カ) 県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (キ) 災害救助法の適用に関すること。
- (ク) 激甚災害の指定の要請に関すること。
- (ケ) その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

(3) 本部連絡員

ア 本部室には、原則として本部連絡員を置く。

イ 本部連絡員は、各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各部の長に伝達する。

ウ 本部連絡員は、各部長がそれぞれ所管職員のうちから指名する。

(4) 現地災害対策本部の設置

ア 本部長は、災害の現地において、緊急に統一的な防災活動を実施するため特に必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

イ 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 災害対策本部の非常配備体制

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、状況に応じて、次の非常配備体制を取るものとする。

(1) 警戒配備

ア 配備時期

- (ア) 市域に気象業務法第13条第1項に基づく警報（波浪及び大雪警報を除く）が発表されたとき。
- (イ) その他の状況により、本部長が必要と認めたとき。

イ 配備内容

災害の発生に備えるための通信情報活動及び初期の応急対策活動に対処できる体制

ウ 配備人員

所属職員のおおむね1／6以内で、各対策部、班が必要とする人員

(2) 第1 配備

ア 配備時期

- (ア) 市域に気象業務法第13条第1項に基づく警報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき。
- (イ) 市域に水防警報が発表されたとき。
- (ウ) その他の状況により、本部長が必要と認めたとき。

イ 配備内容

災害の発生に備えるための通信情報活動及び初期の応急対策活動を実施する体制

ウ 配備人員

所属職員のおおむね1/3以内で、各対策部、班が必要とする人員

(3) 第2 配備

ア 配備時期

- (ア) 相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき
- (イ) その他の状況により、本部長が必要と認めたとき

イ 配備内容

中規模の災害に対する警戒若しくは応急対策活動を実施する体制

ウ 配備人員

所属職員のおおむね2/3以内で、各対策部、班が必要とする人員

(4) 第3 配備

ア 配備時期

- (ア) 市域に気象業務法第13条の2第1項に基づく特別警報が発表されたとき。
- (イ) 大規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
- (ウ) その他の状況により、本部長が必要と認めたとき。

イ 配備内容

大規模災害に対し、市の全力をあげて防災活動を実施する体制

ウ 配備人員

職員全員を配備する。

《資料編：4-1 八幡浜市災害対策本部条例》

《資料編：4-2 八幡浜市災害対策本部運営要領》

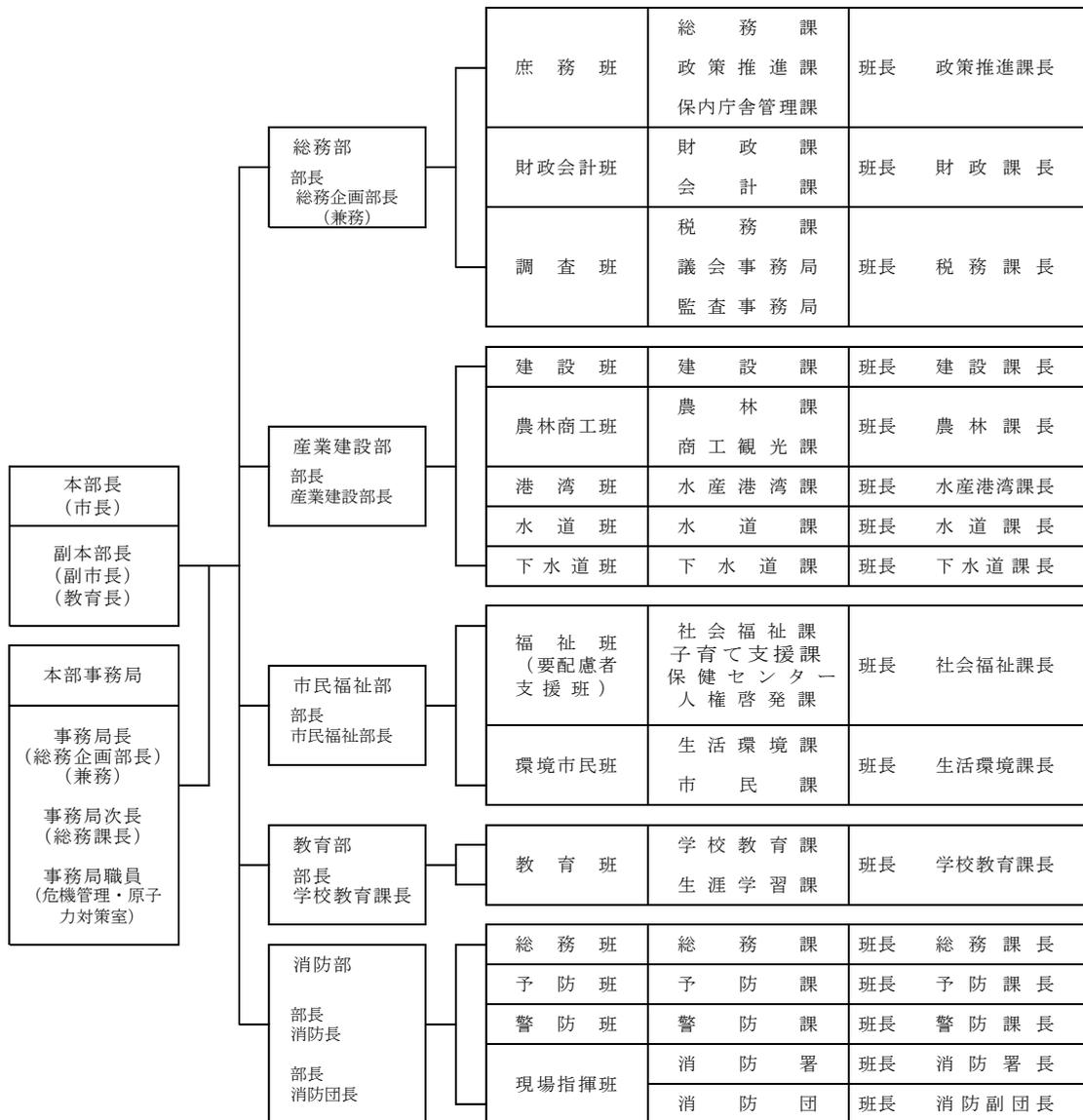
非常配備に関する基準

| 本部体制 | | 災害対策本部 | | | |
|------------------|--------|--|--|---|--|
| 配備区分 | | 警戒配備 | 第1配備 | 第2配備 | 第3配備 |
| 配備時期 | | ①市域に気象業務法第13条第1項に基づく警報(波浪及び大雪警報を除く)が発表されたとき ②その他の状況により、本部長が必要と認めるとき | ①市域に気象業務法第13条第1項に基づく警報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき ②市域に水防警報が発表されたとき ③その他の状況により、本部長が必要と認めるとき | ①相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき ②その他の状況により、本部長が必要と認めるとき | ①市域に気象業務法第13条の2第1項に基づく特別警報が発表されたとき ②大規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき ③その他の状況により、本部長が必要と認めるとき |
| 配備内容 | | 災害の発生に備えるための通信情報活動及び初期の応急対策活動に対処できる体制 | 災害の発生に備えるための通信情報活動及び初期の応急対策活動を実施する体制 | 中規模の災害に対する警戒若しくは応急対策活動を実施する体制 | 大規模災害に対し、市の全力をあげて防災活動を実施する体制 |
| 動員基準 | | 所属職員の概ね1/6以内で、各対策部、班が必要とする人員 | 所属職員の概ね1/3以内で、各対策部、班が必要とする人員 | 所属職員の概ね2/3以内で、各対策部、班が必要とする人員 | 全員体制 |
| 配 備 人 員 | 本部事務局 | | 全員 | 全員 | 全員 |
| | 総務部 | | — | — | — |
| | 庶務班 | 総務課 | 5 | 全員 | 全員 |
| | | 政策推進課 | 2 | 5 | 全員 |
| | | 保内庁舎管理課 | 1 | 3 | 全員 |
| | 財政会計班 | 財政課 | 1 | 6 | 12 |
| | | 会計課 | 1 | 2 | 全員 |
| | 調査班 | 税務課 | 1 | 4 | 8 |
| | | 議会事務局 | 1 | 2 | 全員 |
| | | 監査事務局 | 1 | 1 | 全員 |
| | 産業建設部 | | 1 | 1 | 1 |
| | 建設班 | 建設課 | 2 | 10 | 全員 |
| | 農林商工班 | 農林課 | 2 | 8 | 全員 |
| | | 商工観光課 | 1 | 2 | 3 |
| | 港湾班 | 水産港湾課 | 3 | 8 | 全員 |
| | 水道班 | 水道課 | 1 | 4 | 全員 |
| | 下水道班 | 下水道課 | 1 | 5 | 全員 |
| 市民福祉部 | | 1 | 1 | 1 | |
| 福祉班 | 社会福祉課 | 1 | 7 | 13 | |
| | 子育て支援課 | 1 | 3 | 全員 | |
| | 保健センター | 2 | 10 | 20 | |
| | 人権啓発課 | 1 | 2 | 全員 | |
| 環境市民班 | 生活環境課 | 1 | 4 | 8 | |
| | 市民課 | 1 | 5 | 12 | |
| 教育部 | 学校教育課 | 3 | 8 | 10 | |
| | 生涯学習課 | 1 | 6 | 全員 | |
| 消防部 | | 2 | ※4 | ※4 | |
| 合計 | | 44 | 125 (消防部除く) | 238 (消防部除く) | 292 (消防部除く) |

- ※1 警戒配備において、即時に災害が発生する可能性が低いときは、危機管理・原子力対策室職員等のみ（危機管理体制）で対応する場合がある。
- ※2 各配備に勤務しない職員は、次の配備に備え、勤務外は自宅で待機する。
- ※3 夜間・休日等に災害が発生した場合に備え、この参集基準を作成しているのので、非常時には、電話連絡網がなくても参集基準に従って参集することとし、出勤不可能な職員は、何らかの形で上司に連絡を入れること。
- ※4 消防部のうち八幡浜地区施設事務組合消防本部においては、八幡浜地区施設事務組合消防災害対策本部配備要綱による配備とし、八幡浜市消防団においては消防署の所轄の下に行動する。
- ※5 市立八幡浜総合病院においては市立八幡浜総合病院災害医療計画による配備とする。

別表第 1

八幡浜市災害対策本部組織図



別表第2

災害対策本部の通知及び公表の方法

| 通知及び公表先 | 通知及び公表の方法 | 責 任 者 |
|------------------------|-------------------------------------|--------|
| 各 部 班 | 庁内放送、電話、口頭 | 本部事務局長 |
| 一 般 住 民 | 防災行政無線、広報車、報道機関、口頭、 その他迅速な方法 | 〃 |
| 南 予 地 方 局 八 幡 浜 支 局 | 県防災通信システム、電話、ファクシミリ、 口頭、その他迅速な方法 | 〃 |
| 警 察 署 | 防災行政無線、電話、ファクシミリ、口頭、 その他迅速な方法 | 〃 |
| そ の 他 防 災 関 係 機 関 | | |
| 隣 接 市 町 | 県防災通信システム、電話、ファクシミリ、 口頭、その他迅速な方法 | 〃 |
| 報 道 機 関 | 電話、ファクシミリ、口頭又は文書 | 〃 |

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

別表第3

八幡浜市災害対策本部事務分掌表

■本部事務局

| 班 名 | 分 掌 事 務 |
|-------|---|
| 本部事務局 | <p>ア 災害対策本部の設置に関すること。</p> <p>イ 災害対策本部の連絡調整に関すること。</p> <p>ウ 県、消防本部及びその他関係機関との情報連絡に関すること。</p> <p>エ 災害対策本部の指示伝達に関すること。</p> <p>オ 災害対策の総括に関すること。</p> <p>カ 防災会議に関すること。</p> <p>キ 被害状況等の収集及びとりまとめに関すること。</p> <p>ク 防災行政無線、衛星携帯電話の利用に関すること。</p> <p>ケ 警戒区域の設定に関すること。</p> <p>コ 避難指示等に関すること。</p> <p>サ 災害救助法による企画立案及び連絡調整に関すること。</p> <p>シ 公共交通機関の情報に関すること。</p> <p>ス ライフライン情報の収集及びとりまとめに関すること。</p> <p>セ 通信機関の情報収集及びとりまとめに関すること。</p> <p>ソ 県知事及び他市町に対する応援要請に関すること。</p> <p>タ 自衛隊の応援要請に関すること。</p> <p>チ 他の地方公共団体からの応援受付及び応援要請に関すること。</p> <p>ツ 災害復興方針、計画の立案に関すること。</p> <p>テ 所轄施設の応急復旧に関すること。</p> <p>ト 災害対策本部の解散に関すること。</p> <p>ナ 班員の参集に関すること。</p> <p>ニ 動員及び非常招集に関すること。</p> <p>ヌ 報道機関への対応に関すること。</p> |

■ 各部各班

| 部名 | 班名 | 分掌事務 |
|-------|-------|---|
| 総務部 | 庶務班 | アイウエオカキクケコサ 本部事務局分掌事務の補助に関する事 部内の取りまとめに関する事 災害対策の企画に関する事 気象、災害情報の収集及び伝達に関する事 被害状況の報告に関する事 動員及び非常招集に関する事 災害予防、救助及び応急対策に必要な人員に関する事 本部長の秘書に関する事 通信の確保に関する事 被害写真、広報に関する事 班員の参集に関する事 |
| | 財政会計班 | アイウエオカキクケコサ 災害関係予算に関する事 車両の調達及び輸送に関する事 食料の輸送に関する事 市有財産の被害調査及び応急対策に関する事 災害対策用資機材の調達及び賃貸に関する事 応急公用負担に関する事 被害に伴う経理に関する事 被害状況の調査の応援に関する事 市営住宅の被害調査及び応急対策に関する事 災害補償費に関する事 班員の参集に関する事 |
| | 調査班 | アイウエオ 災害警戒の広報及び指導に関する事 被害状況の調査、その他災害情報の収集に関する事 危険区域の調査に関する事 罹災証明の発行に関する事 班員の参集に関する事 |
| 産業建設部 | 建設班 | アイウエオカキクケコサシス 部内の取りまとめに関する事 災害警戒の広報及び指導に関する事 被害状況の調査、その他災害情報の収集に関する事 土木災害の調査に関する事 土木災害の拡大防止に関する事 道路、橋りょうの被害調査及び応急対策に関する事 障害物の除去及び交通の確保に関する事 土木応急復旧用資機材の確保に関する事 土木、建築技術者及び従事者の確保に関する事 応急仮設住宅の建設及び住宅の修理に関する事 被災建物応急危険判定に関する事 住宅建築の融資に関する事 班員の参集に関する事 |

| 部名 | 班名 | 分掌事務 |
|-------|-------|--|
| 産業建設部 | 農林商工班 | <p>ア 部内の取りまとめに関する事。</p> <p>イ 災害警戒の広報及び指導に関する事。</p> <p>ウ 被害状況の調査、その他災害情報の収集に関する事。</p> <p>エ 農地、農業用施設災害の調査に関する事。</p> <p>オ 農地、農業用施設災害の拡大防止に関する事。</p> <p>カ 農林、畜産、商工業関係の被害調査及び応急対策に関する事。</p> <p>キ 農薬、肥料その他資材等の確保、配分に関する事。</p> <p>ク 農業土木応急復旧用資機材の確保に関する事。</p> <p>ケ 農業土木者及び従事者の確保に関する事。</p> <p>コ 林産物及び木材のあっせんに関する事。</p> <p>ク サ 農業被害拡大防止に関する事。</p> <p>シ 畜産伝染病予防対策に関する事。</p> <p>ス 農林、畜産、商工業関係の補助、融資に関する事。</p> <p>セ 班員の参集に関する事。</p> |
| | 港湾班 | <p>ア 被害状況の調査、その他災害情報の収集に関する事。</p> <p>イ 港湾、漁港施設の被害調査及び応急対策に関する事。</p> <p>ウ 水産関係災害の被害調査及び応急対策に関する事。</p> <p>エ 漂流物の処理に関する事。</p> <p>オ 港湾、漁港施設関係の補助、融資等に関する事。</p> <p>カ 水産関係の補助、融資等に関する事。</p> <p>キ 班員の参集に関する事。</p> |
| | 水道班 | <p>ア 飲料水の確保、供給に関する事。</p> <p>イ 水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。</p> <p>ウ 上水道及び簡易水道の衛生維持に関する事。</p> <p>エ 班員の参集に関する事。</p> |
| | 下水道班 | <p>ア 下水道施設の被害調査に関する事。</p> <p>イ 下水道の応急復旧及び排水処理に関する事。</p> <p>ウ 浄化センター、ポンプ場の運転管理に関する事。</p> <p>エ 班員の参集に関する事。</p> |
| 市民福祉部 | 福祉班 | <p>ア 部内の取りまとめに関する事。</p> <p>イ 被災者の救助に関する事。</p> <p>ウ 指定避難所等の設置に関する事。</p> <p>エ 福祉、地域改善施設の被害調査及び応急対策に関する事。</p> <p>オ 保健活動に関する事。</p> <p>カ 救護所の開設に関する事。</p> <p>キ 医療救護班の編成に関する事。</p> <p>ク 医療資機材及び薬品の調達、配分に関する事。</p> <p>ケ 死体の検案、収容に関する事。</p> <p>コ 要配慮者の総合的支援及び実施に関する事。</p> <p>ク サ ボランティア活動の受入れ及び協力に関する事。</p> <p>シ 義援金の受入れ及び配分に関する事。</p> <p>ス 班員の参集に関する事。</p> |

| 部名 | 班 名 | 分 掌 事 務 |
|-------|-------|---|
| 市民福祉部 | 環境市民班 | ア 食料、生活必需品その他緊急物資の調達及び供給に関する事 イ 行方不明者等の届出に関する事 ウ 衛生関係施設の被害調査及び応急対策に関する事 エ 清掃、火葬場等施設の復旧及び応急対策に関する事 オ 防疫活動に関する事 カ ごみの収集及び処理に関する事 キ し尿の収集及び処理に関する事 ク 仮設便所の設置及び管理に関する事 ケ 衛生、防疫資機材の調達に関する事 コ 救援物資、義援金の受領及び配分に関する事 サ 死体の埋葬、火葬に関する事 シ へい死獣の処理に関する事 ス 班員の参集に関する事 |
| 教 育 部 | | ア 部内の取りまとめに関する事 イ 教育施設の被害調査及び応急対策に関する事 ウ 被災児童生徒等の救護及び避難誘導に関する事 エ 応急教育に関する事 オ 教科書及び学用品の調達及び支給に関する事 カ 保健衛生並びに学校給食の保全措置に関する事 キ 教育施設の指定避難所等の開設及び運営に協力する事 ク 文化財の被害調査及び応急修復に関する事 ケ 班員の参集に関する事 |
| 消 防 部 | | ア 部内の取りまとめに関する事 イ 消防職員、消防団員の非常招集、運用に関する事 ウ 被害情報及び被害状況の調査に関する事 エ 水・火災防衛活動に関する事 オ 被災者の救出、救助及び救急活動に関する事 カ 遭難者又は行方不明者の捜索に関する事 キ 災害警戒の広報及び指導に関する事 ク 災害危険区域の巡視、警戒及び応急復旧対策に関する事 ケ 危険物の保安に関する事 コ 隣接市町相互援助協力に関する事 サ 緊急防災資機材の確保、補給に関する事 シ 水防倉庫及び水防資機材の点検、整備に関する事 ス 班員の参集に関する事 |

第2節 動員計画

災害の発生と拡大を防止するため、職員の動員体制については次のとおりとする。

1 動員及び参集

(1) 職員の動員

- ア 本部事務局は、市域に災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合は、直ちに本部長に連絡する。
- イ 本部長は、気象予警報の発表状況及び被害状況等により、配備体制の指示を行う。
- ウ 本部事務局から、各部長を通じて各班長にその旨を通知し、同班長は各班の災害対策要員に連絡し動員する。
- エ 各班長は、配備状況について、各部長、本部事務局を通じて本部長に報告するものとする。

(2) 平時における職員の参集

平常勤務時間内における動員については、庁内放送、電話等により、次の事項を明確に伝える。

- ア 配備の種類
- イ 本部開設又は招集の時間
- ウ 本部の位置

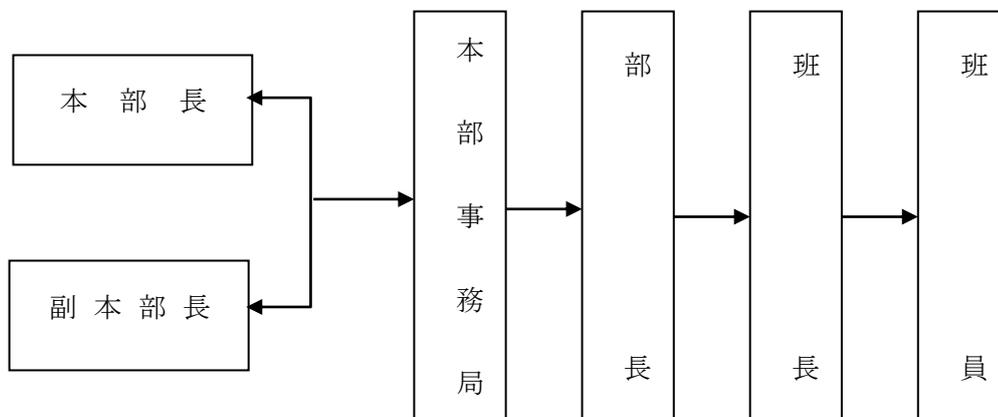
(3) 休日及び時間外における職員の参集

- ア 休日及び時間外における通報は、別表第4 休日又は時間外における通報連絡系統によるものとする。
- イ 職員は、勤務時間外等において、テレビ、ラジオ等により、気象予警報の発表又は災害の発生を覚知した場合は、動員指示を待つことなく、直ちに自主的に参集し、上司の指示を受ける。
- ウ 参集途中においては、可能な限り被害状況その他の災害情報の把握に努め、速やかに登庁して、班長若しくは部長に報告する。
- エ 災害の状況により参集が不可能な場合は、最寄りの市の施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。
- オ 参集途中で一時的に応急活動（人命救助、消火活動、避難誘導等）に当たらざるを得ないときは、適宜連絡する。
- カ 休日又は勤務時間外における動員については、各班の配備を円滑に行うため、各班に非常連絡員を置き、勤務時間外の指令の伝達に当たらせるとともに、職員の非常連絡の方法をあらかじめ定めておき、所属職員に周知徹底する。

(4) 動員の伝達系統

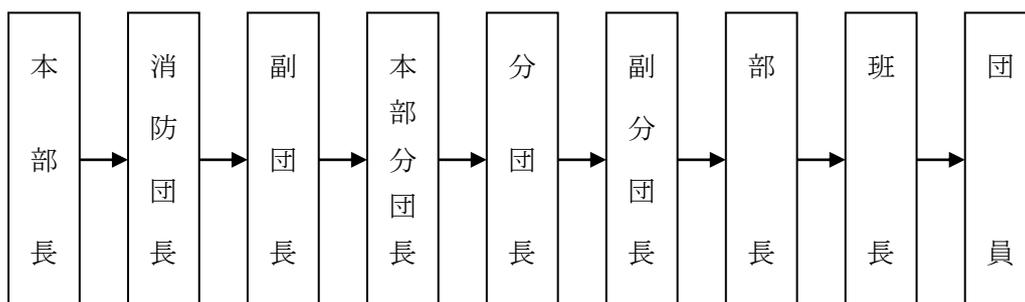
ア 職員

職員の動員は、本部長の配備体制の決定に基づき、次の系統で伝達して行う。



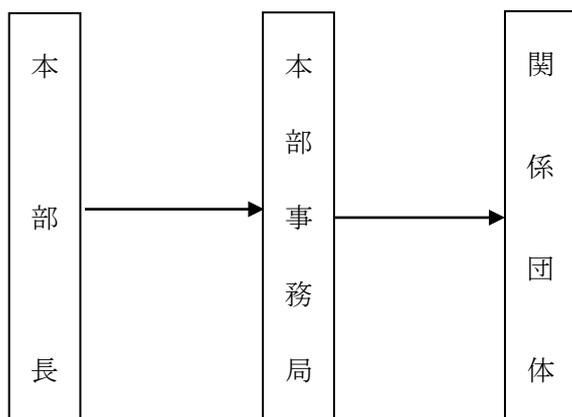
イ 消防団員

消防団員の動員は、次の系統で伝達して行う。



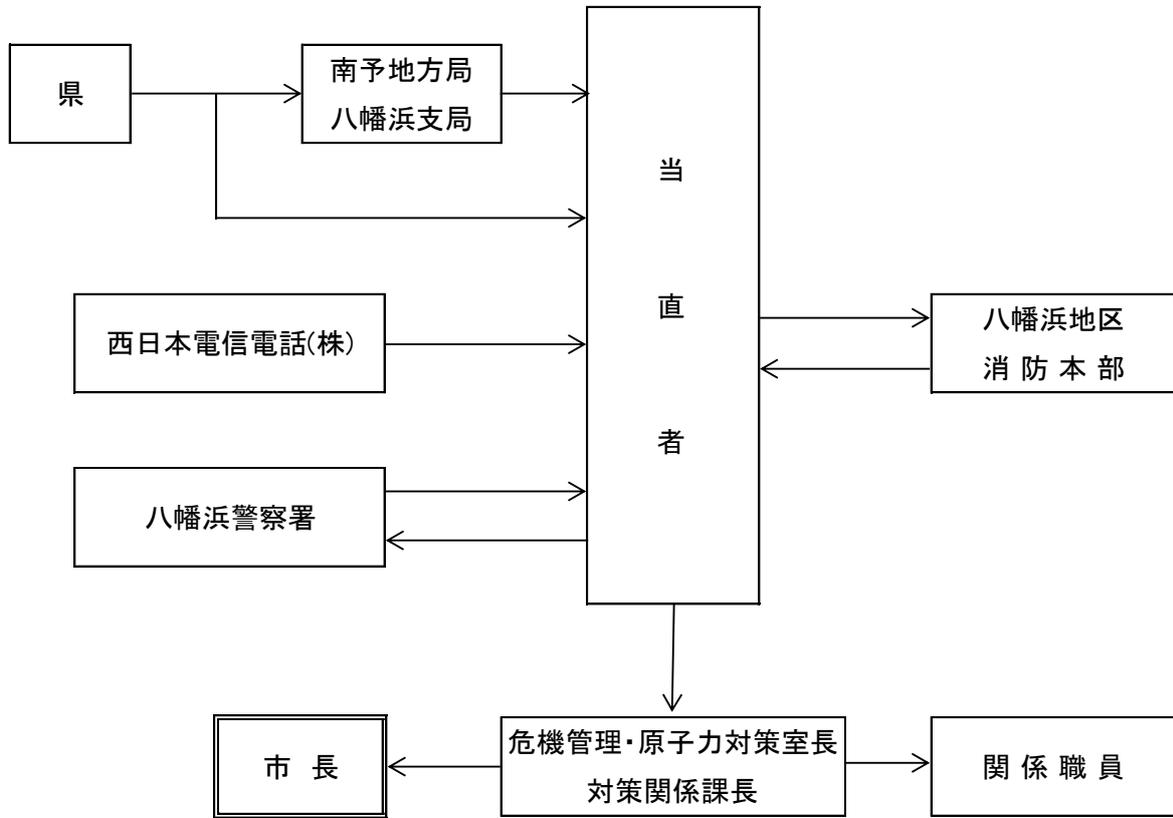
ウ 関係団体

関係団体の動員は、次の系統で伝達して行う。



別表第4

休日又は勤務時間外における通報連絡系統



第3章 通信連絡活動

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、防災関係機関相互及び住民との間における気象等に関する予警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受理・伝達を迅速かつ確実に行うため、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期する。

第1節 通信伝達手段

災害情報の伝達、報告等災害時における通信連絡は、次の手段のほか、衛星携帯電話や衛星インターネット等、多様な通信手段で行う。また、既存の通信手段が使用できない場合には、協定に基づき民間通信各社から無償貸与される衛星携帯電話などを活用する。

1 防災行政無線

市役所及び消防本部に設置した無線通信施設から屋外拡声子局及び戸別受信子局を通して防災情報の通信伝達を行う。

2 IP無線

市役所各課に配備したIP無線機間で防災情報の通信伝達を行う。

《資料編：2-29 八幡浜市防災行政用無線局運用管理規程》

《資料編：2-30 無線通信施設一覧表（市関係）》

3 消防無線

消防本部に設置した消防無線より、防災情報の通信伝達を行う。

《資料編：2-31 消防関係無線通信施設一覧表》

4 県防災通信システム

県防災通信システム（地上系・衛星系）を併用することにより、県、他市町及び消防機関との防災情報伝達を行う。

《資料編：2-32 愛媛県防災通信システム（地上系・衛星系）回線構成図》

5 県災害情報システム

県災害情報システムを併用することにより、県、他市町及び消防機関との防災情報伝達を行う。

6 災害時優先電話

災害時優先電話とは、災害の発生等により電話回線が輻輳し、一般電話がかかりにくい場合においても、NTTが行う発信規制の対象とされない電話である。

災害時優先電話の利用については、あらかじめ西日本電信電話株式会社四国支店に申し出て指定を受ける。なお、災害時優先電話の優先的利用は、発信時に限定されるので、可能な限り発信専用電話として措置する。

《資料編：2-33 災害時優先電話一覧表》

7 他の機関の専用通信設備の利用

災害対策基本法第 57 条、同第 61 条の 3、同第 79 条、災害救助法第 28 条、水防法第 27 条、消防組織法第 41 条の規定により、使用できる他の機関の通信設備は、次のとおりである。

- (1) 警察通信設備
- (2) 国土交通省無線設備
- (3) 鉄道通信設備
- (4) 電力通信設備
- (5) 自衛隊通信設備

8 非常無線の利用

災害対策基本法に基づく各防災機関、官公庁は、電波法（昭和 25 年法律第 101 号）第 52 条、同第 74 条の規定により、無線局を開設している者に対し、非常無線通信を依頼することができる。

《資料編：2-35 無線通信施設一覧表（その他の機関）》

9 有線放送施設の利用

市長は、災害時における有線放送施設の有効な利用について、あらかじめ設置者と協議し、対応を要請する。

10 放送の利用

市長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対し取るべき措置についての通知、要請及び警告のため、緊急を要する場合で特に必要があると認めたとき、又高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令をする場合において緊急を要し、特に必要がある場合は、災害対策基本法第 57 条、同 61 条の 3、災害対策基本法施行令第 22 条の規定に基づき、あらかじめ協議して定めた手続きにより、放送事業者に緊急放送を要請することができる。

なお、市長は、原則として知事を通じて要請する。ただし、県に災害対策本部（災害警戒本部）が設置されていない場合で、特に緊急を要する場合は、直接市長が要請する。

- (1) 放送要請事項
 - ア 市の地域の大半にわたる災害に関するもの
 - イ その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの
- (2) 放送要請の内容
 - ア 放送を求める理由
 - イ 放送内容
 - ウ 放送範囲
 - エ 放送希望時間
 - オ その他必要な事項

- (3) 要請責任者

放送を要請する場合は、責任者の職氏名を告げて行うものとする。

1 1 インターネットの利用

市長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対し取るべき措置についての通知、要請及び警告のため、緊急を要する場合で特に必要があると認めるとき、又は高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令をする場合において緊急を要し、特に必要がある場合は、災害対策基本法第 57 条、同 61 条の 3、災害対策基本法施行令第 22 条の規定に基づき、あらかじめ協議して定めた手続きにより、ポータルサイト・サーバー運営者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを要請することができる。

第 2 節 孤立地域との通信連絡

災害により通信が途絶し、車両、徒歩による連絡が困難な孤立地域が発生した場合、非常通信（アマチュア無線等）、バイク及び徒歩等による連絡に努めるとともに、市長は、県消防防災安全課に、愛媛県消防防災ヘリコプターの出動を要請し、孤立地域との連絡を図る。また、必要に応じて、陸上自衛隊、県警察本部、第六管区海上保安本部の航空機等による上空からの調査を要請する。

第 3 節 通信施設の確保

大規模災害の発生により、通信施設及び通信関連施設が損壊し、市防災行政無線等による通信連絡の障害が発生した場合、部品交換による応急復旧が行えるよう保守部品の確保を含む保守体制の確立を図る。

第4章 情報活動

市及びその他防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、必要に応じて連絡調整のための職員を相互に派遣するなど、速やかに住民、県、関係機関に伝達し、情報を共有する。

第1節 情報活動の強化

1 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

市は、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。ただし、通信途絶等により、県へ連絡できない場合、あるいは、「直接即報基準」に該当する火災等が発生した場合の第一報（覚知後30分以内）の報告は、直接国（総務省消防庁）へ連絡する。

なお、119番通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県へ連絡するものとし、県へ連絡できない場合は、直接国（総務省消防庁）へ連絡する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市内（海上を含む。）で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

南予地方局八幡浜支局総務県民室

| 区分 | | 平日 | 夜間・休日 |
|-----------|----------|--------------------------------|-------|
| N T T回線 | 電 話 | 0894-22-4111 | 同 左 |
| | F A X | 0894-24-6271 | 同 左 |
| 県防災通信システム | 地上系電話 | 77-505-0-207/208 | 同 左 |
| | 防災電話 | 505-22~505-24 505-31~505-34 | 同 左 |
| | 地上系F A X | 505-21 | 同 左 |
| 衛星 | 携帯電話 | 00-870-776397661 | 同 左 |

愛媛県防災危機管理課

| 区分 | | 平日 | 夜間・休日 |
|-----------|-----------|--|----------------------|
| N T T回線 | 電 話 | 089-912-2318 | 089-941-2160 (24 時間) |
| | F A X | 089-941-2160 | 同 左 |
| 県防災通信システム | 地上系電話 | 77-500-0-2318 | 同 左 |
| | 防災電話 | 500-301~500-304 500-311~500-314 500-321~500-324 | 同 左 |
| | 地上系 F A X | 501-201~500-203 501-211~500-214 501-221~500-224 501-231~500-234 | 同 左 |
| 衛星 | 携帯電話 | 00-870-776397660 | 同 左 |

総務省消防庁

| 区分 | | 平日 (9:30~18:15) 応急対策室 | 左記以外 宿直室 |
|--------------|-------|--------------------------|---------------------|
| N T T回線 | 電 話 | 03-5253-7527 | 03-5253-7777 |
| | F A X | 03-5253-7537 | 03-5253-7553 |
| 消防防災無線 | 電 話 | 63-90-49013 | 63-90-49102 |
| | F A X | 63-90-49033 | 63-90-49036 |
| 地域衛星通信ネットワーク | 電 話 | 64-048-500-90-49013 | 64-048-500-90-49102 |
| | F A X | 64-048-500-90-49033 | 64-048-500-90-49036 |

2 情報活動の緊密化

- (1) 情報の収集及び伝達は、県災害対策本部（県災害警戒本部）と各地方本部は又は支部と市災害対策本部の相互間のルートの基本として、警察署及び各防災関係機関と密接な連携のもとに行う。
- (2) 情報活動における連携強化のため警察署は、必要に応じて地方本部及び市災害対策本部に警察官を派遣するものとし、地方本部も必要に応じて市災害対策本部に職員を派遣する。

3 報道機関等との情報活動の連携

市は、各報道機関に対し、迅速かつ正確な情報を提供し、他地域の情報の収集も行う。なお、報道機関の活動が救出活動の妨げとならぬよう、緊密な連絡体制をとる。

第2節 処理すべき情報の種類

1 市の活動

(1) 災害情報等の受理・伝達・周知

- ア 県災害対策本部（県災害警戒本部）から通知される災害に関する情報等は、市災害対策本部（災害対策本部設置前においては危機管理・原子力対策室）において受理する。
- イ 受理した情報については、防災行政無線（屋外スピーカ、戸別受信機）、IP無線機、携帯電話（緊急速報メール含む）、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、地域住民による連絡網など、多様な手段を活用し、住民に対して周知徹底を図る。

(2) 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

収集、伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。

また、119番通報状況による被害概況の早期把握と、市職員を地域へ派遣するほか、消防団員、自主防災組織の構成員等の中から情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定めるなど、迅速かつ正確な情報収集に努める。

- ア 被害状況
- イ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令又は警戒区域設定状況
- ウ 緊急援護物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況
- エ 物資の価格、役務の対価動向
- オ 金銭債務処理状況及び金融動向
- カ 指定避難所等の設置状況及び住民の避難生活状況
- キ 救護所の設置状況並びに周辺医療機関及び病院の活動状況
- ク 観光客等の状況
- ケ 県の実施する応急対策の実施状況

第3節 情報の収集

1 気象予警報の収集

(1) 気象予警報等の収集の系統及び方法

ア 伝達系統

伝達系統は、本編第2章「活動体制」により、気象注意報、警報等の定義は、第2編第1章「気象予警報等の伝達」による。

イ 伝達方法

(ア) 内部への伝達

- a 気象の予警報は、危機管理・原子力対策室において受信する。受信者は、直ちに危機管理・原子力対策室長に報告する。
- b 危機管理・原子力対策室長は、受信した予警報が災害対策を必要とすると認められる場合には、本部長に報告する。
- c 休日又は勤務時間外における通報は、本編第2章「活動体制」によるものとする。

(イ)外部への伝達

外部への伝達は、第2編第1章「気象予警報等の伝達」によるものとする。

(2) 水防警報の伝達系統及び方法

八幡浜市水防計画による。

2 雨量に関する情報収集

(1) 雨量情報の収集先

ア 松山地方気象台（気象庁ホームページ）<http://www.jma.go.jp/>

イ 国土交通省（防災情報提供センター）<http://www.river.go.jp/>

ウ 県

(2) 市独自の雨量観測

令和元年度に設置した、超高密度気象観測情報提供サービス（ポテカ）を積極的に使用するほか、集中豪雨等の場合、その予測が困難な場合もあるので、市独自の雨量観測体制を確立する。

3 河川水位に関する情報収集

(1) 河川水位に関する情報先

ア 県

イ 国土交通省（防災情報提供センター）<http://www.bousaijoho.go.jp/>

(2) 市独自での河川水位観測

水位計の設置、河川監視員の警戒巡視による情報収集について定めておく。

4 災害危険箇所等に関する情報

(1) 災害危険箇所の警戒

災害危険箇所等の状況等を迅速に把握するため、関係機関からの通報や区域内の警戒活動による情報収集方法を定めておくものとする。

ア 急傾斜地崩壊危険箇所等

「急傾斜地崩壊危険箇所等の再点検について（依頼）」（平成11年11月30日建設省河傾発第112号 建設省河川局砂防部傾斜地保全課長）に基づく国土交通省の総点検箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）及び「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」第3条の規定に基づき法律指定された区域（急傾斜地崩壊危険区域）

《資料編：2-13 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表 建設関係》

イ 地すべり危険箇所等

「地すべり危険箇所の再点検について」（平成8年10月4日建設省河傾発第40号 建設省河川局砂防部傾斜地保全課長）に基づく国土交通省の総点検箇所（地すべり危険箇所）及び「地すべり等防止法」第3条の規定に基づき法律指定された区域（地すべり防止区域）

《資料編：2-14 地すべり危険箇所一覧表 建設関係》

ウ 土石流危険渓流

「土石流危険渓流および土石流危険区域調査の実施について」（平成 11 年 4 月 16 日建設省河砂発第 20 号建設省河川局長）に基づく国土交通省の総点検箇所及び「砂防法」第 2 条の規定に基づき法律指定された区域（砂防指定地）

《資料編：2-15 土石流危険渓流箇所一覧表 建設関係》

エ 山地に起因する災害危険箇所

林野庁の総点検による災害危険箇所（山地崩壊危険地区、崩壊土石流危険地区、地すべり危険地区）のうち、森林法第 25 条及び第 41 条に基づき「保安林」「保安施設地区」として法指定された区域

《資料編：2-16 崩壊土砂流出危険地区一覧表 農林関係 林》

《資料編：2-17 山腹崩壊危険地区一覧表 農林関係 林》

《資料編：2-18 地すべり発生危険地区一覧表 農林関係 林》

《資料編：2-19 地すべり指定地区一覧表 農林関係 耕》

《資料編：2-20 地すべり等崩壊危険地一覧表 農林関係 耕》

オ 河川

洪水（浸水）危険区域、重要な水防区域等

カ 海岸

「海岸法」第 3 条に基づき法律指定された保全区域内の危険箇所

キ ため池

ク 宅地造成工事規制区域

法律指定 — 「宅地造成規制法」第 3 条

ケ 建築基準法による災害危険区域

法律指定 — 「建築基準法」第 39 条

コ その他

(2) 災害危険箇所等に関する情報の内容

災害危険箇所等に関して、災害の態様に応じ、以下により、情報を収集する。

ア 洪水災害

現在水位と氾濫注意水位までに達するのに要する時間、河川の上流の水位、堤防の決壊、浸水（冠水）区域の拡大状況

イ 土砂災害

(ア) 斜面上の亀裂の発生と短時間の拡大

(イ) 斜面上の湧水の濁り、枯渇

(ウ) 樹木の根がさける音や地鳴り

(エ) ため池、水田等の急激な減水

(オ) 斜面の局所的崩壊

(カ) その他

5 被害状況等に関する情報の収集

(1) 把握すべき事項

- ア 災害の状況
 - (ア) 災害が発生した場所
 - (イ) 災害が発生した日時
 - (ウ) 災害種別、概況
- イ 被害の概況
- ウ 応急対策の状況
- エ その他必要事項

(2) 発見者の通報義務

- ア 災害が発生するおそれがある異常な現象（著しい降雨、異常水（潮）位、地すべり、火災等）を発見した者は、速やかに連絡する。
 - (ア) 八幡浜市役所（TEL 22-3111）
 - (イ) 八幡浜警察署（TEL 22-0110）
 - (ウ) 八幡浜地区施設事務組合消防本部（TEL 22-0119）
 - (エ) 宇和島海上保安部（警備救難課）（TEL 0895-22-1256）
 - (オ) 松山海上保安部（警備救難課）（TEL 089-951-1197）
- イ 発見者により通報を受けた機関は、調査できるものについては直ちに調査するとともに、県（南予地方局八幡浜支局）、松山地方気象台、警察、その他の防災関係機関に通報する。

(3) 災害発生状況、危険性

災害の発生状況、危険性を早期に把握し、適切な応急対策を行うために、これらの情報が集まる消防機関、警察、水道、電気、ガス事業者、NTT等との情報連絡方法について定めておく。

(4) 被害状況調査方法

- ア 被害情報の収集は、調査班が関係機関、諸団体及び住民組織等に応援を求めて実施する。特に初期の情報は、消防団等を通じて、直ちに市に通報する。
- イ 災害が発生したときは、直ちに調査班を編成し、情報収集に当たる。
- ウ 被害が甚大で情報の収集及び状況調査が不可能なとき又は専門的な技術を必要とする場合は、県又は関係機関の応援を求め、実施する。
- エ 情報収集、調査は、警察、県機関及び関係機関と十分連絡をとる。
- オ 被害項目と調査担当課
 - (ア) 人的被害

消防部を中心に、必要に応じて各課から応援を求めて調査する。人的被害は、応急対策を実施するうえで最も重要な情報であるため、最優先に収集することとし、関係機関や民間の協力も求め、迅速かつ正確に把握できるよう体制及び方法を定めておく。

(イ) 住家等被害

住家等被害は、災害救助法の適用や各種援護措置を実施するうえで基礎になるものであり、人的被害の次に優先して収集する。

(ウ) 産業関係被害

以下に掲げる産業関係の被害情報は、激甚災害の基礎等となるものであり、(ア)、(イ)に引き続き把握する。

a 農業関係被害

農林商工班が土地改良区や農業協同組合の協力を得て調査実施する。

b 水産業関係被害

港湾班が漁業協同組合等の協力を得て調査実施する。

c 林業関係被害

農林商工班が森林組合等の協力を得て調査実施する。

d 商工業関係被害

農林商工班が商工会議所等の協力を得て調査実施する。

なお、商工関係の被害総額の算定は難しく、不統一傾向があるので、事前に十分調整しておく。

e 土木関係被害

建設班が被害地域におもむき調査実施する。

f 教育関係施設被害

教育班が学校長などの施設管理者の協力を得て調査実施する。

g その他の被害

電気通信、鉄道被害、市有財産の被害については、各担当部が各施設の管理者の協力を得て調査実施する。

(5) 消防防災ヘリコプター等による情報収集

甚大な被害が予想される場合、市長は県に情報収集のための偵察活動を要請する。

偵察事項は、次のとおりとする。

- ア 崖崩れ、洪水、高潮等の状況
- イ 被害発生場所、延焼の状況
- ウ 道路被害状況（道路交通機能確保状況）
- エ 建築物の被害状況（概括）
- オ 公共機関及びその施設の被害状況
- カ 住民の動静、その他

6 情報の分析

(1) 庶務班は、応急対策全般に係る情報の分析を行う。

(2) 各情報毎に関係各課や防災関係機関との調整、連携を行い分析する。

第4節 情報の伝達

1 関係機関への情報の伝達

(1) 実施責任者

関係機関への情報伝達は、危機管理・原子力対策室が行うものとし、報告責任者は危機管理・原子力対策室長とする。

(2) 伝達方法

災害時に防災関係機関の対応が遅れることのないよう、防災関係機関が地域内の異常現象等災害の発生状況や危険性を把握した場合は、これらの情報を消防機関、警察等他の応急対策実施機関に直ちに伝達する。

主な伝達先

| 非常通報受付場所 | | | 備考 |
|------------|----------------|--------------|-------|
| 名称 | 所在地 | 電話番号 | |
| 八幡浜地区消防本部 | 八幡浜市松柏丙 796 番地 | 22-0119 | |
| 南予地方局八幡浜支局 | 〃 北浜 1-3-37 | 22-4111 | |
| 八幡浜警察署 | 〃 広瀬 2-1-1 | 22-0110 | |
| 宇和島海上保安部 | 宇和島市住吉町 | 0895-22-1256 | 警備救難課 |
| 松山海上保安部 | 松山市海岸通 | 089-951-1197 | 警備救難課 |

2 報道機関への情報伝達

(1) 実務担当者

報道機関への情報伝達は、総務課危機管理・原子力対策室が行う。

(2) 報道機関に対する発表並びに依頼事項

災害の種別、発生場所及び日時、被害状況、応急対策の状況、住民に対する避難指示等及び注意事項等を取りまとめ、適宜報道機関に発表するとともに、住民への周知徹底の必要のある事項については、速報を依頼するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

ア 災害による被害を最小限にとどめるための事前対策

イ 災害対策本部の設置又は解散

ウ 気象情報

エ 河川、港湾、橋りょう等土木施設状況（被害、復旧状況）

オ 火災状況（発生箇所、被害状況等）

カ 浸水状況（発生箇所、被害状況等）

キ 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）

ク 電気、水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、注意事項等）

ケ 給食、給水実施状況（供給日時、量、対象者）

コ 医療救護所の開設状況

- サ 指定緊急避難場所等（指定避難所等の位置、経路等）
- シ 道路障害物、し尿の状況並びに除去見込み
- ス 衣料、生活必需品等の供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- セ 防疫状況と注意事項
- ソ 住民の心得等人心の安全及び社会秩序保持のための必要な事項

3 住民への情報の伝達

本編第5章「広報活動」により行う。

第5節 県への被害報告

1 報告すべき災害

報告すべき災害は、災害対策基本法第2条第1号に定める次の災害とする。

「災害」とは、暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波・噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他、その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

2 報告及び要請すべき事項

市災害対策本部は、被害状況のほか、要請事項や市の災害応急対策実施状況、災害対策本部設置状況等を速やかに県災害対策本部（県災害警戒本部）に対し報告又は要請を行う。ただし、災害対策本部（災害警戒本部）に報告できないときは、一時的に消防庁へ報告する。

報告及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。

- (1) 緊急要請事項
- (2) 被害状況
- (3) 市の災害応急対策実施状況

なお、消防機関への通報が殺到した場合は、直ちにその状況を県災害対策本部（県災害警戒本部）及び直接消防庁へも、原則として、覚知後30分以内に可能な限り早く、把握できた範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市は第一報後も引き続き報告を行う。

3 報告の内容と時期

報告については、別表第1災害の被害認定基準により、次のとおり行う。

(1) 発生報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、市及び防災関係機関が発生を覚知したとき直ちに即報する。

なお、報告に当たっては、概況を様式1に示す事項について、迅速に報告するものとする。特に人及び家屋被害を優先して報告するものとする。

(2) 中間報告

被害状況が判明次第、様式2で定める事項について、判明した事項から順次報告する。即報が2報以上にわたるときは、一連番号を付して、報告時刻を明らかにするものとする。なお、報告に当たっては、警察署等と密接な連絡をとりながら行うものとする。

(3) 最終報告

被害確定報告であるので、正確な調査結果を災害応急対策終了後10日以内に様式2により行うものとする。

《資料編：様式I 災害発生報告》

(4) その他即報事項

次に掲げる事項が発生した場合、市は直ちに報告する。

ア 市災害対策本部（水防本部等を含む）を設置又は解散したとき

イ 市長が自ら災害に関する警報を発したとき

ウ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行ったとき

4 報告系統

「発生報告」、「中間報告」、「最終報告」、「その他即報事項」等は、南予地方局八幡浜支局を経由して、県災害対策本部（県災害警戒本部）に報告する。

5 報告手段

報告は、別表第2報告通報系統図により、次の方法で行う。

ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可能地域まで伝言により報告する等、あらゆる手段を尽くして報告する。

(1) 県防災通信システム（地上系・衛星系）

(2) 電話

(3) 県災害情報システム

(4) インターネット

別表第1

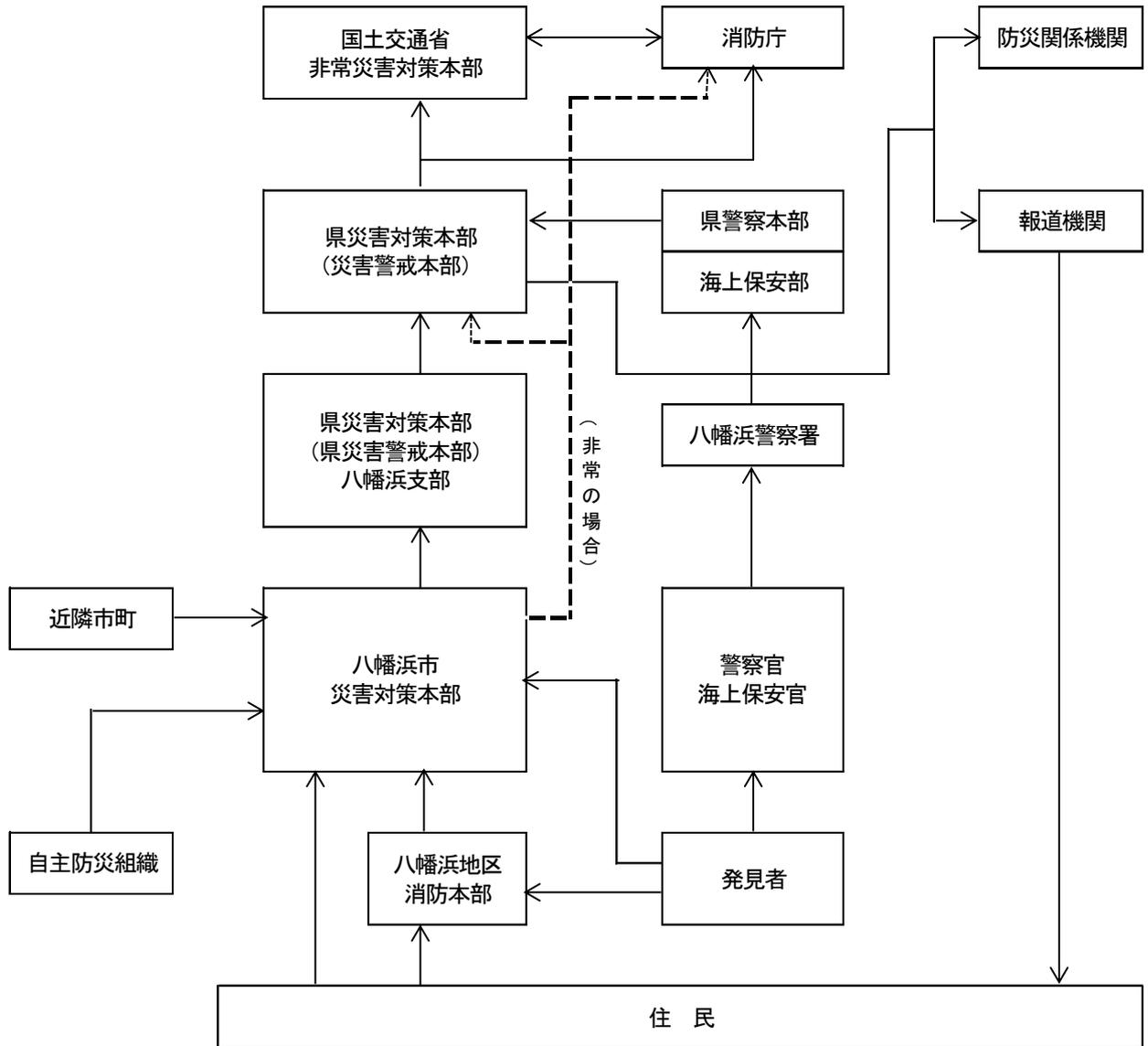
災害の被害認定基準

| 分類 | 用語 | 被害程度の判定基準 |
|-------|-----------|--|
| 人的被害 | 死者 | 当該災害が原因で死亡し死体を確認した者又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者 |
| | 行方不明 | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者 |
| 被害者 | 負傷者 | |
| | 重傷 軽傷 | 当該災害により負傷し、1月以上の治療を要する見込みの者 当該災害により負傷し、1月未満で治療できる見込みの者 |
| 住家の被害 | 住家 | 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 |
| | 世帯 | 生計を一つにしている実際の生活単位をいうが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として、学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその宿泊者等を1世帯として取扱う。 |
| | 全壊、全焼又は流失 | 住家が損壊したもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。 |
| | 半壊又は半焼 | 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。 |
| | 床上浸水 | 浸水がその住家の床上に達した程度のも、具体的には床上に達したとき、浸水が量を超えた程度のもをいう。又は全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積のため、一時的に居住することができないものをいう。 |
| | 床下浸水 | 床上浸水にいたらない程度に浸水したもの |
| | 一部破損 | 損壊の程度が半壊焼にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のもとする。ただし、窓ガラス2～3枚が割れた程度のもを除く。 |
| 非住家被害 | 非住家 | 住家以外の建物で、この報告中、他の認定判定項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 |
| | 公共建物 | 例えば、市庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 |
| | その他 | 公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 |
| | 非住家被害 | 全壊又は半壊の被害を受けたもの |
| 田畑被害 | 流失・埋没 | 耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったもの |
| | 冠水 | 植付作物の先端が見えなくなる程度に水のつかったもの |
| その他被害 | 道路決壊 | 高速自動車道、一般国道、県及び市町道（道路法第2条第1項に規定する道路。以下同じ。）の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。ただし、橋りょうを除いたものとする。 |
| | 橋りょう流失 | 市町道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。 |
| | 河川決壊 | 河川法にいう1級河川及び2級河川（河川法の適用若しくは準用される河川）の堤防あるいはため池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 |
| | 鉄道不通 | 汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。 |
| | 被害船舶 | る、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し航行不能になったもの及び流失し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 |

| 分類 | 用語 | 被害程度の判定基準 |
|------------|-------------------------------------|--|
| その他被害 | 電話 | 災害により電話不能となった電話の回線数とする。 |
| | 電気 | 災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。 |
| | 水道 | 上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。 |
| | ガス | 一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 |
| | ブロック塀 | 倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 |
| 被害世帯数 | 罹災世帯 | 災害により被害を受けて通常の生活を維持することができなくなった世帯で、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。 |
| | 罹災者 | 被災世帯の構成員をいう。 |
| 火災発生 | 火災 | 地震又は火山噴火の場合のみとすること。 |
| | 建物 | 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵庫その他これに類する施設を除く。 |
| | 危険物 | 消防法第11条に起因する市町長等が許可した製造所等 |
| | その他 | 建物及び危険物以外のもの |
| その他の公用語の解説 | 文教施設 | 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。 |
| | 港湾被害 | 港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設で、復旧工事を要する程度の被害をいう。 |
| | 砂防被害 | 砂防法第1条の規定による砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸で、復旧工事を要する程度の被害をいう。 |
| | 清掃施設 | ごみ処理及びし尿処理施設とする。 |
| | 公立文教施設 | 公立の文教施設をいう。 |
| | 農林水産業施設 | 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいう。具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設、共同利用施設等 |
| | 公共土木施設 | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいう。具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、漁港等 |
| | その他の公共施設 | 公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいう。例えば、庁舎、公民館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設 |
| | 農産被害 | 農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。 |
| | 林産被害 | 農林水産業施設以外の林産被害をいう。例えば、立ち木、苗木等の被害 |
| | 畜産被害 | 農林水産業施設以外の畜産被害をいう。例えば、家畜、畜舎等の被害 |
| 商工被害 | 建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。 | |

別表第2

報告通報系統図



第5章 広報活動

市及び防災関係機関は、相互の連携を密にして、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

第1節 広報内容

市は、管内の各防災関係機関が実施する広報を調整し、防災関係機関と連携して、住民生活に密接に関係ある事項を中心に、適切かつ迅速な広報を行う。

なお、市は、地域住民における第一義的な広報機関として積極的な広報を行い、発生後の時間の経過とともに、適宜内容を変えて実施する。

- 1 災害対策本部の設置
- 2 災害の概況（火災状況等）
- 3 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令
- 4 指定緊急避難場所及び指定避難所等の指示
- 5 電気、ガス、水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- 6 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- 7 スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- 8 防疫に関する事項
- 9 医療救護所の開設状況
- 10 被災者等の安否情報
- 11 不安解消のための住民に対する呼びかけ
- 12 自主防災組織に対する活動実施要請
- 13 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- 14 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- 15 災害復旧の見込み
- 16 被災者生活支援に関する情報

第2節 広報活動の方法

1 被害発生前の広報

災害の規模、動向、今後の予想等を検討し、被害の防止等に必要な注意事項を取りまとめ、市防災行政無線又は有線放送、広報車等により広報活動を行う。

2 被害発生後の広報

被害の推移、避難準備及び指示、応急措置の状況が確実に行き渡るように広報活動を行う。

第3節 広報実施方法

被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、新聞、広報車、インターネット等）を利用して、有効、適切と認められる方法による広報を行うものとする。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等にも配慮した広報を行い、特に、避難行動要支援者に対する広報は、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき、確実な情報伝達が可能な手段を確保する。

- 1 市防災行政無線、有線放送等による広報
- 2 広報車による広報
- 3 職員等の口頭による広報
- 4 広報紙の掲示、配付
- 5 自主防災組織を通じた連絡
- 6 報道機関を通じた広報
- 7 インターネット（ホームページ、メール等）、携帯電話等を活用した情報提供
- 8 総合案内所、相談所の開設
- 9 サイレン（水防計画で示されるサイレン、危険度に応じて鳴らすサイレンによる情報伝達）
- 10 広域避難所への広報班の派遣

第4節 県に対する広報の要請

県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。

第5節 住民が必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ正しい情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努める。

1 情報源と主な情報内容

(1) ラジオ、テレビ、CATV、インターネット

知事、市長の放送要請事項、災害情報、交通機関運行状況等

(2) 防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール含む）、消防無線、有線放送、広報車、ソーシャルメディア、ワンセグ放送

主として市内の情報、指示、指導等

(3) 自主防災組織を通じた連絡

主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等

(4) サイレン等

河川の増水、火災発生の通報

(5) 市のホームページ

各種警報、避難指示等の発令状況、被害情報、道路情報等

第 6 節 災害の記録

災害に関する被害状況や復旧状況を報告、記録用資料（写真）として記録しておく。

ただし、交通途絶等により、写真班を現地に派遣できない場合は、あらかじめ現地民間人に撮影を依頼する。

第 7 節 広聴活動

被災住民、関係者等からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な応急対策を推進するため、相談窓口等を開設する。

第 8 節 安否情報の提供

被災者の安否について住民等から問い合わせがあったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

第6章 災害救助法の適用

本市域において、大規模災害が発生するおそれがあり、又は一定規模以上の災害による被害が発生した場合に、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用により、応急的、一時的な救助を行い、被災者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図るものとする。

第1節 災害救助の実施機関

1 知事の行う救助

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において知事が当たることとされている。したがって、災害救助法に基づく救助の部分については、市長が知事の権限の一部を委任され、又は知事を補助して行うものとする。

ただし、災害の事態が切迫して、災害救助法に基づく知事による救助の実施を待つことができないときは、市長において、自ら救助に着手する。

2 市長の行う救助

上記1により、知事の権限の一部を委任、又は補助として行う救助のほか、災害救助法が適用された場合にあっては、その定める範囲外のもの及び災害救助法が適用されない小災害時の災害救助については、市長の責任において実施されるものである。

3 県から市長への事務委任

県から市への事務委任は、次の表により行う。

| 実施機関 | 担当する救助事務 |
|-----------------|---|
| 市長 (原則県から委任) | 1 指定避難所等の設置 2 炊出しその他による食品の供給及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 医療及び助産（救護所における活動） 5 被災者の救出 6 被災した住宅の応急修理 7 学用品の給与 8 埋葬 9 死体の捜索及び措置 10 障害物の除去 |
| 県知事 (原則県が実施) | 1 応急仮設住宅の給与 ※愛媛県応急仮設住宅建設ガイドラインに定められた役割分担に基づき、県及び市が業務を実施。市は補助機関として業務に当たる。 2 医療及び助産（DMATの派遣など） |

第2節 災害救助法の適用基準

1 災害が発生するおそれがある場合の災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、現に救助を必要とするときに、市の区域を単位に実施する。

2 災害が発生した場合の災害救助法の適用基準

災害救助法の適用は、知事が行う。本市における災害救助法施行令の適用基準は、次のとおりである。

| 適用基準 | 基準世帯数 |
|--|-------|
| ア 住家が滅失した世帯数が、右の基準世帯数以上に達したとき。 | 60 世帯 |
| イ 被害世帯数がアの基準に達しないが、県内の被害世帯数が1,500世帯以上で、右の基準世帯数以上に達したとき。 | 30 世帯 |
| ウ 被害世帯がア又はイの基準に達しないが、県内の被害世帯数が7,000世帯以上に達した場合で、市の被害世帯数が多数であり、特に救助を必要とするとき。 | — |
| エ 災害が隔絶した地域に発生し、被害者の救助が著しく困難であり、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。 | — |
| オ 多数の者が生命身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。 | — |

3 滅失世帯数の算定方法

| 世帯の被害の程度 | 1被害世帯とみなす世帯数 |
|--|--------------|
| 全壊、全焼、流失した世帯 | 1 世帯 |
| 半壊、半焼する等著しく損傷した世帯 | 2 世帯 |
| 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となった世帯 | 3 世帯 |

第3節 災害救助法の適用手続

1 災害救助法の適用要請

市域における被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、南予地方局八幡浜支局を通じて、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日、文書により、改めて処理する。

(1) 発生報告

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の概況
- ウ 被害の状況
- エ 既にとった措置及びとろうとする措置
- オ その他必要な事項

(2) 中間報告

- ア 救助の種類別実施報告
- イ 災害救助費概算額調
- ウ 救助費の予算措置の概況

(3) 確定報告（応急救助の完了後）

災害救助法による救助が完了した時に行う。

2 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して、知事の指揮を受けるものとする。

第4節 救助項目及び実施期間

救助項目及び実施期間は、次のとおりである。

| 救 助 項 目 | 実 施 期 間 | 計画記載箇所 |
|-------------------|-----------------------------|--------|
| 指定避難所等の開設及び収容 | 7日以内 | 本編第7章 |
| 応急救助のための輸送 | 救助項目ごとの救助期間中 | 本編第8章 |
| 災害にかかった者の救出 | 3日以内 | 本編第13章 |
| 死体の搜索処理埋葬 | 10日以内 | 本編第19章 |
| 炊出しその他食料品の供給 | 7日以内 | 本編第14章 |
| 衣服・寝具等生活必需品等物資の供給 | 10日以内 | 本編第15章 |
| 飲料水の供給 | 7日以内 | 本編第16章 |
| 医療助産 | 医療 14日以内 助産 分べんした日から7日以内 | 本編第18章 |
| 障害物の除去 | 10日以内 | 本編第22章 |
| 応急救助のための人夫雇い上げ | 救助項目ごとの救助期間中 | 本編第24章 |
| 応急仮設住宅 | 20日以内着工 | 本編第25章 |
| 住宅の応急修理 | 1ヶ月以内完成 | 本編第25章 |
| 学用品の支給 | 教科書 1ヶ月以内 文房具等 15日以内 | 本編第38章 |

第5節 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間は、資料編4-3のとおりである。

《資料編：4-3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表》

第7章 避難活動

大規模災害発生時には、土砂災害、家屋倒壊、火災等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分配慮する。

第1節 高齢者等避難、避難指示等の発令基準

避難の指示等の基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、おおむね次のとおりとする。

なお、市長は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得ながら、洪水や土砂災害等の災害事象の特性等を踏まえ、避難の対象となる区域や客観的な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するとともに、指定緊急避難場所や避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。特に、台風等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨の発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

なお、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

1 避難指示等の発令基準

(1) 高齢者等避難（警戒レベル3）

避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき。なお、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

(2) 避難指示（警戒レベル4）

暴風の来襲、断続的な大雨により災害が発生し、又は発生が予想され、生命、身体の危険が強まってきたとき。

土砂災害警戒情報が発表されるなど土砂災害の危険が強まってきたとき。

水位周知河川等の水位が氾濫危険水位を突破し、増水が予想され、洪水等の危険が強まってきたとき。

高潮による浸水害の危険が強まってきたとき。

(3) 緊急安全確保（警戒レベル5）

既に災害が発生又は切迫している状況において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命、身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、可能な範囲で緊急安全確保を発令する。

| 実施責任者 | 内 容 | 根拠法令等 |
|--------------------------------------|--|----------------------------|
| 市 長 | ○避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき高齢者等避難を発令する。 | 災害対策 基本法 第 56 条 |
| | ○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するため必要と認める地域の必要と認める住民等に対し避難指示を発令する。 ○また、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって住民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認める場合には、可能な範囲で緊急安全確保措置を発令し、直ちに安全を確保するための措置を指示する。 | 災害対策 基本法 第 60 条 |
| | ○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命及び身体を保護するため必要があるとき、警戒区域を設定し、当該地域への立入り制限、立入り禁止、又は退去を命じる。 | 災害対策 基本法 第 63 条 |
| 知 事 | ○災害が発生した場合で、当該災害により市長が避難指示、緊急安全確保措置の指示を発令できなくなったとき、市長に代わって行う。 | 災害対策 基本法 第 60 条第 6 項 |
| | ○災害が発生した場合で、当該災害により市長が警戒区域の設定ができなくなったとき、市長に代わって行う。 | 災害対策 基本法 第 73 条 |
| 警察官又は 海上保安官 | ○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難指示、緊急安全確保措置の指示が必要と認められる事態において、市長が指示できないと認められるとき、又は市長から要請があったとき、当該地域の住民等に対し避難指示、緊急安全確保措置の指示を行う。 | 災害対策 基本法 第 61 条 |
| | ○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要性が認められるが、市長若しくはその委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは警戒区域を設定し、当該地域への立入り制限、立入り禁止、又は退去を命じる。 | 災害対策 基本法 第 63 条第 2 項 |
| 警 察 官 | ○災害の発生により危険な状態が生じ、特に急を要する場合においては、その危険を避けるための避難の措置を行う。 | 警察官職務 執行法第 4 条 |
| 知事又は その命を 受けた職員 及び水防 管理者 | ○洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立ち退きを指示する。 ○水防管理者が指示を実施する場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。 | 水防法 第 29 条 |

| 実施責任者 | 内 容 | 根拠法令等 |
|-------------------|--|----------------|
| 知事又はその命を受けた吏員 | ○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立ち退きを指示する。 ○この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。 | 地すべり等防止法第 25 条 |
| 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 | ○災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその現場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。 | 自衛隊法 94 条 |

2 水害における避難指示等を発令する具体的状況

(1) 避難指示等の発令基準

避難指示等は、河川ごと以下の基準を参考に今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

| 河川名 | 千丈川 | 五反田川 | 八代川 |
|-------------------|--|---|--|
| 水位観測所 | 八幡浜〔特定〕 水位観測所 (江戸岡出合橋上流) | 五反田〔一般〕 水位観測所 (五反田) | 五反田〔一般〕 水位観測所 (五反田) |
| 堤の高さ | 平均 4m (通常水位 0.3) | | |
| 水防団待機水位 (通報水位) | 1.50m | | |
| 氾濫注意水位 (警戒水位) | 2.00m | 2.00m | 2.00m |
| 避難判断水位 | 2.30m | | |
| 氾濫危険水位 | 2.80m | | |
| 既往最高水位 | 3.66m | 2.90m | 2.90m |
| 高齢者等避難 | ①洪水警報が発表され、又は八幡浜水位観測所の水位が警戒水位を超え 2.3m に達し集中的な豪雨により更に水位が上昇しているとき。 ②気象庁「洪水警報の危険度分布」で、「警戒(赤色)」が千丈川に示されたとき。 ③千丈川に氾濫警戒情報が発表されたとき。 | ①洪水警報が発表され、又は八幡浜水位観測所の水位が警戒水位を超え 2.3m に達し集中的な豪雨により更に水位が上昇しているとき。 ②気象庁「洪水警報の危険度分布」で、「警戒(赤色)」が五反田川に示されたとき。 | ①洪水警報が発表され、又は八幡浜水位観測所の水位が警戒水位を超え 2.3m に達し集中的な豪雨により更に水位が上昇しているとき。 ②気象庁「洪水警報の危険度分布」で、「警戒(赤色)」が八代川に示されたとき。 |

| | | | |
|---|--|---|--|
| <p style="text-align: center;">避難指示</p> | <p>①洪水警報が発表され、又は八幡浜水位観測所の水位が2.8mに達し更に水位が上昇しているとき。</p> <p>②河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある漏水等）を確認したとき。</p> <p>③気象庁「洪水警報の危険度分布」で、「危険（紫色）」が千丈川に示されたとき。</p> <p>④千丈川に氾濫危険情報が発表されたとき。</p> | <p>①洪水警報が発表され、又は八幡浜水位観測所の水位が2.8mに達し更に水位が上昇しているとき。</p> <p>②河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある漏水等）を確認したとき。</p> <p>③気象庁「洪水警報の危険度分布」で、「危険（紫色）」が五反田川に示されたとき。</p> | <p>①洪水警報が発表され、又は八幡浜水位観測所の水位が2.8mに達し更に水位が上昇しているとき。</p> <p>②河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある漏水等）を確認したとき。</p> <p>③気象庁「洪水警報の危険度分布」で、「危険（紫色）」が八代川に示されたとき。</p> |
| <p style="text-align: center;">緊急安全確保</p> | <p>①洪水警報が発表され、又は八幡浜水位観測所の水位が3.3mに達し更に水位が上昇しているとき。</p> <p>②河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認したとき</p> <p>③気象庁「洪水警報の危険度分布」で「災害切迫（黒色）」が千丈川に示されたとき。</p> <p>④千丈川に氾濫発生情報が発表されたとき。</p> | <p>①洪水警報が発表され、又は八幡浜水位観測所の水位が3.3mに達し更に水位が上昇しているとき。</p> <p>②河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認したとき</p> <p>③気象庁「洪水警報の危険度分布」で「災害切迫（黒色）」が五反田川に示されたとき。</p> | <p>①洪水警報が発表され、又は八幡浜水位観測所の水位が3.3mに達し更に水位が上昇しているとき。</p> <p>②河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認したとき</p> <p>③気象庁「洪水警報の危険度分布」で「災害切迫（黒色）」が八代川に示されたとき。</p> |

| 河川名 | 喜木川 | 宮内川 |
|-------------------|---|---|
| 水位観測所 | 日土〔特定〕 水位観測所 (梶谷岡橋下流) | 〔一般〕 水位観測所 (駄場) |
| 堤の高さ | 4m～5m (通常水位 0.5) | |
| 水防団待機水位 (通報水位) | 1.60m | |
| 氾濫注意水位 (警戒水位) | 2.10m | 2.00m |
| 避難判断水位 | 2.20m | |
| 氾濫危険水位 | 2.70m | |
| 既往最高水位 | 3.71m | 1.90m |
| 高齢者等避難 | <ul style="list-style-type: none"> ①洪水警報が発表され、又は日土水位観測所の水位が警戒水位を超え 3.0m に達し集中的な豪雨により更に水位が上昇しているとき。 ②気象庁「洪水警報の危険度分布」で、「警戒(赤色)」が喜木川に示されたとき。 ③喜木川に氾濫警戒情報が発表されたとき。 | <ul style="list-style-type: none"> ①洪水警報が発表され、又は日土水位観測所の水位が警戒水位を超え 3.0m に達し集中的な豪雨により更に水位が上昇しているとき。 ②気象庁「洪水警報の危険度分布」で、「警戒(赤色)」が宮内川に示されたとき。 |
| 避難指示 | <ul style="list-style-type: none"> ①洪水警報が発表され、又は日土水位観測所の水位が 3.5m に達し更に水位が上昇しているとき。 ②河川管理施設の異常(破堤につながるおそれのある漏水等)を確認したとき。 ③気象庁「洪水警報の危険度分布」で、「危険(紫色)」が喜木川に示されたとき。 ④喜木川に氾濫危険情報が発表されたとき。 | <ul style="list-style-type: none"> ①洪水警報が発表され、又は日土水位観測所の水位が 3.5m に達し更に水位が上昇しているとき。 ②河川管理施設の異常(破堤につながるおそれのある漏水等)を確認したとき。 ③気象庁「洪水警報の危険度分布」で、「危険(紫色)」が宮内川に示されたとき。 |
| 緊急安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> ①洪水警報が発表され、又は日土水位観測所の水位が 4.0m に達し更に水位が上昇しているとき。 ②河川管理施設の大規模な異常(堤防本体の亀裂、大規模な漏水等)を確認したとき。 ③気象庁「洪水警報の危険度分布」で「災害切迫(黒色)」が喜木川に示されたとき。 ④喜木川に氾濫発生情報が発表されたとき。 | <ul style="list-style-type: none"> ①洪水警報が発表され、又は日土水位観測所の水位が 4.0m に達し更に水位が上昇しているとき。 ②河川管理施設の大規模な異常(堤防本体の亀裂、大規模な漏水等)を確認したとき。 ③気象庁「洪水警報の危険度分布」で「災害切迫(黒色)」が宮内川に示されたとき。 |

3 高潮災害における避難指示等を発令する具体的状況

(1) 避難指示等の発令基準

避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や沿岸部の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

| | |
|--------|--|
| 高齢者等避難 | <ul style="list-style-type: none">①高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報が発表され、過去の高潮による浸水位置である八幡浜内港（-4.0m）物揚場と沖新田（-5.5m）係留施設との交点において、海水面が既設の高さよりマイナス 0.1m（CDLプラス 3.20m）の位置に達し、さらに上昇が見込まれるとき。②高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域がかかると予想されている、又は接近することが見込まれるとき。③警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から翌日明け方に接近・通過することが予想されるとき。④「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知されたとき。 |
| 避難指示 | <ul style="list-style-type: none">①高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合。②高齢者等避難が発令され、さらに上昇が見込まれるとき。③警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から翌日明け方に接近・通過することが予想されるとき。 |
| 緊急安全確保 | <ul style="list-style-type: none">①高潮氾濫発生情報が発表されたとき。 |

4 土砂災害における避難指示等を発令する具体的状況

(1) 避難指示等の発令基準

避難指示等は、以下の基準を参考に今後の気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

避難指示等を発令する区域は、土砂災害警戒区域に指定されている区域等に対し発令する。

| 区 分 | 防災気象情報等による基準 | 現地情報等による基準 |
|--------|---|--|
| 高齢者等避難 | <ul style="list-style-type: none"> ①大雨（土砂災害）警報が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が警戒（赤色）となったとき。 ②数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定されるとき。 ③大警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から翌日明け方に接近・通過することが予想されるとき。 | <p>近隣で前兆現象が発見されたとき。 （湧水、小石が斜面からパラパラ落ちだす等）</p> |
| 避難指示 | <ul style="list-style-type: none"> ①土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ②土砂災害の危険度分布で危険（紫）となったとき。 ③警戒レベル4 避難指示の発令が必要となる強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき。 | <ul style="list-style-type: none"> ①近隣で前兆現象が発見されたとき。（斜面の亀裂、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生） ②土砂災害の前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の崩壊、河川の水量の変化等）が発見された場合 |
| 緊急安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> ①大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき。 ②土砂災害の発生が確認されたとき。 ③土砂災害の危険度分布で災害切迫（黒）となったとき。 | |

5 自主避難

住民は、避難指示等が発令される前に身の危険を感じた場合、災害の恐れのない親戚宅や自主的な指定緊急避難場所等に避難する。その際、地元自主防災会等へ連絡する。

6 高齢者等避難、避難指示等の内容

高齢者等避難、避難指示等の発令は、次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。

ただし、指示の内容を明示するいとまがない場合、この限りではない。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難理由
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の服装、携行品
- (6) 避難行動における注意事項

7 避難指示等の伝達方法

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行った場合、市は、対象の地域住民に対して、防災行政無線による放送、広報車等による多様な手段を活用し呼びかけを実施するほか、警察官、自衛官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得ながら周知徹底を図る。

また、市は、避難行動要支援者について、地域住民、自主防災組織、福祉事業者等の協力を得ながら、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき避難誘導を行う。

8 避難指示等の報告

(1) 市長が避難指示等を行った場合

市長は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行った場合は、直ちに立退き指示等の理由、地域名、世帯数、人員、立退き先等を南予地方局八幡浜支局を通じて県へ報告するとともに、警察署等関係機関に連絡する。

また、避難の必要がなくなったときは、直ちに公示するとともに、南予地方局八幡浜支局を通じて県へ報告する。

(2) 市長以外が避難指示等を行った場合

市長以外が避難指示等を行った場合は、市長は(1)に準じて県等へ連絡する。

第2節 警戒区域の設定

災害対策基本法第63条に基づき、市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

1 警戒区域の設定権者

| 設定権者 | 災害の種類 | 内 容 (要 件) | 根 拠 法 令 |
|----------------------------------|-------------|--|---|
| 市 長 | 災 害 全 般 | 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。 | 災害対策基本法 第 63 条 |
| 知 事 | 災 害 全 般 | 災害が発生した場合において、当該災害の発生により、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。 | 災害対策基本法 第 73 条 |
| 警察官又は 海上保安官 | 災 害 全 般 | 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合において、市長若しくは市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。 | 災害対策基本法 第 63 条第 2 項 |
| 警 察 官 | 火災 洪水、高潮 | 消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき。 水防上緊急の必要がある場合において、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者がいないとき又はこれらの者の要求があったとき。 | 消防法第 36 条に おいて準用する 同法第 28 条 水防法第 21 条 第 2 項 |
| 消防吏員 又は 消防団員 | 火 災 | 火災の現場 | 消防法第 36 条に おいて準用する 同法第 28 条 |
| 消防団長、 消防団員又は 消防機関に属 する者 | 洪水、高潮 | 水防上緊急の必要がある場合 | 水防法第 21 条 |
| 災害派遣を命 じられた部隊 等の自衛隊 | 災害全般 | 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市長若しくは市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り。 | 災害対策基本法 第 63 条第 3 項 |

2 警戒区域設定の注意事項

- (1) 市長の警戒区域設定権は、地方自治法第 153 条第 1 項の規定に基づいて、市の職員に委任することができる。
- (2) 警戒区域内への立入り禁止、当該住民の退去措置等の方法については、関係機関と協議して定めておく。
- (3) 実際に警戒区域を設定した場合は、なわ張り等により警戒区域の表示をしておき、避難等に支障のないよう措置しておくものとする。
- (4) 「警戒区域の設定」と「避難指示」の相違点
 - ア 「避難指示」が对人的に捉えて指示を受ける者の保護を目的としているのに対して、「警戒区域の設定」は、地域的に捉えて立入り制限、禁止、退去命令により、その地域の居住者等の保護を図ろうとするものである。
 - イ 「警戒区域の設定」は、災害が、より急迫している場合に行使される。
 - ウ 「警戒区域の設定」に基づく禁止、制限又は退去命令については、その履行を担保するために、その違反について罰則が科される（災害対策基本法第 116 条第 2 項）のに対し、「避難の指示」については罰則がない。

3 指定行政機関等による助言

市は、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対し、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言を求めることができる。

4 警戒区域の設定の実施及び報告

本章第 1 節「高齢者等避難、避難指示等の発令基準」に準じる。

第 3 節 避難の方法

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことができる。また、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行う。

災害の状況により異なるが、指定緊急避難場所等への避難が必要になった住民は、可能な限り自主防災組織の単位ごとに集団避難方法により、市職員又は警察官等の誘導のもと原則として次により避難する。また、外国人、旅行者等に対し、災害・避難情報の提供に努め、確実な避難誘導を行う。

1 避難の区分及び基準

(1) 事前避難

暴風、洪水、高潮又は地すべり等の被害のおそれがある場合は、あらかじめ居住者、滞在者を安全な場所へ避難させる。自主防災組織（事業所等の自衛防災組織を含む）は、指定緊急避難場所を中心に、避難者の救出、救護などの支援を実施するとともに、消火活動や情報収集等の支援活動に努める。

(2) 緊急避難

事前避難の時間がなく、地震、火災、洪水又は高潮等の被害により、著しく危険が切迫していると認められるときは、至近の安全な場所へ緊急避難させる。

(3) 収容避難

指定緊急避難場所から、必要に応じ、緊急避難者又は救出者を指定する場所に収容避難させる。

2 避難の順位

避難誘導は、まず負傷した被災者の救助を実施し、乳幼児のいる世帯、高齢者、障がい者等の要配慮者の避難を優先的に行う。

3 避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次のことがらを周知徹底するものとする。

- (1) 自動車による避難は、原則として禁止すること。
- (2) 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行うこと。
- (3) 大雨、台風期には、災害に備えて、家屋（屋根、雨戸）を補強し、浸水が予想される場合は、家財を上階に移動させること。
- (4) 携行品は、現金、貴重品、食料、飲料水、懐中電灯、タオル等の日用品、救急薬品等とする。
- (5) 避難者は、できるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型を記入したもので、水に濡れてもよいもの）を準備すること。
- (6) 服装は軽装とし、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行すること。
- (7) 各号のうち、平素から用意しておける物品等は、「非常持出し」の表示した袋等に入れて迅速に持ち出せるようにすること。
- (8) 会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講じること。
- (9) 病院、老人ホーム、保育所等多数の病人、老人、乳幼児等を収容している施設にあっては、あらかじめ避難計画を立て、市、消防機関、警察署等との連絡体制を確保する。

4 避難の誘導

避難の誘導については、次の点に留意して行うものとする。

- (1) 避難誘導は、市職員、消防団、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、避難誘導に当たっては、要配慮者を優先的に行う。なお、ボランティア等とも連絡をとり、協力を求める。また、外国人、旅行者等に対し、災害・避難情報の提供(外国人向けの多言語による情報発信を含む。)に努める。
- (2) 誘導経路については、事前に検討し、その安全を確認し、危険箇所には標示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努め、特に夜間は照明を確保し、また、浸水地等には必要に応じ、船艇、ロープ等の資材を配置して、誘導の安全を図る。

- (3) 市長が発令する避難指示等に従わず要避難地にとどまる者に対し、市職員、警察官、海上保安官、自衛官等は、警告等を発するほか、避難の勧告等に従うよう出来る限り説得に努める。

5 移送の方法

避難の移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による立退きが不可能な場合は、車両、船艇等により行う。

なお、被災地が広域で、大規模な立退き移送を要し、市において処理できないときは、災害対策本部長は、南予地方局八幡浜支局を通じて県に対し、応援要請を行う。

6 避難道路の確保

避難道路は、危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害の発生のおそれのある場所を避け、警察官及び道路管理者は、避難道路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る。

7 避難の後の警備等

避難した後、地域住民の財産等の保護は、避難民の民生安定に寄与するところが大きいため、その対策は、警察署等と協議のうえ、警察官若しくは本部長の指定した者がこれに当たる。また、指定避難所等における秩序保持も同様に実施する。

8 学校、社会福祉施設等における避難対策

(1) 学校等における避難対策

児童生徒等の避難措置について、安全な避難方法を定めておく。

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の順位
- ウ 避難誘導責任者及び補助者
- エ 避難誘導の要領、措置
- オ 避難者の確認方法
- カ 児童生徒等の保護者等への引渡し方法

(2) 社会福祉施設等における避難対策

社会福祉施設等における避難方法については、対象者の活動能力等について配慮して定めておく。

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の時期（事前避難の実施等）
- ウ 避難誘導責任者及び補助者
- エ 避難誘導の要領、措置（車の活用による搬出等）
- オ 指定避難所等の設定及び収容の方法
- カ 避難者の確認方法
- キ 家族等への引渡し方法
- ク 避難誘導者名簿

第4節 指定避難所等の開設

1 基本方針

市は収容を必要とする被災者の救助のために指定避難所等を設置するとともに、自主防災組織及び指定避難所の学校等施設の管理者の協力を得て、住民が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じる。また、指定避難所等の運営に当たっては、要配慮者や男女のニーズの違い、外国人の場合の言語や生活習慣、防災意識などの違いのほか、プライバシーの確保にも十分配慮する。

さらに、指定避難所等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所等を開設・維持することの適否を検討する。

加えて、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

2 指定避難所等の開設

市は、避難が必要になった場合、直ちに指定避難所等を開設し、設置場所等を速やかに住民に周知するとともに、円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び学校等避難施設の管理者の協力を得て、被災者が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じる。開設に当たっては、住民の自主避難にも配慮し、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努め、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するよう努める。

なお、災害の規模等に鑑み、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供のほか、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所等の早期解消に努めることを基本とする。

3 設置場所

市は、「市地域防災計画」に定めた指定避難所等を設置する。また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設等についても安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て指定避難所等として活用する。なお、設置場所としては、次の場所が考えられる。

(1) 高潮や山・崖崩れ、浸水等の危険のない地域に設置する。

(2) 指定避難所の設置に当たっては、指定避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。

ア 学校、体育館、公民館等の公共建築物

イ あらかじめ協定した民間の建築物

ウ 指定緊急避難場所等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。）

(3) 要配慮者については、必要に応じて指定福祉避難所を開設する。また、その状況に応じて収容するための社会福祉施設等の確保や、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等の借り上げを行うほか、心身の状態に配慮した応急仮設住宅の設置を検討するなど、多様な避難所の確保に努める。

(4) 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設等を確保する。

(5) 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を經由して四国運輸局愛媛運輸支局又は愛媛県旅客船協会に船舶のあっせんを要請する。

4 収容対象者

指定避難所等で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、居住する場所を確保できない者とする。

5 設置期間

災害救助法及び同法施行令による救助の期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、気象情報等による災害発生の危険性、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建設状況等を勘案し、市長は県と協議のうえ、設置期間を決める。

6 避難状況の報告

災害対策本部は、次の事項について、南予地方局八幡浜支局を經由して県災害対策本部（県災害警戒本部）に連絡するとともに、警察署、自衛隊等関係機関に連絡する。

- (1) 指定避難所開設の日時及び場所
- (2) 指定避難所の開設数及び収容人員
- (3) 開設期間の見込み

また、指定避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び車中避難者を含む指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。その際、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について、市に提供する。

さらに、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護備蓄物資の供給等を県災害対策本部（県災害警戒本部）に依頼する。

《資料編：2-22 指定緊急避難場所一覧表》

《資料編：2-23 指定一般避難所、指定福祉避難所一覧表》

《資料編：4-3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表》

第5節 指定避難所等の運営

1 指定避難所等への市職員等の配置

市が設定した指定緊急避難場所及び指定避難所等には、避難誘導、情報伝達、応急救護のための市職員等（消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。その際、女性の参画促進に努める。

2 指定避難所等の運営

指定避難所等の運営は、関係機関、自主防災組織及びボランティア団体等の協力のもと、市が適切に行う。

- (1) 市は、避難者、住民、自主防災組織や学校等指定避難所施設の管理者、指定避難所等運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て指定避難所等を運営する。その際、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (2) 指定避難所等には指定避難所等の運営を行うために必要な市職員を配置する。また指定避難所等の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。
- (3) 避難生活の運営に当たっては、要配慮者に配慮する。
- (4) 自主防災組織は、指定避難所等の運営に関して市に協力するとともに、相互扶助の精神により役割を分担するなど、自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。
- (5) 市は、要配慮者の保健福祉に対する要望を把握し、介護職員等の応援受入も図りながら保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な場合は要配慮者の社会福祉施設等への移送に努める。
- (6) 市は、指定避難所等における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、指定避難所等における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- (7) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- (8) 市は、必要に応じ、指定避難所等における家庭動物の受入れや飼養方法について、担当部局及び運営担当（施設管理者など）との検討、調整を行う。
- (9) 市は、避難生活等に関する相談窓口の開設又は巡回相談等を実施する。
- (10) 指定避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、性別による役割の固定や偏りがおきないように配慮する。さらに男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点等に配慮する。特に、男女別のトイレ、更衣室、物干し場や授乳室の設置、生理用品等の女性による配布、男女ペアでの巡回警備等による指定避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所等の運営に努める。
- (11) 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、トイレ等の配置の工夫、照明の増設や注意喚起のためのポスター掲載など、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

- (12) 市は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等による、指定避難所等の早期解消に努める。
- (13) 保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難住民の健康管理（メンタルヘルスを含む）を行う。特に、エコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和、高齢者虐待の防止等について配慮する。また、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発にも努める。
- (14) 被災後、心的外傷後ストレス性障がい（P T S D）等、被災者の心理的な障がいについて専門的なカウンセリングなどによる負担軽減策に努める。
- (15) 指定避難所等の運営に当たっては、指定避難所等で生活する避難者だけでなく、避難所以外で避難生活を送る者も支援の対象とし、食料等生活関連物資の配布、巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等、これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。
- (16) 市は、県や国際交流協会等と連携（災害多言語支援センターが設置されている場合は、同センターと連携）し、外国人への災害情報や支援情報等の提供、支援ニーズの収集に努める。

3 指定避難所等における市職員等の役割

(1) 市職員

指定避難所等に配置された市職員は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を行う。

- ア 被災者の収容
- イ 被災者に対する食料、飲料水の配給
- ウ 被災者に対する生活必需品の供給
- エ 負傷者に対する医療救護
- オ 高潮・火災等の危険状況の確認及び避難した者への情報伝達
- カ 避難した者の掌握
- キ 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は他の指定避難所等への収容

(2) 指定避難所等の所有者又は管理者

市が設定した指定避難所等を所有し又は管理する者は、指定避難所等の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力する。

第6節 要配慮者等の避難

避難活動に当たっては、高齢者、乳幼児、障がい者等要配慮者に十分配慮するとともに、指定避難所等における健康状態等について聴き取り調査を行い、その実態把握に努める。

また、避難者の障がいや身体の状態に応じて、必要な場合は、指定避難所等から適切な措置を受けられる施設への移送、被災地外への避難等が行えるよう配慮する。

1 社会福祉施設等に係る対策

- (1) 被災した社会福祉施設等(※)は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに利用者の安全確保に努める。
 - (2) 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、支援の必要性の高い被災者を優先し、可能な限り、緊急一時入所等、施設への受入れに努める。
 - (3) 被災した社会福祉施設等は、飲料水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握に努め、近隣施設、本市及び県等に支援を要請するものとする。
 - (4) 本市は県とともに、社会福祉施設に対するライフラインの優先的な復旧や、飲料水、食料品、生活必需品等の確保及びマンパワーの確保等に重点を置いて、被災した社会福祉施設等の支援を行うよう努める。
- (※) 社会福祉施設等とは、社会福祉施設、老人保健施設、病院をいう。

2 障がい者及び高齢者に係る対策

- (1) 本市は県とともに、被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努める。
- (2) 本市は県とともに、掲示板、広報誌、ホームページ、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこととする。
- (3) 本市は県とともに、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握し、調達に努める。
- (4) 本市は県とともに、指定避難所や在宅における障がい者及び高齢者のニーズを把握し、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずるものとする。

3 児童生徒等に係る対策

- (1) 本市は県とともに、孤児、遺児等の保護を必要とする児童生徒等の速やかな発見と実態把握に努め、発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を行うこととする。
- (2) 本市は県とともに、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童生徒等を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報についての協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について情報提供を行うものとする。

4 外国人等に対する対策

- (1) 本市は県とともに、被災した外国人等の迅速な把握に努める。
- (2) 本市は県とともに、外国人等に対し、外国語による各種必要な情報の提供に努める。
- (3) 本市は県とともに、必要に応じて外国語による相談窓口を設け、生活相談の実施やニーズの把握に努めるとともに、通訳の派遣等の必要な支援に努める。
- (4) 本市は指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の案内板について、外国人等にもわかりやすいシンボル化や外国語の併記などを図るよう努める。

第7節 帰宅困難者対策

市、県及び事業者等は連携し、災害発生時において、適切な情報提供、指定避難所等の開設等により、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するよう努める。

- 1 市及び県は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- 2 市及び県は、都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。
- 3 民間事業者は、帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、便所、情報等の提供を行う。

第8節 学校における災害応急対策

学校における災害は、いつ、どこで発生するか分からないことから、不測の事態に際しても万全の対応策がとれるよう、日頃から教職員全員が危機管理意識をもって、備えをしておくことが重要である。

このため、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）等に基づき、安全教育を計画的に実施していくとともに、防災に関する計画や災害時のマニュアルを日頃から定めておく。また、指定避難所等を指定する市の関係部局や自主防災組織の指導・協力を得て、施設の利用方法について、事前に学校の役割分担を協議しておく。

- 1 危機管理マニュアルの作成
- 2 災害対応に関する教職員の共通理解の促進
- 3 保護者、地域、関係機関との連携
- 4 防災上必要な設備等の整備及び点検
- 5 災害発生時の連絡体制の確立と周知
- 6 適切な応急手当のための準備
- 7 指定緊急避難場所の確認
- 8 登校・下校対策
- 9 学校待機の基準と引渡しの方法

第9節 広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町の区域外への広域的な避難、指定緊急避難場所及び指定避難所等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについて直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第8章 緊急輸送活動

緊急輸送は、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則に、交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を復旧の各段階に応じた的確に行う。

第1節 実施体制

被災者、災害応急対策要員の移送及び災害救助応急対策用資機材の輸送は、それぞれの機関において行う。ただし、実施機関が地域内で処理できないときは、市長は、南予地方局八幡浜支局を通じて県に車両の応援等を要請する。

第2節 緊急輸送道路の確保

市は、県が選定した緊急輸送道路につながる市道の啓開を最優先で実施し、緊急輸送道路の確保に努める。

第3節 緊急輸送体制の確立

1 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 被害応急対策の円滑な実施

2 輸送に当たっての優先順位

輸送は、次の項目について行うが、輸送に当たっての優先順位は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被災者の避難のための対策要員及び被災者の輸送
- (2) 医療、助産における対策要員、資機材及び被災者の輸送
- (3) 被災者救出のための対策要員、資機材及び被災者の輸送
- (4) 公共施設の応急復旧のための人員及び資機材の輸送
- (5) 飲料水の供給のための輸送
- (6) 救助物資の輸送
- (7) 死体の捜索及び処理のための輸送
- (8) 埋葬のための輸送

3 緊急輸送の段階別対応

(1) 被災直後（第1段階）

被害の拡大防止又は災害応急対策の初期活動に必要な人材、資機材等を中心に輸送を行う。

(2) 被災後7日程度の間（第2段階）

第1段階の輸送を続行するとともに、緊急措置を必要とする負傷者、生命の維持に必要な緊急物資等の輸送を行う。

(3) 被災後 7 日目程度以降（第 3 段階）

陸上及び海上からの輸送を中心に災害復旧に必要な人員、資機材、生活必需品等の大量輸送を行う。

第 4 節 緊急輸送の実施

1 輸送車両等の調達

(1) 市保有車両の把握

財政会計班長は、輸送活動に調達可能な市保有車両の状況について把握するとともに、本部長の指示に基づき、市保有車両を総合的に調整し、配分する。

(2) 輸送車両の借上げ

市保有車両で必要な車両を確保することが困難な場合や特殊車両は、あらかじめ緊急輸送に関する運送業者等との協定を締結するなどして、災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画を定めておき、人員及び物資等の輸送手段を確保する。

(3) 市は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県又は他の市町に対し、調達、あっせんを要請する。

ア 輸送区間及び借上期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集結場所及び日時

(4) 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については、県の活動に準ずる。

《資料編：4-4 市保有車両一覧表》

《資料編：4-5 市保有緊急車両一覧表》

《資料編：4-6 借上可能車両一覧表》

《資料編：4-7 海運業者一覧表》

《資料編：4-8 漁業協同組合一覧表》

2 緊急通行車両の確認等

緊急輸送に当たっては、知事又は公安委員会が発行する標章及び証明書の交付を受け提示又は携行させる。

(1) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

市は、知事又は公安委員会に対し当該車両が緊急通行車両であることの確認を求め、災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）第 6 条に規定する標章及び証明書の交付を受ける。

(2) 緊急通行車両の確認事務

災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 33 条に基づく確認事務は、知事に対し実施するものは県防災危機管理課、公安委員会に対し実施するものは警察本部交通規制課及び八幡浜警察署交通課において行う。

3 緊急輸送の方法

輸送は、災害の程度、範囲により、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

(1) 車両による輸送

災害の種別、程度により、道路交通が不能となる場合以外は、車両により、迅速確実に輸送を行う。緊急輸送にあつては、知事又は公安委員会の発行する標識及び証明書の交付を受けて、指示又は携行させる。

(2) ヘリコプターによる輸送

地上輸送が不可能な場合は、南予地方局八幡浜支局を通じて県に要請し、ヘリコプター輸送を行う。

(3) 海上輸送

災害応急対策責任者は、陸上輸送により難しい場合で、船舶等による輸送が効果的な場合に、船舶等を借り上げて緊急輸送を実施するが、特に緊急を要する場合は、四国運輸局愛媛運輸支局宇和島海事事務所長の協力により一般船舶の応援を求める。海上保安庁への支援要請については、本編第30章「海上保安庁の支援」による。

(4) 人力による輸送

災害により、機動力による輸送が不可能な場合は、賃金職員等による人力の輸送を行う。労務の確保は、本編第24章「労働力確保対策」による。

4 ヘリコプターの利用

(1) ヘリコプター利用の基本方針

ヘリコプターは、時期に応じて、次の用途に利用する。

ア 発生直後の利用

- (ア) 被害情報の収集
- (イ) 重症者の搬送

イ 応急活動時の利用

- (ア) 重症者の搬送
- (イ) 緊急物資の輸送
- (ウ) 災害対策要員及び医療従事者の搬送

(2) ヘリコプターの離着陸場

事前に届出を行っているヘリポート適地の被害状況等に応じて、臨時ヘリポートの開設が可能なところを選定する。また、孤立が想定される地区を中心に臨時ヘリポートの確保に努める。

(3) 県消防防災ヘリコプターの支援要請

要請は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づいて行う。

≪資料編：3-3 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定≫

≪資料編：4-9 ヘリコプター離着陸適地一覧表≫

第5節 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合は、本編第6章「災害救助法の適用」によるものとする。

≪資料編：4-3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表≫

第9章 交通応急対策

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど、陸上交通の確保に努める。

また、海上においても、応急対策遂行のため、航路障害の除去及び必要に応じて船舶交通の規制を行う。

第1節 実施機関

1 道路管理者

- (1) 道路の損壊、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合
- (2) 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

2 公安委員会、各警察署

- (1) 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認める場合
- (2) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合
- (3) 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

3 港湾及び漁港管理者

水域施設（港湾、臨港道路、泊地及び船だまり等）の使用に関し必要な規制

第2節 災害発生時の自動車運転手のとるべき措置

- 1 走行中の車両の運転手は、できる限り安全な方法により、車両を道路の左側端に停止する。
- 2 停止後は、カーラジオ等により、災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
- 3 やむを得ず車両を道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。
- 4 避難のために車両を使用しない。
- 5 交通規制が行われたときは、速やかに車両を道路外に移動するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車する。
- 6 通行禁止区域等において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従うこと。

第3節 道路の交通規制

公安委員会、警察署等は、災害が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。

また、交通規制を実施したときは、交通情報提供装置の活用や、道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て、交通規制の内容等の周知に努める。

1 公安委員会の交通規制

- (1) 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第4条の規定に基づき、道路における交通の規制をすることができる。
- (2) 公安委員会は、県内又は隣接する県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資等の緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定に基づき、道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の車両の交通規制をすることができる。

2 警察署長の交通規制

警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定に基づき、適用期間の短い道路における交通規制を行うことができる。

3 警察官の交通規制等

- (1) 警察官は、道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、特に必要があると認めるときは、道路交通法第6条又は第75条の3の規定に基づき、必要な限度で交通規制を行うことができる。
- (2) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生ずるおそれがあるとき、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置をとることを命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が自らその措置をとり、やむを得ない限度において、当該車両その他の物件を破損することができる。

4 自衛官及び消防吏員の措置命令、措置等

自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3に基づき、警察官がその場にはいない場合に限り、車両その他の物件の移動、その他必要な措置をとることを命ずることができる。この場合、自衛官等の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、自衛官等が自らその措置をとり、やむを得ない限度において、当該車両その他の物件を破損することができる。

5 道路管理者の通行の禁止又は制限

道路管理者は、早急に道路の被害状況を把握するとともに、道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められた場合は、道路法第46条の規定に基づき、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて交通規制を行うことができる。

第4節 道路交通確保の措置

1 道路交通確保の実施体制

道路管理者、公安委員会等は、他の防災機関及び地域住民等の協力を得て、道路交通の確保を行う。

2 道路施設の復旧

道路管理者は、早急に被害状況を把握し、（一社）愛媛県建設業協会等の協力を得て、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた、効果的な復旧を行う。なお、この場合、緊急輸送にあてる道路を優先して行う。

3 交通安全施設の復旧

公安委員会は、緊急輸送道路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して、交通安全施設の応急復旧を行う。

4 障害物等の除去

- (1) 路上における著しく大きな障害物等の道路啓開による除去について、必要に応じて、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は、協力して所要の措置を講ずる。
- (2) 「(1)」により、除去した障害物は、市があらかじめ仮集積場所として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に集積する。また、適当な集積場所がない場合は、避難路及び緊急輸送道路以外の道路の路端等に集積する。

5 道路管理者等の措置命令

- (1) 道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その区間を指定して、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。
- (2) 「(1)」による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないとき、又は、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に当該措置をとらせることができないと認めて命令をしないこととしたときは、道路管理者等は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、道路管理者等は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。
- (3) 知事は、市道に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該道路の道路管理者に対し、上記「(1)」に係る指定若しくは命令をし、又は上記「(2)」に係る措置をとるべきことを指示することができる。

《資料編：2-26 災害時において危険が予想される道路一覧表》

第5節 緊急通行車両

- 1 市の保有する災害対策用車両については、「緊急通行車両の事前届出制度」による届出済証を警察署又は交通検問所に持参し、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書の交付を受ける。
- 2 市の行う応急復旧等に係る資機材等の輸送のための民間車両については、市が車検証等必要書類を八幡浜警察署に持参し、正規の手続きをとる。

第6節 鉄道確保の措置

鉄道事業者は、崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等応急復旧を要する被害が発生した場合は、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じ、崩土除去、路盤の復旧並びに仮路線、仮橋の架設等応急工事を行う。

第7節 海上交通の確保

1 情報の収集

市は、港湾施設の被害状況並びに、漁港施設の被害状況に関する情報の収集を行う。

2 海上交通規制

- (1) 海上保安部等は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構造物及び流失した船舶、木材等で船舶交通に支障がある場合は、その範囲、日時を定めて船舶の交通を規制し、又は禁止する。
- (2) 海上保安部等は、海難船舶、漂流物又は沈没した物件等が船舶交通に障害となる場合には、これらの所有者に除去を命じ、又は勧告を行う。
- (3) 海上保安部等は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ、船舶交通の整理・指導を行う。

3 海上交通確保の措置

- (1) 港湾及び漁港の管理者は、管理する港湾・漁港について、障害物の除去、応急修理等、輸送確保のための応急措置を講じる。
- (2) 海上保安部は、警報の伝達、海洋汚染の防除、危険物取扱の規制、火災・海難等への適切な措置を講じる。
- (3) 海上保安部等は、水路の水深に異常が生じたときは、必要に応じ測量を行い、標識を設置するなど、交通の安全を確保する。
- (4) 海上保安部等は、航路標識が損壊又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要な応急措置を講じる。
- (5) 市長は、油の流出による火災の鎮圧、水路確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について、応援要請があったときは、南予地方局八幡浜支局を通じて知事に、海上自衛隊、海上保安部の応援を要請する。

第 10 章 地区の孤立対策

大規模な災害により道路や通信が途絶し孤立した集落に対して、本市、県及び防災関係機関が一体となった対策を実施し、地域住民の安全確保を図ることを定める。

1 市

- (1) 孤立した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。
- (2) 指定避難所等の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保する。
- (3) ヘリコプター・バイク・船舶等の緊急救出手段を確保する。
- (4) 孤立地区集団に対する避難指示等発令の検討。
- (5) 住民不在地域における防犯パトロールの強化を行う。
- (6) 衛星携帯電話等による外部との通信手段の確保
- (7) その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

2 県

- (1) 本市からの孤立化情報を受けて、消防防災ヘリコプターの活用や職員の派遣等により、被災状況の把握、救急患者の搬送等を行うほか、消防や警察等と連携を図り、各般の応急措置を実施する。
- (2) 被災状況に応じて、自衛隊への災害派遣要請、災害時相互応援協定に基づく応援要請を行う。
- (3) 放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。

3 電気通信事業者

- (1) 孤立化した集落との連絡手段を確保するため、配置している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに、指定避難所等に衛星対応の特設公衆電話を設置する。
- (2) 被災した通信中継局、通信回線等の応急復旧に努める。

4 道路管理者

災害時相互応援協定に基づき建設業団体等の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を提供する。

5 警察署

安否確認、行方不明者の捜索、救出救助、緊急交通路の確保を図る。

第 11 章 消防活動

火災は、一旦大規模化すると、極めて大きな被害となることが予想されるため、市はもとより、住民、自主防災組織、事業所等も出火防止と初期消火に努めるとともに、県、市、消防機関は、他の機関等との連携をとりつつ、その全機能をあげて消火活動や人命救助活動等に取り組む。

第 1 節 消火活動の基本方針

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、市は、消防本部及び消防団の全機能をあげて、次の基本方針により、消防活動を行う。

また、火災現場等において要救助者を発見した場合は、人命救助を最優先し、迅速かつ的確な救急救助活動を次の方針に基づき行う。

1 出火防止活動及び初期消火の徹底

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び安全を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して、可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

2 人命の安全優先

同時多発火災が発生した場合は、人命の安全を最優先し、避難地及び避難道路確保の消防活動を行う。

3 危険地域優先

同時多発火災が発生した場合は、危険性の高い地域を優先に消防活動を行う。

4 人口密集地優先

同時多発火災が発生した場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消防活動を優先して行う。

5 重要建築物優先

重要建築物の周辺から出火し、延焼火災を覚知した場合は、重要建築物の防護上必要な消防活動を優先する。

6 消火可能地域優先

同時多発火災が発生した場合は、消防力の配備状況及び消防水利の配置状況等を踏まえ、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

7 救命処置を要する要救助者優先

傷害の程度に応じ、救命処置を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者は、できる限り自主的又は住民による応急処置を行わせる。

8 火災現場付近要救助者優先

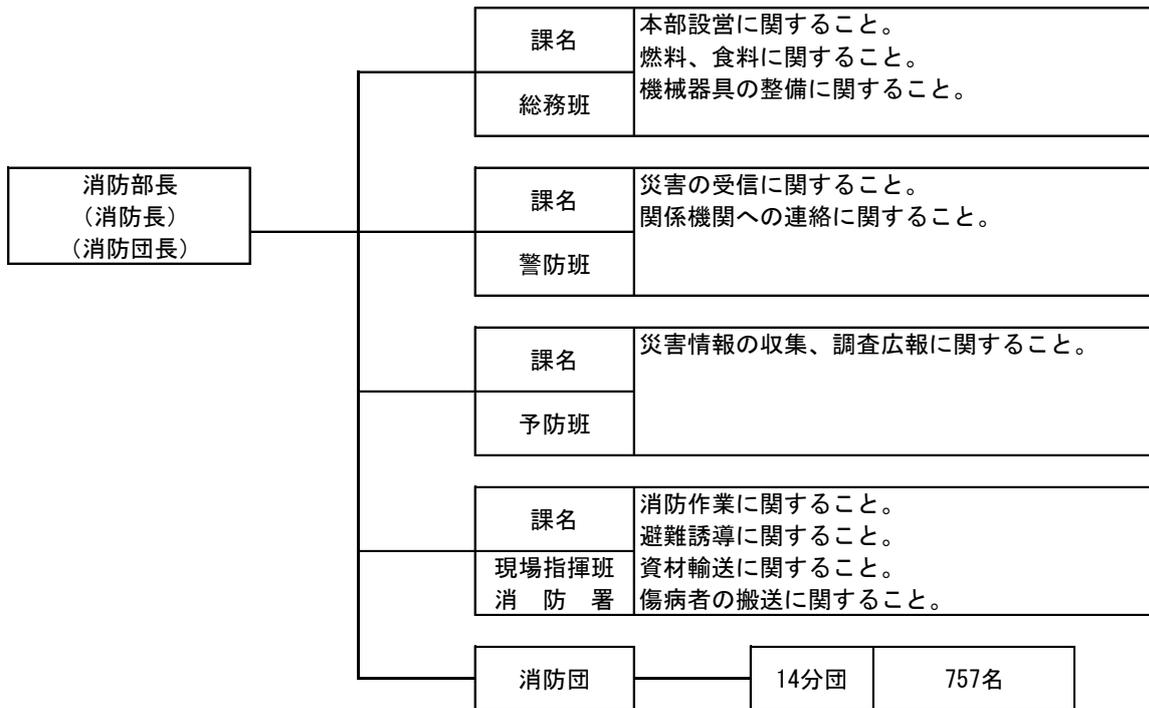
火災が多発し、延焼の危険がある場合は、火災現場付近を優先に救急救助活動を行う。

9 多数の人命救助優先

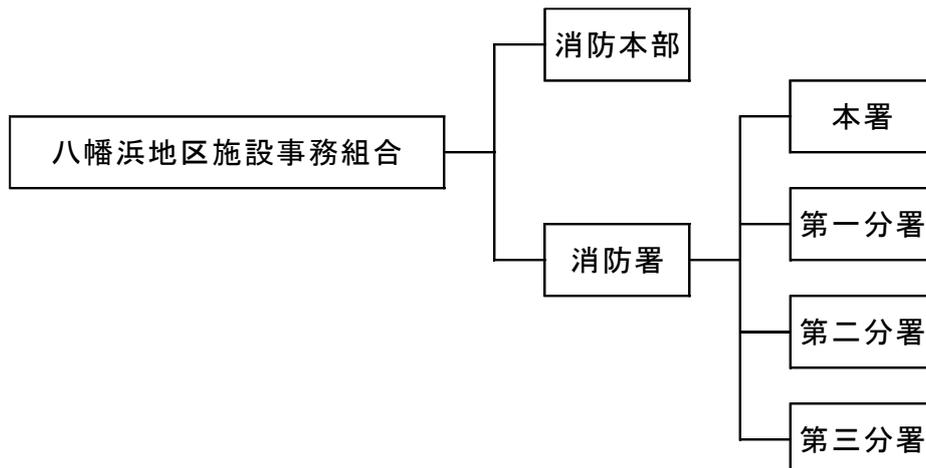
延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要な場合は、多数の人命を救助できる現場を優先に救急救助活動を行う。

第2節 消防機関の組織

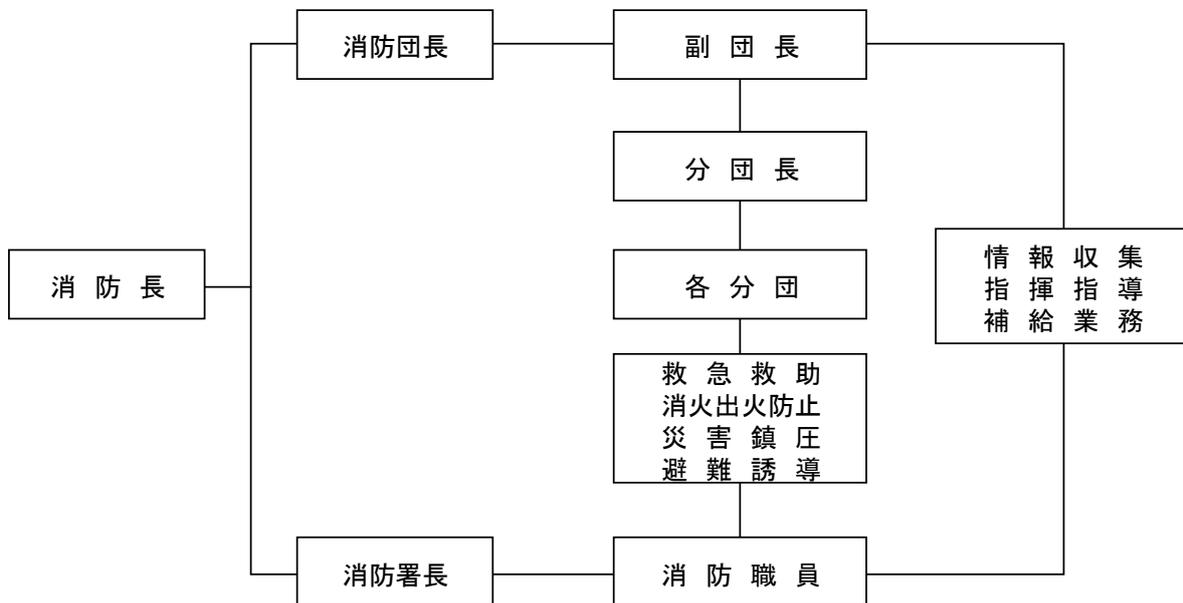
1 消防部の編成



2 消防署の編成



4 消防部内の業務関係



第3節 消防機関の活動

1 消防本部の活動

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動及び救急救助活動の基本方針に基づき、次の活動を行う。

(1) 火災発生状況等の把握

市内の消防活動等に関する次の情報を収集し、市災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況

オ 要救助者の状況

カ 医療機関の被災状況

(2) 消防活動の留意事項

消防活動に当たっては、次の事項に留意する。

ア 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ、避難路の確保等、人命の安全を最優先した消防活動を行う。

イ 危険物の漏えい等により被害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立ち入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。

- ウ 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。
- エ 救護活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。
- オ 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。
- カ 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

(3) 救急救助活動の留意事項

要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を次により行い、安全な場所へ搬送する。

- ア 災害の状況を十分把握して、医療機関の選定及び搬送経路を決定する等、被災状況に即して柔軟な対応を行う。
- イ 救急救助活動においては、負傷者や死者等の被害状況及び医療機関の被災状況等の情報をいかに速く正確に掌握できるかが救命率向上のキーポイントとなるため、保健所、医師会等関係機関との情報交換を緊密に行いながら、救急救助活動を行う。
- ウ 道路交通の確保を図り、必要に応じて、消防署等に配備している救急救助資機材等を活用し、各地域の消防団等を中心として救急救助活動を行う。

2 消防団の活動

消防団は、火災が発生した場合、原則として消防長の指揮下に入り、消防隊と協力して、次の消防活動を行う。ただし、消防隊出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと、消防活動を行う。

(1) 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等、人命の安全確保を最優先に行う。

(2) 避難誘導

高齢者等避難、避難指示等が発令された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

(3) 救急救助活動

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 自主防災組織の指揮活動

災害発生区域が広範にわたる場合は、住民、自主防災組織の防災リーダーを指揮し、応急対策に当たる。

3 警報

(1) 火災等の予、警報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見したとき又は関係機関より予、警報の通知を受けたとき、若しくは火災等災害を発見した場合は、次の要領により、通報するものとする。

ア 火災等の予、警報発令

各地区に対する連絡は、あらかじめ定めた連絡所へ電話又は使送により通報する。

通報を受けた関係者は、直ちに防災行政無線、打鐘、掲示板、口頭をもって住民に周知する。また、分団長は、適宜人員を配備させる。

イ 火災等の予、警報解除

解除通報も発令と同要領によって行う。

(2) 招集及び出動

関係者の招集は、前記信号により行う。

消防団員が電話、サイレン若しくはその他によって火災を覚知したときは、所属分団の定位置へ緊急招集に応じ、出動計画に基づいて配備につく。

4 機械器具の点検等

(1) 通常点検

消防団本部員の立会いで、年間4回の定期的な機械器具の点検、手入れ、放水試験等を実施する。

第4節 警察官との相互協力

警察署及び消防署は、放火又は失火絶滅のため、互いに協力するとともに、その他の災害による被害の拡大を防止し、又は軽減するため、次のとおり相互協力する。

- 1 消防事務のため、警察通信を使用すること。
- 2 消防機関及び警察は、災害防御措置について、事前あるいは状況に応じて協力すること。
- 3 消防吏員及び消防団員は、必要に応じ消防警戒区域設定について警察官に対し、その要求ができる。
- 4 火災現場にある上席消防職員及び消防団員は、必要に応じ現場にある警察官に対し、消防警戒区域設定について、援助の要求ができる。

第5節 消防活動の応援要請

1 県内の消防応援

火災が発生し、本市の消防力のみでは火災の防御が困難又は困難が予想される規模の場合は、災害の態様、動向等を的確に判断し、県下の他の消防機関に対して、消防応援協定に基づく応援要請（消防組織法第39条）を速やかに行う。

(1) 愛媛県消防広域相互応援協定に基づくもの

市長は、本市の消防力のみでは災害の防御が困難又は困難が予想される規模の災害が発生した場合、他の市町等の長に応援隊の派遣を要請する。

《資料編：3-2 愛媛県消防広域相互応援協定書》

(2) 南予地区広域消防相互応援協定に基づくもの

市長は、大規模火災、その他特殊災害が発生した場合、南予地区市町長等に、消防隊、救急隊等その他必要な人員、資機材の応援を要請する。

《資料編：3-4 南予地区広域消防相互応援協定書》

(3) 近隣市町間の消防相互応援協定に基づくもの

ア 大洲・西予市・八幡浜地区消防相互応援協定による応援要請

市長は、火災又はその他の災害が発生し、消防力の応援を特に必要とするとき、応援部隊の派遣を要請するものとする。

《資料編：3-5 大洲・西予市・八幡浜地区消防相互応援協定書》

イ 夜昼隧道及び笠置トンネル内の災害活動に関する覚書に基づくもの

夜昼隧道及び笠置トンネル内における被害を最小限度に防止するため、消防隊による災害活動を行う。

《資料編：3-6 夜昼隧道内の災害活動に関する覚書》

《資料編：3-7 笠置トンネル内の災害活動に関する覚書》

2 他県への応援要請

大規模火災により大規模な被害が発生し、他県の消防機関に対し応援要請（消防組織法第44条）を求める場合は、県内の消防応援における応援要請の手続き及び応援隊の受入体制に準じて、知事に要請する。

《資料編：3-8 愛媛県緊急消防援助隊受援計画》

3 愛媛県消防防災ヘリコプターに対する支援要請

火災が発生し、市長又は消防長が必要と判断した場合は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、愛媛県防災航空事務所に対して、ヘリコプターの緊急出動を要請する。

《資料編：3-3 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定》

第6節 事業所の活動

1 火災予防措置

火気の消火及び危険物、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物・ガス・毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じる。

2 火災が発生した場合の措置

(1) 自衛防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

(2) 必要に応じて、従業員、顧客等の避難誘導を行う。

3 火災拡大防止措置

危険物を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し火災が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講じる。

(1) 周辺地域の居住者等に対し、避難など必要な行動をとるうえで必要な情報を提供する。

(2) 警察、最寄りの消防機関等に電話又はかけつける等、可能な手段により、直ちに通報する。

(3) 事業所内への立入り禁止、避難誘導等、必要な防災措置を講じる。

第 7 節 住民及び自主防災組織の活動

火災が発生した場合は、家庭用消火器や風呂のくみおきの水等で可能な限り初期消火活動を行う。また、地域における相互扶助活動により、要配慮者等の救助・救出を行う。

1 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認をする。

2 初期消火活動

火災が発生したときは、消火器、可搬消防ポンプ等を活用して、初期消火に努める。

3 消防隊への協力

消防隊が到着した場合は、消防隊の長の指示に従う。

第 12 章 水防活動

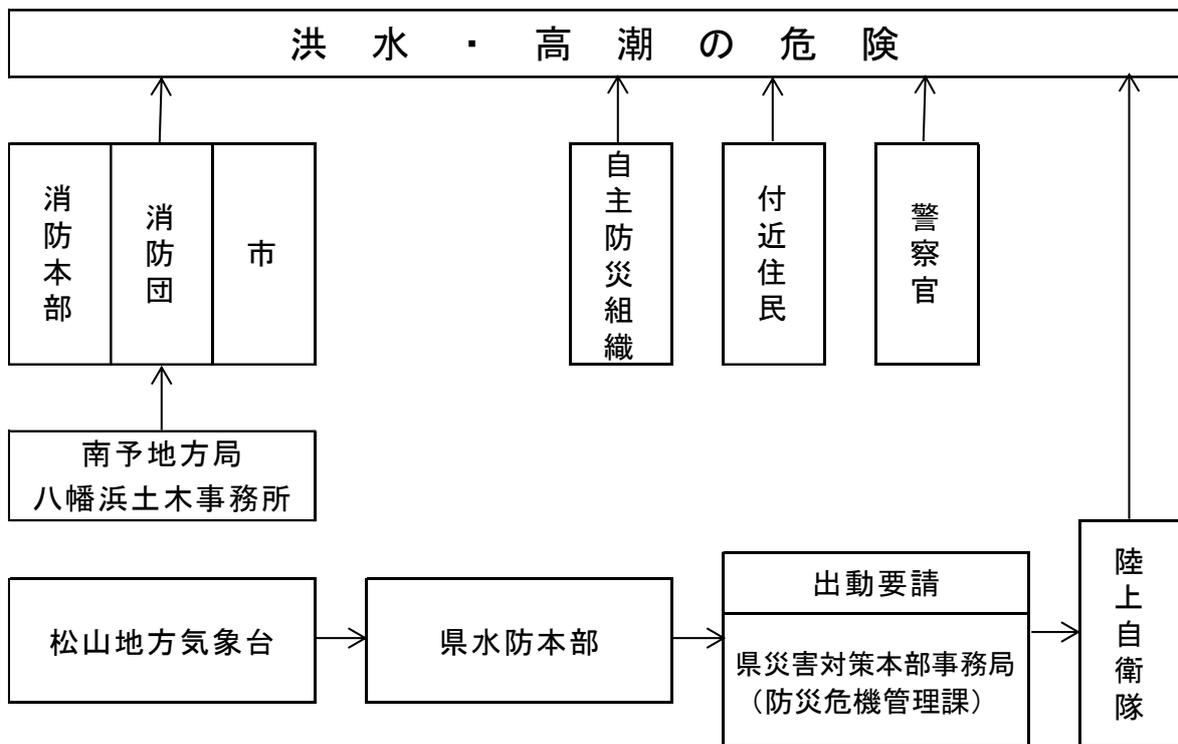
洪水、雨水出水、津波又は高潮等による水害を警戒し、防御するなど、万全の水防体制を確立して、被害の軽減を図る。なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、「八幡浜市水防計画」の定めるところによるが、概要は次のとおりである。

第 1 節 水防計画の目的

この計画は、水防法第 33 条に基づき、洪水、高潮等による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、市内の各河川、ため池及び海岸等に対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び避難等の誘導並びに水防に必要な器具、資材の整備と運用を円滑にすることを目的とする。

第 2 節 水防組織

市の体制



第3節 水防倉庫及び資機材の整備

市は、水防活動に便利な箇所に水防倉庫を設置し、必要な資機材を備え付けるよう努める。

第4節 水防活動

市は、八幡浜土木事務所から水防に関する通報を受けたときは、八幡浜市水防計画の定めるところによりその状況に応じ万全の体制を敷くとともに、次の場合、直ちに八幡浜土木事務所に通知する。

- 1 消防団が水防のために出動したとき
- 2 堤防等に異状を発見したとき
- 3 水防作業を開始したとき
- 4 応援を求める場合
- 5 立退避難を指示したとき
- 6 水防本部を設置したとき

第5節 水防活動の内容

水防管理者は、次に示す基準により、消防団にあらかじめ定められた計画に従って出動準備又は出動の指令を出し、消防団の水防活動を適切に行わせる。

1 出動準備

- (1) 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお、上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予想される時。
- (2) 豪雨、地震等により、破堤、漏水、がけ崩れ又は高潮の危険が予想される時。
- (3) 気象予報、洪水予報、水防警報等により、洪水、雨水出水、津波又は高潮等の危険が予想される時。
- (4) その他水防上必要と認められる時。

2 出動

- (1) 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき及び堤防、ため池、用排水路に危険のおそれがある時。
- (2) 潮位が異常を示し、高潮のおそれがある時。
- (3) 台風が本市若しくはその近くを通過するおそれがある時。
- (4) その他気象予報、洪水予報、水防警報等により水防団の出動を要すると認められたとき。

第6節 監視及び警戒

1 常時監視

水防管理者（市長）は、関係河川、海岸堤防等について常時巡視員を設け、随時分担区域内を巡視させるとともに、水防上危険であると認められる箇所があるときは、八幡浜土木事務所へ通知する。

2 非常警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから、重要水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心に監視し、異状を発見した場合は、その状況及び見通しを直ちに八幡浜土木事務所に報告するとともに水防活動を開始する。

第7節 水防活動の応援要請

水防管理者は、水防上必要があるときは、別途締結している消防応援協定に基づき、応援を要請する。

第8節 大規模氾濫に関する減災対策協議会

大規模氾濫に関する減災対策協議会は、水害を防止し、又は軽減するために、水防に関する連絡および調整の円滑を図るとともに激甚化・頻発化する水災害に対して、あらゆる関係者が一体となって治水対策に取り組む「流域治水」により、大規模氾濫等に備えた防災・減災対策を推進し、もって公共の安全に寄与することを目的とするため、市は、八幡浜土木事務所長が開催する大規模氾濫に関する減災対策協議会に参加し、次の事項について協議するとともに、重要水防箇所の合同点検を実施し情報共有を図るものとする。

- (1) 水災による被害の軽減に資する取組について
- (2) 水位情報等の連絡について
- (3) 危険防止対策について
- (4) 水防資器材の補充応援について
- (5) 避難対策について
- (6) 水門及び樋門の管理及び操作について
- (7) 流域治水について
- (8) その他水防に関する事項

第 13 章 人命救助活動

災害のため、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する救急・救助活動は、市及び消防機関が関係機関との緊密な連携をとりつつ、迅速、的確に行う。特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行う。

救助・救急活動を実施する各機関は、業務に従事する職員等の安全の確保に十分配慮するとともに、惨事ストレス対策の実施に努める。また、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資器材を有する救助隊の整備を推進するよう努める。

第 1 節 実施体制

救出を必要とする負傷者等に対する救助活動は、原則として市長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行うが、知事の委任に基づき、市長が行うものとする。

第 2 節 救出活動

1 対象者

(1) 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者で、次に該当する者とする。

- ア 火災の際に火中に取り残されたような者
- イ 地震等により、倒壊家屋の下敷きになったような者
- ウ 水害の際に、水に流されたり、または孤立した地点に取り残されたような者
- エ 山崩れ、地すべりなどにより、生き埋めになったような者
- オ 海難、交通事故、河川における遭難等により、救出を要する者
- カ その他これらに類する者

(2) 災害のため生死不明の状態にある者で、次のような状態にある者とする。

- ア 行方不明の者で、生存していると推定される者
- イ 行方はわかっているが、生死が明らかでない者

2 救助隊の設置

災害のため救出を要する者が生じた場合、本部長の指示により、消防部に救助隊を設置するものとする。

- (1) 救助隊の人員は、災害の規模により、本部長が指示する。
- (2) 救助隊は、消防署員及び消防団員をもって構成する。
- (3) 救助隊に捜索班と収容班を設置する。

3 救出の方法

- (1) 被災者の救出作業は緊急を要するため、直ちに救助隊を編成し、救出作業に当たる。
- (2) 救出作業に特殊機械器具及び特殊技能者を要する場合には、自衛隊、警察署、海上保安部、その他防災関係機関の協力を得て救出に当たる。
- (3) 救出後は速やかに医療機関への収容等、救出者の救護に当たる。

(4) 救出活動

消防部長は、災害対策本部及び防災関係機関と連絡を密にし、情報の収集に努め、捜索班及び収容班を指揮して被災者の捜索及び収容を行わせるとともに、捜索及び収容の現況や氏名、人員を調査のうえ、対策本部長に報告する。

ア 捜索班

消防部長の指揮のもとに、被災現場における救出者の捜索を行う。

捜索は発見のみにとどまらず、水害時の河川、海中にある者を岸辺に、また、交通事故等により救出を要する者を搬出し、収容班に引き渡すものとする。

イ 収容班

救出された者を収容し、医療等を要する場合は、本編第18章「医療救護活動」に定める市内の病院、その他近くの病院等へ収容し、救護処置を行い、また、死亡と確認された者については、警察官において検死を行った後、対策本部長が指示する場所へ転送し、福祉班において死体の処理を行うものとする。

《資料編：2-6 消防保有機械器具一覧表》

第3節 救急活動

1 対象者

災害により負傷し、又は救護・治療を要し、医療機関等へ搬送すべき者又は現場で応急処置を行う必要のある者

2 救急の方法

救急搬送に当たっては、負傷者の状況、救護所・病院等に至る道路の状況を把握し、迅速に搬送できるようにしておく。

また、現場で応急処置を行う必要のある者が多数いるときは、医師会等による出動が可能となるようにしておく。

第4節 関係機関への応援要請等

市長は、救出活動の実施が困難な場合、関係機関に応援等を要請する。

1 県への応援要請

市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。

- (1) 応援を求める理由
- (2) 応援を必要とする人員、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする時間
- (5) その他周囲の状況等応援に関する必要事項

2 広域消防応援要請

救助隊において救出困難とみられるときは、別途締結している消防相互応援協定に基づき、応援を要請する。

3 自衛隊派遣要請依頼

緊急に救出を要する住民が多数であり、救助隊において救出困難と認められるときは、県を通じて自衛隊の派遣要請を行う。

4 海上保安部の支援

海上における災害に係る救助・救急活動において必要があるときは、県を通じて海上保安庁に支援要請を行う。

5 他市町への応援要請

広域的な支援を必要とする場合は、「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づいて、他市町に対して応援要請を実施する。また、応援要請を受けた場合は、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑な応援を実施する。

第5節 自主防災組織の活動

1 救出・救護活動の実施

崖崩れや建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。

2 避難の実施

市長や警察官等から避難指示等が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図るとともに、迅速かつ的確に避難を行う。

避難の実施に当たっては、次の点に留意する。

(1) 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

ア 市街地……………火災、落下物、危険物

イ 山間部、起伏の多いところ…………崖崩れ、地すべり

ウ 海岸地域……………高潮

(2) 避難に当たっては、必要最小限のもののみ携帯する。

(3) 避難行動要支援者等の自力で避難することが困難な者に対しては、自主防災組織など地域住民が協力して避難させる。

3 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となるが、これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても食料等の配布を行うほか、市が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第 6 節 事業所の活動

事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行う。

- 1 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- 2 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。
- 3 事業所の防災組織は、自主防災組織等と相互に連携し地域における救出活動を行う。
- 4 自主救出活動が困難な場合は、消防機関や警察、海上保安部と連絡をとり、その指導を受ける。
- 5 救出活動を行うときは、可能な限り市や消防機関、警察、海上保安部と連絡をとり、その指導を受ける。

第 7 節 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合は、本編第 6 章「災害救助法の適用」によるものとする。

《資料編：4－3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表》

第 14 章 食料供給活動

市及び関係機関は、災害時における被災者の食生活を保護するため食料や、被災者のニーズ等に応じた生活必需品等の応急供給を行うとともに、炊き出しを実施する。また、緊急援護物資によっても不足又は供給が困難な緊急物資について、企業や民間団体との応援協定の締結を促進する。

第 1 節 実施体制

食料の供給及び炊き出しの実施は市長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行うが、知事の委任に基づき、市長が行う。

第 2 節 食料供給の対象者

- 1 指定避難所等に収容された者
- 2 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水などで炊事ができない者
- 3 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者
- 4 旅行者、滞在者、通勤通学者で、他に食料を得る手段のない者
- 5 災害対策活動従事者
- 6 その他本部長が必要と認める者

第 3 節 食料供給の実施

1 需要の把握

- (1) 指定避難所等については、それぞれの避難所等で数量を把握する。
- (2) 在宅の給食困難者については、原則として指定避難所等へ届出するものとするが、場合によっては、自治会等の協力を得て、調査する。

2 食料の確保

- (1) 備蓄食料の供給
 - ア 災害発生直後で食料の調達困難なときは、市の備蓄食料を供給する。
 - イ 市の備蓄食料で不足するときは、県に緊急援護備蓄食料の供給を要請する。
- (2) 食料の調達方法
 - ア 米穀等の主食については、市内の供給業者から調達する。米穀等が不足する場合は、知事に対し必要量を申請し、知事又は中国四国農政局松山地域センターの指示を受けて調達する。
 - イ 副食物については、必要に応じ、市内販売業者から調達する。ただし、地域内で調達できない場合は、知事にあっせんを依頼する。

《資料編：2-28 緊急援護備蓄物資一覧表》

《資料編：3-1 協定等一覧》

3 食料の集積場所

市において調達した食料及び県から支給を受けた食料は、市が指定する集積場所に集め、指定避難所等への輸送が効率的に行われるよう総括する。

集積場所は、原則として八幡浜南環境センターとするが、災害の状況によっては、適宜適当な場所を選定する。

4 食料の輸送

(1) 備蓄食料の輸送

財政会計班が指定避難所等へ搬送する。ただし、財政会計班が行うことが困難な場合は、業者へ委託して実施する。

(2) 集積場所までの輸送

財政会計班が搬送する。ただし、財政会計班が行うことが困難な場合は、業者へ委託して実施する。

県の緊急援護物資については、搬送場所を明示して供給を受ける。その後の搬送は、上記に準じて行う。

(3) 集積場所からの輸送

財政会計班が搬送する。ただし、財政会計班が行うことが困難な場合は、業者へ委託して実施する。

5 食料の供給

(1) 指定避難所等での供給

ア 各指定避難所等に届けられた食料は、指定避難所等の管理責任者が避難者に供給する。

イ 避難者が落ち着いた段階で、避難者にも供給の協力を要請する。

(2) 在宅給食困難者への配給

指定避難所等の管理責任者は、在宅の給食困難者の届出を受け、指定避難所等で供給する。

第4節 炊き出しの実施

災害のために被害を受け自宅で炊飯することができず、日常の食事に支障が起こった場合、臨時的に被災者の食生活を保護するための炊き出しを行う。

1 実施時期

市内の全域に被害が発生した場合は、災害の状況が落ち着きを見せ、炊き出しの体制が整い、かつ、炊き出しの実施を希望する指定避難所等から実施する。

2 炊き出しの方法

(1) 炊き出しの必要があるときは、公民館、自治会、婦人会、青年団及び自主防災組織等各種団体に応援を求めて、既存の給食施設を利用して行う。

(2) 炊き出しの現場には、責任者（環境市民班）を設置する。責任者は、その実態に応じて指揮するとともに、関係事項を記録する。

- (3) 献立は栄養価等を考えて定めなければならないが、被災の状況を十分考慮し、食器が確保されるまでの間は、握り飯と漬物、缶詰の副食物等を配給する。
- (4) 市対策本部において直接炊き出しをすることが困難な場合で、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示し、業者から購入して供給する。
- (5) 炊飯が困難な場合は、乾パン又は生パン等を支給する。

3 炊き出しの費用及び期間

炊き出しのために支出できる費用及び期間は、「災害救助法による救助の程度、方法及び早見表」に準じて行う。

《資料編：4-3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表》

4 応援等の手続き

炊き出し等食品の給与ができないとき又は物資の確保ができないときは、次により、応援要請する。

- (1) 本部長は、応援の必要を認めたときは、南予地方局八幡浜支局に要請する。ただし、緊急を要するときは、直接隣接市町に応援を要請する。
- (2) 応援等の要請は、次の事項を明示して行う。
 - ア 調達又はあっせんを必要とする理由
 - イ 必要な緊急物資の品目及び数量
 - ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者
 - エ 連絡課及び連絡責任者
 - オ 荷役作業員の派遣の必要の有無
 - カ その他参考となる事項

5 食品衛生

炊き出しに当たっては、常に食品の衛生に心がけ、特に次の点に留意する。

- (1) 炊き出し施設には、飲料適水を十分供給する。
- (2) 供給人員に応じて必要な器具・容器を確保し、備え付ける。
- (3) 炊き出し場所には、皿洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。
- (4) 供給食品は、防ハエ、その他害虫の駆除に留意する。
- (5) 使用原料は、できるだけ信用のある業者から仕入れを行い、保管に留意する。
- (6) 炊き出し施設は、学校などの給食施設又は公民館等の既存施設を利用する。

《資料編：4-11 炊き出し可能施設一覧表》

第 5 節 住民及び自主防災組織等の活動

- 1 食料の確保は、家庭及び自主防災組織等での備蓄並びに住民相互の助け合いによって可能な限り賄うものとし、これによって賄えない場合は、市に供給を要請する。
- 2 自主防災組織は、市が行う食料の供給及び炊き出しの実施に協力する。
- 3 自主防災組織は必要に応じ炊き出しを行う。

第 6 節 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合は、本編第 6 章「災害救助法の適用」によるものとする。

《資料編：4－3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表》

第 15 章 生活必需品等物資供給活動

市及び関係機関は、災害時における衣服、寝具、その他生活必需品等物資の確保及び迅速な供給を行い、被災者の生活の安定を図る。また、緊急援護物資によっても不足又は供給が困難な緊急物資について、企業や民間団体との応援協定の締結を促進する。

また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

さらに、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。あわせて、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

第 1 節 実施体制

災害時における生活必需品等物資の供給は市長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行うが、知事の委任に基づき、市長が行う。

第 2 節 物資供給の対象者

災害により、住家が全壊（全焼）、流失、半壊（半焼）又は床上浸水（土砂の堆積により、一時的に居住することができない状態になったものを含む。）若しくは、船舶の遭難等により、生活上必要な家財を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

第 3 節 物資供給の実施

1 需要の把握

前章第 3 節に準じる。

2 物資の種類

- (1) 衣服：下着、衣類、紙おむつ（大人、子ども）
- (2) 寝具：毛布、布団
- (3) 日用品：石けん、トイレットペーパー、ティッシュペーパー
- (4) 光熱材料：カセットコンロ、コンロ用ボンベ
- (5) その他：シート等敷物、テント、乾電池

3 物資の確保

(1) 備蓄物資の供給

前章第3節に準じる。備蓄物資がなお不足する場合は、日本赤十字社愛媛県支部が備蓄する救援物資の供給を要請する。

(2) 物資の調達

ア 災害発生後に必要な応急物資を調達する場合は、大規模店舗等に協力を要請する。

イ 冬季、夏季それぞれについて、世帯構成員別被害状況に基づき、救助物資購入（供給）計画を立て、これにより購入し、給与又は貸与する。

ウ 市内において所要物資の調達が困難な場合は、南予地方局八幡浜支局にあっせんを依頼する。

《資料編：2-28 緊急援護備蓄物資一覧表》

《資料編：3-1 協定等一覧》

4 物資の集積場所

前章第3節に準じる。

5 物資の輸送

前章第3節に準じる。

6 物資の配給

前章第3節に準じる。

第4節 住民及び自主防災組織等の活動

前章第5節に準じる。

第5節 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合は、本編第6章「災害救助法の適用」によるものとする。

《資料編：4-3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表》

第 16 章 飲料水の確保・供給

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染し、あるいは給水施設の被害等により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水等の供給を行い、被災者の生活を保護する。

第 1 節 実施体制

被災者に対する飲料水の供給は市長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行うが、知事の委任に基づき、市長が行う。

第 2 節 飲料水の確保

1 水道施設等

(1) 市水道用水源地

水道班は、大規模災害が発生した場合は、直ちに水源地（配水池）、ポンプ、連絡管等の異常を調査し、配水量を把握する。

(2) 受水槽、プール等

その他の状況により、受水槽、小中学校プール等を補給用水源として使用する。この場合、機械的処理（ろ過器等）、薬剤投入を施すなど、安全性に留意する。

《資料編：4-12 上水道とその規模》

《資料編：4-13 簡易水道一覧表》

《資料編：2-10 八幡浜市プール一覧表》

2 備蓄飲料水の供給

(1) 災害発生直後に応急的に供給する飲料水は、緊急援護備蓄飲料水を使用する。なお、不足する場合は、大規模店舗等に協力を要請する。

(2) 市内で飲料水が不足するときは、南予地方局八幡浜支局を通じて、県に備蓄飲料水の供給を要請する。

《資料編：2-28 緊急援護備蓄物資一覧表》

《資料編：3-1 協定等一覧》

3 応援要請

市内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して、南予地方局八幡浜支局に飲料水の供給を要請する。

(1) 給水を必要とする人員

(2) 給水を必要とする期間及び給水量

(3) 給水する場所

(4) 必要な給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別数量

(5) 給水車のみ借上げの場合は、その必要台数

第3節 応急給水の実施

1 需要（被害状況）の把握

水道班は、災害が発生し、給水機能が停止すると判断されるときは、直ちに被害状況の把握に努め、応急給水の実施が必要な地域、給水活動体制の規模等を決めるための需要調査を実施する。また、必要に応じ、八幡浜市指定給水装置工事業者に応援を求めて、被害調査を行う。

《資料編：4-14 八幡浜市指定給水装置工事業者一覧表（市内業者）》

2 給水目標

被災者に対する給水量は、災害発生後3日間程度は生命維持に必要な水量として、1人1日3ℓ程度とし、4日目以降は水道施設の復旧状況に応じて、必要水量を確保していくものとする。

給水の目標は、次のとおりとする。

| 災害発生からの日数 | 目標水量 | 給水の内容 |
|-----------|--------------|--------------|
| 災害発生～3日目 | 3ℓ/人・日 | 生命維持のための必要量 |
| ～1週間後 | 3ℓ～20ℓ/人・日 | 生命維持のための必要量 |
| ～2週間後 | 20ℓ～100ℓ/人・日 | 炊事・洗濯等の最低必要量 |
| ～3週間後 | 被災前の供給量 | 通常の生活が可能な必要量 |

3 給水方法

飲料水は、保健所等の指示に基づき、次の方法により供給し、又は確保する。

(1) 飲料水が汚染したと認められるときは、ろ過器により、浄水して供給する。

(2) 応急ろ過装置によるろ過給水

ア 水道施設が損壊した場合は、供給人員、範囲等を考慮したうえ、比較的汚染の少ない地下水の給水拠点を選定し、応急ろ過装置によりろ過した後、消毒を行う。

イ ろ過消毒した水は、給水車又は容器により搬送し、給水する。

(3) 給水車・容器による搬送給水

被災地において水源を確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から給水車又は容器により搬送し、給水する。

(4) 仮設共用栓等の設置

災害発生後8日を目途に仮設共用栓等を設置し、生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は、給水目標に準じた水量とし、飲料水の供給期間については、水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。

《資料編：4-15 搬送用給水機関（容器を含む）の種別、能力及び保有数》

第4節 住民及び自主防災組織等の活動

- 1 災害発生後3日間は、貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。
- 2 災害発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織等により、給水及び市の応急給水により、飲料水を確保する。
- 3 地域内の井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は、特に衛生上の注意を払う。
- 4 市の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬、配分を行う。

第5節 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合は、本編第6章「災害救助法の適用」によるものとする。

《資料編：4-3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表》

第 17 章 燃料の確保

第 1 節 市の活動

1 市は、炊き出しに必要な器具及び燃料等の支給又はあっせんを行う。また、これらの器具及び燃料等を調達できないときは、次の事項を明示して県に調達のあっせんを要請する。

ア 必要なプロパンガスの量

イ 必要な器具の種類及び個数

2 市は、市の行政庁舎、指定避難所等、病院等、防災対策上特に重要な施設、又は災害応急車両への燃料の安定供給体制の整備に努める。

第 2 節 県の活動

1 県は、市町から炊き出し等に必要な器具やガス等の燃料の要請があったときは、市町間の調整を行い、器具の確保については、大規模小売業者との間に締結した協定に基づき、要請を行う。ただし、特に緊急の場合は、必要に応じ、これらの大規模小売店以外の被災地直近の小売店及び卸売店等に対し協力を要請する。また、ガスについては、（一社）愛媛県 L P ガス協会に対し、災害時における生活必需物資等の緊急放出に関し協力を要請する。

第 3 節 住民及び自主防災組織の活動

市内の販売業者等の協力を得て、必要な器具及び燃料を確保する。

第 18 章 医療救護活動

市、県、八幡浜医師会等関係機関は、医療救護活動要領等に基づき、緊密に連携し、災害の状況により、適切な医療（助産を含む。以下同じ。）又は救護を行うとともに、医療救護活動に当たっては、被災者のメンタルヘルスに配慮して実施する。

第 1 節 実施体制

災害時の医療救護は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行う。

第 2 節 医療救護の対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者を対象とする。

第 3 節 医療救護班の編成

災害時において、多数の傷病者が発生したとき、市長は医療救護班を編成する。また、必要に応じて、八幡浜医師会に医療救護班の編成及び派遣を要請する。

1 市医療救護班

市は、八幡浜保健所と協力して医療救護班を編成するものとする。

医療救護班の編成（1班）は、おおむね次のとおりとする。

- ・ 医師 1名
- ・ 保健師 1名
- ・ 看護師 2名
- ・ 事務職員 2名（自動車運転手を含む。）
- ・ 連絡要員 若干名

2 八幡浜医師会医療救護班

市長は、八幡浜医師会と災害時の医療救護活動について協定を締結し、医師会会長は、市長の要請があったときは、市長の指定する場所に、医療救護班を派遣する。

3 県に対する派遣要請

市長は、医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示し、八幡浜保健所や災害医療コーディネータを通じて県に医療救護班の派遣を要請する。

- (1) 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別の人員）
- (2) 必要な救護班数
- (3) 医療救護活動を必要とする期間
- (4) 救護班の派遣場所
- (5) その他必要事項

第4節 救護所の設置

1 設置場所

救護所は、状況により次の場所に設置するものとする。

- (1) 双岩病院、保健福祉総合センター（千丈小学校）、一次救急休日・夜間診療所（愛宕中学校）、保内保健センター(喜須来小学校)

※（ ）は、津波浸水時の代替施設

- (2) 指定避難所等
- (3) 災害現場
- (4) その他市長が特に指定する場所

2 医療及び助産活動

(1) 救護所における活動

ア 市は、災害の発生により医療救護が必要となったときは救護所を設置し、県医師会等と災害時の医療救護活動について締結した協定（以下「災害時の医療救護に関する協定」という。）に基づく救護班の派遣を要請し、また、県に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行うなどにより、救護班を確保する。

イ 救護所での医療活動は、市の指揮の下で救護班が実施する。災害発生直後は、多数の傷病者に対して限られた医療資源により救護に当たる必要があるため、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を重点的に行う。

ウ 救護所において救護班は次の業務を行う。

- (ア) 傷病者の傷病の程度判定
- (イ) 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
- (ウ) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (エ) 転送困難な傷病者及び指定避難所等における軽症者に対する医療
- (オ) 助産活動
- (カ) 死体の検案
- (キ) 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への収容状況等の報告

(2) 助産活動

ア 助産の対象者

助産を受けられるのは、災害のため助産の途を失い、災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した人とする。なお、被災の有無及び経済力の如何を問わないものとする。

イ 助産の範囲

- (ア) 分娩の介助
- (イ) 分娩前及び分娩後の処置
- (ウ) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

3 収容医療機関

(1) 受入体制の確立

市は、八幡浜医師会及び八幡浜保健所等と協力して、市立八幡浜総合病院及び市内の病院等の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、救護所から搬送される重症者の収容医療機関を確保するとともに、医師、看護師等からなる病院医療救護班の編成、収容スペースの確保等の受入体制の確立を要請する。

(2) 被災地域内の医療機関

ア 施設・設備の被災状況、医薬品等の確保状況等を調査し、診療機能の確認を行う。必要に応じ、被害の応急修復を実施するとともに、ライフライン事業者等に応急復旧の要請を行う。

イ 被災により既存入院患者等の治療継続が困難であるときは、患者受入れ医療機関及び移送手段の確保に努めるとともに、必要に応じて県及び市に支援を要請する。

ウ 市からの救護班の派遣要請を受けて、又は通信の遮断等の際は自らの判断により、参集可能なスタッフによる救護班を編成し、市が設置する救護所へ派遣する。

エ 自らの施設で診療を行う場合は、救護所や他の医療機関で対処できない患者を受入れ、治療に当たる。

オ 被災地域内の医療機関は、広域災害・救急医療情報システムの積極的活用などにより、相互に密接な情報交換を図るとともに、災害医療コーディネータを通じて、支援・協力を求めるほか、被災状況に応じて、医療従事者の派遣等を行うなど、相互に支援・協力を行う。

(3) 救護病院等

ア 救護所へ救護班の派遣

イ 救護所の医療で対処できない重症者及び中等症者を受入れ、次の活動を行う。

(ア) 重症者及び中等症者の収容と処置

(イ) 助産

(ウ) 死体の検案

(エ) 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への収容状況等の報告

(オ) 災害（基幹）拠点病院への患者移送手配

(カ) その他必要な活動

ウ 収容医療機関のうち災害医療コーディネータの設置病院は、災害医療コーディネータと一体的に地域内の医療救護の調整を行い、実施する。

《資料編：4-16 医療機関一覧表》

(4) 災害（基幹）拠点病院

- ア 救護所へ救護班を派遣する。
- イ 被災地等に災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣するとともに、他県等から派遣されたDMATの活動拠点として、DMATの受入れ・派遣等の調整を行う。
- ウ 被災地域の救護所や救護病院等で対処できない重症者及び中等症者を受け入れ、救護病院等と同様の活動を行う。
- エ 広域災害・救急医療情報システムの活用により、被災地域の医療に関する情報を把握し、支援が可能な医療情報を提供する。
- オ 圏域内の医療救護の調整・実施拠点として、災害医療コーディネータと一体的に活動を行う。

(5) 三次救急医療施設

災害（基幹）拠点病院等で対処できない重篤救急患者を受け入れ、救命医療の提供を行う。

4 医療費

- (1) 救護所の医療費は、原則として無料とする。
- (2) 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

5 医療品等の確保

(1) 医療品等の調達

医療実施に必要な医療品及び衛生材料等が不足するときは、医薬品・医療用資機材取扱業者、各医療機関等に要請するほか、八幡浜保健所を通じて、県にあっせんを依頼する。

(2) 医療品等の備蓄

被災者の応急処置に必要な災害用救急用品の備蓄は、資料2-27のとおりである。
《資料編：2-28 緊急援護備蓄物資一覧表》

第5節 傷病者の搬送

1 救護所及び収容医療機関への搬送

被災現場から救護所までは、警察署、消防団、付近住民及び自主防災組織等の協力を得て、消防部が実施する。また、救護所から収容医療機関への搬送については、医療救護班及び消防部が、県その他関係機関の協力を得て行う。

2 市外医療機関への搬送

救護所及び収容医療機関での傷病者の収容と処置対応が困難となり、市外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車の搬送に加えて、ヘリコプター等を活用して搬送する。

ヘリコプターの利用に当たっては、臨時離発着場までの搬送計画を事前に検討するとともに、ヘリコプターの支援要請については、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づくものとする。

《資料編：3-3 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定》

《資料編：4-9 ヘリコプター離着陸適地一覧表》

第6節 災害拠点病院コーディネータの活動

市立八幡浜総合病院に二次医療圏内の医療救護活動を調整するコーディネータとして、災害拠点病院コーディネータが設置されている。災害拠点病院コーディネータは、災害時に関係機関と連携し、以下の活動を行う。

- 1 圏域内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達を行う。
- 2 圏域内におけるDMATや救護班等の受入れ及び派遣調整等を行う。
- 3 圏域内における医療機関の患者受入れ及び搬送調整を行う。
- 4 圏域内における医療機関の医療活動支援に係る調整を行う。
- 5 圏域内における医薬品等の調達及び供給調整を行う。
- 6 統括コーディネータ、他の圏域の災害拠点病院コーディネータ、公立病院コーディネータ及び被災地内の関係機関等との連絡、調整及び要請を行う。

第7節 八幡浜市災害医療コーディネータの活動

八幡浜市災害医療コーディネータは、災害時に関係機関と連携し、以下の活動を行う。

- 1 市内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達を行う。
- 2 市内におけるDMATや救護班等の受入れ及び派遣調整等を行う。
- 3 市内における医薬品等の調達及び供給調整を行う。
- 4 災害拠点病院コーディネータ及び市内の関係機関等との連絡、調整及び要請を行う。

第8節 愛媛県医師会等の活動

1 愛媛県医師会

- (1) 市から援助の要請があったときは、愛媛県医師会において救護班を編成して現地に派遣し、救護活動に努める。
- (2) 救護病院等以外の愛媛県医師会会員の医療機関に收容して救護を行う必要のある場合は、会員の医療機関に協力を要請する。
- (3) 市から死体検案についての援助要請があったときは、会員に対して協力を要請する。

2 愛媛県歯科医師会

- (1) 市から援助の要請があったときは、愛媛県歯科医師会において救護班を編成して現地に派遣し、救護活動に努める。
- (2) 愛媛県歯科医師会会員の医療機関に收容して救護を行う必要のある場合は、会員の医療機関に協力を要請する。
- (3) 市から援助要請があったときは、身元不明者の確認のため、歯形の調査を行う。

3 愛媛県薬剤師会

市から援助の要請があったときは、薬剤師等を現地に派遣し、救護活動に努める。

4 愛媛県看護協会

市から援助の要請があったときは、看護師等を現地に派遣し、救護活動に努める。

5 愛媛県栄養士会

市から援助の要請があったときは、管理栄養士等を現地に派遣し、支援活動に努める。

第9節 日本赤十字社愛媛県支部の活動

日本赤十字社愛媛県支部の医療救護活動は、救護班による災害現場での応急的災害医療、松山赤十字病院による傷病被災者の受入れ及び愛媛県赤十字血液センターによる血液製剤の供給を中心に行う。

1 救護班

(1) 救護班の編成単位

救護班の編成単位は、医師1名、看護師長1名、看護師2名、主事2名（事務職員、運転手）とする。被災の状況により、必要な救護要員を増員する。

(2) 救護班の派遣

県等から救護班の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めるときは、救護班を出動させ、医療救護活動を実施する。救護班は、医療救護を行う地域の市町と連携を保ち、医療救護、助産及び死体の処理等の応援を行う。

2 広域応援

(1) 災害の状況に応じ、近隣の支部に対して、救護班の派遣を要請する。

(2) 日本赤十字社愛媛県支部は、日本赤十字社に対し、必要に応じ、血液製剤の確保及び緊急輸送について援助を要請する。

(3) 救護班及び血液の輸送のために必要があるときは、ヘリポート、輸送車両の確保について、県に要請する。

3 後方医療機関への傷病者収容

負傷者を県外の医療機関に収容する必要があるときは、日本赤十字社及び近隣の支部に対し、負傷者の受入れを要請する。

第10節 住民及び自主防災組織等の活動

1 軽症者については、家庭又は自主防災組織等であらかじめ準備した医療救護資機材を用い、処置する。

2 傷病者を最寄りの救護所又は収容医療機関に搬送する。

第11節 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合は、本編第6章「災害救助法の適用」によるものとする。

《資料編：4-3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表》

第 19 章 行方不明者の捜索、死体の収容・埋葬活動

災害により、行方不明又は死亡者が発生したときは、捜索、死体の措置、埋葬を的確かつ迅速に実施する。

第 1 節 実施体制

- 1 行方不明者の捜索、死体の措置及び埋葬は市長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行うが、知事の委託に基づき、市長が行う。
- 2 警察又は海上保安部（海上で発見されたものに限る）は、死体の見分、検視を行う。

第 2 節 応急対策活動

- 1 警察官及び海上保安官の協力を得て、行方不明者及び死体の捜索を行う。
- 2 死体の氏名等の識別を行った後、親族などに引き渡す。相当期間引取り人が判明しない場合は、所持品等を保管のうえ、火葬する。
- 3 被害現場付近の適当な場所（寺院、公共の建物等）に死体安置所を設置する。
- 4 死体について、遺族等の引き取り人が無い場合又は遺族等が埋・火葬を行うことが困難な場合は、応急措置として火葬・埋葬を行うものとする。
- 5 市長は、死体の捜索、措置、火葬及び埋葬について、市のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。
 - (1) 捜索、措置、火葬及び埋葬別と、それぞれの対象人員
 - (2) 捜索地域
 - (3) 埋葬施設の使用可否
 - (4) 必要な輸送車両の数
 - (5) 死体措置に必要な資機材の品目別数量講習

第 3 節 行方不明者及び死体の捜索

1 行方不明者の捜索

- (1) 行方不明者の届出の受理は、環境市民班において取扱う。届出のあった際は、行方不明者の住所、年齢、性別、身長、着衣、その他必要事項を聴取し、記録するものとする。
- (2) 届出のあった者については、前号の事項を記録した書面で、南予地方局八幡浜支局を通じて県に通知する。ただし、状況により書面をもって通知することが困難な場合は、防災行政無線等により連絡する。
- (3) 捜索は、消防部が警察又は海上保安部と協力し、捜索班を編成し実施する。また、被災の状況により、消防団及び自主防災組織等に協力を要請し、地域住民の協力を得て実施する。
- (4) 市長は、必要に応じ臨時に現地捜索班を編成し、連絡所を設け、効果的な捜索活動を実施する。

2 死体の捜索

- (1) 死体の捜索は、災害により行方不明になった者のうち、災害規模、被災地域の状況等の事情により、すでに死亡していると推定される者の捜索を行う。
- (2) 死体の捜索活動は、市災害対策本部及び警察が相互に連絡を密にし、それぞれの立場からこれを実施するものとし、防災関係機関及び地元自主防災組織等の協力や車両、船艇、機械器具の借上げ等可能な限りの手段、方法により、早期収容に努める。
- (3) 死体、行方不明者の捜索中、死体を発見したときは、市民福祉部及び警察、海上保安部（海上で発見されたものに限る）に連絡するとともに、身元確認を行う。
- (4) 死体が海上に漂流している場合、又は漂流が予想される場合には、直ちに南予地方局八幡浜支局を通じ、県から海上保安部、自衛隊へ捜索の要請をする。

第4節 死体の措置

1 死体の措置方法

死体の措置は、次に掲げる範囲において行うものとする。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (2) 死体の一時保存
- (3) 検案

2 資機材等の調達

- (1) 災害発生後、死体の措置に要するドライアイス、柩等の資機材を業者から調達する。
- (2) 資機材等の調達が困難な場合は、本部を通じて県にあつせんを要請する。

3 死体の検案

(1) 検案の実施

死体の検案は、福祉班が医師会等の協力を得て、死因その他について医学的検査を行う。

(2) 検案時の措置

死体の検案は、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに、検案書を作成する。

(3) 死体の輸送

検案を終えた死体は、市が指定する死体収容（安置）所に輸送する。

第5節 死体の収容、安置

1 身元確認

警察、地元自主防災組織等の協力を得て、死体の身元引受人の発見に努め、身元不明者については、死体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管する。

2 死体収容（安置）所の開設

福祉班は、寺院、公共建物又は公園等、死体収容に適切な場所を選定し、死体収容（安置）所を開設するものとする。ただし、死体収容のための適切な施設がないときは、天幕等を設置し、これを開設する。死体収容（安置）所の開設に当たっては、納棺用品等必要材料を確保する。

3 死体の一時保存

死体の身元識別のため相当の時間を要し、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合は、死体を特定の場所へ保存する。

第6節 死体の埋、火葬

- 1 死体について、遺族等の引取り人が無い場合又は遺族等が埋・火葬を行うことが困難な場合、応急措置として火葬・埋葬を行う。
- 2 市営火葬場で対応できない場合は、他市町に要請し、火葬場を確保する。
- 3 死体の措置及び埋葬に要する費用及び期間は、本編第6章「災害救助法の適用」によるものとする。

火葬場の状況

| 名 称 | 所 在 地 | 管理者 | 電 話 番 号 | 炉数 | 1日処理能力 |
|--------|----------|------|---------|----|--------|
| やすらぎ聖苑 | 若山9番耕地24 | 八幡浜市 | 20-0212 | 4基 | 8名 |

第7節 県への応援要請

市長は、死体の捜索、措置、火葬及び埋葬について、市のみで対応できないときは、次の事項を示して、県に応援を要請する。

- 1 捜索、措置、火葬及び埋葬別と、それぞれの対象人員
- 2 捜索地域
- 3 埋葬施設の使用可否
- 4 必要な輸送車両の数
- 5 死体措置に必要な器材、資材の品目別数量

第8節 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合は、本編第6章「災害救助法の適用」によるものとする。

《資料編：4-3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表》

第9節 記録等

死体捜索、措置及び埋葬を行ったときは、次の書類、帳簿等を整理保管しておく。

- 1 死体捜索記録簿
- 2 死体措置台帳
- 3 埋葬台帳
- 4 死体捜索、死体措置及び埋葬関係支払証

第 20 章 防疫・保健衛生活動

災害が発生した場合において、水道の断水、家屋の浸水等による食料品の汚染、腐敗、感染症の発生等生活環境の悪化の防止を図る。

第 1 節 実施体制

災害に伴う被災地の防疫は、保健所の指導・指示により、市長が実施する。ただし、本市のみで実施できないときは、県又は他の市町の応援を要請する。

第 2 節 応急対策活動

- 1 県（保健所）の指示を受け、清掃、消毒及びねずみ族・昆虫等の駆除の実施等、迅速適切に防疫活動を実施する。
- 2 浸水地域においては、被災後速やかに、状況に応じた防疫活動を行う。
- 3 飲料水について、消毒及び衛生指導を行う。
- 4 防疫薬品が不足したときは、卸売業者等から調達するほか、県に対し調達を要請する。
- 5 感染症が集団発生したときは、知事の指示に基づき、臨時の予防措置を行う。
- 6 災害の発生による被害のため、防疫機能が著しく阻害され、市が行うべき防疫業務が実施できないとき、又は不十分であるときは、県に応援を要請する。
- 7 指定避難所等において住民の健康状態を把握し、保健師等による巡回相談を実施する。
- 8 塵芥、汚泥等を仮集積場所及び分別所を経て、埋立又は焼却するとともに、し尿の処理に万全を期す。

第 3 節 防疫・衛生活動の実施

1 防疫の種別と方法

(1) 検病調査と健康診断

市は、住民の指定避難所等、冠水地域、その他衛生条件が悪い地域を報告し、保健所が実施する検病調査及びその結果に基づく健康診断に協力する。

(2) 臨時予防接種

予防接種による予防措置を講じる必要がある場合は、県と打ち合わせて臨時予防接種を実施する。

(3) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 27 条第 2 項の規定により、知事が感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めたときは、市は知事の指示に基づき、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所等、感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所について、消毒を実施する。

(4) ねずみ族・昆虫等の駆除

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条第2項の規定により、知事が感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、市は知事の指示に基づき、知事が指定した区域について、ねずみ族・昆虫等の駆除を実施する。

(5) 汚染された飲食物等の物件に係る措置

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第29条第2項の規定により、知事が感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、市は知事の指示に基づき、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、消毒を実施する。

(6) 生活の用に供される水の供給

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条第2項の規定により、知事が感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、市は知事の指示に基づき、知事が定めた期間中、生活の用に供される水を供給しなければならない。

2 食品衛生活動

(1) 食品衛生活動班の編成

必要に応じて、環境市民班に食品衛生活動班を置く。

(2) 食品衛生活動班の活動

食品衛生活動班は、保健所の指示、指導のもとに、およそ次のような活動を行う。

- ア 救護食品の監視指導及び試験検査
- イ 飲料水の簡易検査
- ウ 冠水した食品関係業者の監視指導
- エ その他食料品に起因する危害発生の防止

3 指定避難所等の防疫指導

(1) 指定避難所等の管理者等を通じて、避難者において衛生に関する自治組織をつくるよう指導する。

(2) 避難者に対しては、少なくとも1日1回、検病検査を実施する。

(3) 衣服は日光にさらし、特に必要があるときはクレゾールなどによる消毒とノミ等の発生防止のため、薬剤の散布を行わせる。便所、炊事場、洗濯物などの消毒、クレゾール石けん液、逆性石けん液の適当な場所への配置、手洗いの励行等について十分指導する。

(4) 給食従事者は、健康診断を終了した者を充て、できるだけ専従する。

4 防疫用薬剤・資機材の確保

初期防疫活動は、市が保有するものを使用して行うが、市保有分で不足するときは、県及び他の市町等関係機関に協力を要請する。

《資料編：4-17 消毒用機器材一覧表》

5 報告

(1) 被害状況の報告

警察、消防等の諸機関、地区の衛生組織等の協力を得て被害状況を把握し、その概要を電話等により、八幡浜保健所へ報告する。

(2) 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、その概要を電話等により、八幡浜保健所へ報告する。

第4節 健康相談等

災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策は、八幡浜保健所と協力して福祉班が実施する。

1 健康相談の実施

(1) 市は、被災者の健康管理を行うため、保健所と協力して、保健師による巡回相談及び家庭訪問を行う。

(2) 市は、保健・医療・福祉等のサービスの提供について、保健所の助言に基づき、福祉関係者や医師、民生委員、地域住民との連携を図るためのコーディネートを行う。

2 栄養相談の実施

(1) 市は、保健所と協力して指定避難所等や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握するとともに、早期に栄養状態を改善するため、栄養士による巡回栄養相談を実施する。

(2) 指定避難所等解消後において被災者の食の自立が困難な場合は、巡回栄養相談を継続するとともに、栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。

3 こころのケア

市は、災害時における精神的不安に対応するため、精神科医や保健所等と協力し、相談窓口を設置するなどして、心のケアに対する相談を実施する。

第5節 住民の活動

住民は、自主的に次の活動を行う。

- 1 住宅内の汚染物の清掃、消毒等は、努めて処理する。
- 2 指定避難所等において、良好な衛生状態を保つよう注意する。
- 3 手洗い、消毒を励行する。
- 4 食品関係営業者は、自主管理の強化を図る。

第 6 節 保健衛生活動

災害に伴う被災者の健康管理を行うため、市及び県は協力して保健衛生活動を行う。

1 保健衛生活動に必要な情報の収集・共有化

- (1) 県は、指定避難所等の被災者の保健衛生活動を適切に実施するため、速やかに市から指定避難所等の衛生状態など保健衛生活動に必要な情報を収集し、厚生労働省健康局に報告するとともに、関係者間で共有する。
- (2) 市が被災状況等により、情報収集ができない場合には、県が保健所等と連携して実施する。
- (3) 県は、上記情報に基づき、国の助言を受け保健師等の派遣調整を行うとともに、適切な保健衛生活動を行う。

2 被災者等への保健衛生活動

- (1) 市及び県は、愛媛県災害時保健衛生活動マニュアル等を活用し、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等により、被災者のニーズ等に的確に対応した保健衛生活動を行う。
- (2) 被害が甚大で避難生活が長期化する場合や指定避難所等が多数設置されている場合等、被災者等の保健衛生活動を計画的・組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の保健衛生活動のための計画を策定し計画的な対応を行う。

3 保健師等の応援・派遣受入

- (1) 市及び県は、被災者等への保健衛生活動に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難であると認めるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の規定により、その他の市町村・都道府県に保健師等の派遣を要請する。
- (2) 県は、被災者等の保健衛生活動に際し、管下の保健師、管理栄養士等その他の自治体の職員派遣について、あっせんを要請する。

第 21 章 清掃活動

大規模災害の発生によるし尿の汲取処分、大量のごみの発生等に対して、適切に処理することにより、被災地域の環境衛生の万全を図るものとする。

第 1 節 実施体制

被災地における清掃業務の実施は、市長が行う。ただし、本市のみで実施できないときは、県又は他の市町の応援を要請する。

第 2 節 し尿の収集と処理

1 応急対策活動

- (1) 下水道班は下水道施設、環境市民班はし尿処理施設の被害状況を早急に把握し、必要に応じて、水洗便所の使用制限について広報を行う。
- (2) 速やかに下水道施設、し尿処理施設の応急復旧に努めるものとし、し尿については、計画収集が可能になるまでの間、住民に対して、素掘り、仮設便所等で処理するよう指導する。

2 仮設便所の設置

環境市民班は、大規模な災害が発生したときは、本部長の指示により、貯留式仮設便所を設置する。

設置の箇所は、下水道使用不可能地域にある次の施設から優先的に設置する。設置に当たっては、立地条件を考慮し、漏えい等により地下水を汚染しないような場所を選定する。

- (1) 大規模避難所
- (2) 集合住宅
- (3) 住宅密集地

仮設便所の調達業者は業者から行うが、不足するときは、県に緊急援護物資の供給を要請する。

3 し尿の収集と処理

(1) し尿の収集

ア し尿の収集は、被災後必要がある場合、直ちに許可業者により行うものとする。

イ 被災地域が処理能力に比し広範囲にわたっている場合は、早急に各戸の便所の使用を可能にするため、応急措置としては、便槽内容の 1/5～1/4 程度の汲取りを全戸について実施する。

《資料編：4-18 し尿収集許可業者一覧表》

(2) し尿の処理

し尿は、基本的にし尿処理場において処理する。処理施設に被害が生じたときは、早急に復旧させ、支障が出ないように努める。支障のある場合は、県又は他の市町に処理を要請する。

仮設便所の設置で対応できない場合又は処理施設の被害等により最終処理が困難なときは、必要に応じて、保健所長と協議して、埋立（土壌還元方式）により対応する。

し 尿 処 理 場

| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 番 号 | 1 日（8 時間） の処理能力 |
|-------------|------------------|---------|--------------------|
| 八幡浜地区施設事務組合 | 保内町喜木 1 番耕地 6 番地 | 36-1020 | 52k1 |

4 住民及び自主防災組織の活動

- (1) し尿、ごみの自家処理に必要な器具等の準備を行う。
- (2) 自主防災組織を中心に仮設便所の建設、消毒、管理を行う。

第 3 節 生活系ごみの処理

1 ごみの収集

- (1) 人員の確保に努め、可能な限り早急に収集を開始する。
- (2) 被災地ごとに数箇所の仮集積場所を定め、収集車等により運搬する。
- (3) 消毒用又は防臭用の薬剤を配付するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し、優先的に処理する。
- (4) 集められたごみは、できるだけリサイクルに努める。
- (5) 収集体制が不十分な場合は、他の市町等へ協力要請を行う。
- (6) 住民に対しては、広報車等を使用し、次のような事項を広報する。

ア 収集の曜日

イ 収集する品目

ウ ごみ集積場所の位置

エ 注意事項（分別の徹底など）

《資料編：4-19 ごみ収集委託業者一覧表》

2 ごみの処分

- (1) ごみの処分は、ごみ焼却施設で行うほか、埋立、露天焼など、環境衛生上支障のない方法で行う。
- (2) 収集量に焼却量が追いつかないとき等には、場内に仮置きを検討すると同時に、可燃物は早期に他の市町等に協力を求め、不燃物は廃棄物処理業者による域外処理を考慮する。

ご み 処 理 場

| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 番 号 | 1 日（24 時間） の処理能力 |
|------------|-------------|---------|------------------------|
| 八幡浜南環境センター | 八幡浜市若山 9-40 | 23-0053 | 1 号炉 42 t 2 号炉 42 t |

3 住民及び自主防災組織等の活動

- (1) 可燃物等自分で処理できるものは努めて処理し、又はリサイクルに努め、自分で処理できないものは、指定された最寄りの仮集積場所へ搬出する。
- (2) ごみ排出については、分別を厳守する。
- (3) 仮集積場所のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

第4節 へい死獣の処理方法

- 1 移動しうるものは、適当な場所に集めて埋却、焼却等の方法で処理する。
- 2 移動しがたいものについては、その場で個々に処理するものとする。

第5節 災害廃棄物の処理

家屋等や建物、構築物等の倒壊により、又は倒壊建物等の解体撤去に伴い発生する多量の災害廃棄物の迅速かつ円滑な撤去を図る。

- 1 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別、保管、焼却できる仮集積場所の十分な確保を図るとともに、最終処分場までの処理ルート確保を図る。
- 2 損壊した建設物の残骸等、持ち運びの困難なものを仮集積場所及び処理場に運搬する。
- 3 応急活動は、処理・処分の進捗状況を踏まえ、災害廃棄物の粉碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を行う。
- 4 廃家電・廃自動車等のうち、リサイクル可能なものは、各リサイクル法に基づく処理を行う。

第 22 章 障害物除去活動

大規模災害の発生による全半壊家屋、土砂、立木等を除去し、交通路を確保して必要な物資の輸送を確保し、被災者の日常生活の確保に努めるものとする。

第 1 節 道路等の障害物の除去

道路管理者は、管理する道路について、路上障害物の有無を含めて、パトロール等により、早急に被害状況等の把握に努め、道路上における著しく大きな障害物等の除去について、状況に応じて、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等関係機関及び資機材確保のため、建設業協会等と協力して、必要な措置を行うものとする。

この場合、優先的に障害物を除去すべき道路については、次の順位を基準に実施する。

- 1 地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路
例えば避難道路
- 2 災害の拡大防止上重要な道路
例えば延焼阻止のために消防隊が防御線を張る道路等
- 3 緊急輸送を行う上で重要な道路
- 4 その他応急対策活動上重要な道路

第 2 節 河川の障害物の除去

河川管理者は、河川等の機能を確保するため、障害物の有無も含めて、パトロール等により、早急に被害状況等の把握に努め、水防のために緊急の必要があるときは、関係機関及び資機材確保のため、建設業協会等と協力して、支障となる工作物その他障害物を処分する。

第 3 節 港湾・漁港における障害物の除去

港湾及び漁港管理者は、港湾及び漁港等の機能を確保するため、障害物の有無も含めて、パトロール等により、早急に被害状況等の把握に努め、応急対策活動に緊急の必要があるときは、海上保安部、警察機関、消防機関、自衛隊等関係機関及び資機材確保のため、建設業協会等と協力して、所要の措置を講じる。

第 4 節 住宅の障害物の除去

1 実施体制

パトロール等により、早急に被害状況等の把握に努め、被災地における住宅関係障害物の除去は市長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき市長が行うものとする。

2 住宅の障害物の対象

災害によって住居又は周辺に運び込まれた土石、竹材等日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去で、次に該当する者に対して行う。

- (1) 当面の日常生活を営み得ない状態にあること。
- (2) 障害物が、居間、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない場所に運ばれているか、又は屋敷内に運ばれているため、家の出入りが困難な状態であること。
- (3) 自らの資力をもっては、障害物の除去ができない者であること。
- (4) 住家が半壊又は床上浸水を受けた者であること。
- (5) 応急措置の支障となるもので、緊急を要する場合であること。

3 住宅の障害物の除去

建設班は、建設業者等の協力を得て作業班を編成し、優先度の高い箇所から実施する。

第5節 障害物の保管等の場所

- 1 障害物の大小によるが、原則として、再び人命、財産に被害を与えない安全な場所とする。
- 2 道路交通の障害とならない場所とする。
- 3 盗難の危険のない場所とする。
- 4 障害物の売却

保管した障害物が滅失又は破損するおそれのあるとき、保管のための費用又は手数料を要するときは、当該障害物を競争入札又は随意契約により売却し、その代金を保管する。

第6節 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合は、本編第6章「災害救助法の適用」によるものとする。

≪資料編：4－3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表≫

第 23 章 動物管理活動

大規模災害が発生した場合における動物の飼養及び保管を適正に行い、関係機関等の協力により、動物の保護及び危害防止を図るものとする。

第 1 節 活動内容

1 市の活動

災害発生時の動物の飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うものとするが、被災放置された動物の収容に当たり、市は県等と協力して、適切な対応を図る。

- (1) 被災動物の把握
- (2) 飼養されている動物への餌の配付
- (3) 被災動物の一時収容、応急処置、保管、指定避難所等における家庭動物のためのスペース確保
- (4) 被災動物救護センターの設置場所のあっせん
- (5) 危険動物の逸走対策
- (6) 被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発
- (7) 災害死した動物の処理
- (8) その他動物に係る相談等

2 住民及び民間の活動

- (1) 被災動物の一時保護、応急処置、通報
- (2) ボランティアによる被災動物救護センターの管理、運営
- (3) ボランティア獣医師による負傷動物の治療
- (4) 危険動物の逸走対策
- (5) その他行政への協力

第 2 節 死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び家きんの処理

災害の発生に伴って死亡した獣畜及び家きんの処理は、原則として飼養者等が行うものとし、これが困難な場合には、市は関係機関との協力体制を確立し、衛生的処理に努める。

1 市の活動

- (1) 飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について、近隣住民へ協力を依頼する。
- (2) 処理場所の確保について市のみで対応できないときは、県に協力を要請する。

2 飼養者等の活動

- (1) 処理場所を確保し、獣畜の処理については、保健所長の許可を受ける。
- (2) 処理場所を確保できないときは、市へ協力を要請する。
- (3) 処理方法及び公衆衛生上必要な措置について、保健所、市の指導を受け、適正に処理する。

《資料編：4-20 動物病院・獣医師一覧表》

第 24 章 労働力確保対策

大規模災害が発生し、市、県等だけでは対応が不十分な場合、防災関係機関等に対し、災害応急対策活動に必要な要員を要請、確保する。

第 1 節 労働力の確保

1 動員等の順序

災害対策要員は、おおむね次の順序で動員等を行う。

- (1) ボランティアの動員
- (2) 労働者の雇用
- (3) 従事命令による要員

2 応援要請

災害の規模により、ボランティア又は労働者による作業が不可能なとき又は不足するときは、次の事項を示し、南予地方局八幡浜支局を通じ、県等に応援又は派遣の要請をする。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 従事場所
- (3) 作業内容
- (4) 人員
- (5) 従事予定期間
- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項

3 ボランティアの編成及び活動

(1) ボランティアは、おおむね次の団体等で編成する。

- ア 日本赤十字ボランティア
- イ 青年団体
- ウ 女性団体
- エ 高等学校等
- オ 各種団体
- カ その他有志

ボランティアは、各団体別に編成する。ボランティアに名称を付し、団長、班長等を置き、平常時の組織等を考慮し、災害ボランティア活動の実態に即した編成をするとともに、個人ボランティアについては、グループ化、グループへの編入を図る。

(2) ボランティアの活動内容

ボランティアの主な活動内容は、本編第 27 章「ボランティア活動対策」によるものとする。

第 2 節 労働者の雇用

災害応急対策の実施が、災害対策本部員およびボランティアの動員で不足し、又は特殊作業のため技術的な労力が必要なときは、労働者を雇用する。

1 労働者雇用の範囲

(1) 被災者の避難のための要員

市長の指示による避難で、誘導要員を必要とするとき。

(2) 医療、救護の移送要員

医療救護班では処理できない重症患者若しくは医療救護班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者を病院、診療所に運ぶための要員又は医療救護班の移動に伴う要員。

(3) 被災者の救出

被災者を救出する要員を必要とするとき及び被災者救出に必要な機械器具、資材の操作又は後始末に要員を必要とするとき。

(4) 飲料水の供給

飲料水供給のための機械器具の運搬操作あるいは飲料水を浄水するための医薬品の配付等に要員を必要とするとき。

(5) 輸送又は配分の要員

被服、寝具その他生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料及び炊き出し用品の整理、輸送又は配分に要員を必要とするとき。

(6) 遺体の捜索、措置

遺体の捜索に要する機械器具、その他資材を操作し、又は遺体の洗浄、消毒などの措置、遺体の仮安置所まで輸送するための要員を必要とするとき。

2 労働者雇用の期間

各救助の実施期間中

第3節 労働者等に対する従事命令等

災害応急対策実施のための要員が、一般ボランティアの動員並びに労働者の雇用等の方法によってもなお不足し、他に供給の方法がないとき、若しくは緊急の必要があると認めるときは、関係法令に基づき、従事命令又は協力命令を執行する。

1 従事命令等の種類と執行者

| 対象作業 | 命令区分 | 根拠法令 | 執行者 |
|---------------------------|----------------------|-------------------------------|-------------------------|
| 災害応急対策作業 (災害救助を除く応急措置) | 従事命令 協力命令 保管命令 | 災害対策基本法第71条第1項 " 第71条第2項 | 知事 市長(委任を受けた場合のみ) |
| 災害応急対策作業 (災害応急対策全般) | 従事命令 | 災害対策基本法第65条第1項 " 第65条第2項 | 市長 警察官 海上保安官 |
| 災害応急対策作業 (災害応急対策全般) | 従事命令 | 警察官職務執行法(昭和23年 法律第136号)第4条 | 警察官 |
| 消防作業 | 従事命令 | 消防法第29条第5項 | 消防吏員 消防団員 |
| 水防作業 | 従事命令 | 水防法第24条 | 水防管理者 水防団長 消防機関の長 |

2 命令対象者

| 命令区分作業対象 | 対象者 |
|---------------------------------------|-----------------------------|
| 災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官の従事命令(災害応急対策全般) | 市区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者 |
| 警察官職務執行法による警察官の従事命令(災害応急対策全般) | その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者 |
| 従事命令(消防作業) | 火災現場付近にある者 |
| 従事命令(水防作業) | 区域内に居住する者又は水防の現場にある者 |

3 従事命令の執行

強制従事の執行については、災害救助法に基づく災害救助のための従事命令及び協力命令並びに災害対策基本法に基づくその他応急対策のための従事命令及び協力命令とする。

なお、警察官、海上保安官が従事命令を発した場合については、次の機関に通知等をする。

- (1) 災害対策基本法第65条第2項に基づいて執行したときは、市長に通知する。
- (2) 警察官職務執行法第4条に基づいて執行したときは、警察署長を経て、公安委員会に報告する。

4 公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発するとき及び発した命令を変更し、又は取り消すときは、次の令書を交付する。

- (1) 災害救助法による従事、協力命令
- (2) 同上命令の取消命令
- (3) 災害対策基本法による従事、協力命令
- (4) 同上命令の変更命令
- (5) 同上命令の取消命令

5 損害補償

従事命令により災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した者の遺族に対しては、別に定めるところにより、損害補償又は扶助金を支給する。

第4節 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合は、本編第6章「災害救助法の適用」による。

《資料編：4－3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表》

第 25 章 応急住宅対策

災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者を収容するための応急仮設住宅の設置及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅対策を実施する。

なお、実施に当たっては、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

第 1 節 実施体制

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び応急修理の計画の樹立並びにその実施は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設は知事が行い、住宅の応急修理については、知事の委任に基づき市長が行う。

第 2 節 応急的な住宅の確保

1 公営住宅

(1) 入居可能な公営住宅の確保

市は、速やかに入居可能な公営住宅の把握に努める。

(2) 公営住宅への一時入居

市は、公営住宅の空き家へ必要に応じ被災者を一時的に入居させる。

2 民間賃貸住宅の情報収集等

市は、県等関係機関と協力し、入居可能な民間賃貸住宅の情報を収集し、応急住宅の円滑な供給、早期確保に努める。

第 3 節 応急仮設住宅の建設

1 設置場所

(1) 設置場所は、市が決定する。原則として市有地とするが、災害の状況に応じ、適宜定めるものとする。

(2) 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

2 実施

建設を県から市に委任された場合は、(一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事業協会の協力を得て建設する。

3 建設期間

災害発生の日から 20 日以内に着工し、できる限り速やかに完成する。

4 入居基準

- (1) 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。
- (2) 居住する住家がない者であること。
- (3) 自己の資力では、住宅を確保することができない者。

5 応急住宅の入居者の認定

- (1) 避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。
- (2) 入居者の認定を市長が行うこととされた場合は、自らの資力で住宅を確保できない者のうち、被災者の特性や実態を踏まえ、要配慮者にも十分に配慮しながら認定し入居させる。

6 応急住宅の管理

- (1) 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。
- (2) 各応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。
- (3) 入居者調査や巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。

7 供与期間

工事完了の日から建築基準法第 85 条第 3 項に規定する期間内（最高 2 年以内）とする。

第 4 節 応急住宅の運営管理

市は、各応急住宅の適切な運営管理を行う。

- 1 応急住宅における安心・安全の確保
- 2 孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア
- 3 入居者によるコミュニティの形成及び運営
- 4 女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮
- 5 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮

第 5 節 住宅の応急修理

1 修理箇所

応急修理は、建設業関係団体の協力を得て、住宅が半壊、一部損壊（準半壊）又は半焼した者のうち、自らの資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者に対して居室、炊事場、便所等日常生活を維持するために欠くことのできない最小限度の部分について行う。

市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、応急対策をとれば居住を継続できる住宅の応急修繕を実施する。

2 期間

災害発生の日から 1 ヶ月以内とする。

3 対象者

- (1) 住家が半壊、一部損壊（準半壊）又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者。
- (2) 自己の資力では応急修理を行うことができない者であること。

4 市営住宅の応急修理

既設の市営住宅又は付帯施設が災害により著しく損害を受けた場合は、住民が当面の日常生活を営むことができるよう、応急修理を次のとおり実施する。

- (1) 市営住宅又は付帯施設の被害状況を早急に調査する。
- (2) 市営住宅又は付帯施設のうち危険箇所については、応急保全措置を実施するとともに、危害防止のため、住民に周知を図る。
- (3) 市営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことができない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

《資料編：4-21 建設業者一覧表》

第6節 建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請

- 1 市長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建設業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。
 - (1) 応急仮設住宅の場合
 - ア 被害戸数（全焼、全壊、流失）
 - イ 設置を必要とする住宅の戸数
 - ウ 調達を必要とする資機材の品名及び数量
 - エ 派遣を必要とする建築業者数
 - オ 連絡責任者
 - カ その他参考となる事項
 - (2) 住宅応急修理の場合
 - ア 被害戸数（半焼、半壊、一部損壊（準半壊））
 - イ 修理を必要とする住宅の戸数
 - ウ 修理を必要とする資機材の品目及び数量
 - エ 派遣を必要とする建築業者数
 - オ 連絡責任者
 - カ その他参考となる事項
- 2 市は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。

第 7 節 住宅等に流入した土石等障害物の除去

住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市長は、市のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

- 1 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）
- 2 除去に必要な人員
- 3 除去に必要な期間
- 4 除去に必要な機械器具の品目別数量
- 5 除去した障害物の集積場所の有無

第 8 節 建築相談窓口の設置

産業建設部内に建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応ずる。

第 9 節 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合は、本編第 6 章「災害救助法の適用」によるものとする。

《資料編：4－3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表》

第 26 章 要配慮者に対する支援活動

大規模災害発生時においては、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得て、避難行動要支援者の避難誘導に努めるとともに、要配慮者一人ひとりの状況に応じた福祉サービスの提供等の援助活動を行う。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

第 1 節 避難行動要支援者の避難誘導

市は、あらかじめ作成した避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランに基づき、災害発生直後、速やかに避難誘導を行うほか、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な指定避難所等の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮する。

第 2 節 指定避難所等への移送

要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷者の有無や周囲の状況等を総合的に判断して、以下の措置を講じる。なお、指定避難所等へ移動した要配慮者については、その状況を把握し、適切な福祉サービスの提供に努める。

- 1 指定避難所等への移動
- 2 病院への移送
- 3 施設等への緊急入所

第 3 節 応急仮設住宅への優先的入居

市は、応急仮設住宅への収容に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。

第 4 節 在宅者への支援

市は、在宅での生活が可能と判断された場合や、やむを得ず指定避難所等に滞在することができない要配慮者の生活実態を的確に把握し、次のとおり在宅福祉サービス等被災障がい者に対する援助を適宜提供する。

- 1 災害により補装具を亡失又は毀損したものに対する修理又は交付
- 2 被災障がい者の更生相談

第 5 節 応援依頼

市は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じ、県、近隣市町等へ応援を要請する。

第 27 章 ボランティア活動対策

大規模な災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、ボランティアやNPOの自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、災害救援ボランティア活動への支援体制の整備に努める。

第 1 節 ボランティア支援体制

1 市災害救援ボランティア支援本部の設置

市は、大規模災害が発生し、必要があると認めるときは、市社会福祉協議会と連携して、市支援本部（必要に応じて支部を設置。）を市ボランティアセンター内等に設置する。

2 市支援本部の構成メンバー

市支援本部は、市社会福祉協議会、市ボランティアセンター、市NPO支援センター、NPO、ボランティア関係団体、ボランティア・コーディネーター等で構成する。

市、市社協、NPO、ボランティア関係団体が一同に集う情報共有会議を開催し、市域における被災者ニーズの把握や、NPO等のノウハウの提供、各団体の活動状況の情報共有を図るとともに、災害ボランティア活動の連携方策の調整等を行う。

3 市支援本部の任務

(1) ボランティア活動に関する情報収集

県、市、ボランティア団体や被災住民等からの情報を取りまとめ、市内の被災状況、ボランティアによる救援活動状況、ボランティアの不足状況等を的確に把握する。

(2) ボランティア・被災住民等に対する情報提供窓口の開設

被災地の状況や救援活動状況やボランティアのあっせん窓口等の情報をボランティアや被災住民等に対して的確に提供する窓口を開設する。

(3) ボランティアの募集及びグループ化等活動体制の整備

ボランティアが不足すると考えられる場合等において、必要人員、活動内容、活動拠点等の必要な情報をマスコミに提供すること等により、ボランティア参加者の募集を行うとともに、そのボランティア申出者と平常時から登録しているボランティアのグループ化を行うなどにより、機能的な活動が行われるよう活動体制の整備を行う。

(4) ボランティアのあっせん

被災住民、県支援本部や社会福祉施設等からボランティアのあっせん要請が出された場合、ボランティアグループ等のあっせん・派遣を行う。

4 市支援本部等に対する情報、活動拠点及び資機材の提供

被災地の状況、救援活動の状況等の情報を市支援本部等に提供するとともに、市庁舎、保健福祉総合センター、公民館及びその他市有施設等を積極的に提供する。また、ボランティア活動に必要な資機材を、可能な限り貸出すことにより、災害救援ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

第2節 ボランティアの活動内容

災害時のボランティアの主な活動は、次のとおりである。

- 1 災害、安否、生活情報の収集・伝達
- 2 救援物資の仕分け、輸送及び配付
- 3 指定避難所等運営の支援
- 4 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の介護及び看護補助
- 5 外国人、帰宅困難者、旅行者等土地不案内者への支援
- 6 保健医療活動、救護活動及びその支援
- 7 初期消火活動及びその支援
- 8 炊き出し、清掃、その他災害救援活動
- 9 その他ボランティアの自主的な活動

第3節 県災害ボランティア支援本部との連携

市は、大規模な災害が発生した場合、県内外のボランティア災害救援活動の総合調整を行うボランティア活動調整班の設置を要請するものとする。

1 ボランティア活動調整班の構成

調整班は、県、被災市町、県社会福祉協議会、ボランティア関係団体で構成する。

2 ボランティア活動調整班の機能

- (1) ボランティアの受入
- (2) ボランティア活動に関する情報収集
- (3) ボランティアに対する情報提供窓口の開設
- (4) 個人ボランティアのグループ化等の活動体制の整備
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) ボランティアの募集

第 28 章 広域応援活動

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消火活動や救命、救急、救助活動、被災者の生活対策など、多面的かつ膨大な対策を円滑に実施するため、県及び他の市町等との相互協力を行う。

第 1 節 県に対する応援要請

1 県に対する応援の要請

市長は、市域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する（災害対策基本法第 68 条）。応援の要請又は災害応急対策の実施を要請する場合は、南予地方局八幡浜支局に対して、県防災通信システム又は電話等をもって処理し、事後、速やかに文書を送付する。

要請は、次の事項を明らかにして行う。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、物資、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) その他応援に関し必要な事項

また、都道府県外広域一時滞在が必要な場合には、知事に対し、他の都道府県知事と協議することを求める。

2 他の市町の職員派遣のあっせん

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、地方自治法第 252 条の 17 の規定による職員の派遣について、あっせんを求める（災害対策基本法第 30 条第 2 項）。

職員の派遣のあっせんは、次の事項を明らかにして行う。

- (1) 派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

3 指定地方行政機関等の職員の派遣あっせん

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関又は特定公共機関の職員の派遣について、あっせんを求めるものとする（災害対策基本法第 30 条第 1 項）。職員の派遣の要請は、他の市町の職員派遣のあっせんと同様に行う。

4 消防防災ヘリコプターの出動要請

市長は、災害の状況により、ヘリコプターの利用が必要であると判断したときは、知事に対し、消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

(1) 支援活動の種類

- ア 災害応急対策活動
- イ 救急活動
- ウ 救助活動
- エ 火災防御活動
- オ 広域航空消防防災応援活動

(2) 緊急運航の要件

- ア 公共性
- イ 緊急性
- ウ 非代替性

(3) 緊急運航要請手続

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請は、市長又は消防長が、県消防防災安全課長に対して行う。この要請は、愛媛県防災航空事務所（消防防災航空隊）に対して電話にて行うこととし、事後に要請書を提出する。

| 区分 | 愛媛県防災航空事務所 |
|---------|-------------------------|
| 緊急連絡用電話 | 0 8 9 - 9 6 5 - 1 1 1 9 |
| 一般事務用電話 | 0 8 9 - 9 7 2 - 2 1 3 3 |
| ファクシミリ | 0 8 9 - 9 7 2 - 3 6 5 5 |

《資料編：3-3 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定》

第2節 他の市町長等に対する応援要請

1 他の市町長等に対する応援の要請

市長は、市域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町長等に対し、応援を求める（災害対策基本法第67条）。

また、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定等を締結するなど、平時からカウンターパート関係を構築している他の市町長等に対し応援を要請する。

2 職員の派遣要請

市長は、災害が発生した場合において、特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長等に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求める（地方自治法第252条の17）。

3 関係地方行政機関又は関係指定公共機関に対する応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要な場合、関係指定地方行政機関の長又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する（災害対策基本法第29条）ほか、知事に対してこれらの機関の職員の派遣についてあつせんを求める（同法第30条）。

第 3 節 消防機関への応援要請

本市の消防力のみでは火災の防衛が困難又は困難が予想される規模の場合は、災害の態様、動向等を的確に判断し、他の消防機関に対して、消防応援を速やかに行う。

応援要請は、本編第 11 章「消防活動」による。

第 29 章 自衛隊災害派遣要請

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、住民の生命及び財産を保護するため、災害応急対策の実施が市の組織を活用してもなお事態を収拾することが不可能又は困難であると認めるときは、自衛隊の災害派遣を要請し、効率的かつ迅速な災害応急活動の実施を図る。

第 1 節 災害派遣要請事項

自衛隊への派遣要請は、原則として人命及び財産の救助のためにやむを得ないと認められる事態で、他に実施可能な組織等がない場合、知事が支援を要請する事項等を明らかにして、派遣を要請するものとする。

また、事態の推移に応じ、派遣の必要が無くなった場合は、直ちにその旨を連絡する。

- 1 車両、航空機等による被害状況の把握
- 2 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助
- 3 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助
- 4 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- 5 消防機関に協力して行う消火活動
- 6 道路又は水路の確保の措置
- 7 被災者に対する応急医療、救護及び防疫
- 8 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- 9 被災者に対する給食及び給水支援
- 10 防災要員等の輸送
- 11 連絡幹部の派遣
- 12 その他知事が必要と認める事項

第 2 節 災害派遣要請の手続

1 災害派遣要請者

知事に対する自衛隊災害派遣の要請は、原則として市長が行う。

2 災害派遣要請手続

市長は、自衛隊に対する災害派遣を必要と認めたときは、次の事項を明らかにした文書により、南予地方局八幡浜支局を通じて、知事に派遣を要請する。ただし、緊急を要する場合は県防災通信システム等又は口頭により依頼し、事後、速やかに文書を送付する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況、その他参考となるべき事項

ただし、通信の途絶等により、知事に災害派遣要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を直接下記に連絡する。また、通知したときは、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

南予地方局八幡浜支局総務県民室

| 区分 | | 平日 | 夜間・休日 |
|-----------|--------|--------------------------------|-------|
| N T T回線 | 電 話 | 0894-22-4111 | 同 左 |
| | F A X | 0894-24-6271 | 同 左 |
| 県防災通信システム | 地上系電話 | 77-505-0-207/208 | 同 左 |
| | 防災電話 | 505-22~505-24 505-31~505-34 | 同 左 |
| | 地上系FAX | 505-21 | 同 左 |
| 衛星 | 携帯電話 | 00-870-776397661 | 同 左 |

愛媛県防災危機管理課

| 区分 | | 平日 | 夜間・休日 |
|-----------|--------|--|---------------------|
| N T T回線 | 電 話 | 089-912-2318 | 089-941-2160 (24時間) |
| | F A X | 089-941-2160 | 同 左 |
| 県防災通信システム | 地上系電話 | 77-500-0-2318 | 同 左 |
| | 防災電話 | 500-301~500-304 500-311~500-314 500-321~500-324 | 同 左 |
| | 地上系FAX | 501-201~500-203 501-211~500-214 501-221~500-224 501-231~500-234 | 同 左 |
| 衛星 | 携帯電話 | 00-870-776397660 | 同 左 |

自衛隊

| 機関名 | T E L | 県防災通信システム (地上系) | F A X |
|---------------------|--------------|------------------------|--------------|
| 陸上自衛隊 中部方面特科隊 | 089-975-0911 | 6-55621 6-55622 | 089-975-0911 |
| 海上自衛隊 呉地方総監部 | 0823-22-5511 | (衛星) 64-034-101-158 | 0823-22-5692 |
| 航空自衛隊 西部航空方面隊司令部 | 092-581-4031 | — | 092-581-4031 |

第3節 自衛隊の救助活動の内容

自衛隊が災害派遣時に実施する救助活動の具体的内容は、災害の状況や他の救援機関等の活動状況等のほか、知事等の要請内容や現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりである。

| 項目 | 救助活動の内容 |
|------------------|--|
| 被害状況の把握 | 車両、艦艇、航空機等状況に適した手段による偵察 |
| 避難の援助 | 避難者の誘導、輸送等 |
| 被災者等の搜索救助 | 行方不明者、傷病者等の搜索救助 |
| 水防活動 | 堤防、護岸の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬 |
| 消火活動 | 消防機関に協力して行う消火活動 |
| 道路、水路等交通上の障害物の排除 | 施設の損壊又は障害物の除去、道路、鉄道路線上の崩土等の排除 |
| 応急医療、救護及び防疫の支援 | 被災者に対する応急医療、救護及び防疫支援 |
| 通信支援 | 緊急を要し、他に適当な手段がない場合、被災地と災害対策本部間のバックアップ通信の支援 |
| 人員、物資の緊急輸送 | 緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 |
| 給食及び給水の支援 | 被災者に対する給食、給水及び入浴支援 |
| 宿泊支援 | 被災者に対する宿泊支援 |
| 危険物等の保安、除去 | 能力上可能なものについての火薬類、爆発物等の保安措置及び除去 |

第4節 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊を派遣することができる。

この際、措置と並行しつつ、速やかに知事及び本部長と連絡を確保し、災害派遣について密接に調整を行う。

自衛隊が自主派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- 1 災害に際し、関係機関に対して、当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められること。
- 3 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであると明確に認められること。
- 4 その他、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

第5節 災害派遣部隊の受入体制

1 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

市は、自衛隊の活動が他の機関と競合複合しないよう効率的に作業を分担するよう配慮する。

2 作業計画及び資機材の準備

市は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、次により、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め、支援活動に支障のないよう措置を講じる。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業箇所別必要人員及び資機材
- (3) 作業箇所別優先順位
- (4) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (5) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 派遣部隊の受入

市は、派遣された部隊に対し、次の施設等を準備するものとする。

- (1) 宿舎
- (2) 材料置場、炊事場（野外の適切な広場）、駐車場
- (3) ヘリコプター離発着場

《資料編：4-9 ヘリコプター離着陸適地一覧表》

第6節 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに南予地方局八幡浜支局を経由して、県に対し報告する。

第7節 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町が協議して決定する。

経費を負担する主なものは、次のとおりである。

- 1 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- 4 派遣部隊の救援活動の実施の際に生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- 5 その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と市町、必要に応じて県が協議する。

第 30 章 海上保安庁の支援

1 支援要請事項

- (1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他、県及び市が行う災害応急対策の支援

2 市長の支援要請の依頼手続き

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対し海上保安庁の支援について次の(1)～(4)の事項を明示した文書をもって、必要な措置を講じるよう依頼する。

ただし、緊急を要するときは、県防災通信システム等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書を交付する。また、事態が急迫し、知事に要請を依頼するいとまがない場合、又は知事を通じて要請することが困難な場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

- (1) 災害の概要及び支援活動を要請する理由
- (2) 支援活動を必要とする期間
- (3) 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- (4) その他参考となる事項

3 連絡先

| 機 関 名 | 電話番号 | 県防災通信システム (地上系) | FAX |
|------------|---------------------------|------------------------|--------------|
| 宇和島海上保安部 | 0895-22-1256 (災害時優先電話) | 6-55421 6-55422 | 0895-22-1256 |
| 松山海上保安部 | 089-951-1197 (災害時優先電話) | 6-55321 6-55322 | 089-951-7796 |
| 第六管区海上保安本部 | 082-251-5111 | (衛星) 64-034-101-159 | 082-251-5185 |

第 31 章 ライフライン災害応急対策

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において、被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、必要に応じ、広域的な応援体制をとるなど、機動力を発揮して応急復旧に努める。

また、国、県、市は情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、情報提供に努める。

なお、防災拠点施設、人命に関わる医療機関や指定避難所等の重要施設の応急措置及び供給ラインの復旧等を優先して行う。

第 1 節 水道施設

水道班は、災害の発生状況に応じて送水を停止するなど、必要な措置を講じるとともに、応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

また、配管の仮設等による応急給水に努める。

1 応急復旧の実施

(1) 大規模な災害による断水をできる限り短期間かつ狭い範囲にとどめ、住民生活への影響を最小限に抑えるため、取水、導水、浄水施設等の水源施設の十分な機能を確保し、水源地からの主要幹線の復旧を最優先し、次いで配水枝管と給水装置の順に復旧を進め、早急給水の再開に努める。

(2) 宅地内給水装置の復旧は、給水装置の所有者等から修繕申し込みのあったものについて行うものとするが、次に掲げるものについては、申し込みの有無にかかわらず、応急措置を実施する。

ア 配水管の通水機能（配水）に支障を及ぼすもの

(ア) 漏水が多量なものの復旧

(イ) 被災給水装置の閉栓

イ 路上漏水で、交通等に支障を及ぼすもの

ウ 建築物その他の施設に大きな影響を及ぼすおそれのあるもの

2 資機材、車両及び人員の確保

水道班の備蓄資機材及び車両をもって対応し、不足した場合は、八幡浜市管工事業協同組合及び八幡浜市指定給水装置工事事業者の応援を求めるほか、配水管等については、メーカーの協力を求める。

《資料編：4-14 八幡浜市指定給水装置工事事業者一覧表（市内業者）》

3 災害時における広報

広報は、災害発生直後及び応急対策の進捗状況に合わせて行う。

市内の一部地域を対象とする広報は、水道班が広報車等により広報を行うが、被害が広範囲に及ぶときは、報道機関の協力を得て行う。

4 応援要請

市、市管工事業協同組合及び市指定給水装置工事業業者で応急復旧体制を整えることが不可能な場合は、県を通じて、他の市町に応援を要請する。

第2節 下水道施設

下水道班は、下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講じる。

1 応急復旧の実施

(1) 終末処理場、ポンプ場

終末処理場、ポンプ場の機械・電気機器は、浸水等の被害を受けると施設全体が機能停止する危険が大きい。このため、本復旧まで一時的な機能の確保を目的として、水路の仮締切り、配管ルートの変更、仮設沈殿池等の応急対策を実施する。

(2) 管渠

管渠施設の構造物、機能的被害程度を判断して、管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、可動式ポンプによる下水の排除、仮排水路の設置などの応急復旧を実施する。

(3) 排水設備

住民からの修理相談を受け付ける窓口を設置し、修理の対応可能な施工業者を紹介する。

2 資機材、車両及び人員の確保

(1) 下水道施設の応急復旧に当たっては、関係業者の協力を得て行う。

(2) 資機材が不足する場合は、県に要請し、備蓄の提供若しくはその他関係業者からの調達の協力を求める。

3 災害時における広報

広報は、災害発生直後及び応急対策の進捗状況に合わせて行う。

市内の一部地域を対象とする広報は、下水道班が広報車等により広報を行うが、被害が広範囲に及ぶときは、報道機関の協力を得て行う。

第3節 電力施設

災害に対処するため、電気事業者は、その定める防災業務計画に基づき、電力施設の防護及びその迅速な復旧を図り、電力供給の確保に努める。

1 災害対策組織の編成

電気事業者は、災害が発生又は発生のおそれがある場合、直ちに定められた防災体制を確立する。

2 情報の収集

電気事業者は、災害が発生した場合は、電気施設の被害状況や停電による主な影響をはじめとする被害状況の収集を行うとともに、国や地方自治体等から収集した情報を集約し総合的な被害状況の把握に努める。

3 電力供給の確保

電気事業者は、電力供給施設に災害等が発生し、停電した場合は、定められた系統運用要領により、迅速に復旧を行うとともに、速やかに電力供給施設等の被害状況の調査を行い、被害の拡大防止と応急復旧等電力供給に必要な措置を講じる。

4 他電力会社間の電力融通

電気事業者は、災害が発生し、電力供給に著しい不均衡が生じた場合は、「全国融通電力受給契約」、「二社融通電力受給契約」に基づき、緊急融通を行う。

5 災害時における広報

電気事業者は、被害状況及び復旧状況に関して関係機関に連絡するとともに、当該地域への広報を行う。

6 対策要員等の確保

電気事業者は、防災体制が発令された場合、防災計画の出動計画に基づき、対策要員を確保する。なお、交通途絶等により出動できないものは、最寄りの事業所に出動する。

7 災害復旧用資機材の確保

電気事業者は、事業所に保有する応急措置用資材を優先使用するとともに、不足する場合は、本店、支社及び関係業者等から緊急転用措置をとる。

8 危険予防措置

電気事業者は、送電が危険な場合および警察、消防機関等から要請があった場合、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

9 広域応援体制の確立

電気事業者は、対策要員等の確保、復旧資機材の確保、電力の融通など応急対策に関し、広域応援体制をとるよう努める。

10 設備の応急復旧

電気事業者は、次のとおり各種設備の応急復旧を行う。

なお、復旧に当たり可能な限り早期送電に努めるとともに、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して迅速、適切に実施する。

(1) 水力・火力・原子力発電設備

共通機器、流用可能部品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(2) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。

(3) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置を行う。

(4) 配電設備

応急復旧機材を活用し、応急復旧工法標準マニュアルに基づき、迅速確実な復旧を行うとともに、重要性の高い地区には、移動用発電機を設置する。

(5) 通信設備

回線構成の一部変更、移動無線機、可搬型衛星通信設備等の活用により、通信を確保する。

11 復旧の順位

各設備ごとにあらかじめ定めてある復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も高いものから復旧を行う。

第4節 電信電話施設

電信電話事業者は、災害が発生したときは、次により臨時的措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るとともに、被災した電気通信設備等の応急復旧工事を速やかに実施する。

1 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

(1) 通信の非常疎通措置

- ア 応急回線の作成、中継順路の変更等、疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ、災害応急復旧用無線電話機等の運用、臨時公衆電話の設置等を図る。
- イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法等の定めるところにより、臨時に利用制限等の措置を行う。
- ウ 非常緊急通話又は非常緊急電報は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- エ 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。
- オ 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとる。
- カ 災害救助法が適用された場合等は、指定避難所等への特設公衆電話の設置を図る。
- キ 災害用伝言ダイヤル「171」を開設する。

(2) 通信の途絶措置

- ア 衛星通信無線車、可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の復旧を図る。
- イ 電力設備被災局には、移動電源車を使用し、復旧を図る。
- ウ 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置により、復旧を図る。

(3) 災害時における広報

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

また、広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車による巡回広報等により地域の顧客に対する広報も積極的に実施する。

(4) 対策要員の広域応援

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信の確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等の稼働を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制を計画に基づき確立し、運用する。

(5) 災害時における災害用資機材の確保

ア 災害用資機材は、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達若しくは資材部門に要求する。

イ 災害対策用資機材の輸送は、ヘリコプター、車両等により行う。

ウ 必要に応じ、災害対策用資機材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、県及び市の災害対策本部等に依頼して迅速な確保を図る。

(6) 被災地の情報流通支援

ア 災害救助法が適用された地域については、特設公衆電話を設置するとともに、停電時には公衆電話の無料化を図る。

イ 被災者が必要とする行政やボランティア等から発信される各種情報や被災者からの情報を流通させるため、日常使用しているパソコンやLANを活用したコンピュータネットワークづくりに努める。

(7) 設備等の応急復旧

ア 被災した電気通信設備等は、被災状況に応じた復旧工事を実施し、最優先に重要通信を確保する。

イ 災害発生後、速やかに被害状況把握や緊急回線作成を行うため、西日本電信電話株式会社四国支店で約60名程度のレスキュー隊が編成できるよう、復旧要員を登録している。

ウ アクセス系の被災状況を半日間で大まかに推定、4日程度で被災設備を完全に把握できるようにしている。

(8) 災害復旧

ア 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。

イ 被災地における地域復興計画の作成・実施に当たっては、これに積極的に協力する。

2 株式会社NTTドコモ

(1) 臨時回線を設定するほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。

(2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとる。

(3) iモード災害伝言板を開設する。

3 KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

(1) 電気通信施設の整備及び保全

(2) 災害時における電気通信の疎通

(3) 災害用伝言板サービスの提供

第5節 ガス施設（プロパンガス）

1 応急措置及び復旧対策

- (1) ガス事業者は、災害が発生し、設備に危険が想定される時には、設備を緊急停止し、設備の緊急点検及び被災設備の応急保安処理を行い、二次災害の防止に努める。
- (2) ガス施設、住居、道路等の被害状況及びガス施設の点検結果により、ガス供給を地域的に遮断する。
- (3) 製造所の設備及びガス導管等の災害復旧は、事業者の支店及び関連会社等により速やかに復旧する。
- (4) 被災した製造所等の設備が復旧された後、設備の安全性を確認のうえ、ガスの製造を再開する。
- (5) 供給停止地域については、ガス施設の安全を確保した地区より、速やかにガス供給の再開を行う。
- (6) 指定避難所等に臨時に必要な燃料の供給を行う。

2 資材及び要員の確保

点検及び復旧が困難な場合は、他市町の事業者・販売店へ応援を要請し、資材及び要員の確保に努める。

3 広報の実施

ガス事業者及び販売者は、報道機関、防災関係機関に対して、被災の状況、災害復旧の現状と見通し等について情報の提供を行い、利用者に対しては、報道機関による放送や広報車等を活用し、ガス栓の閉止と安全使用の周知徹底を行う。

第6節 廃棄物処理施設

施設の早期復旧に努めるとともに、「第21章 清掃活動」のとおり、ごみ及びし尿の収集・運搬・処分を適切に行う。

第 32 章 郵政事業の運営維持

日本郵便株式会社四国支社は、災害時においても各種の郵便事業の運営維持に努める。

第 1 節 郵便物の送達の確保

被災地における郵便の運送及び集配の確保又は、早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は、集配の経路又は、方法の変更、臨時集配便の開設等の応急対策を講じる。

また、指定避難所等に避難した人にも送達できるよう市との避難者情報の共有手段の確保に努める。

第 2 節 郵便局の窓口業務の維持

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不可能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設及び窓口取扱時間又は、取扱日の変更等の措置を講じる。

第 33 章 公共土木施設等の確保対策

災害の発生により、公共土木施設等が被害を受けた場合、直ちに専門技術者により、施設、設備の調査を実施し、被害状況を把握して、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に応急復旧を速やかに行う。

また、降雨等による二次的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を行い、危険性の高い箇所については、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防御柵の設置等の応急工事を実施する。

さらに、協定等を締結した建設業協会の協力を得て、障害物の除去、二次災害の防止工事、応急復旧、通行規制等に必要の人員、資機材の確保に努める。

なお、必要に応じ、報道機関や住民に対して、緊急物資の輸送拠点、緊急輸送道路及び公共土木施設等の状況等の情報を提供する。

第 1 節 道路施設

- 1 道路管理者は、道路の被害、落橋の有無、道路上の障害物の状況等について調査し、被害状況を県に報告するとともに、状況に応じた応急措置を実施し、交通の確保に努める。
- 2 通行が不能又は危険な路線、区間については、警察に通報するとともに、状況によっては通行止等の措置を講じ、迂回路がない場合は、仮道、仮栈橋の設置など、早期に通行の確保を図る。
- 3 上下水道、電気、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報するとともに、現場付近の安全確保に努める。

第 2 節 河川管理施設

堤防、護岸その他河川管理施設が被害を受けた場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害状況を県に報告するとともに、必要な措置を実施する。また、河川等の機能を確保するため、河川、排水路等の巡視を行い、特に、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所の仮設物等につかえる浮遊物や障害物の除去作業を実施する。

第 3 節 海岸保全施設

堤防、護岸等の海岸保全施設が破壊、損壊等の被害を受けた場合は、被害状況を県に報告するとともに、浸水被害及び施設の増破を防ぐため、土のうや矢板による応急処置等を行い、被害の拡大防止に努める。

第 4 節 港湾施設

港湾施設が被害を受けた場合は、早急に被害状況を把握し、県に報告するとともに、二次災害による危険性の有無、施設の使用可否の決定を行い、関係機関の協力を得て、必要な措置を講じる。

また、八幡浜港は特定地域振興重要港湾に指定されており、災害時における避難、救助、緊急物資及び復旧機材の運送に利用されるなどの役割を果たす重要な施設であり、速やかな応急復旧を行い、海上輸送の確保に努める。

第 5 節 漁港施設

漁港施設が被害を受けた場合は、早急に被害状況を把握し、県に報告するとともに、二次災害の危険性の有無、施設の使用可否の決定を行い、関係機関の協力を得て、必要な措置を講じる。

第 6 節 農地・農林業施設

農地・農林業施設が被害を受けた場合は、早急に被害状況を把握し、県に報告するとともに、被害が拡大しないよう応急措置を実施し、この災害に起因して二次災害を誘発しないよう関係機関との連絡を密にとり、適切な措置を講じる。

また、交通、水利等の施設災害を緊急に復旧する必要がある場合には、少なくともその機能を維持する程度まで復旧する。

第 7 節 情報システム

情報システム管理者は、災害発生時における情報システムの確保対策として、次のような対策を講じる。

- 1 速やかに情報システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。
- 2 情報システムに障害が生じた場合は、保守会社等の協力を得て、速やかに復旧対策を講じる。

第 34 章 危険物施設等の安全確保

災害により、危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

第 1 節 火薬類の保安対策

災害により、火薬庫が危険な状態となった場合は、責任者は応急措置を講じるとともに、警察官、消防機関又は海上保安官に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に連絡するとともに、災害防止のため、次の緊急措置を講じる。

- 1 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移動する場合は、必ず見張人を付け、関係者以外の者の立入を禁止する。
- 2 1 の措置を講じる余裕がない場合は、火薬類を水槽等の水中に沈める等の爆発防止措置及び盗難防止措置を講じること。
- 3 爆発による被害を受けるおそれのある地域は、立入禁止の措置を行うとともに、危険区域内の住民を避難させるための措置を行う。

第 2 節 高圧ガスの保安対策

災害により、高圧ガス事業所が危険な状態となった場合は、責任者は応急措置を講じるとともに、知事（消防防災安全課）、警察官及び消防機関に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に連絡するとともに、災害防止のため、次の緊急措置を講じる。

- 1 発災事業所に対し、一切の作業を中止させ、設備内のガスを安全な場所に移動させ、放水による冷却等適切な措置を行う。
- 2 発災事業所周辺の住民の安全を確保するため、危険区域を定め、必要に応じて区域の住民に対し、避難させるための措置を行う。
- 3 水害による高圧ガス容器の流失が認められた場合は、流失容器による災害防止のため、市、警察官及び消防機関等相互の連絡を密にし、回収に努める。

第 3 節 石油類の保安対策

石油類による災害を防止するため、市、県及び関係機関は、危険物製造所、貯蔵所、取扱所の火災、水害時に際し、各機関相互に緊密な連絡を図り、次の緊急措置を講じる。

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、施設の管理者及び保安監督者は、危険物の取扱作業を中止し、安全な場所へ移動させ、流出、出火等の防止措置を行うとともに、消防機関に通報する。
- 2 通報を受けた者は、直ちに災害防止の緊急措置をとるほか、必要に応じ、付近の住民を避難させるための措置を行う。

《資料編：4-22 危険物等取扱所一覧表》

第4節 毒物劇物の保安

製造業者等は、毒物劇物等の施設が災害により被害を受けた場合、又は毒物劇物を運搬移送中において流出、飛散、漏えい等災害が発生した場合は、関係機関と連携を図り、応急対策を講じる。

1 製造業者等の活動

毒物劇物の製造業者、販売業者、電気めっき業者、金属熱処理業者及び運送業者又は毒物劇物取扱責任者は、毒物劇物が流出、飛散、漏えい等災害が発生した場合、直ちに保健所、警察及び消防機関に通報するとともに、毒物劇物の回収、その他危害防止のために必要な措置を講じる。

2 関係機関の活動

通報を受けた保健所、警察及び消防機関は、相互に連絡をとり、地域住民及び通行人等に対し、周知徹底を図り、危険又は汚染地域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出、避難誘導等の措置を講じる。

また、飲料水を汚染するおそれがある場合には、関係市町に通報連絡するなど、万全を期する。

第 35 章 海上災害応急活動

船舶又は海洋施設その他陸上施設の事故により、遭難、火災又は大量流出油等の海上における災害が発生し、船舶乗組員、沿岸住民、船舶、水産資源等に被害を及ぼすおそれのある大規模な災害が発生した場合、防災関係機関相互が密接に連携して各種応急対策を実施することにより、人命や船舶の救助、消火活動、油拡散防止、付近船舶の安全確保及び沿岸住民への被害拡大防止に努め、被害の局限化を図る。

第 1 節 実施責任機関

1 大規模海難が発生した場合

海上保安部が中心となり、市、県、警察等のほか、状況に応じて漁業協同組合、その他諸団体又は住民等に協力を求めて応急対策を実施する。

また、必要に応じて災害対策本部を設置し、海上保安部を中核とする総合連絡体制を整備し、関係機関が連絡を密にして応急対策に当たる。

2 大量流出油等災害の場合

排出原因機関（者）の責任において処理するものとするが、市、消防機関、海上保安部、県、港湾・漁港管理者、警察、四国地方整備局、排出の原因者が連携のもと応急対策に当たるほか、状況に応じて漁業協同組合、関係企業、住民等に協力を求めて応急対策を実施する。

なお、排出油等の防除に関する協議会による流出油等防除活動を必要とする場合は、宇和海地区大量排出油等防除協議会長（宇和島海上保安部長）又は松山地区排出油等防除協議会会長（松山海上保安部長）が総合本部を設置し、活動の調整を行う。

流出油等が沿岸に漂着し、又は漂着するおそれがあるときは、状況に応じて市及び県は災害対策本部等を設置し、関係機関の連携のもと、応急対策に当たる。

第 2 節 関係機関相互の通報連絡

市、県及び海上保安部等の関係機関は、次の通報連絡系統・内容に基づき、迅速かつ的確な通報連絡を相互に行う。

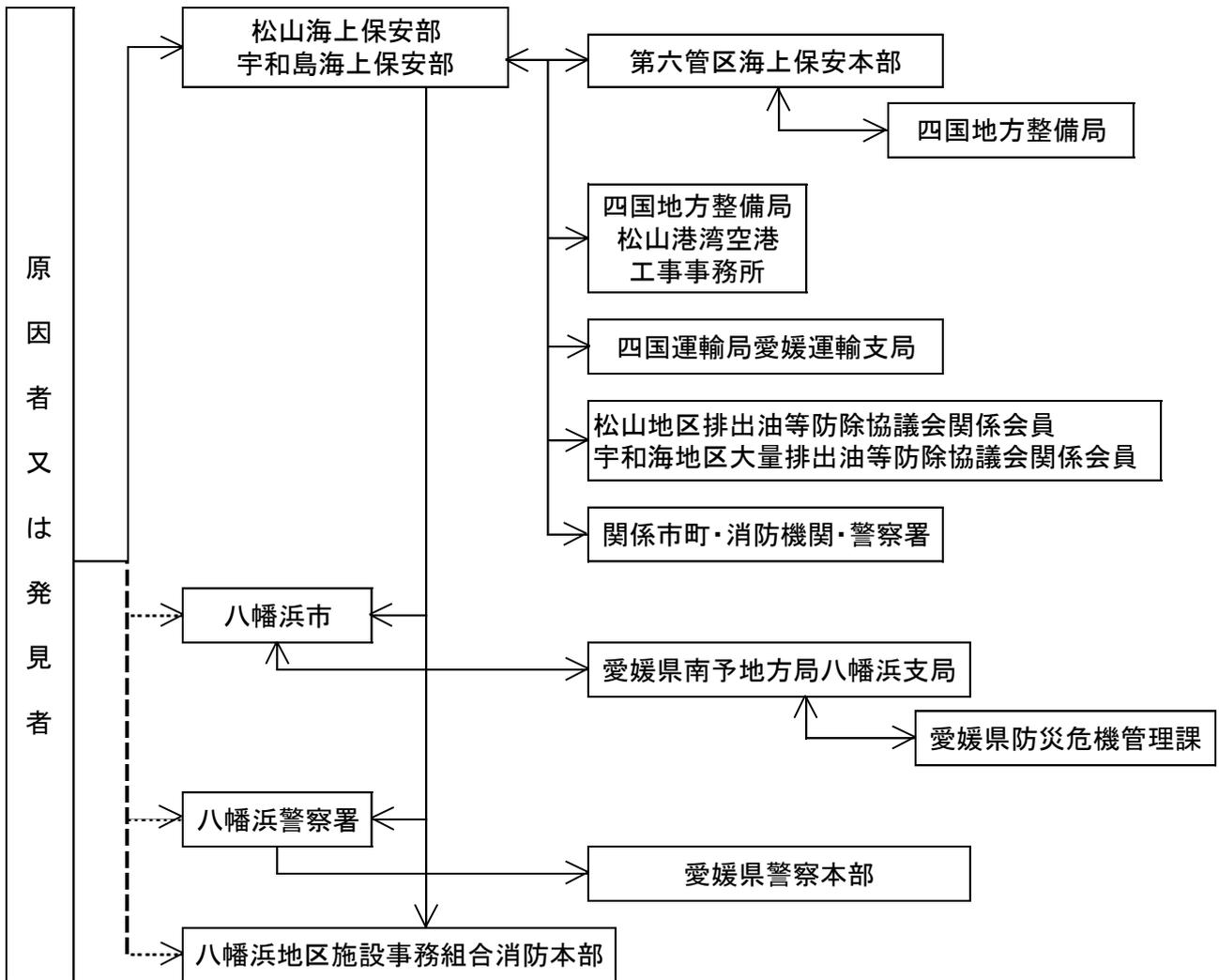
1 通報連絡系統

事故発生時等の通報連絡系統は、別表のとおりである。

2 通報連絡内容

- (1) 事故発生の日時及び場所
- (2) 事故の原因と被害の状況
- (3) 応急措置の状況
- (4) 復旧見込
- (5) その他必要な事項

情報連絡系統概要図



第3節 応急対策活動

1 市の活動

(1) 活動の内容

市は、海上災害が発生した場合、海上保安部、県等関係機関との連絡を密にしながら、おおむね次に掲げる活動を実施する。なお、流出油が沿岸に漂着し、又は漂着するおそれがある場合は、災害の状況に応じて災害対策本部を設置し、沿岸市町、漁業協同組合等関係機関との連携のもと、応急対策を実施する。

ア 的確な災害状況の実態の把握と連絡通報

イ 埠頭又は岸壁に係留された船舶の火災、又は陸上に延焼した火災の消火活動及び延焼防止措置

ウ 防除作業に必要な資機材の調達

エ 流出油の拡散防止及び除去又は処理等

オ 沿岸住民に対する災害広報

カ 警戒区域の設定及び立入り制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示等の発令

キ 県又は他の市町に対する応援要請

ク 災害救援ボランティアの受入れ、調整

ケ 陸上部における救援、救助活動

コ 事故拡大防止のための消火その他消防活動

(2) 災害対策本部の設置

災害の状況に応じ、災害対策本部を設置し、海上保安部、県、警察等関係機関と連携を図り、応急対策を実施する。

また、国の現地調整本部又は非常災害現地対策本部及び現地災害対策本部が設置された場合には、これと連携を図るため、直ちに市現地災害対策本部を設置し、現地での統一的な防災活動を実施する。

(3) 流出油防除資機材の調達

流出油の防除に必要な資機材の調達に当たっては、市保有の資機材及び市内事業者保有の資機材を中心に調達するとともに、必要に応じて、県、他市町等に応援を要請する。

ア 油吸着マット

イ 油処理剤

ウ オイルフェンス

エ 油吸収ポンプ

オ 消火剤

カ 空ドラム缶

キ ひしゃく

ク むしろ

ケ 土のう

コ 油回収船等

2 海上保安部の活動

海上における災害が発生したときは、被害規模等の情報の収集を行い、その情報に基づき、所要の体制を整備するとともに、人命の救助、救急活動、消火活動、海上交通の安全確保等を進める。また、災害応急対策の実施に当たっては、関係機関等と緊密な連携を図る。

(1) 情報の収集・伝達

海上における事項に関し、関係機関等と密接な連絡をとるとともに、船舶・航空機、航行警報等を活用し、積極的に情報を収集・伝達する。

(2) 海難救助等

災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、海難救助を行う。

(3) 流出油等の防除

船舶又は海洋施設その他施設から海上に大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 流出油等の拡散、性状等の調査、評価及び関係機関への提供

イ 防除措置義務者への指導等

ウ 緊急に防除措置を講ずる必要があると認められるときは

(ア) 巡視船艇等による防除作業

(イ) 海上災害防止センターへの指示

(ウ) 関係機関への防除措置等の協力要請

(4) 緊急輸送

必要に応じ又は要請に基づき、迅速かつ積極的に、傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送を行う。

(5) 海上交通安全の確保

船舶の航行制限又は禁止、火気の使用制限又は禁止の措置及び危険区域付近の警戒並びに付近船舶への避難勧告・退去命令等を行う。

(6) 治安の維持

情報の収集に努め、必要に応じ、船舶・航空機等により、犯罪の予防・取締り、警戒を行う。

(7) 危険物の保安措置

必要に応じ、危険物積載船舶等の移動命令等の指導を行い、危険防止措置を講ずる。

(8) 広報

災害発生後は、海上の安全の確保及び住民の理解と協力を図るため、関係機関等と連絡調整を図りつつ、適宜、適切な広報を実施する。

(9) 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援

要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、陸上における救助・救急活動等を支援する。

《資料編：4-23 海上保安部所属船艇一覧表》

3 県の活動

県は、おおむね次の応急活動を実施する。

- (1) 災害情報の収集及び関係機関への通報、伝達
- (2) 応急対策上必要な資機材の調達並びに応急対策物資のあっせん及び運送
- (3) 自衛隊に対する災害派遣要請
- (4) 関係機関との連絡調整及び応援要請
- (5) 災害救援ボランティアの受入れ、調整
- (6) その他応急対策活動のための必要な事項

4 警察署の活動

警察署は、おおむね次の応急活動を実施する。

- (1) 警備艇による流出海面のパトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等、危険行為の警察取締り
- (2) 危険防止又は民心安定のための広報活動
- (3) 沿岸警戒区域の設定
- (4) その他災害現場における必要な措置

5 漁業協同組合の活動

- (1) 漁民に対する情報の伝達
- (2) 油が漂流又は漂着のおそれのある漁具等の自衛措置
ア 漁具周辺へのオイルフェンスの展張
イ 漁具の移動
- (3) 漁船の出動による油の吸着、処理剤の散布等の防除作業

6 関係団体・企業等の活動

- (1) 事故の状況を海上保安部、その他関係機関に通報
- (2) 排出油防除資機材の備蓄及び調達
- (3) 自力による排出油防除作業
- (4) 海上保安部の指示に基づく応急防除作業
- (5) その他必要な事項

7 排出油等防除協議会の活動

宇和海地区大量排出油等防除協議会又は松山地区排出油等防除協議会は、宇和海地区又は松山地区において、大量の排出油事故が発生した場合、各構成機関が協議し、連携して効果的に広域防災活動を推進する。

協議会が行う業務は、次のとおりである。

(1) 排出油防除計画の策定

- ア 情報の連絡
- イ 人員、施設、器材の動員・輸送
- ウ 出動船艇相互間の通信連絡
- エ その他必要事項

(2) 排出油防除に必要な施設、器材の整備及び開発の推進

- ア 排出油防除システムの開発
- イ 排出油防除に関する研修及び訓練
- ウ 排出油防除活動の実施の推進
- エ 排出油処理剤の使用に関する事項
- オ その他排出油防除に必要な事項

《資料編：2-36 宇和海地区大量排出油等防除協議会会則》

《資料編：2-37 宇和海地区大量排出油等防除協議会会員名簿》

《資料編：2-38 宇和海地区大量排出油等防除協議会資機材保有状況》

第4節 災害救援ボランティアの受入対策

大量に漂着した流出油の除去等の応急対策活動は、多くの人員が必要となり、市等の関係機関だけでは十分対応できないことも予想される。

このため、市は県に協力を求め、必要に応じ、災害救援ボランティアの募集を行うとともに、その受入対策に万全を期する。

1 市の活動

市は、ボランティアに対し、保健福祉総合センター、公民館及びその他市有施設など活動拠点を提供するとともに、被災地の情報、被災者のボランティアに対するニュース等の情報を提供し、地域の実情にあった活動が行えるよう、速やかに体制を整えるが、ボランティアの受入れについては、本編第27章「ボランティア活動対策」による。

2 ボランティアの活動分野

ボランティアが実施する主な活動内容は、次のとおりである。

- (1) 応急復旧現場における危険を伴わない簡易な作業
- (2) 炊き出し、食料等の配付
- (3) 援助物資や義援金の仕分け、輸送
- (4) 清掃
- (5) その他上記作業に類した作業

第 36 章 雪災害防止活動

市は、雪による災害の発生に対応するため、県と連携しながら対応策を定め、災害の未然防止とその拡大を防ぎ、住民生活の安定を図る。

第 1 節 道路の除雪対策

1 幹線道路の優先確保

市は、優先的に除雪する幹線道路を定め、緊急を要する区間から速やかに除雪を実施し、交通の確保を図る。

2 除雪の開始時期

市は、降雪状況から、除雪が必要と判断された時点で開始する。

3 除雪体制の整備

市は、幹線道路の除雪を迅速かつ円滑に実施するために、市内の除雪機械及び設備の配置状況を把握するとともに、重機を所有する建設土木関係事業者と協定を交わし、緊急の除雪体制に備えるものとする。

4 排雪場の確保

市は、大量の雪の排出先を確保し、円滑な除雪を推進する。

5 災害発生時における広報活動

道路管理者は、安全で円滑な道路交通情報の確保のため、降雪時における道路通行規制箇所あるいは、迂回路などの道路情報を報道機関、道路情報提供装置等を活用して、正確かつ迅速に道路利用者に提供する。

6 道路管理者の措置命令等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

第 2 節 学校教育機関の対応

1 施設保全対策

市は、老朽化した建物など、雪による倒壊が心配される施設の整備に努め、施設保全対策の万全を期す。

2 関係機関との連絡

学校長は、降雪により児童生徒等の登下校が不可能と判断した場合は、緊急連絡網等を利用し各家庭に連絡するとともに、交通機関等との連絡に努める。

第 37 章 大規模火災応急活動

市は、気象条件などの影響から大規模な火災が発生した場合、迅速な対応に努め、延焼を防止し、負傷者等の速やかな救出救助を実施する。

第 1 節 大規模火災への対応

火災の発生状況、人的被害等の状況を収集し、県及び関係機関へ通報する。なお、消防庁の定める「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する火災の場合は、遅滞なく消防庁にも連絡する。

市、消防本部、消防団は、それぞれ連携して直ちに現場に出動し、消防活動を実施するとともに、災害の拡大を全力で防止する。

第 2 節 応援の要請

市の消防力では対応が不可能と判断される場合は、応援協定に基づき、近隣の市町及び消防機関に応援を要請する。

また、火災の規模及び被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断される場合は、速やかに県に対して、自衛隊の派遣要請を実施する。

第 3 節 人的被害に対する対応

市は、本編第 18 章「医療救護活動」に基づき、医療救護班を編成し応急的な対応をした後、後方医療機関へ移送する。

第 4 節 避難誘導、被害状況の把握

市は、火災の状況に応じて、自主防災組織、警察等の協力を得ながら火災現場周辺の住民等の避難誘導を実施し、被害状況を把握する。なお、要配慮者の避難誘導に対しては、十分に配慮する。

第 38 章 応急教育活動

学校施設の被災及び児童生徒等の被災により、通常の教育を行うことができない場合、応急教育の体制を早期に確立し、速やかに実施する。

第 1 節 実施体制

- 1 市立小中学校の応急教育並びに市立文教施設の応急復旧は、市教育委員会が行う。
- 2 県立学校の応急教育は、県教育委員会が実施する。
- 3 災害に対する各学校等の応急措置については、学校長が具体的な応急対策を立てて行う。
- 4 学用品の支給は市長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行うが、知事の委任に基づき市長が行う。

第 2 節 応急計画の作成

学校長は、学校の立地条件等も考慮し、あらかじめ災害時の学校施設の応急整備、応急教育の方法等について、計画を定めておく。

第 3 節 応急措置

- 1 教育委員会は、施設の被害状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連携をとり、被害僅少地域の学校施設、公民館、その他民有施設を借り上げるか、又は応急仮設校舎を建設する等、速やかに授業ができるよう措置する。なお、応急仮設校舎の建設に当たっては、被害の状況により、必要があるときは市又は地域の住民の協力を求めるとともに、関係機関に協力を要請して短期間に完成させる。
- 2 学校長は、災害の状況に応じて、次のような措置を講じる。
 - (1) 在校時の場合は、災害の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努めること。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じること。
 - (2) 登下校時、夜間、休日等の在校外時の場合は、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるほか、臨時休校等適切な措置を講じること。
 - (3) 災害の規模、児童生徒等及び教職員並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会と連携し、災害対策について万全の体制を確立すること。

第4節 応急教育の実施

1 園児、児童生徒の対応

災害が発生し、授業の継続が困難なとき、学校長等は、教育長等からの指示により、また、それが不可能なときは、学校長等の判断により、次の対応をとるものとする。

- (1) 園児、児童生徒を安全なところに避難させるとともに、学校長を中心に被害状況等の情報を集め、明確な指示、的確な対応をとる。
- (2) 授業継続の可否及び復旧対策を検討するなど、学校（園）運営の正常化に努める。
- (3) 被害状況に応じ、臨時休校（園）などの措置をとる。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底し、必要に応じて、園児、低学年児童に対しては教師が地区別に付き添う。
- (4) 休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を防災行政無線、電話等により、確実に園児、児童生徒に徹底させる。なお、休校措置の決定は、登校時間を考慮し、予想できる災害については、早期にその情報を把握し、決定する。

2 学校施設の確保

- (1) 教育委員会は、施設の被害状況を速やかに把握し、関係機関との連携をとり、公共施設等の使用及び仮設校舎の建設など、県及び地域住民の協力を求め、速やかに授業ができるよう措置する。また、応急仮設校舎の建設に当たっては、関係機関に要請する。
- (2) 学校長は、災害の状況に応じて、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等及び教職員並びに施設等の状況を速やかに把握するとともに、教育委員会と連携し、災害対策について万全の体制を確立する。
- (3) 各学校ごとの応急教育を行う予定場所をあらかじめ調査し、決めておく。

3 教員の被災による不足教員の確保

- (1) 被災教職員が僅少のときは、校内において調整する。
- (2) 被災教職員が多数で1学校で調整できないときは、授業の実施状況に応じ、教育委員会が管内の学校間において調整する。
- (3) 教育委員会において調整できないときは、県教育委員会と緊急連絡をとり、教職員の確保に努める。

4 給食等の措置

教育委員会は、応急給食の必要があると認めたときは、本編第14章「食料供給活動」に準じて、応急給食を実施する。

5 保健、衛生に関する事項

- (1) 被災教職員、園児、児童生徒の保健管理

被災の状況により、被災学校の教職員、園児、児童生徒に対し、臨時予防接種や健康診断を実施する。

- (2) 被災学校の清掃、消毒

学校が浸水等の被害を受けた場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、保健所の指示又は協力により、校舎等の清掃、消毒を行う。

6 学校が地域の指定避難所等となった場合の留意事項

- (1) 学校長は、指定避難所等に供する施設、設備の安全を確認し、責任者に対し、その利用について必要な指示を行う。
- (2) 教育委員会は、学校管理に必要な教職員を確保し、施設、設備の保全に努める。
- (3) 避難生活が長期化する場合においては、学校長は、応急教育活動と避難活動との調整について、市等と必要な協議を行う。

第5節 学用品等の調達及び支給

学用品等の給付は、災害救助法を適用した場合、知事が行うものとするが、知事が委任した場合、市長が行う。

1 調達方法

- (1) 教科書については、被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとに、その数量を速やかに調査し、県に報告するとともに、その指示に基づいて教科書供給書店等に連絡し、その供給を求め、また、市内の他の学校並びに他市町に対して、使用済古本の供与を依頼する。なお、不足する場合は、県に対し、調達供与を依頼する。
- (2) 学用品については、県から送付を受けたものを配付するほか、県の指示により、基準内で調達する。

2 支給対象者

住居が全焼、流失、半壊又は床上浸水の被害を受けた児童生徒等で、教科書、学用品を滅失又は損傷した者に対して支給する。

3 支給の方法

教育委員会は、学校長と緊密な連携を保ち、支給の対象となる児童生徒等を調査把握し、支給を必要とする学用品の確保を行い、各学校長を通じて、対象者に支給する。

4 支給品目

以下の3種類の範囲内に限られるが、文房具、通学用品については、例示した品目以外のもので被害状況程度等実情に応じ、適宜調達支給する。

- (1) 教科書及び教材（教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書以外の教材で、教育委員会に届出又は承認を受けているもの）
- (2) 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）
- (3) 通学用品（運動靴、傘、カバン、長靴等）

5 支給の基準及び期間

教科書、文房具及び通学用品の基準及び期間は、愛媛県災害救助法施行細則（「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表）に準じて行う。

《資料編：4-3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表》

《資料編：4-24 児童生徒等数一覧表》

第 6 節 文化財の保護

- 1 文化財に関する災害予防については、それぞれの文化財の所有者、管理責任者が、必要な次の対策を講じる。
 - (1) 災害発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立
 - (2) 安全性の確保された他の施設等への文化財の搬出と復旧のための支援体制の整備
 - (3) 文化財等の補強工事の実施
 - (4) 日常の維持管理による部分的・応急的な補修の実施
- 2 文化財が被災した場合、所有者又は管理者は、消防機関等に通報するとともに、速やかに市教育委員会を経由して、県教育委員会に被災状況を報告する。

第 39 章 災害警備対策

大規模災害発生時には、多数の住民が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居や家財が喪失して、地域社会が極度の混乱状態にあるため、市及び警察は、関係機関、団体等と協力して、人心の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講じる。

第 1 節 市の活動

1 住民への広報

市は、各種情報の不足や誤った情報等のため、地域に流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民に対して正確な情報及び住民のとるべき措置等について、呼びかけを実施する。

2 県に対する要請

市は、当該地域の社会秩序を維持するため必要と認めたときは、県に対し、応急措置又は広報の実施を要請する。

3 生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策

- (1) 生活関連物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策を実施
- (2) 必要に応じ、物価の安定を図るための施策を実施

第4編 災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しながら市、県が主体的に取り組み、国や関係機関等の協力と適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設等の復旧を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

また、市、県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状回復を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

なお、復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、要配慮者の参画を促進する。

第1章 公共施設等復旧対策

公共施設等の復旧対策は、災害発生後、被災した各施設の原形復旧を基本にしつつも、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える対策事業計画を速やかに樹立し、社会経済活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

また、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、復旧予定時期を明らかにするよう努める。

第1節 実施主体

- 1 市長、その他の執行機関の長
- 2 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、知事
- 3 指定公共機関の長、指定地方公共機関の長
- 4 その他法令による災害復旧の実施について責任を有する者

第2節 災害復旧事業対策の種類

公共施設の災害復旧事業の種類は、おおむね次のとおりである。なお、特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害が発生し、円滑かつ迅速な復興が必要な場合は、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)に基づき、国に対して災害復旧事業等に係る工事の代行を要請する。

さらに、県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

1 公共土木施設災害復旧事業

- (1) 河川災害復旧事業
- (2) 海岸災害復旧事業
- (3) 砂防設備災害復旧事業
- (4) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (5) 地すべり防止施設災害復旧事業
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- (7) 道路、橋りょう災害復旧事業
- (8) 港湾災害復旧事業
- (9) 漁港災害復旧事業
- (10) 下水道災害復旧事業
- (11) 公園災害復旧事業

2 農林水産業施設災害復旧事業

3 都市災害復旧事業

4 中小企業施設災害復旧事業

5 上水道施設災害復旧事業

6 社会福祉施設災害復旧事業

7 公営住宅災害復旧事業

8 学校施設災害復旧事業

9 生涯教育施設災害復旧事業

10 公立医療施設、病院等災害復旧事業

11 その他の災害復旧事業

第3節 災害廃棄物の処理

大規模な風水害等の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

- 1 市及び県は、災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- 2 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- 3 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

第4節 激甚災害の指定

甚大な被害が発生した場合には、速やかに被害の状況を調査把握し、早期に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るための適切な措置を講じる。

- 1 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、知事に報告する。
- 2 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部に提出する。

第5節 緊急災害査定促進

災害が発生した場合には、速やかに公共施設の災害を調査し、必要な資料を作成し、災害査定促進の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業が迅速になされるよう努める。

なお、特に緊急な公共施設の復旧が必要な場合には、災害査定を待つことなく、応急工事に着手する。

第6節 海上災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興に当たり、災害により、地域の社会経済活動が低下する状況を鑑み、可能な限り迅速かつ円滑に被災地の生活再建を支援できるように関係機関と連携を図りつつ、海洋環境の汚染防止及び海上交通安全の確保に努める。

1 海洋環境の汚染防止

被害物等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講じるよう指導する。

2 海上交通安全の確保

災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通安全を確保するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
- (2) 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、工事関係者に対し、工事施行区域・工事期間の調整等事故防止に必要な指導を行う。

第2章 復興計画

多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。また、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があることから、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら被災者の生活支援の措置を講じる。

さらに、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニケーションが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分配慮する。

第1節 復興計画の作成

1 計画の策定

市長は、必要があると認めたときは、復興計画を策定する。

2 計画の構成

計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。

3 計画の基本方針

計画策定に当たっては、市の総合計画との調整を図る。

4 計画の公表

計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配付するなどにより、住民に周知し、被災地の復興を促進する。

5 国・県との調整

計画策定に当たっては、国や県等との調整を行う。

6 大規模災害からの復興に関する法律の活用

特定大規模災害が発生した場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、復興を推進する。

(1) 県は、国が定める復興基本計画に即して、県復興方針を定める。

(2) 市は、復興基本方針及び県復興方針に即して単独で又は県と共同で復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(3) 県は、市から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、事務の遂行に支障のない範囲内で、市に代わって必要な都市計画の決定等を行う。

- (4) 県は、復興計画の作成等のため必要がある場合は、関係行政機関若しくは関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対して職員の派遣のあつせんを求める。
- (5) 市は、復興計画の作成等のため必要がある場合は、関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は知事に対して職員の派遣のあつせんを求める。

第2節 防災まちづくりを目指した復興

- 1 市及び県は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- 2 市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- 3 市及び県は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。
- 4 市及び県は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路・避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾など、骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝の整備等、ライフラインの耐震化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけではなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努める。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。
- 5 市及び県は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- 6 市及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。

- 7 市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行う。
- 8 市及び県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- 9 市及び県は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分配慮する。

第3節 復興財源の確保

復旧・復興対策を円滑に実施するため、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保に努める。

1 財政需要見込額の算定

被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。

- (1) 復旧・復興事業
- (2) その他

2 発災年度の予算執行方針の策定

緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

3 予算の編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための予算について、その編成方針を策定する。

4 復興財源の確保

復旧・復興対策を実施するためには、莫大な事業費が必要になるほか、災害の影響による税収の落ち込み等から、財政状況の悪化が懸念されることから、復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための財源確保に努める。

(1) 地方債の発行

復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。

- ア 災害復旧事業債
- イ 歳入欠かん等債
- ウ その他

(2) その他の財源確保策

復興を目的とした公営競技の開催等による復興財源の確保を検討する。

第3章 災害復旧資金

災害からの速やかな復旧を図るため、各機関は、災害時における復旧資金計画を作成する。

第1節 中小企業を対象とした支援

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

1 中小企業の被災状況の把握

県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。

2 事業の場の確保

事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ、実施する。

3 支援制度・施策の周知

中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

第2節 農林漁業者を対象とした支援

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

1 農林漁業者の被災状況の把握

農林漁業者の被災状況調査を、県と連携し実施する。

2 支援制度・施策の周知

農林漁業者を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

第4章 被災者等の支援計画

災害により被害を受けた住民の速やかな復旧を図るため、市及び関係機関は、次のとおり被災者支援措置を講じる。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第1節 要配慮者の支援

要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが困難である場合が多いことから、速やかに安定した生活が回復できるよう支援を行う。

1 被災状況の把握

次の事項を把握して県に報告する。

- (1) 要配慮者の被災状況及び生活実態
- (2) 社会福祉施設の被災状況

2 一時入所の実施

県を通じ社会福祉施設や関係機関等と連絡のうえ、社会福祉施設等への一時入所が必要な要配慮者に対して一時入所を実施する。

3 健康管理の実施・巡回健康診断

県（保健所）と協力して保健師、管理栄養士等による巡回健康相談を実施し、指定避難所等における要配慮者の健康状態を把握する。また、指定避難所等の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を求め、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。

4 成年後見制度の利用

義援金の受け取りや今後の財産管理等に関連して成年後見制度の利用が必要となる方や、成年後見人等の被災によって必要な支援が受けられなくなった方がいる場合に、これらの方々が適切に成年後見制度を利用できるようにする。

第2節 義援金等の受付及び配分

1 義援物資の募集

市及び県は、企業等からの義援物資を受け入れるため問い合わせ窓口を設置し、受入れを希望するもの、受入れを希望しないもの等、被災地のニーズを迅速に調査把握するとともに、その内容のリスト及び送り先をマスコミに公表することにより、義援物資の送付を要請する。また、現地の需要状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

また、義援物資の受入れに当たっては、被災地での仕分け等に非常に労力を要することについて理解を求め、被災地の求めるニーズに合致するもので、まとまった単位で送付されるもの等に限り義援物資として受け付ける。

なお、義援物資の提供者や企業等は、品名・品数を明示して梱包するなど被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮するよう努める。

2 義援金等の受付

県において、県共同募金会及び日本赤十字社愛媛県支部、義援金募集機関と共同し、又は協力して募集方法、期間及び広報の方法等を定めて義援金の募集を行うこととなるが、市においては、市への義援金を受け付けるために、市役所や各支所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設することを検討する。

3 義援金等の配分

統一的に義援金を配分するために、日本赤十字社、愛媛県共同募金会及び義援金募集機関等の関係団体から構成される配分委員会を県が設置し、公平かつ迅速に配分されることになる。

第3節 被災者に対する資金の貸付等

1 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金の支給等

(1) 災害弔慰金の支給

市は、八幡浜市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

ア 対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象

イ 災害弔慰金を支給する遺族

(ア) 配偶者

(イ) 子

(ウ) 父母

(エ) 孫

(オ) 祖父母

ウ 災害弔慰金の額

(ア) 主たる生計維持者 500万円

(イ) その他 250万円

(2) 災害障がい見舞金の支給

市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障がいがあるときは、当該住民に対し、災害障がい見舞金の支給を行う。

ア 対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象

イ 災害障がい見舞金の額

(ア) 主たる生計維持者 250万円

(イ) その他 125万円

ウ 支給の制限

エ 障がいの程度（法別表）

- (ア) 両眼が失明したもの
- (イ) 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- (ウ) 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
- (エ) 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
- (オ) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- (カ) 両上肢の用を全廃したもの
- (キ) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- (ク) 両下肢の用を全廃したもの
- (ケ) 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの

(3) 災害援護資金の貸付け

ア 市は、災害救助法による救助の行われる災害その他の政令で定める災害により、被害を受けた世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

イ 貸付限度額

- (ア) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - a 3分の1以上の家財の損害及び住居の損害がない場合 150万円
 - b 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 - c 住居が半壊した場合 270万円
 - d 住居が全壊した場合 350万円
- (イ) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - a 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円
 - b 住居が半壊した場合 170万円
 - c 住居が全壊した場合（dの場合を除く。） 250万円
 - d 住居の全体が滅失した場合（滅失には、全壊、全焼、流失の全てを含む。） 350万円
- (ウ) 被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等特別の事情がある場合
 - a 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷があり、かつ、住居が半壊した場合 350万円
 - b 世帯主の負傷がなく、かつ、住居が半壊した場合 250万円
 - c 世帯主の負傷がなく、かつ、住居が全壊した場合（住居の全体が滅失した場合を除く。） 350万円

ウ 償還期間

10年とし、据置期間はそのうち3年（厚生労働大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合にあつては、5年）

エ 利率

3%（据置期間中は無利子）

2 愛媛県生活福祉資金貸付制度要綱に基づく福祉資金の貸付

(1) 実施主体

社会福祉協議会

(2) 貸付対象者

他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障がい者世帯、又は日常的に介護を要する高齢者世帯を抱える世帯であって、災害を受けたことによる困窮から自立更生を図る必要がある者

(3) 貸付限度

150万円

(4) 据置期間

貸付けの日から6ヶ月以内

(5) 償還期間

据置期間経過後7年以内

(6) 貸付利子

連帯保証人を確保した場合は、無利子。連帯保証人を確保できない場合は、年1.5%。

3 被災者生活再建支援制度に基づく支援金の支給等

1 概要

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活再建を支援するものである。

2 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、かつ、災害規模が次のような場合に対象となる。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

3 支給対象世帯

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長時間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)

4 支給金額

以下の2つの支援金の合計額が支給される。

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

| 住宅の被害程度 | 全壊 (3①に該当) | 解体 (3②に該当) | 長期避難 (3③に該当) | 大規模半壊 (3④に該当) |
|---------|---------------|---------------|-----------------|------------------|
| 支給額 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 50万円 |

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

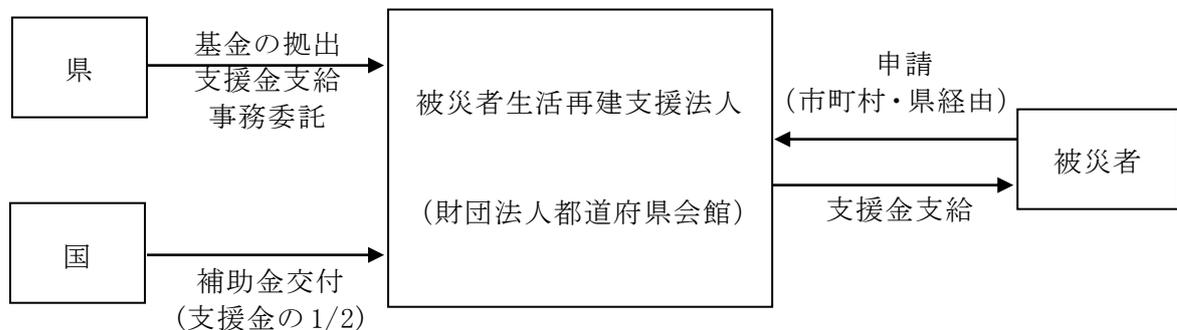
| 住宅の再建方法 | 建設・購入 | 補修 | 賃借 (公営住宅以外) |
|---------|-------|-------|----------------|
| 支給額 | 200万円 | 100万円 | 50万円 |

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

5 支援金の支給申請

- | | |
|------------|---|
| (申請窓口) | 市町村 |
| (申請時の添付書面) | ①基礎支援金 罹災証明書、住民票 等 ②加算支援金 契約書(住宅の購入、賃借等) 等 |
| (申請期間) | ①基礎支援金 災害発生日から13月以内 ②加算支援金 災害発生日から37月以内 |

6 支援金支給の仕組み



第4節 被災者の経済的再建支援

被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対して金銭の支給及び資金の融資等の経済支援を行い、被災者の生活再建支援と被災地の速やかな復興を図る。

1 被災状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

- (1) 死亡者数
- (2) 負傷者数
- (3) 全壊・半壊住宅数等

2 罹災証明の交付

各種の被災者支援措置を早期に実施するため、被災者からの申請に基づき、遅滞なく、災害による住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付する。なお、被害認定調査の実施に当たっては、「災害に係る被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を参考とする。

3 被災者台帳の作成

被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

4 災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。

5 被災者生活再建支援金の申請受付等

被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。また、迅速かつ的確に処理するための体制整備等も図る。

6 税等の減免

地方税法及び条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予、災害対策基本法第85条の規定により、国及び地方自治体は法律又は条例の規定に基づき、被災者の国税、地方税その他の徴収金について、軽減若しくは免除又は徴収猶予等の措置をとることができる。

第5節 被災者の生活確保

1 恒久住宅対策

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

また、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。

(1) 住宅復興計画の策定

県の住宅復興計画を踏まえながら調整を図り、住宅復興方針等を定めた市住宅復興計画を策定する。

(2) 県との協議

公営住宅や特定優良賃貸住宅等の供給に関する役割分担について県と協議する。

(3) 市営住宅等の供給

必要に応じ、災害公営住宅の整備や公営住宅、特定優良賃貸住宅等の市営住宅を供給する。

(4) 住宅に関する情報提供

相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

(5) 災害住宅に対する融資

火災、地震、暴風雨等の大災害によって住宅に被害を受けた者に対し、県等関係機関と協力して、住宅金融公庫の行う融資制度をあっせんし、早急に被災者の住宅確保が図られるよう努める。

2 災害住宅に対する融資

火災、地震、暴風雨等の大災害によって住宅に被害を受けた者に対し、県等関係機関と協力して、住宅金融公庫の行う融資制度をあっせんし、早急に被災者の住宅確保が図られるよう努める。

3 雇用機会の確保

災害により、収入の途を失った者の把握に努めるとともに、公共職業安定所等関係機関と協力して、臨時職業相談窓口の設置等により、適職への早期就職の促進を図る。

4 生活保護

(1) 生活保護法に基づく保護の要件を満たす被災者に対しては、その困窮の程度に応じて、最低生活を保障して生活の確保を図る。

(2) 被保護世帯が災害のため、家屋の補修等住宅の維持を必要とする場合で、災害救助法が適用された場合において、県は、規定額の範囲内で特別基準があったものとして、家屋補修費の支給を行う。

第6節 生活再建支援策等の広報

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力し、必要な情報や支援・サービスを提供する。

1 生活再建支援策の広報・PR

広報紙やホームページ等を活用し、災害関連情報や、次の内容を広報・PRする。

- (1) 義援金の募集等
- (2) 各種相談窓口の案内
- (3) 災害弔慰金の支給等に関する情報
- (4) 公営住宅及び民間住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報
- (5) 被災者生活再建支援金に関する情報
- (6) ボランティアに関する情報
- (7) 雇用に関する情報
- (8) 融資・助成情報
- (9) その他生活情報 等

2 総合相談窓口の設置

被災者からの問い合わせを一元的に受け付ける窓口を設置する。

3 被災者への説明

被災建築物の応急危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第7節 地域経済の復興と発展のための支援

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるための支援策を講じる。

また、市及び県は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

1 イベント・商談会等の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携し、イベント・商談会等を実施する。

2 誘客対策の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携し、誘客対策を実施する。